

平成 17 年

# 塩竈市議会会議録

(第113巻)

第3回定例会 9月8日 開会  
9月30日 閉会

塩竈市議会事務局

# 平成 17 年 9 月 定例会 日程表

会期 23 日間 (9 月 8 日 ~ 9 月 30 日)

月 日	曜日	区 分	会 議 内 容	会期
9 . 8	木	本会議	会期の決定、諸般の報告、請願第18号、議員提出議案第6号、承認第1号、認定第1号及び第2号、議案第57号ないし第69号、議案第70号ないし第72号	1
9	金	休 会		2
10	土	"		3
11	日	"		4
12	月	"		5
13	火	"	総務教育常任委員会 (北側委員会室) 10:00~	6
14	水	"	民生常任委員会 (北側委員会室) 10:00~	7
15	木	"	産業建設常任委員会 (北側委員会室) 10:00~	8
16	金	"	平成16年度決算特別委員会 10:00~	9
17	土	"		10
18	日	"		11
19	月	"	敬老の日	12
20	火	"	平成16年度決算特別委員会 10:00~	13
21	水	"	平成16年度決算特別委員会 10:00~	14
22	木	"	平成16年度決算特別委員会 10:00~	15
23	金	"	秋分の日	16
24	土	"		17
25	日	"		18
26	月	"		19
27	火	本会議	議案第57号ないし第69号(各常任委員会委員長議案審査報告) 請願第17号(産業建設常任委員会委員長請願審査報告) 請願第18号(総務教育常任委員会委員長請願審査報告)	19

月 日	曜日	区 分	会 議 内 容	会期
27	火	本会議	認定第1号及び第2号(平成16年度決算特別委員会委員長審査報告) 議員派遣の件	19
28	水	本会議	一般質問 志子田吉晃 議員      中川 邦彦 議員 伊藤 博章 議員	21
29	木	本会議	一般質問 鈴木 昭一 議員      曾我 ミヨ 議員 福島 紀勝 議員	22
30	金	本会議	一般質問 嶺岸 淳一 議員      吉川 弘 議員 伊藤 栄一 議員                      閉 会	23

塩竈市議会平成17年9月定例会会議録目次  
(9月定例会)

第1日目 平成17年9月8日(木曜日)

開 会	1
議事日程第1号	1
開 議	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	4
請願第18号	5
議員提出議案第6号	5
提案理由説明	5
採 決	6
承認第1号	6
提案理由説明	6
採 決	7
認定第1号及び第2号	7
提案理由説明	7
総括質疑	13
伊 勢 由 典 君	13
田 中 徳 寿 君	19
議案第57号ないし第69号	22
提案理由説明	22
総括質疑	33
伊 藤 博 章 君	33
小 野 絹 子 君	36
議案第70号ないし第72号	41
提案理由説明	41

採 決	42
散 会	43

## 第 2 日 目 平成17年 9 月27日 ( 火 曜 日 )

議事日程第 2 号	45
開 議	48
会議録署名議員の指名	48
議案第57号ないし第69号 ( 各常任委員会委員長議案審査報告)	48
討 論	52
曾 我 ミ ヨ 君	52
志子田 吉 晃 君	54
吉 川 弘 君	57
浅 野 敏 江 君	58
小 野 絹 子 君	59
伊 藤 栄 一 君	61
採 決	62
請願第17号 ( 産業建設常任委員会委員長請願審査報告)	62
請願第18号 ( 総務教育常任委員会委員長請願審査報告)	62
採 決	64
認定第 1 号及び第 2 号 ( 平成16年度決算特別委員会委員長報告)	64
討 論	68
伊 勢 由 典 君	68
佐 藤 貞 夫 君	70
採 決	73
議員派遣の件	73
採 決	74
散 会	74

## 第 3 日 目 平成17年 9 月28日 ( 水 曜 日 )

議事日程第3号	75
開 議	77
会議録署名議員の指名	77
一般質問	77
志子田 吉 晃 君	77
100円バス事業	78
現行事業の評価と問題点	
100円バス事業のルート増設	
扶助費需要対策	79
扶助費需要の現況と将来の予測	
扶助費需要削減対策	
市税増収策	79
市税収入の現況と将来の予測	
総合的な市税増収対策	
病院事業改善策	80
これまでの改善策の成果	
緊急再生プラン等本年度の事業予測	
将来の事業予測と本来のあるべき姿	
「官から民へ」民間事業移管の考えは	
中 川 邦 彦 君	90
地震対策について	90
8月16日発生の宮城沖地震時の対応について	
魚市場内の建物の天井落下について	
予想される宮城沖地震に備えての支援策について	
廃自動車リサイクル企業について	92
地元住民との協議について	
公害防止協定について	
廃蛍光管リサイクル処理事業の経過について	92
申請の取り下げの経過について	

今後、同様の企業進出時の事前の協議について	
塩釜海員会館の現状について	93
経営環境と現状について	
今後の方向について	
場外馬券売り場進出について	93
地元との合意について	
交通問題での対応について	
交通問題でのJRAと本市との協議について	
伊藤博章君	105
統合信漁連と(仮称)「JFみやぎ」の設立と浅海漁業の	
将来ビジョンについて	106
魚市場再開発A・Bゾーンの進捗状況と魚市場の水揚げ高の現状	
について	107
バイオディーゼル製造プラント建設について	108
土地開発公社の塩漬け土地について	108
学校給食のあり方について	109
財政の多様性を確保し住民が政策決定に参加できるまちづくりに	
ついて	109
散会	123
<b>第4日目 平成17年9月29日(木曜日)</b>	
議事日程第4号	125
開議	127
会議録署名議員の指名	127
一般質問	127
鈴木昭一君	127
少子化対策について	127
塩竈市として今後どのような施策をするのか	
出産祝い金の創設は考えられないのか	

他市町村の動向はどうか	
出産費用の貸し付け又は出産一時金の直接払いはどうか	
市立病院の経営改善について	128
これまでの経営改善の効果はどうか	
今後の施策について抜本的な考えはどうか	
患者送迎車導入の考えはないか	
防災対策について	129
今後の防災対策は万全と考えているのか	
住居・私道の崩壊対策はどう考えているのか	
現在の崩壊予想箇所の特定はされているのか	
市としての助成対策は考えられないのか	
レスパイト事業の現況は	129
現在の事業内容はどうか	
現在抱えている問題点はないのか	
障害者対策について	130
音声標識ガイドシステム導入について	
曾 我 ミ ヨ 君	143
子育て支援について	143
保育所施設整備について	
ファミリーサポート事業について	
介護保険事業について	145
施設給付の見直しに伴う利用者負担増について	
介護サービスの制限について	
国民健康保険について	145
資格証明書の交付について	
アスベスト問題について	146
公共施設での対策について	
公共施設以外についての対応策について	
福 島 紀 勝 君	158

今後の防災対策について	159
潮遊地等の動向	
耐震改修費と家具の転倒防止	
津波警報機器の取り付け	
環境対策について	160
フロンガス回収の指導	
悪臭解消への取り組み	
水洗化促進への取組状況	
市立病院の今後の運営について	160
医師確保の状況	
緊急プランの推移	
消化器センター構想の経過	
アスベストについて	161
除去の計画と費用	
代替施設の利用	
健康被害等の把握	
介護保険制度の現状と今後について	162
施設で異なる費用	
利用者段階の内訳	
介護保険利用の範囲	
介護保険料の減額	
水産及び観光の振興について	162
魚市場再開発の状況	
塩竈市全般のPRは	
散    会	174
<b>第 5 日 目    平成 17 年 9 月 30 日（木曜日）</b>	
議事日程第 5 号	177
開    議	179

会議録署名議員の指名	179
一般質問	179
嶺岸淳一君	179
福祉行政	179
自動体外式除細動器（AED）の配備と考えについて	
防災行政	180
防潮堤の進捗状況と今後の対応について	
港奥部の高潮と雨水対策について	
道路行政	181
一般道、生活道路の安全確保と立体減速標示の設置について	
環境行政	179
斎場の20年移転問題の進捗状況と今後の運営について	
吉川弘君	192
本市の第3期介護保険事業計画について	192
第2期の事業の総括はどう進められ、第3期事業に向けてどう生かしていくのか	
第3期介護保険事業計画について	
市内小中学校施設の整備について	194
学校施設の改修改善について	
本市の住宅政策について	195
市民の要望の強い低廉な住宅への入居に市はどうこたえるのか	
平成18年度梅の宮住宅建設後の計画について	
民間住宅の借り上げについて	
貨物ヤード跡地の活用について	196
イオン株への貸し付けの法的根拠について	
伊藤栄一君	208
塩釜港の活用	208
航路の整備について	
現企業の生き残りについて	

J R A 誘致	209
今後の推移	
学校教育	209
上辺だけでなく実践できる誠の道徳教育について	
新しい先生方の実習について	
市町村合併	210
新特例法について	
二市三町内において当市よりアタック、合意があれば1カ所でも	
前進する考えはあるか	
海岸通顧客利便施設	210
自助努力と駐車料金について	
閉    会	222

平成17年9月定例会

9月8日開会

9月30日閉会

議案審議一覧表

誓願審議一覧表

請願文書表

議員提出議案

## 塩竈市議会 9 月定例会議案審議一覽表

付託委員会名	議案番号	件名	議決結果	議決年月日
平成16年度 決算特別 委員会	認定第1号	平成16年度塩竈市一般会計及び各特別 会計決算の認定について	認 定	17.9.27
	認定第2号	平成16年度塩竈市立病院事業会計及び 塩竈市水道事業会計決算の認定につい て	認 定	17.9.27
総務教育	議案第57号	塩竈市情報公開条例の一部を改正する 条例	原案可決	17.9.27
	議案第58号	塩竈市個人情報保護条例の一部を改正 する条例	原案可決	17.9.27
	議案第62号	塩竈市消防団員等公務災害補償条例の 一部を改正する条例	原案可決	17.9.27
	議案第63号	塩竈市民交流センター条例の一部を 改正する条例	原案可決	17.9.27
	議案第64号	塩竈市スポーツ施設条例	原案可決	17.9.27
	議案第65号	平成17年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	17.9.27
	議案第68号	工事請負契約の締結について	原案可決	17.9.27
	議案第69号	塩竈市土地開発公社定款の一部変更に ついて	原案可決	17.9.27
民 生	議案第59号	塩竈市乳幼児医療費の助成に関する条 例の一部を改正する条例	原案可決	17.9.27
	議案第65号	平成17年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	17.9.27
	議案第66号	平成17年度塩竈市介護保険事業特別会 計補正予算	原案可決	17.9.27
産業建設	議案第60号	塩竈市建築基準条例の一部を改正する 条例	原案可決	17.9.27
	議案第61号	塩釜港旅客ターミナル条例の一部を改 正する条例	原案可決	17.9.27
	議案第65号	平成17年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	17.9.27
	議案第67号	平成17年度塩竈市土地区画整理事業 特別会計補正予算	原案可決	17.9.27
	議案第70号	教育委員会の委員の任命について	原案可決	17.9. 8

## 塩竈市議会 9 月定例会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件名	議決結果	議決年月日
産業建設	議案第71号	公平委員会の委員の選任について	原案可決	17.9.8
	議案第72号	固定資産評価審査委員会の委員の選任について	原案可決	17.9.8
	議員提出議案第6号	自治体病院の医師確保対策を求める意見書	原案可決	17.9.8

## 塩竈市議会 9 月定例会請願審議一覧表

受理番号	件名	受理年月日	付託委員会名	審議結果	議決年月日
第17号	「米国产牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める」意見書提出に関する請願	17.6.7	産業建設	継続審査	17.9.27
第18号	個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書提出に関する請願	17.9.2	総務教育	継続審査	17.9.27

平成 17 年 9 月 8 日 塩竈市議会定例会

請 願 文 書 表

番 号	第 18 号
受 理 年 月 日	平成 17 年 9 月 2 日
件 名	個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書 提出に関する請願
要 旨	<p><b>【請願要旨】</b></p> <p>政府税制調査会の基礎問題小委員会は、本年 6 月に「個人所得課税に関する論点整理」を取りまとめました。今後、この論点整理にもとづき、2006 年度以降の税制改正案が検討されることとなります。</p> <p>定率減税および各種所得控除が縮小されれば地域住民の暮らしを直撃することにより、消費を冷え込ませ、ひいては地域経済の回復基調の足取りに深刻な影響を及ぼすことが強く懸念されます。</p> <p>よって個人所得課税における各種控除の安易な縮小・廃止を行わないことを求める意見書を国に対し提出されるようお願い致します。</p> <p><b>【請願理由】</b></p> <p>政府税制調査会の「個人所得課税に関する論点整理」は、給与所得控除の縮小、特定扶養控除および配偶者控除の廃止など、勤労者世帯を中心に大規模な増税につながる内容が列挙されています。</p> <p>とくに給与所得控除については、給与生計者の必要経費概算控除という性格にとどまらず、資産所得等との担税力格差に配慮した控除であること等を鑑みれば、安易に縮小すべきものではありません。</p> <p>家計の税・保険料負担は、年金保険料、雇用保険料の引き上げ、老年者控除および配偶者特別控除の廃止など、ここ数年の税制や社会保障制度の改定によって年々重くなっています。</p> <p>さらに、2006 年 1 月からは、所得税および住民税の「定率減税」が縮小される予定であります。定率減税および各種所得控除の縮小が地域住民の暮らしを直撃することにより、消費を冷え込ませ、ひいては地域経済の回復基調の足取りに深刻な影響を及ぼすことが強く懸念されます。</p> <p>国は、各種控除の縮小・廃止に言及する前に、まず着実な景気回復により税収の自然増をはかるとともに、歳出削減をはじめ国民が納得できる歳出構造改革を行うべきです。</p> <p>あわせて、所得捕捉格差の是正をはじめとする不公平税制の是正を早期に実施すべきです。</p> <p>また、所得税から個人住民税への税源移譲にあたっては、国民の税負担が税源移譲の前後で変化しないよう、十分な配慮措置を講じるべきであります。</p>

	<p>よって個人所得課税における各種控除の安易な縮小・廃止を行わないことを求める意見書を国に対し提出されるよう請願致します。</p>
提出者 住所・氏名	<p>塩釜市海岸通4番13号          連合宮城塩釜地域協議会 議長 小野 廣</p>
紹介議員 氏名	<p>中川邦彦 東海林京子 福島紀勝</p>
付託委員会	<p>総務教育 常任委員会</p>

議員提出議案第6号

自治体病院の医師確保対策を求める意見書

上の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成17年9月8日

提出者 塩竈市議会議員

田中	徳寿	武田	悦一
伊藤	栄一	志子田	吉晃
鈴木	昭一	今野	恭一
嶺岸	淳一	浅野	敏江
吉田	住男	佐藤	貞夫
木村	吉雄	鹿野	司
志賀	直哉	香取	嗣雄
曾我	ミヨ	中川	邦彦
小野	絹子	吉川	弘
伊勢	由典	東海林	京子
福島	紀勝	伊藤	博章

塩竈市議会議長 菊地 進 殿

「別 紙」

### 自治体病院の医師確保対策を求める意見書

少子、高齢社会を迎え、地域住民が安全で安心な生活を送る上において、地域における医療環境の整備・充実が極めて重要な課題となっている。

こうした中において、自治体病院は、地域医療の中核として、高度医療、特殊医療、小児医療、夜間救急、輪番制二次救急医療等多くの不採算部門を担いつつ、医療提供体制の確保と医療水準の向上に努めているところである。

しかしながら、昨年4月から実施されている新たな医師臨床研修制度の必修化に伴う大学による医師の引き揚げや、医師の地域偏在、診療科偏在等により、地域医療を担う医師の不足が深刻化している。

特に、医師の確保が極めて困難な状況にあり、そのため、診療の縮小に追い込まれている。

このような医師不足は、全国的な問題となっており、各自治体は、医師確保に向けて、懸命の努力を続けているが、大変困難な状況にあり、地域医療の確保・継続が危ぶまれている。

よって、国におかれては、都道府県、大学、学会、医師会等との連携のもと、早急に抜本的な医師確保対策を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 年 月 日

塩竈市議会議長 菊地 進

関係機関あて

(衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・総務大臣・厚生労働大臣・文部科学大臣・財務大臣)

## 議員派遣の件

平成17年9月27日

地方自治法第100条第12項及び塩竈市議会会議規則第153条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

### 記

#### 1. 宮城県市議会議長会秋季定期総会

- (1) 派遣目的 各種議案等の審査
- (2) 派遣場所 岩沼市「ホテル モンタナリゾート」
- (3) 派遣期間 平成17年10月18日から19日まで
- (4) 派遣議員 志賀直哉 副議長

#### 2. 第39回宮城県市議会議長会議員研修会

- (1) 派遣目的 講演会等出席
- (2) 派遣場所 気仙沼市「サンマリン気仙沼ホテル観洋」
- (3) 派遣期間 平成17年11月14日
- (4) 派遣議員 議員23名以内

平成17年9月定例会

9月8日開会

9月30日閉会

## 塩竈市議会会議録

平成17年9月8日（木曜日）

塩竈市議会9月定例会会議録

（第1日目）第13号

議事日程 第1号

平成17年9月8日(木曜日)午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
  - 第2 会期の決定
  - 第3 諸般の報告
  - 第4 請願第18号
  - 第5 議員提出議案第6号
  - 第6 承認第1号
  - 第7 認定第1号及び第2号
  - 第8 議案第57号ないし第69号
  - 第9 議案第70号ないし第72号
- 

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第9

---

出席議員(23名)

- |     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番  | 菊地進君   | 2番  | 田中徳寿君 |
| 3番  | 武田悦一君  | 4番  | 伊藤栄一君 |
| 5番  | 志子田吉晃君 | 6番  | 鈴木昭一君 |
| 7番  | 今野恭一君  | 8番  | 嶺岸淳一君 |
| 9番  | 浅野敏江君  | 10番 | 吉田住男君 |
| 11番 | 佐藤貞夫君  | 12番 | 木村吉雄君 |
| 13番 | 鹿野司君   | 14番 | 志賀直哉君 |
| 15番 | 香取嗣雄君  | 16番 | 曾我三三君 |
| 17番 | 中川邦彦君  | 18番 | 小野絹子君 |
| 19番 | 吉川弘君   | 20番 | 伊勢由典君 |
| 21番 | 東海林京子君 | 22番 | 福島紀勝君 |
| 23番 | 伊藤博章君  |     |       |
-

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤 昭 君	助 役	加藤 慶 教 君
収入 役	田 中 一 夫 君	総 務 部 長	山 本 進 君
市民生活部長	棟 形 均 君	健康福祉部長	佐々木 和 夫 君
産 業 部 長	三 浦 一 泰 君	建 設 部 長	内 形 繁 夫 君
市民生活部次長 兼 環 境 課 長	綿 晋 君	健康福祉部次長兼 社会福祉事務所長	大 浦 満 君
産 業 部 次 長	伊 賀 光 男 君	建 設 部 次 長 兼 都 市 計 画 課 長	茂 庭 秀 久 君
総務部危機管理監	芳 賀 輝 秀 君	総 務 部 行 財 政 改 革 推 進 専 門 監	田 中 たえ子 君
総務部政策課長	渡 辺 常 幸 君	総務部財政課長	菅 原 靖 彦 君
市民生活部 市 民 課 長	澤 田 克 巳 君	健康福祉部 介 護 福 祉 課 長	会 澤 ゆりみ 君
産業部 みなとまちづくり課長	神 谷 統 君	総 務 部 総務課総務係主査	大 山 貴 之 君
市立病院長	長 嶋 英 幸 君	市立病院事務部長	佐 藤 雄 一 君
市立病院事務部 次長兼業務課長	伊 藤 喜 昭 君	水 道 部 長	佐々木 栄 一 君
水 道 部 次 長	大和田 功 次 君	水道部総務課長 兼経営企画室長	尾 形 則 雄 君
教育委員会委員長	東海林 良 雲 君	教育委員会教育長	小 倉 和 憲 君
教育委員会 教 育 部 長	小山田 幸 雄 君	教育委員会 教 育 部 次 長 兼 生涯学習センター館長	渡 辺 誠一郎 君
教育委員会教育部 総 務 課 長	橘 内 行 雄 君	教育委員会教育部 学 校 教 育 課 長	佐 藤 福 実 君
選挙管理委員会 委員長職務代理者	稲 田 喜 一 君	選挙管理委員会 事 務 局 長	佐 藤 直 孝 君
監 査 委 員	高 橋 洋 一 君	監 査 事 務 局 長	丹 野 文 雄 君

事務局出席職員氏名

事務局 長 佐久間 明 君      事務局 次 長 遠 藤 和 男 君  
事務局 次 長 兼  
議 事 調 査 係 長 安 藤 英 治 君      議 事 調 査 係 主 査 戸 枝 幹 雄 君

---

午後 1 時 開議

議長（菊地 進君） 去る 9 月 1 日告示招集になりました平成17年塩竈市議会 9 月定例会をただいまから開会いたします。

なお、暑い方は上着をぬがれても結構ですのでどうぞお願いいたします。

それでは、直ちに会議を開きます。

本議場への出席者は、市長、教育委員会委員長、選挙管理委員会委員長、監査委員並びにその受任者であります。

本日の議事日程は、日程第 1 号の記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は電源を切るようお願いいたします。

---

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（菊地 進君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、18番小野絹子君、19番吉川 弘君を指名いたします。

---

#### 日程第 2 会期の決定

議長（菊地 進君） 日程第 2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は23日間と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、本定例会の会期は23日間と決定いたしました。

---

#### 日程第 3 諸般の報告

議長（菊地 進君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、さきに皆様にご配付しておりますとおり、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により市長に指定しておりました専決処分の報告であります。

専決第18号原動機付自転車接触事故による損害賠償の額の決定については、平成17年 7 月21 日、専決第19号人身接触事故による損害賠償の額の決定については、平成17年 7 月27日にそれぞれ専決処分がなされ、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により 9 月 1 日付で議長あてに報告がなされたものであります。

さらに、監査委員より議長あてに提出されました例月出納検査の結果報告2件並びに企業会計例月出納検査の結果報告2件であります。

これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって、質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

以上をもって、諸般の報告を終了いたします。

---

#### 日程第4 請願第18号

議長（菊地 進君） 日程第4、請願第18号を議題といたします。

本定例会において、所定の期日までに受理した請願につきましては、お手元にご配付の請願文書表のとおりであり、所管の常任委員会に付託いたします。

---

#### 日程第5 議員提出議案第6号

議長（菊地 進君） 日程第5、議員提出議案第6号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

議員提出議案第6号について、提出者の代表から趣旨の説明を求めます。8番嶺岸淳一君。

8番（嶺岸淳一君） ただいま議題に供されました議員提出議案第6号について、提出者を代表いたしまして、お手元にご配付の同議案別紙を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

#### 自治体病院の医師確保対策を求める意見書

少子、高齢社会を迎え、地域住民が安全で安心な生活を送る上において、地域における医療環境の整備・充実が極めて重要な課題となっている。

こうした中において、自治体病院は、地域医療の中核として、高度医療、特殊医療、小児医療、夜間救急、輪番制二次救急医療等多くの不採算部門を担いつつ、医療提供体制の確保と医療水準の向上に努めているところである。

しかしながら、昨年4月から実施されている新たな医師臨床研修制度の必修化に伴う大学による医師の引き揚げや、医師の地域偏在、診療科偏在等により、地域医療を担う医師の不足が深刻化している。

特に、医師の確保が極めて困難な状況にあり、そのため、診療の縮小に追い込まれている。

このような医師不足は、全国的な問題となっており、各自治体は、医師確保に向けて、懸命に努力を続けているが、大変困難な状況にあり、地域医療の確保・継続が危ぶまれている。

よって、国におかれては、都道府県、大学、学会、医師会等との連携のもと、早急に抜本的な医師確保対策を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

以上であります。

議長（菊地 進君） ただいま上程中の議員提出議案第6号については、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、議員提出議案第6号については、さよう取り計らうことに決しました。

採決いたします。議員提出議案第6号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（菊地 進君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第6号については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 承認第1号

議長（菊地 進君） 日程第6、承認第1号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） ただいま上程されました承認第1号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

この議案は「平成17年度塩竈市一般会計補正予算」についてでございますが、地方自治法第79条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、その承認を求めるものでございます。

当該専決処分の内容についてでございますが、平成17年9月11日執行の衆議院議員総選挙に係る補正予算を平成17年8月8日付で専決処分させていただいたものでございます。

ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よ

ろしくお願いいたします。

議長（菊地 進君） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって、質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第1号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、承認第1号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

採決いたします。ただいま上程中の承認第1号については、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（菊地 進君） 起立全員であります。よって、承認第1号については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 認定第1号及び第2号

議長（菊地 進君） 日程第7、認定第1号及び第2号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） ただいま上程されました認定第1号及び第2号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、認定第1号でございますが、一般会計と10の特別会計を合わせまして、歳入は400億2,838万253円、歳出は400億8,741万8,629円となっております。歳入歳出差引額は5,903万8,376円のマイナスとなり、これから翌年度に繰り越すべき財源7,538万4,769円を除きますと実質収支は1億3,442万3,145円のマイナスとなっております。

それでは、各会計ごとに概略をご説明申し上げます。

まず、一般会計でございますが、歳入が 202億 973万 7,753円、歳出が 198億 9,401万 663円、差引額が 3億 1,572万 7,090円となっております。このうち、翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は 2億 8,908万 2,090円となりましたので、1億 4,508万 2,090円を財政調整基金に繰り入れ、残る 1億 4,400万円を翌年度に繰り越しいたしております。しかしながら実質収支から前年度実質収支及び財政調整基金による調整を除いた実質単年度収支では、マイナスの 3億 3,028万 3,742円となる大変厳しい決算となっております。

次に、特別会計でございますが、交通事業、老人保健医療事業、漁業集落排水事業、公共用地先行取得事業につきましては、いずれも歳入歳出同額の決算となっております。

国民健康保険につきましては、歳入歳出差引額705万9,301円を基金に繰り入れております。

魚市場事業につきましては、歳入歳出差し引きで 3億 6,810万 3,836円の歳入不足が生じたので、平成17年度の歳入をもって補てんをいたしております。

下水道事業につきましては、事業の未了により生じた 3,947万 3,950円を翌年度に繰り越しをいたしております。

公共駐車場につきましては、6,314万 7,700円の歳入不足が生じたので、平成17年度の歳入をもって補てんをいたしております。

介護保険事業につきましては、歳入歳出差引額68万 7,000円を基金に繰り入れております。

土地区画整理事業につきましては、事業の未了により生じた 926万 5,819円を翌年度に繰り越しいたしております。

次に、認定第 2 号市立病院事業会計、水道事業会計につきましてご説明を申し上げます。

まず、市立病院事業会計でございますが、収益的収支では収入総額が23億5,334万4,143円、支出総額が28億6,420万7,165円となり、税抜きの損益計算による収支差引では 5億1,086万3,022円の純損失が生じ、この結果累積欠損金は46億 514万 3,843円となっております。

一方、資本的収支では収入総額が 3億 860万 2,500円、支出総額が 3億 860万 503円となり、収支差引で 1,997円の残額が生じております。

市立病院では平成12年度から経営健全化に着手し、平成15年度には単年度不良債務を 6,400万円まで圧縮することができましたが、今年度は深刻な医師不足に見舞われました結果、病院事業収益の大宗を占める入院収益が大きく減少し、約 4億 2,000万円の不良債務が発生するなど、まさに存続の危機に直面をいたしております。この状況を打開する、将来の自立安定的な経営につなげるため、医師の確保、人員の適正化、人件費の圧縮などを骨子とした市立病院再

生緊急プランに全力で取り組みますとともに、今後とも良質で安定した医療サービスの提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、水道事業会計ですが、収益的収支では、収入総額が19億 9,254万 7,611円、支出総額が18億 2,418万 5,359円となり、税抜きの損益計算による収支差引では1億 5,142万 5,718円の純利益が生じ、その結果、平成2年度以来、懸案事項となっておりました繰越欠損金が解消され、年度末未処分利益剰余金は1億 4,086万 6,013円となっております。

一方、資本的収支では、収入総額が3億79万 1,430円、支出総額が7億 5,649万 2,403円となり、収支差引で4億 5,570万 973円の不足が生じております。これにつきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,672万 7,696円、さらには過年度分損益勘定留保資金4億 3,897万 3,277円で補てんしております。今後も経費の節減、経営の効率化になお一層努め、経営健全化を図ってまいります。

以上、各会計の概要につきましてご説明申し上げましたが、配付いたしております決算書及び参考資料などをご参照の上、ご審議をいただき認定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（菊地 進君） 高橋監査委員。

監査委員（高橋洋一君） ただいま上程されました認定第1号「平成16年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算」並びに認定第2号「平成16年度塩竈市市立病院事業会計同じく水道事業会計の決算」につきまして、その審査の概要を申し上げます。

本審査に当たりましては、市長より審査に付されました一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に係る調書、財産に関する調書、資金運用状況報告書等について並びに地方公営企業の各会計決算報告書、財務諸表、事業報告書及び政令で定めるその他の書類、明細書などについて計数の正確性を検証するとともに財務状況が明瞭かつ適正に表示されているかどうか、予算の執行または事業の経営が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として審査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどして審査いたしました。

なお、別に法の定めるところにより行っております例月出納検査並びに定期監査での結果を総括し、あわせて決算審査を行ったものであります。

その結果、一般会計及び各特別会計にあっては、決算書等がいずれも法令に準拠して作成されており、その内容については収入役及び各部が所管する諸帳簿並びにそれにかわる電算財務会計と照合した結果、適正に表示され計数も正確でありました。また、各会計における予算執

行も適正に行われており、執行状況も良好なものと認められました。

地方公営企業会計におきましても、各事業の決算諸表等は法令に準拠して作成されており、事業の経営成績及び財政状況は適正に表示され、計数は正確なものと認められました。

各会計の決算概要については、ただいま当局から説明がありましたので、私の方からは審査の概要を申し上げさせていただきたいと思います。

初めに、一般会計並びに各特別会計の決算の概要を申し上げます。

市長の方から提出されております決算審査意見書、資料 3でございます。その3ページの財政規模の推移の表をごらんになっていただきたいと思います。

その実質収支の欄をごらんいただきたいと思います。

平成16年度の一般会計と各特別会計をあわせた全体の実質収支では、1億 3,442万 3,000円の赤字決算となっております。

次に、一般会計の決算状況でございますが、同じ資料の5ページの表1をごらんいただきたいと思います。

歳入決算額は202億 973万 8,000円で、収入率が98.49%、歳出決算額は198億 9,401万 1,000円で、執行率は96.95%となっております。

収支の状況につきましては6ページの表2をごらんいただきたいと思います。

3行目のCの行及び5行目のEの行にあります形式収支及び実質収支はともに黒字となりましたが、11行目、下から4行目でございますK行にあります実質単年度収支は3億 3,028万4,000円の赤字決算となっております。前年度より6,860万 5,000円悪化しております。また、普通会計における財政状況を見ますと、次のページの表3に示しておりますように財政力指数、経常収支比率、実質収支比率、公債費比率のいずれの数値も前年度よりも悪化しており、極めて厳しい財政状況になっているといえます。

歳入の根幹をなす市税収入ですが、12ページをお開きいただきたいと思います。

12ページの上にある表の収入未済額の欄をごらんいただきたいと思います。前年度に比べ1億 8,500万円減収の61億 700万円となっております。予算現額及び調定額が前年より2億円落ち込んでいる中で、収入未済額は3,400万円減っております。これは、歳入確保の努力が数字にあらわれてきているものと考えております。

本市を取り巻く経済状況は依然として厳しく、税の減収はまだ続くものと考えられます。歳出では民生費の伸びが続いており、これまでは他の分野で削減に努力し、これに対応してきて

おりましたが、この努力も限界に近づいてきているというふうに考えられます。この厳しい財政状況を市民の方に知っていただき、ご理解とご協力をいただくためにも積極的な情報の公開、提供を行うとともに、さらに行政の効率化に向けた努力を行っていくことを望むものであります。

次に、特別会計の決算状況を申し上げます。

資料、前の方に戻りますけれども、4ページをお開きいただきたいと思います。

一般会計特別会計歳入歳出決算の状況という表がございますけれども、その一番右端の方をごらんいただきたいと思います。10の特別会計の実質収支の総額でみますと4億2,350万5,000円の赤字決算となっております。主な会計について申し上げますと、まず、交通事業会計は歳入歳出同額で決算されております。平成16年度を初年度とする交通会計健全化計画が策定され、それに基づく経営が始められているところです。輸送人員については、人口の減少等から定期券利用者が減となったものの、普通乗船と団体乗船の利用が増加し、全体としてはほぼ前年度と同数となっております。事業収入では100万円の減となっておりますけれども、事業費で1,500万円の削減を行い、健全化計画の目標達成が大いに期待できる初年度の経営成績となっております。

人口減少が続く中で、目標達成には大きな困難があると考えられますが、さらなる努力を期待するものであります。

国民健康保険事業については、歳入歳出差し引きで705万9,000円の黒字決算となっておりますが、国保財政調整基金から1,200万円の取り崩しを行っており、本年度の実質単年度収支では1,176万3,000円の赤字決算となっております。しかし、保険税の見直しが行われたことにより、前年度決算の実質単年度収支2億3,781万6,000円の赤字と比較しますと大幅に改善されております。今年度の保険税収入は収入率が前年度より1.11ポイント下がり、不納欠損額も収入未済額もふえている状況にあります。

歳出においては、保険給付費が依然として大幅に伸びていることから、安定した事業運営を行うため、これまで以上の収入率の向上に向けた努力を望むものであります。

魚市場事業につきましては、歳入歳出差し引きで3億6,810万4,000円の歳入不足を生じ、前年度に引き続き繰上充用金をもって補てんし、決算されております。今年度は水揚げ数量が前年度より減少したものの金額は上回り、使用料及び手数料全体では前年度より1,059万6,000円増収の7,879万5,000円となっております。一般会計からの繰入金の前年度より1,975万

9,000円減少し、前年度の決算より決算内容はよくなっておりますものの、水産業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いており、今後の事業運営に当たっては、関係諸団体と十分に協議を重ねながら、水揚げ高の増加に向けて努力されるよう望むものであります。

下水道事業につきましては、翌年度へ繰り越すべき財源 3,947万 4,000円を控除して、歳入歳出同額で決算されております。本事業の面積普及率は87.7%、人口普及率は98.2%に達し、事業は順調に進捗しているところであります。

一般会計の負担を軽減していくためにも、収入未済額の減少、水洗化率の向上に努め、歳入の確保を図るとともに費用の削減に努力されるよう望むものであります。

公共駐車場事業につきましては、歳入歳出差し引きで6,314万8,000円の歳入不足額を生じ、繰上充用金をもって補てんし決算されております。決算内容を見ると、営業収支では 245万 7,000円の黒字となっております。定期料金の改定により、これまでの決算より黒字幅がふえているものの累積欠損金の早期解消に向けた一層の経営努力を望むものであります。

介護保険事業については、歳入歳出差し引きでは68万 7,000円の黒字となって決算されておりますが、介護保険財政調整基金から 4,393万 3,000円の取り崩しを行っており、今年度の実質単年度収支は 4,310万 7,000円の赤字決算となっております。

歳入では収入率が前年度より0.27ポイント下がりました不納欠損額と収入未済額が大幅にふえております。認定者数は依然としてふえ続けており、これに伴い歳出では介護給付費が 9.4%と大きく伸びています。今後、事業の健全な運営に向けてなお一層の努力を期待するものであります。

次に、公営企業会計の決算概要を申し上げます。

資料 3の85ページ以降に改めて番号が振り直してありますけれども、後半の方の5ページをお開きいただきたいと思います。

まず病院事業会計についてですが、総収益と総費用の収支差し引きでは5億 1,086万 3,000円の赤字決算となっております。入院外来患者数が前年度より大幅に減少し、さらに診療単価も下がったことにより収支差し引きでは、前年度より3億 6,089万 3,000円の純損失が増加しております。年度末の未処理欠損金は46億 514万 4,000円、不良債務は17億 9,535万 8,000円となり非常に厳しい財政状況となっております。

表には示しておりませんが、市立病院経営健全化計画と決算額の全体を比較しますと、総収益で20億 5,500万円の目標値を下回り、総費用の縮減の方は10億 8,100万円だったため、純損

益で9億7,400万円下回る結果となっております。この原因は医療制度の改正、診療報酬のマイナス改定などいろいろありますが、最大のものは常勤医師の大幅な減少にあります。病院では市立病院再生緊急プランを示し、常勤医師の確保に努めながら、現在の環境の中で最適な経営を行うための具体的な取り組みを実施することとしていますが、住民の健康を守り、良質で安定した医療を提供し続けていくためにこの具体的な施策の早急な実施を強く期待するものでございます。

次に、水道事業会計ですが、16ページの表をごらんいただきたいと思います。

総収益と総費用の収支差し引きでは、前年度より1億149万5,000円の増収の1億5,142万6,000円の黒字決算となっております。これにより、当年度末では未処理欠損金が解消しております。料金改定をせずに供給原価が供給単価を2円63銭下回るといったような極めてよい決算内容となっております。しかし、今後の事業見通しは、給水人口の減少、景気回復のおくれ等により水需要の伸びは期待できないものと思われまことに、引き続き一層の経営の効率化を進め、安全で安心な水を低価格で供給できるよう期待するものでございます。

以上が決算審査の概要であります。なお、詳細につきましては、ただいまの資料3決算審査意見書に各会計ごとに記載しておりますのでご参照くださるようお願い申し上げます。以上です。

議長（菊地 進君） これより総括質疑に入ります。20番伊勢由典君。

20番（伊勢由典君）（登壇） 日本共産党市議団を代表して、平成16年度決算に当たり、総括質疑を行います。

平成16年度決算審査意見書の一般会計実質収支状況によれば、歳入決算額202億973万円、歳出決算額198億9,401万円で、形式収支は3億1,572万円の黒字としつつも、先ほどの実質単年度収支は3億3,028万円の赤字決算となっております。前年より6,860万円赤字がふえております。

平成16年度施政方針と予算では207億8,000万円、これは減税補填債借換債を除く実質的な予算は196億6,240万円を組んでおりました。施政方針で平成16年度防災対策や産業の活力再生の重要事業と合わせて財源を有効に生かすため、選択と集中を展開し、予算枠配分方式を取り入れ、廃止すべきもの実施すべきものの整理を図って事業効果を行うとしておりました。

第一に伺うのは、今回の決算額を踏まえ、佐藤市長の取り入れた選択と集中、また先ほどの一般財源枠配分方式のこうした取り組みについて総括的にどう評価されているのか、お伺いを

いたします。

第2点目は国民健康保険特別会計についてであります。

歳入決算額50億 1,864万円であります。歳出は50億 7,936万円で差し引き 705万円の黒字であります。平成16年度は10.3%の税率を引き上げ、これは1世帯平均1万 6,042円でございますが、税率を引き上げております。決算審査意見書の保険税収入状況、この項目では平成16年度調定額19億 9,438万円に対し、収入済額17億 2,964万円、収入未済額は2億 6,532万円で、平成15年度より収入未済額では 4,493万円増加しております。平成16年度の不納欠損額は1億 365万円で、これも平成15年、前年と比べて 7,181万円増加いたしました。不納欠損額と収入未済額合わせて1億 1,674万円であります。主たる原因についてお伺いをいたします。

土地区画整理事業は歳入決算 8,541万円、歳出決算額 7,622万円としております。主な事業は図面作成委託、建物の移転補償業務委託と報告されております。平成16年度施政方針でランドデザインの検討とそれにふさわしい土地活用について努めるとしてございました。しかし、1月4日、企業公募が行われております。ランドデザインの描かれた土地活用は食住商、海と魚と社をメインにした土地活用ではなかったかと思えます。大手企業を公募基準とした方針決定はランドデザインの描いた方向とは隔たった市の方針ではなかったかと思えます。区画整理事業の決算を踏まえ、佐藤市長の所感をお伺いをいたします。

これで第1回目の総括質疑を終わらせていただきます。

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 伊勢議員の総括質問にお答えをさせていただきます。

初めに、平成16年度決算についての自己評価といえますか、どのように考えているかというご質問でございました。ご案内のとおり、私、平成15年5月に市長に就任させていただきました。平成15年度予算は既にその骨格が示されておりました。平成16年度は、初めてのみずからの予算編成による決算を迎えることとなりました。まず、市政に臨む基本方針としては、この地域の方々が本当に元気で活力を持って誇りを持ってこの地域で安全にお暮らしいただける、日本一住みたいまち塩竈づくりを目指して、予算執行に当たったつもりでございます。そういった中で、地域活性化の取り組みといたしまして、貨物ヤード跡地の利活用の具体的な方策でありますとか、港奥部再開発事業と連携を図ったまちづくりということでヴェネツィア計画等を策定し、賑わいのあるまちづくりと個性豊かな魅力あるまちづくり、一体なものを推進させていただきます。また、宮城県沖地震に代表されます地震対策あるいは大雨洪水等の対策、

安全性、安心度を高めるために町内会の皆様方のご協力を賜りながら、地域防災のあり方について真剣に取り組んだところであります。具体的には自主防災組織の編成でありますとか、避難所となる公共施設の耐震強化といったようなことも努めさせていただいたところであります。また、時代のキーワードとなっております少子高齢社会への対応といたしまして、のびのび塩竈っ子プランを策定し、あるいは高齢者の健康長寿の取り組みの各種施策を進めさせていただいたところであります。また、元気高齢者の足の確保として、昨年はしおナビ 100円バス等も導入させていただき、導入前より利用者が80%程度増加するというようなことで、市民の方々から多角的なご活用いただいたというふうに考えております。

さらには、商店街の活性化施策といたしまして商人塾に代表されますように商業者の方々がみずからの魅力ある拠点づくりに取り組んでいただいたところでありますし、さらには、この塩竈の快適な環境空間を創造するため、なおかつ環境保護といったような観点から、本市ならではの資源循環型社会を目指しまして水産加工業の廃食用油を活用するバイオディーゼル燃料の事業化の調査等も行わせていただいたところであります。こういった多角的な事業を展開させていただいたわけではありますが、一方、決算の状況を見ますと、財政健全化の努力により、経費の削減につきましては、先ほど議員の方からもお話しいただきましたように借換債を除いた実質的な決算額としては、平成15年度比約5%の圧縮を図ることができましたが、しかし、依然として市税の減少傾向あるいは扶助費の増加等々さらには三位一体改革による地方交付税の減少等が本市の財政に大きく影を落としております。形式収支では2億8,900万円の黒字でありましたが、実質単年度収支では3億3,000万円の赤字と財政調整基金残高の枯渇状態という大変厳しい状況でございます。このまま推移いたしますと依然として財政再建準用団体転落といったようなことも大きく危惧される状況にあるという認識をいたしております。

こういった状況を踏まえまして、現下の厳しい財政状況を脱却するためには行財政改革を強力に推進するということが市政の喫緊の課題であると受けとめておりまして、本年3月に平成16年度を初年度とする新行財政改革推進計画を策定し、市民の方々との協働による改革、あるいはスピードコスト成果重視の改革、目標を設定した改革等を視点に、効率、効果的な行財政運営を図りながら、市民の方々から信頼をいただける市政運営を目指しているところでございます。

特に、就任以来5カ年間で100人の職員定数削減の目標を掲げてまいりましたが平成15年度に26人、平成16年度に24人削減と2カ年間で50人削減することができ、今現在目標の50%を達

成した状況でございます。

本市では、今、将来に向けた確かな方向を定める岐路に立たされているというふうな認識をいたしておりますので、今後とも行財政改革の積極的な推進を図ってまいりたいと思っております。

この2年間、市民の皆様にも大変なご負担をお願いしてまいりましたが、申しあげましたように、残念ながらいまだ確実な景気の回復基調には至っていない現状にあります。高度経済成長期のつけがじわじわと自治体経営を圧迫している状況を感じ、少子高齢化社会に代表されるこの国全体の社会構造の変革が、今求められていると考えております。

結果といたしまして、国は三位一体改革、地方はそれぞれの自治体が安定、自立して行財政が運営できる改革に率先して取り組まなければならないと考えておりますが、平成16年度決算はその第1歩を記すことができたものと考えております。なお、枠配分方式等につきましても職員の自助努力の必要性を認識しながら、一定の効果が発現されたのではというふうに考えているところでございます。

次に、国保税率改定後の財政についてご質問いただきました。

まず、現年度におきます収入未済額の増加要因についてお答えをさせていただきます。

平成16年度の国民健康保険事業特別会計の決算は、収支改善計画の初年度として市民の皆様方の多大なるご協力をいただきながら、医療費分について10.3%、介護分について19.93%の税率改定を行わせていただき、実質的な単年度収支均衡に近づいていると認識をいたしております。現年度分の保険税の調定額は医療分では平成15年度に比較し9.8%増加、介護分で16.7%増加し、合計で10.2%、1億8,482万円増加し19億9,438万円となりました。これに対し収納額は合計で8.8%増加にとどまっており、収入未済額が4,493万円の増加となったものでございます。

現年度分の収納率は管理職による2度にわたる夜間徴収を行うなど、収納の努力もいたしましたが、前年度を1.12ポイント下回る86.70となっております。景気の低迷等も大きな影響があったのかなと思っておりますが、結果的には収入未済額が増加ということになりました。このような結果を踏まえ、市税等の収納一元化の取り組みとして、本年4月納税推進室を設け、より一層の収納率の向上に努めることといたしておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、滞納繰越分における不納欠損処分の増加の要因についてお答えをさせていただきます。

国保税は前段申し上げましたように、常に適正な収納という努力をさせていただいております。滞納繰越分につきましては、実態把握をしながら、時効や執行停止を判断し不納欠損処分を行っておりますが、平成16年度は、特に滞納繰越のある世帯を個別訪問するなどして、実態把握を強化し、不納欠損処分の基準の適用を進めたところでございます。結果といたしまして、前年度に比較し大幅な増加となっております。ちなみに不納欠損処分量は14年度分が8,500万円、15年度分は3,200万円、16年度分は約1億円となったものでございます。国民健康保険は制度上、高齢者や低所得層が多い実態にありますことから滞納繰越分や不納欠損処分の増加の要因の一つになっているものかなというふうに理解をいたしているところでございます。

今後におきましても、加入者の方々に国民健康保険は健康保険事業としての相互扶助の制度である趣旨を十分ご理解いただくよう広報等に努めますとともに、さらなる収納率の向上に努力を傾けてまいりたいというふうに考えているところであります。

最後に、賑わい商業ゾーンにおけるまちづくり参画者、ランドデザインとの整合性についてご質問をいただきました。お答えをさせていただきたいと思っております。

海辺の賑わい地区におけるまちづくり参画事業者の公募についてであります。提案募集街区の賑わい商業ゾーンについてはそれぞれの事業イメージを海辺の賑わい地区ランドデザインを基調とすることとし、ランドデザインに沿った内容での提案を求めたところでございます。ランドデザインにおきましては本塩釜駅とマリングート塩釜をつなぎ、賑わい地区の骨格となる賑わい地区の北側をまとめた商業施設の誘致や塩竈の特性を生かした食のにぎわいを集積する地区として、賑わい商業ゾーンに位置づけております。また地区全体のまちづくりを先導する賑わい商業ゾーンには駅に近接した部分に大規模の店舗を誘致するゾーンと港町の賑わいを醸し出す商業空間をつくり育てる賑わい広場のゾーン、この二つのゾーンを賑わい地区と一体となった長期整備を図るというような計画内容になっております。公募の審査会では、こうしたランドデザインとの整合が重要な要件でありますので、3月に設置しました審査委員会にはランドデザイン策定委員会の委員長であります方々以下ランドデザインの策定にかかわった多くの方々にも審査委員をお願いし、結果が、ランドデザインと十分適合するような配慮をしたところであります。

こういった中、事業予定者の決定理由といたしまして、以下の3点がランドデザインの整合性ということで採用されたわけでありまして、

一つは、郊外型とは違ったまち中ショッピングセンターとしての建築デザインであり、歩行

者専用道路に面した建物やデッキを配置するなど回遊性を確保し、まちのにぎわいに配慮した提案が評価できる。

二つ目としては、既存店舗が中心市街地を支える側面、雇用面などをなかなか見逃すことができないとの評価であり、移転後の回遊性維持の姿勢も非常に高かったということでもあります。

3点目といたしましては、用地の賃借料や投資額、建築規模も大きく、地域の活性化に大きく貢献ができるのではないかとといったようなことが決定のポイントであるということでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（菊地 進君） 議長と発言してからお願いします。20番伊勢由典君。

20番（伊勢由典君） 先ほどのご回答の中で平成16年度の、言ってみれば佐藤カラーと言うんですか、佐藤市長の初の予算編成ということで取り組んだと、前段はいろいろなことを述べておりますが、最後のくだりで平成16年度決算上、今回の決算を踏まえて、財政、今後の見通しも含めて決算を踏まえたものなんだという、そういうご回答がございました。これは総括ですから、そういうものなのかどうか決算審査の中でさらに見きわめをしていく必要があるだろうし、それから、先ほど予算枠配分方式なるものや、選択と集中も含むんでしょうが自助努力ですとか、こういうものの評価について、さらに詳しいそうした質疑を決算審査の中でも行いながら精査をしていきたいというふうに思います。

あと、やはり、特に佐藤市長の新たな取り組みの中で、国保税の引き上げという問題が大変大きかったというふうに思います。同時に土地区画整理事業で先ほど市長のご回答がございまして、公募を行ったといういきさつは、これまで議会の中でもさまざま繰り広げてきたことで、これは蒸し返すつもりはございませんが、やはり、市民負担として不納欠損あるいは収入未済額がふえてきているということは、やはり十分決算の中での審査の中で実態も明らかにして、やっぱり市民生活の点で一体国保税の税率の引き上げが一体どうなのか、市民の暮らしにとってどういう重い負担になっているのか、決算の審議の中でも十分検討していきたいというふうに思います。いずれにしてもふえていることは、これは金額上、決算上の額としても事実でありますので、その辺の議論の方向性についてさらに決算特別委員会の中で深めながらこの点について私どもも十分検討していきたいというふうに思います。

これで総括質疑は終了します。

議長（菊地 進君） 2番田中徳寿君。

2番（田中徳寿君） ニュー市民クラブを代表して平成16年度塩竈市一般会計、特別会計の認定第1号及び病院、水道の企業会計の認定第2号について、市民の生活向上のために総括質疑を行います。

佐藤市長が市政を担うようになり、3年目の半ばを迎えるに当たり、2回目の決算について市長の成果を踏まえながら質問させていただきます。

市長は財政改革をなし遂げるために、今までに一つは職員の退職金確保のために宮城県市町村退職手当組合に塩竈市の加入を決断実行し、職員の老後に対する不安感を一掃しつつ、なおかつ塩竈市は財政改革のためのある種の道具を手にしたのであります。

二つ目は国保会計の財政健全化に向けての道筋をはっきりとつけたことであります。これらは塩竈市の首長として佐藤市長がこの2年間になし遂げた大いなる成果であると考えます。これからの後半の2年間で平成16年度の決算審査意見書の結びで述べられている民生費の繰出金や扶助費を含めた社会福祉施策の需要が伸びており、これまでは他の分野での歳出削減を行いながらこれに対応してきていましたが、これからは今後どのようにして対応していくつもりなのか、市長の方針をお伺いいたします。

なお、今回の決算においては、一般会計は黒字であり、そして水道事業の会計の累積赤字が一掃されて黒字化しております。しかし魚市場事業会計及び公共駐車場事業会計の決算上の累積赤字を解消していく所存なのか、つまりこれまでどおりの繰上充用でよしとするのか、あるいはまた政策的手段で累積赤字を解消し、これから続く毎年度決算を実質収支上の黒字化として行っていくのか市長の見解をお伺いいたします。

次に、多額の累積赤字を抱え、なおかつ現在も赤字を発生している病院事業会計をどのような方針に基づいていかれるのか、病院そのものが存続していける最良最善の基本的政策について市長の見解をお伺いいたします。

次に、海辺の賑わい事業を進展されてから、塩竈市において本塩釜駅前におけるマンション建設が始まり、また市内各地に建設工事が見受けられるようになりましたが、まちづくりの観点や税収の面からどのような認識をされておられるのかお伺いいたします。

以上をもって総括質疑といたします。

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 田中議員の総括質疑にお答えをさせていただきます。

初めに、平成16年度決算についてであります。先ほど伊勢議員にもご回答を申し上げます。

たとおり、本市の財政状況、予断を許さない大変厳しい状況であるという認識で引き続き行財政改革に積極的に取り組む所存でございますが、そういった中、例えば民生費の繰出金や扶助費の増加などの対応についてご質問いただきました。残念ながら全国的な景気の低迷の影響かと思いますが、さらには自立困難な高齢者の方々の増加といったようなことによりまして、介護保険や国保会計への繰出金や生活保護費などの扶助費が年々増加傾向にございまして、財政硬直化の一因となっております。このような状況は今後も続くことが予想されますので、まずは介護予防の推進でありますとか、生活困窮者に対する自立支援策の強化、さらにはそういった機会の数多くふやすために企業誘致による雇用の確保といったようなことを強力に進めてまいりたいと考えております。さらに抜本的な歳出構造の是正といったようなことも、今取り組むべき課題ではないかなと思っております。こういったこととあわせ、収納率の向上による財源の確保等にもあわせて努めてまいりたいと考えております。

次に、魚市場会計、駐車場会計、市立病院会計の累積赤字の解消策についてというご質問をいただきました。公共駐車場事業会計でございますが、このほど開設いたしました海岸通地区の顧客利便施設と連動させながら累積赤字の解消に努めてまいりたいと考えておりますし、事実平成16年度、若干改善の兆しが見えておりますし、利用形態等につきましても新しい利用形態を提案させていただいております。土曜日、日曜日にお買い物に行く方々に1日とめておいてもこういう金額ですよといったような提案でございます。そういった利用者の方々が利用しやすい提案もさせていただきながら利用料金の増大というようなことに、なお一層努めてまいりたいと考えております。

魚市場事業会計につきましては、当然のことではありますが、まず、水揚げ高の確保に努めなければならないというふうに考えております。産地漁場を回っている誘致活動も当然必要な施策ではないかと考えております。あわせまして産地市場のあり方といったようなものを根本的に見直す時期ではないかというふうに考えております。魚市場の運営形態でありますとかその他の流通形態につきましても、この時代にあった流通形態等につきましても積極的な検討が必要ではないかなというふうに考えております。こういった流通機構の簡素化に向けた取り組みについても深めてまいりたいと思っております。また、管理業務の効率化といったようなことにつきましても、現在まで一定の取り組みはいたしてまいりましたが、なお一層こういった管理運営業務の効率化ということに努めてまいりたいと思っております。そういったことの積み重ねによりまして累積赤字の解消に努め、いずれは公共駐車場事業会計、魚市場事業会計

とも線上充用というような変則的な事態は何とか解消してまいりたい、一定の道筋をつけてまいりたいというふうに考えているところであります。

また、特に、非常に厳しい経営環境にあり、存続の危機に直面いたしております市立病院事業会計についてであります。まずは、医師確保であります。平成15年度、16名ぐらいの医師がおりましたが、平成16年度は11名、10名というような水準でありました。大変厳しい環境でございました。こういった常勤医を1名でも2名でも数多くふやしていくということが喫緊の課題だと考えておりますし、事実9月1日にはおかげさまをもちまして新しい医師1名が何とか確保できたところでありますし、こういった動きをなお一層強めてまいりたいと思っております。全体といたしましては緊急再生プランに基づき、まずは、平成17年、平成18年、2カ年間の収支均衡を図るため、院内での議論を深めるなど職員一丸となって経営健全化に取り組んでまいり所存でありますし、私も何度か市立病院の方に足を運ばさせていただきまして、現下の厳しい環境につきましては説明をさせていただきながら、医師の方々とも今後のあり方について忌憚のない意見交換等もさせていただいているところであります。ぜひ、平成17年、平成18年の健全化期間内に一定の方向性を打ち出してまいりたいと思っております。

また、下水道事業会計であります。98.2%という人口普及率になっておりますので、今後は全体的な整備を計画的に調整してまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、海辺の賑わい地区整備に関連したまちの活性化についてのご質問でございました。伊勢議員にもお答えさせていただきました。当地区、市内に唯一残された名実ともに中心市街地であります。この地域をどのように活用するかといったようなことが、本市の活性化の命運を握っているといっても過言ではないというふうに考えております。当然のことではありますが、将来の塩竈市の賑わいの機軸となる空間創出のため、塩竈らしさを生かしたランドデザインを策定させていただきましたが、その内容に沿って今後積極的な促進を図ってまいりたいというふうに考えております。また、海辺の賑わい地区と連動して港奥部の再開発事業でありますとか、15、16で取り組みましたヴェネツィア計画といったような横の連携も図りながら、歴史文化、賑わい、快適性といったようなものを相互的に醸し出すことができるまちづくりの展開を図ってまいりたいと思っておりますが、こういった中、本塩釜駅前でもマンション建設が始まりました。また、塩釜駅前でも同様な計画があると伺っておりますし、市内には、例えば東部地区への衣料品小売店の新たな展開でありますとか、港湾の方でも自動車リサイクル産業の施設整備等々がようやく進み始めました。こういったことが遠因になっているのかなとは思いま

すが、先ほど公表されました地価公示価格はこの地区におきましてはおかげさまで他地区と比較しますと下落傾向に若干の歯どめがかかったというように理解をいたしておりますが、これらの動きは、やはり海辺の賑わい地区の新たな動きとそれぞれ連動したものであり、その共鳴しながら集客力の確保、地域経済の活性化につながるものと考えております。

こういった取り組みをなお一層強めながら、行財政改革が目指すべき目標は安定的で自立した行財政を確立していくことで、将来の魅力あるまちづくりを実現することにあると思っております。まさに、日本で一番住みたいまち塩竈のまちづくりの平成16年度は一里塚だったというふうに考えております。また、改革には、当然のことではありますが、厳しさが伴います。まずは、率先して市職員が今を生きる市民そして未来を生きる市民の方々のために、本当に住んでよかったと思われ魅力あるまちづくりを創出するために全力を傾けて行財政改革に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（菊地 進君） これをもって総括質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては議員全員をもって構成する平成16年度決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、本案については議員全員をもって構成する平成16年度決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

---

#### 日程第8 議案第57号ないし第69号

議長（菊地 進君） 日程第8、議案第57号ないし69号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） ただいま上程されました議案第57号から第69号までにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第57号は「塩竈市情報公開条例の一部を改正する条例」でございます。本市情報公開審査会からの建議を踏まえまして、指定管理者制度が導入されることに伴い、指定管理者は出資団体等と同様にその施設の管理に係る情報についてみずから積極的に公開するように努める義

務を規定した条文を新たに加え、情報公開のより一層の充実を図るための改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第58号は「塩竈市個人情報保護条例の一部を改正する条例」でございます。

改正の1点目は、本市個人情報保護審査会からの建議を踏まえまして、指定管理者に対し個人情報の保護のための措置を講じる義務を課すこと。

2点目は、死亡された方の個人情報について、まず配偶者と子、次にそれらの者が存在しない場合には一定範囲の血族に限り開示請求権を認めること。

3点目は、現在の条例は罰則として個人とその個人が属する法人の代表者等にも罰則を適用する両罰規定を設けておりますが、個人情報の保護に関する法律等は両罰規定にはなっておりません。法律と整合性を図るため、法人の代表者等への罰則規定を削除する改正を行おうとするものでございます。

議案第59号「塩竈市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、現在は乳幼児医療費助成事業対象者のうち、社会保険に加入されている方は乳幼児が診察を受けたとき各医療機関の窓口で一部自己負担金を支払っていただいた後、申請していただき助成金を交付する制度になっておりますが、一部自己負担金を市が直接医療機関に支払う方法にすることにより、窓口での支払いをなくしサービスの向上に努める改正を行おうとするものでございます。

次は、議案第60号「塩竈市建築基準条例の一部を改正する条例」でございます。

建築基準法等の一部を改正する法律や、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律等が施行されたことに伴いまして、条例で引用しております建築基準法の条項にずれが生じますので、その改正と新たに追加になります事務もありますので、新設の事務につきましては手数料を聴取する改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第61号「塩釜港旅客ターミナル条例の一部を改正する条例」につきましては、塩釜港旅客ターミナル（通称マリングート塩釜）に来年4月1日から指定管理者制度を導入するために、新たに開館時間と休館日及び指定管理者が行える権限等の規定を設け、外税方式だった利用料金を総額表示に改める等、指定管理者制度導入に備えて改正を行おうとするものでございます。

議案第62号「塩竈市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」につきましては、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正す

る法律が施行されたことに伴い、条例で引用する水防法が改正され、条ずれを起こしたため、条ずれを修正し、当該法律の施行日、平成17年7月1日に改正後の条例を適用させるための改正を行おうとするものでございます。

議案第63号「塩竈市民交流センター条例の一部を改正する条例」につきましては、市民交流センター内の遊ホールにつきましては、新たに減免規定を設けることで、遊ホールのより一層の利用を促進するための改正を行おうとするものでございます。

次は、議案第64号「塩竈市スポーツ施設条例」でございますが、塩竈市体育館と塩竈市温水プールに来年4月1日から指定管理者制度を導入し、両施設を一体的に管理運営するため指定管理者の権限や利用料金の規定を設けた新たな条例を制定し、既存の塩竈市体育館条例と塩竈市温水プール条例を同日で廃止する等の改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第65号「平成17年度塩竈市一般会計補正予算」でございますが、歳入歳出それぞれ1億4,748万円を追加いたしまして、総額を182億8,435万9,000円とするものでございます。

歳出といたしましては、

1. 滞納処分のための公売に係る不動産鑑定費といたしまして 83万6,000円
2. 津波等の防災情報を利府町沿岸部に提供するための無線設備拡張工事費といたしまして 146万4,000円
3. 消防団における消防用ホース整備費といたしまして 95万6,000円
4. 公衆浴場の施設改修助成費といたしまして 156万円
5. 特定疾患患者の方々への見舞金といたしまして 100万5,000円
6. アスベスト対策のため、市民センター及び老人福祉センター機能の一部を移設するために行う旧勤労ホームの整備費といたしまして 100万円
7. 海岸通顧客利便施設の整備に伴い、既存トイレを解体撤去するための費用として 300万円
8. 商業活性化のために行う地域づくりアドバイザー事業費及びテナントミックス事業費といたしまして 104万円
9. 木造住宅耐震診断事業費といたしまして 320万円
10. スクールゾーンにおける危険ブロック塀の除去事業費といたしまして 134万円
11. 中学1年生全員が社会奉仕等の社会との接点となる体験活動を行う、13歳の社会へのか

け橋づくり事業費といたしまして 20万 8,000円

12. 海辺の賑わい地区において、公共用地として土地開発公社から用地を取得する経費の一般会計負担分といたしまして 2億 2,500万円

などを計上いたしております。

これらの財源といたしましては、

国庫支出金といたしまして 104万円

県支出金といたしまして 414万 4,000円

諸収入といたしまして 260万円

市債といたしまして 2億 2,500万円

を計上するとともに、繰入金といたしまして 8,530万 4,000円を減額いたしております。

次に、議案第66号「平成17年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」についてでございますが、介護保険法の改正により、平成17年10月から介護保険施設等における自己負担制度が変更されることに伴い、歳入歳出からそれぞれ 4,700万円を減額し、総額を33億 1,216万円とするものでございます。

次に、議案第67号「平成17年度塩竈市土地区画整理事業特別会計補正予算」でございますが、減価補償金による公共用地の取得費が確定したことに伴い、歳入歳出それぞれ 4億 2,442万 6,000円を増額し、総額を 9億 3,922万 6,000円とするものでございます。

次に、議案第68号「工事請負契約の締結について」につきましても、本市の下水道整備計画に基づきまして整備を進めております「17 - 補 中央第3貯留管築造工事」に係る工事請負契約でございます。

工事の概要は議案記載のとおりでございます。乙型JVでの制限つき一般競争入札制度を適用して発注した案件でございます。

この工事につきましては、去る7月20日に告示を行い、8月4日まで参加申し込みを受け付けたところ、6特定建設工事共同企業体から参加申し込みがあり、全員が告示で定めた資格基準を満たしていると認められ、8月12日に入札を執行いたしました結果、りんかい日産建設株式会社・株式会社八島工務店特定建設工事共同企業体が1億 9,110万円で落札したものでございます。この結果を受けまして8月15日に仮契約を締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約に関する条例、第2条の規定に基づき議決を求めようとするものでございます。

次に、議案第69号「塩竈市土地開発公社定款の一部変更について」でございますが、公有地

の拡大の推進に関する法律施行令の一部が改正され、借地借家法に規定する事業用借地権設定による賃貸事業が加えられましたことに伴い、塩竈市土地開発公社定款第17条第1項第2号に規定する土地について、公社業務の範囲に同業務を追加する等の変更を行おうとするものでございます。

以上、各号議案についてご説明を申し上げましたが、なお、補足を必要とする部分につきまして、担当部長からそれぞれ説明をいたさせますので、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長（菊地 進君） 三浦産業部長。

産業部長（三浦一泰君） 議案第61号塩釜港旅客ターミナル条例の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。

今回の条例改正は地方自治法改正で導入されました指定管理者制度を来年4月1日からマリソングート塩釜にも適用するため所要の改正を行おうとするものでございます。

初めに、資料 15、議案資料の18ページをお開きいただきたいと思います。 15の18ページでございます。

この新旧対照表によりまして、主な改正点をご説明申し上げます。

左側の改正案の欄をごらんいただきたいと思います。

まず、第3条ではマリソングート塩釜の管理を指定管理者に行わせることを定めています。

第4条では指定管理者が行う業務の範囲、第5条では施設の開館時間や休館日を定めております。

第6条から第9条までで、これまで本市が行っておりました施設の利用許可、制限など利用上の権限を指定管理者に行わせることと定めております。

19ページになりますが、第10条では利用料金は指定管理者の収入とすること。

第11条では、料金の減免についてはあらかじめ市長の承認を受けた基準内で行うことと定めてございます。

20ページをお開きいただきたいと思います。

この表は現行の委託制度、右側と左側、ただいまご説明申し上げました指定管理者制度導入後の比較を行った表でございますので、ご参照いただきたいと思います。

次に、利用料金についてご説明申し上げますので、資料 2の18ページをお開きいただき

いと思います。

この別表2掲載の利用料金の基準額でございますが、基本的には現行と同じ額としてございますが、消費税それから地方消費税を含む総額表示制に改めた額としておるものでございます。

最後になりますが、今後のスケジュールといたしましては、本条例を議決していただきました後、庁内に指定管理者選定委員会を設置して、指定管理者の選定を行い、12月議会にご提案をし、議決をいただきました後に指定管理者との協定書を締結して、来年4月1日から指定管理者制度に移行させていただきたいと考えております。以上でございます。

議長（菊地 進君） 小山田教育部長。

教育委員会教育部長（小山田幸雄君） それでは、私の方から議案第63号塩竈市民交流センター条例の一部を改正する議案につきまして説明をさせていただきます。

文書番号15の議案資料、22ページをごらんいただきたいと思います。

市民交流センターは平成3年に開館いたしております。その当時は文化施設ということで位置づけましたので、いわば質の高さを維持するために利用料金についての減免の制度は設けておりませんでした。しかし、利用される市民の中からやっぱり使いにくいという声がありました。そんなことから、利用率も50%前後を推移しておりました。そんな経験から踏まえまして、利用を促進し、そして市民文化を高めていくためにこの機会に減免制度を設けさせていただこうということであります。それが22ページの資料の第7条に、教育委員会に減免の裁量権を認めていただくというものであります。

この施行につきましては、できれば10月1日を予定しております。

次に、議案番号第64号の塩竈市スポーツ施設条例について説明させていただきます。同じ文書の23ページをお開き願いたいと思います。

この条例は、指定管理者制度の導入のために既存の体育館の条例と温水プール条例を合体しようというものでありまして、これからの説明は指定管理者制度によってどう変わるかということと、それから利用料金についての改正内容について説明させていただきます。

23ページの資料は、いわば指定管理者制度が導入される前と、された後とどう変わるかということの比較表になっております。

八つほど大きな区別がありますが、まずは管理主体として、これまでは教育委員会が主体になっておりました。今回、指定管理者制度が導入されますと、その管理の主体が指定管理者に移るということでありまして。同じように、利用許可でありますとか利用の制限、それから開館

時間、休館日、それから利用料金、それから利用料の減免制度、それから利用許可の取り消し、それから施設管理経費の支出こういったものが教育委員会から指定管理者に移るというものがあります。

こういう大きな改正になるわけですが、それをイメージしたのが24ページの資料。24ページであります。

上段では、現在の委託制度のイメージを、それから下段では指定管理者制度導入された後、どういうイメージになるかということと比較しております。ごらんいただいておりますように、利用者に向き合うのは現在であれば教育委員会ですが、指定管理者制度になりますと指定管理者が前面に出ていく、そしてそれを教育委員会がある意味では下支えしていくというふうな形になりまして、教育委員会の権限はここに書いてありますように不払い料金の徴収でありますとか、目的外の使用許可ないしは不服申し立てに対する決定、こういった権限に絞られます。そんなことで、指定管理者の権限は相当に大きなものになりますので、地方自治法はこの指定管理者の選任については議会の議決を求めています。

これからの日程といたしましては、12月議会にこの議案を出させていただきまして、来年の4月に指定管理者制度に移行していきたいというふうに考えております。

次に、条例の二つ目の利用料金の改正の考え方がありますが、一つは体育館であります、これにつきましては、消費税につきましては、これまでは総額表示になっておりませんでした、いわば本体価格だけで条例で表示しておりましたけれども、国の方針が総額表示になりましたので、それに合わせた改正ないしは消費税の端数処理をしていこうというような内容になっております。

それから、温水プールについての料金であります、平成8年に温水プールができました時は、実は雇用促進事業団がつくって、市が所管いわゆる維持管理するということでした。そんなわけで、いわば施設の利用目的といいますのは勤労者福祉ということでありました。しかし、平成16年2月にこの施設を市が買い取りましたので、いわば勤労者福祉から市民一般の利用に供するというふうなものになりました。そんなことから、このときに料金制度についても改正すべきであったのでありますが、平成15年に指定管理者制度が導入されましたので、この改正のときにこの料金についても改正しようということになっておりました。そんなわけで今回利用料金について一元的に整理しようというものであります。

それから、2、3、4につきましては、これまでの利用をしていただいた結果、なお、やっ

ぱり不便であるとか、というような声も寄せられておりますし、市民的な利用をさらに高めていくためにここで書いておりますように貸し切り料金を午前、午後、夜間というものに3区分に分け隔てなく一律にしようということでありまして、あるいは高齢化社会に備えまして65歳以上の高齢者の割引制度を新たに設けること、ないしはフリーパス券をつくる。それからこれまで、雇用促進事業団の施設の時代にはいわば事業所会員券というものをつくっておりましたけれども、これを廃止いたしまして、クーポン券制度というものに切りかえていこうというような内容になっております。

それから、次のページの20ページは、ただいま説明させていただきましたものを新旧対照表の形であらわさせていただいたものでありますのでごらんいただきたいと思います。以上であります。

議長（菊地 進君） 山本総務部長。

総務部長（山本 進君） それでは、私から議案第65号塩竈市一般会計補正予算の概要につきまして、同じく資料 15に基づいてご説明申し上げます。

お手数ですが27ページをお開き願います。

この表は一般会計及び特別会計の総括表でございます。

今回、歳入歳出を補正いたします額は一般会計で1億 4,748万円、介護保険事業特別会計ではマイナス 4,700万円、土地区画整理事業特別会計では4億 2,442万 6,000円、合わせまして5億 2,490万 6,000円でございます。このことによりまして、一般会計及び特別会計の補正後の予算総額は395億 664万 2,000円となりまして、補正前と比較いたしますと1.3%の増となるものでございます。

次に、一般会計の補正予算の概要につきましてご説明申し上げます。

説明の都合上、先に歳出の補正内容についてご説明申し上げますので、32、33ページをお開き願います。

ここでは、歳出の予算を性質別に分類し、比較してございます。

まず、費目2の物件費でございますが431万 7,000円でございます。これは収納対策事業として行う公売のための不動産鑑定費でございます。木造住宅耐震診断助成事業費、13歳の社会へのかけ橋づくり事業費などがございます。

費目3の維持補修費 239万 4,000円でございますが、これは防災無線の拡張工事費及びアスベスト対策のため老人福祉センター等の利用者が旧勤労青少年ホームの一部を活用することに

なりますのでそのことに伴います同施設の整備費でございます。

費目5の補助費等でございますが、494万2,000円であります。これは公衆浴場の施設改修への助成費、特定疾患見舞金費それから商業関係団体等とタイアップし、各種補助制度を活用しながら、商業振興を図る地域づくりアドバイザー事業費並びにテナントミックス事業費、そして地震災害に備えて危険ブロック塀等の除去と、生け垣等の設置を推進するスクールゾーン内危険ブロック塀等の除去費用でございます。

費目6の普通建設事業費のうち、単独事業2億2,895万6,000円でございますが、これは石油交付金を活用して行います消防用ホースの整備事業費、それから海岸通に駐車場とトイレが一体となったいわゆる顧客利便施設が完成したことに伴います既存トイレの解体工事、それから海辺の賑わい地区において、公共用地として土地開発公社から用地を取得する経費の一般会計負担分でございます。

費目12繰出金マイナス9,312万9,000円でございますが、これは介護保険事業特別会計並びに土地区画整理事業特別会計に対する繰出金を減額するものでございます。

次に、歳入についてご説明を申し上げます。28、29にお戻り願います。

費目14の国庫支出金104万円、これは木造住宅の耐震診断助成事業に係る国庫補助金でございます。

費目15の県支出金414万4,000円、これは消防用ホースの整備事業に係る石油交付金及び公衆浴場施設改修事業、テナントミックス事業、木造住宅耐震診断助成事業、危険ブロック塀等除去事業、13歳の社会へのかけ橋づくり事業に伴う、それぞれ県補助金でございます。

費目20の諸収入260万円、これは公売に係る滞納処分費、それぞれ防災無線拡張工事に係る利府町からの負担金、地域づくりアドバイザー事業に係る財団法人地域活性化センターからの助成金でございます。

それから費目21の市債2億2,500万円、これは海辺の賑わい地区において、公共用地として土地開発公社から用地を取得する経費に充当するための市債でございます。

費目18の繰入金につきましては、以上の歳入歳出予算の補正に伴います財源調整の基金繰入金で行っているものでございます。以上で終わります。

議長（菊地 進君） 内形建設部長。

建設部長（内形繁夫君） それでは、議案第67号「平成17年度塩竈市土地区画整理事業特別会計補正予算」についてご説明申し上げます。

恐れ入ります、議案資料 13の8ページをお開き願います。

まず、第1条では、補正予算といたしまして歳入歳出予算の総額に4億2,442万6,000円をそれぞれ追加し、歳入歳出予算の総額を9億3,922万6,000円とさせていただく内容でございます。第2条では地方債の変更を記載しております。

次に、補正の内容をご説明申し上げます。

次ページ、9ページ、10ページをお開き願います。

説明の都合上、歳出からご説明申し上げます。

まず、第1款1項土地地区画整理事業費用4億2,442万6,000円増額補正し、補正前の額5億1,480万円に加え歳出の総額を9億3,922万6,000円とするものでございます。これは、昨年度から減価補償金による公共用地の取得を行ってきておりますが、減価補償金総額6億86万6,000円のうち平成16年度で5,246万8,000円、平成17年度当初で1億2,397万円を計上いたしておりますので、今回その残額を計上するものでございます。

次に、これに係る財源措置といたしまして、歳入をご説明申し上げます。

1款1項国庫補助金を4,758万円増額補正し、補正前の額2億1,667万円に加えまして2億6,425万円といたすものでございます。これは、これまで単独事業費で見えておりました事業を交付金対象事業といたしまして組み替えができたことによるものでございます。

次に、3款1項市債でございますが、4億6,410万円増額し市債の計を6億1,070万円とするものでございます。この4億6,410万円の内訳でございますが、一つはこれまで単独費で計画いたしておりました減価補償金が起債対象とされたことによりまして、今回、お願いいたしております歳出補正額4億2,440万円の財源としての地方債と前段ご説明申し上げました国庫補助金増額に伴う地方債3,970万円でございます。これらによりまして、一般会計からの繰出金でございます2款1項他会計繰出金を8,725万4,000円を減額補正し、繰出金の計を6,427万6,000円とするものでございます。

以上、補正後の歳入予算についても歳出同額の9億3,922万6,000円とする内容でございます。

11ページをお開き願います。

本土地区画整理事業における地方債の限度額を6億1,070万円とするものでございます。今回の補正予算の計上によりまして予定しておりました減価補償金による公共用地の面積を確保することが可能となり、換地の対象となる地積も確定し、減歩の面積が確定いたしますので仮

換地指定ができる状況となってきております。結果といたしまして、地区内の土地活用が可能となりますので、事業全体の推進に大きく結びつくものと考えております。以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（菊地 進君） 山本総務部長。

総務部長（山本 進君） それでは、私から議案第69号「塩竈市土地開発公社定款の一部変更について」ご説明させていただきます。

恐れ入ります、同じ資料 15の最後の38ページをごらん願います。

現行定款と改正案を比較してございますが、当該定款の根拠法であります公有地の拡大の推進に関する法律の施行令の一部が昨年12月に改正されました。改正の趣旨はこれまで法に基づき、定款第17条第1項第2号で開発公社の事業として住宅用地の造成事業や、流通工業団地の造成事業など限定的に列挙されておりましたが、開発公社の事業可能な範囲が拡大され、いわゆる借地借家法で定める事業用借地権設定による賃貸事業も加えられることになったわけでございます。このことによりまして、全国の土地開発公社共通の問題でありましたいわゆる塩漬け土地の利活用が緩和されることになりました。この改正の趣旨に沿い、現在本市土地開発公社の抱える資産につきまして、定款変更の上、定期借地を含めた広い利活用をすることによって、幾らかでも財政負担を軽減できるものと考え、今回改正するものでございます。

さらに、16条1項4号及び第21条で財務諸表がございしますが、これは貸借対照表、損益計算書とあわせ、今回新たにキャッシュフロー計算書の作成も義務づけられることになりました。その同様の改正を行おうとするものでございます。これは、今回の改正で資産の利活用の規制を緩和したことを受けまして、その営業活動、投資活動さらには財務活動の動きを計算書で明らかにしていくことによって、会計の透明性を高めようとするものでございます。

さらに第9条第1項で基本財産とあわせ運用財産の規定がございましたが、法改正ではこの運用財産が削除されましたので同様に削除するものでございます。これは実際全国的に見ましても運用財産を生み出している例がないという実態にあわせ、今回削除されたものでございます。

いずれの改正も8月11日開催されました土地開発公社理事会で可決されたことを受けましての今回の提案でございます。よろしくお願いたします。以上です。

議長（菊地 進君） ただいまより議案第57号ないし第69号の総括質疑に入ります。23番伊藤博章君。

23番（伊藤博章君） それでは、議案第60号、61号及び64号に関して総括質疑を行います。

まず、議案60号についてお伺いをいたします。

議案第60号塩竈市建築基準条例の一部改正です。建築基準法の一部を改正する法律及び景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律等の施行に伴い、所要の改正を行うとありますが、この改正により本市において具体的にどのような影響が想定されるのかお尋ねをいたします。

続きまして、議案第61号及び64号の指定管理者制度導入にかかわる個別条例についてあわせてお伺いをいたしたいと思います。

昨年9月、本市議会定例会におきまして通則条例が可決施行され、あわせて規則も公布施行されているようでございます。私は、昨年の議会でも一般質問したように指定管理者制度の導入には基本的に賛同しております。私の考えは、住民の皆様にとって最も効率的によりよいサービスを提供できるのは株式会社なのかNPOなのか市民ボランティアなのか、それとも市役所なのかという視点を持ち、制度活用を図るべきと考えておりますが、ご当局は昨年の通則条例それから規則等をつくられて以来、どのような庁内論議をどう手続をし、今議会において議案第61号及び64号の提案に至ったのか、まずお尋ねをしたいと思います。

また、本来は、原則幅広く広報を行い、選定方や手続の透明性、公正性を高める必要があると思いますが、通則条例を補完する規則には管理委託されている公の施設については公募しないようにという文言が入っているようでございますが、なぜそのように決定されたのかもあわせてお尋ねをして、60号、61号、64号の総括質疑といたします。

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 伊藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、議案第60号についてであります。先ほどご説明をさせていただきましたように基本的には建築基準法等関係する法令の改正に伴いまして、条及び項にずれが生じたために基本的にはそういった部分を修正させていただくということが基本であります。あわせて手数料等につきましても一部というご説明を申し上げました。後ほど担当よりご説明をさせていただきます。

次に、指定管理者制度導入についてであります。通則条例は、既に議会の方で承認をいただきましたが、それを踏まえまして、今、庁内で管理しております施設、委託、直営を含めまして37ございます。37施設の今後の運営管理のあり方についてどういう形であるべきかというこ

とで、まずは、担当部の方でそれぞれ検討いただいております。担当部で検討した結果につきましては、庁議でその都度報告をされ、全体としては先ほどご説明させていただきましたような37施設のうちこういったものを指定管理者制度導入、こういった部分については直営でやるべきかというような判断基準をまず作成させていただいているところであります。

そういった中、今回お願いしております施設については、既に民間に委託をした施設であります。そういったものにつきましては、できるだけ速やかに指定管理者制度に移行し、移行しながらサービス水準の低下を招かないあるいはコストの縮減につながるといったような大原則等が守られるように判断してまいりたいと思っております。具体的には、先ほどご説明させていただいたかと思いますが、指定管理者制度の指定に当たりましては、選定委員会を設置し、選定委員会の中で公平性、透明性、適切性といったようなものが判断されるとともに、サービスの継続性、安定性といったようなものも判断項目になるものと考えているところであります。なお、公募云々の部分につきましては、後ほど担当よりご説明させていただきます。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（菊地 進君） 内形建設部長。

建設部長（内形繁夫君） それでは、議案第60号塩竈市建築基準条例の一部を改正する条例施行によりまして、本市にどのような具体的な影響があるのかというようなご質問にお答え申し上げます。

まず、今回の改正理由といたしましては、提案理由にございますとおり建築基準法等を初め二つの法律が本年6月1日に施行されたことに伴いまして、引用条項のずれや文言の整理に加えまして、関連する手数料の額に変更がございます。具体的に本市の影響ということでございますが、まず、法改正の内容によりまして、新設されたもののうち本市に関連するものとしたしましては、既存不適格建築物の改修を行う場合、従来は増改築のときに一気に改修工事で建築基準を満たす、適用させなくてはいけなかったんですが、今回の改正によりまして防災機能の整備促進を行うために、順次適合させていくと、そして改修工事の対応を促進させるということが改正されております。また、敷地の建築制限の中で、県条例の道路の接道基準などの改正緩和がそちらの方でも行われておりますので、そういった改正部分での手数料の新設部分が身近な問題として本市に該当してくるというふうなことでございます。総じて、実際は直接的に、本市にこの改正によって影響があるのかというと、本当に微々たるものだと思慮しておりますのでございます。以上です。

議長（菊地 進君） 山本総務部長。

総務部長（山本 進君） 伊藤議員にお答えいたします。

指定管理者に関するご質問の中で、現在、管理を受託している団体を対象に、今回指定管理者として次期の議会に議案としてご提案させていただきわけですけれども、なぜ、公募しないのかということですが、二つ理由ございまして、一つは2003年9月に自治法が改正されたわけですが、その際に3年後、つまり来年の9月までには直営とするか指定管理者とするか、いずれかを選択しなきゃならないという期限的なこともございます。

もう一つは、現在、実際管理をしているわけですので、そういった実際のノウハウ等もございます。ですから、速やかに同じ団体に当面移行することによって、市民に対するサービス低下を回避できるというふうなことで、おおむね3年という期限の中で、今回公募ではなくて、現在実際管理されている団体にそれを委託、指定管理者としようという内容でございます。

しからは、その後はとなりましたら、当然これにつきましては、公募が原則でございますので、公募でもって審査会を設けながら審査していく段取りです。全国的にも、この期間を1年にするかあるいは3年にするかということで、大分議論されておりますが、実際問題民間での参入が予想されるような施設につきましては、1年間の特例措置でもって現在管理を受託している団体をお願いする。その後は2年後は公募ですと。そうでない団体、若干時間がかかるであろうと、民間の参入がそれほどでもないというふうな予想されるものにつきましては3年ぐらいの期間でもって現在の管理者に指定管理者として指定するのが例でございます。そういったことで、本市におきましては、それぞれの施設につきまして、現在管理をお願いしている団体を指定管理者とすべく、これから審査し、そして次期の議会にご提案させていただくというスケジュールです。以上です。

議長（菊地 進君） 23番伊藤博章君。

23番（伊藤博章君） それでは、2回目の質問をさせていただきたいと思います。

残念ながら、私がお伺いしたのは公の施設のどこをそういうふう指定管理者にするのか、それから直営による管理運営がいいのか、この二者選択しかなくなるわけですから、それをどう庁内でチェックリスト等をつくられて、具体的に庁議で決定してきたのかということがわからないものですから、残念ながら資料も出ていません。突然ぼんとこの二つだけやると。

それで、じゃあ、今の状況で一方の旅客ターミナルの方をいっても、これは、今、委託先となっているところは、残念ながら私は、今委託先としているのは残念ながら公と官と民が出資し

た出資金を保存するという目的しかないんです、今の状況では、残念ながら。それから体育館を含めたスポーツ施設についても、今予測されている方の団体は大変困惑をしているという状況もあるかと思えます。実際受けるに当たって。ですから、過去、あれができて受けた段階と今では若干違ってきているような部分もあるようでございます。そういった中で行政側が本当にこの指定管理者制度という制度をお使いになられて、これは行政としてみれば完全に先ほど来、決算の方の総括でもありましたけれども、これだけ厳しくなった行財政状況、そこによりよい有効的な方策としてこれは活用できるかという政策的な判断ですから、その辺、残念ながら今回の質疑の中では明らかになっていませんので、その辺、具体的にご答弁いただけるのでしたらご答弁いただきたいと思えます。できないのでしたら結構でございます。以上でございます。

議長（菊地 進君） 山本総務部長。

総務部長（山本 進君） 庁内議論でございますが、先ほど市長が答弁申し上げましたように、各部、各課で抱える施設等につきまして、十分時間をかけて議論をしてきた経過はございます。基本的には施設につきましては、まずは指定管理者制度を導入ということを前提に議論をし、ただ実際それになじまない施設等々もございますので、その辺のところの整理。確かに議会等に対しまして、その辺の総括的な報告はされていなかったかと思えますけれども、後ほど担当の方と検討いたしまして、もし委員会等にこれまでの検討経過が資料としてご提出できるのであれば、委員長のお計らいを得まして出したいというふうに考えています。

それから、最後の質問でございますが、これは、やっぱり関係団体のいろんな問題等々もございまして、この場でのコメントは差し控えたいと思えます。以上です。

議長（菊地 進君） 18番小野絹子君。

18番（小野絹子君） 日本共産党市議団を代表しまして、ただいま上程されました議案について総括質疑をいたします。

最初に、議案第69号の議案でございますが、これは先ほど市長の提案の中でも去年の12月に公有地の拡大の推進に関する法律施行令の一部が改正されて、借地借家法に規定する事業用地権設定による賃貸事業が加えられたことに伴って、17条の第1項の2号が改正されたと。それで、これは全国的な改正でございます。当塩竈でも塩竈の開発公社もこのそれに沿って、今回定款を変更するというものでございます。

そういう点でお聞きするわけでございますが、この定款変更に伴うような用地は塩竈市の開

発公社が所有している土地の中にあるのでしょうか。ヤードの跡地を含めた土地を含めて9カ所の開発公社所有の土地がございますが、それについてあるのかないのかお伺いしておきたというふうに思います。

あわせて、この12月の時点で、自治省の方からはあわせて土地開発公社の経営健全化対策を立てるよというということで、総務省ですか通達が来ているわけではありますが、それについてこういう条例改正とあわせて今後の対応策というのがあるわけではありますが、今回それについては総務教育常任委員会の中で協議会で報告されたようではありますが、実際に、来年の3月31日まで経営方針を立てて提案しなければならない、そういう点でこれについてはどういうふうに考えているのかをお聞きしたいというふうに思います。

第2点目は、土地区画整理事業、賑わいゾーンのところのかかわりでございますが、今回一般会計で2億2,500万円で買い取りをする部分と、それから区画整理事業で先買いとして4億2,442万6,000円を補正しまして、合わせて6億86万4,000円で結局面積は9,684.41平方メートルを買い取ると、この方針が決まったということです。それでお聞きしたいのは、こういう方針の中で、例えば買い取りをするいろんな開発公社のみならずいろいろあると思いますが、それは何に基づいてその割り振りといいますか、そことの交渉といいますか、これは産業建設協議会の資料の中には出ているわけですが、一体こういうのが何に基づいて、例えば塩竈の土地開発公社は3,502平方メートルですが、それは何に基づいてそういうふうになるのか、そういう考え方がどうだったのかということをお聞きしておきたいというのと。それから当然、今回簿価との関係で差額の分を市で買い取るということになると思うんですけども、それを起債で対応するというで出ているわけではありますが、こういった考え方を含めてもっとわかるような資料を出してほしいというのがあるわけです。そういう点では審議する時点までには十分おわかりの資料を出していただきたいというふうに思いますが、私は第1回目の総括質疑としてその2点についてお聞きしておきますので、お答えいただければというふうに思います。以上です。

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） ただいまの小野議員の2点のご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、開発公社定款の一部変更についてであります。前段にも議員の方からもお話しいただきましたように、全国的な土地開発公社の長期保有地、いわゆる塩漬け土地といっておりますけれども、高度成長期の名残なのかなと思っておりますが、こういった塩漬けになっている

土地が残念ながら当市にもございまして、こういった土地をいかに有効に活用していくか、行政目的にあったような形でいかに活用していくかということが大きな課題であったわけですが、こういった全国的な傾向を踏まえまして、公有地の拡大の推進に関する法律、施行令の一部が改正されたということについてはご案内のとおりであります。

これらを踏まえまして、今回、本市におきましても所要の改正を行わせていただくという内容であります。

詳細につきましては、後ほど助役の方からご説明をさせていただきます。

次の、区画整理事業の予算についてであります。大変恐縮であります。土地区画整理事業というのは、どうしても特定の用語を使って説明をするもので、市民の方々にも適切におわかりいただきやすい説明ができていくかということにつきましては、我々も大変苦慮いたしております。そういった中で、この取得用地、今回公共用地の取得、先買い部分 3,500平方メートルであります。この土地を土地開発公社から取得するというにいたしております。この土地につきましては、取得の費用にこれまでの利子を含め依頼した市が簿価で買い戻す、端的に言えば買った時の値段プラス利子分をひくくめて市が買い戻すということになっております。しかしながら減価補償金というものを原資とする区画整理事業の予算の中では、いわゆる公共事業の中では実勢価格でしか買い戻しができないという縛りがございまして、実勢価格分を区画整理事業で2億590万円負担し残額であります差額分、簿価との差額分の2億2,500万円を一般会計で負担して開発公社から買い戻しをさせていただくというような内容になるわけですが、このためには一般会計で地方債、先ほど申し上げました地方債を原資としながら2億2,500万円の公共用地の取得に係る補正予算を計上させていただいたところでございます。なお、今後ともわかりやすい土地区画整理事業の説明に努めさせていただきたいと思っております。お許しをいただきたいと思います。

私の方からは以上でございます。

議長（菊地 進君） 加藤助役。

助役（加藤慶教君） それでは、私の方から何点かにわたってご説明させていただきます。

定款変更に至る経緯等々については、ただいま市長の方からご説明させていただいたとおりでございます。そういった場合に具体的な質問の中で、用地はじゃあ存在するのかというようなお尋ねでございます。これまでご案内のとおり土地開発公社が所有する土地につきましては、塩竈市の方から委任、依頼を受けて先行取得、公共用地に供する土地ということで先行取得を

してきた、いわば今言っている1号用地になるわけでございます。それで、これまで6月議会でもご説明させていただきましたけれども、1号用地での賃貸はどういう制限があるのか法的にどうなんだということで、いろいろ私どもも調査をさせていただいて、法的な部分も検討をしてみりました。その中で、用地については10年以上にわたる賃貸はできないとか、あるいは2階以上の堅固な建物は建てられないとか一定程度ハードルがございます。そういった場合に、それじゃそれをクリアする方法はないのかということで、構造改革特区という名のもとに規制緩和の可否をできないかということで県の方に相談をしたところ、県の方からぜひ塩竈市これについて手を挙げてみたらどうかということで、内々ずっと検討してきました、最終的に6月末の申請だということで6月末に構造改革特区の規制緩和の申請をさせていただきました。その結果として、やはり、これまで法的にあるいは国の方で通達で示してきた内容からすると、この10年あるいは2階以上の堅固な建物を建設、このハードルは枠は越えることはできないということで、塩竈市からの特区申請についてはこれは許可するわけにはいかないというような回答をいただきました。そういったことを踏まえて内々、いろんな方向で検討してきたわけですが、その中で昨年のお先ほど来、市長の方から説明申し上げました12月に公拡法の施行令の改正によりまして、いろんな2号用地の利用拡大が示されておりますので、そういったことを行うにはどういう方法があるのかということ、これまたあわせて検討してきたところでございますが、ただし、そうするには2号用地の、まずは公社とすれば定款の変更をしていいかどうかの議決をやろうと、やることによって条件の一つはクリアできる。それで、公社でもっての理事会で議決を得たものを出資団体である塩竈市の議会に議決を求める。議会の承認を議決を得た後には、今度知事の認可が必要でございますので、そういう手を踏まえることによって、2号用地としての貸借利用が可能になる。しからば2号用地、今現在1号用地、塩竈市の開発公社持っているわけですから、それを2号用地にはどうするんだということで、その辺についても総務省の方に紹介をいただきまして、7月末ごろに総務省から県を通じて、これまで法令あるいは通達等に照らし合わせると1号用地を2号用地に変更することは可能であるというような正式の回答をいただきました。それじゃあどういふふうにすればいいんだろうということで、その辺も確認を県の方にしましたところ、それは取得を依頼した塩竈市、塩竈市長から取得をした土地開発公社に対して協議を申し入れ、土地開発公社の方でその辺については理事会を開いて、最終的には確認をするという手続が必要だと思いますけれども、そういう手続を行う中で、現在は1号用地となっております貨物ヤード跡地といいますが1万8,000平方メートル

ル、これについてその全部じゃございませんけれども、まずは 3,500平方メートル、今回、議案で提案させていただいておりますこれは買い取り、依頼した側が通常の買い取りをする、それ以外に今回事業提案、参画事業として提案してきたところに貸し出す部分として、今現在約 8,000平方メートルぐらいの用地を貸し出すことになっておりますので、それは結局 2号用地に適合させて用途変更し、利活用させていきたいということでございます。そうすると、約五千数百平方メートルが残りますけれども、この 5,000平方メートルについては、当面、これは 1号用地のまま今後どういうふうな利活用ができるか、公共用地で活用できるのかどうかを協議をし検討していきたいということで、今、現在 1万約八千数百平方メートルでございますけれども、そのうちの 8,000平方メートルのみを用地変更といたしますか、1号から 2号の用地変更をこれから議会の議決の推移を見据えながら、そういう手続を行っていきたいというふうに考えておりますので、現時点では用地はございませんけれども、今後の状況でそういった協議をし、変更していきたいということでございますので、その辺については、とにかくあの土地を周辺を活性化の一助にしたいということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。以上でございます。

議長（菊地 進君） 山本総務部長。

総務部長（山本 進君） 土地開発公社の財政健全化計画の問題でございます。

これにつきましては、同じく昨年12月に総務省の事務次官の通知によりまして土地開発公社経営健全化対策についてという通知が出されました。これは、債務補償土地の縮減あるいは遊休保有地の用途変更、その他土地開発公社の抜本的な経営健全化を図れるような公社経営健全化計画を平成18年3月まで、国、県に提出すれば、財政的な支援を受けられますということでございます。したがって、今回のこれとは、また別な問題でございます。あくまでも一般会計で引き取るというのが前提でございますので、塩漬けの状態にしておいて、放置して利子がどんどんかさむ、当然、簿価と実勢との差額は出てまいります。そういったことを回避するために早急に健全化計画を出して、そして国の財政指導を受けながら順次一般で買い取るような形にしていきたいということでございます。以上です。

議長（菊地 進君） 18番小野絹子君。

18番（小野絹子君） わかりました。その 1号用地は特区ではとれなかった、特区はだめだけれど、そのあわよくばというのが、1号用地を 2号用地に一部変更できるのではないかと、いうふうな期待感を持ってこういう条例を提案しているということなんですね。そういう点では、

その根拠になるのは何なのかなというふうに思うんですが、そういう可能性があるということが総務省の方から言われたということですが、その根拠なるものが実際何が一体根拠になってそうなのかなということがあれば、非常に物事が進みやすいのではないかなと思うんですが、それについてあれば、時間の関係もありますのでお答え願いたい。あればお答えください。

議長（菊地 進君） 山本総務部長。

総務部長（山本 進君） それでは、私の方からお答えさせていただきます。

先ほど申し上げましたように、国としても全国的に土地開発公社が所有している塩漬け土地を何とかしなきゃいけないと、それで、各全国自治体から非常に国に対して要望が物すごく殺到いたしました。したがって、経済特区申請等が出たわけですが、現行の法律、政令の解釈上なかなか難しいということで今回17条1項2号改正して規制緩和したというような背景でございます。そういった形でそういった塩漬け土地を少しでも早く速やかに清算しようという国の政策かと思えます。以上です。

議長（菊地 進君） これをもって総括質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、総括質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっております各号議案につきましては、お手元にご配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

---

#### 日程第9 議案第70号ないし第72号

議長（菊地 進君） 日程第9、議案第70号ないし第72号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） ただいま上程いただきました議案第70号から第72号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

これらの議案はいずれも人事案件でございます。

まず、議案第70号は「教育委員会の委員の任命について」でございます。現委員5名中1名の委員が平成17年10月6日をもって任期満了となりますので、その後任の委員を任命しようとするものでございます。後任は塩竈市南町11番1号、東海林良雲氏、昭和14年3月1日生まれ

で、再任をお願いをしようとするものでございます。

次に、議案第71号は「公平委員会の委員の選任について」でございます。現委員3名中1名の委員が平成17年10月6日をもって任期満了となりますため、その後任の委員を選任しようとするものでございます。後任は仙台市太白区向山4丁目21番12号、村田知彦氏、昭和33年5月26日生まれでございます。仙台弁護士会から推薦をいただいて新任をお願いをいたすものでございます。

次に、議案第72号は「固定資産評価審査委員会の委員の選任について」でございます。現委員9名中3名の委員が平成17年10月6日をもって任期満了となりますため、その後任の委員を選任しようとするものでございます。後任には塩竈市宮町3番12号、丹野六右衛門氏、昭和21年4月12日生まれでございます。次に、塩竈市西町3番5号、阿部勘九郎氏、昭和22年8月3日生まれでございますが、以上のお二人は再任をお願いしようとするものでございます。3人目に新任で、塩竈市浦戸桂島字庵寺29番地、内海勇一氏、昭和26年11月22日生まれの、以上3氏でございます。

いずれの方々も人物、識見ともに適任と考えますので、満場のご賛同を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。以上でございます。

議長（菊地 進君） お諮りいたします。本件は人事案件でございますので、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、本件については質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

採決いたします。議案第70号ないし第72号については同意を与えることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（菊地 進君） 起立全員であります。よって、議案第70号ないし第72号については同意を与えることに決しました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明9日から26日を常任委員会並びに議会運営委員会を開催するため休会とし、27日に定刻再開いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明 9 日から 26 日を常任委員会並びに議会運営委員会を開催するため休会とし、27 日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3 時 2 8 分 散会

---

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 1 6 年 9 月 8 日

塩竈市議会議長 菊 地 進

塩竈市議会議員 小 野 絹 子

塩竈市議会議員 吉 川 弘

平成17年 9月27日（火曜日）

塩竈市議会 9月定例会会議録

（第2日目）第14号

議事日程 第2号

平成17年9月27日(火曜日)午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
  - 第2 議案第57号ないし第69号(各常任委員会委員長議案審査報告)
  - 第3 請願第17号(産業建設常任委員会委員長請願審査報告)  
請願第18号(総務教育常任委員会委員長請願審査報告)
  - 第4 認定第1号及び第2号(平成16年度決算特別委員会委員長審査報告)
  - 第5 議員派遣の件
- 

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第5

---

出席議員(22名)

1番	菊地進君	3番	武田悦一君
4番	伊藤栄一君	5番	志子田吉晃君
6番	鈴木昭一君	7番	今野恭一君
8番	嶺岸淳一君	9番	浅野敏江君
10番	吉田住男君	11番	佐藤貞夫君
12番	木村吉雄君	13番	鹿野司君
14番	志賀直哉君	15番	香取嗣雄君
16番	曾我三三君	17番	中川邦彦君
18番	小野絹子君	19番	吉川弘君
20番	伊勢由典君	21番	東海林京子君
22番	福島紀勝君	23番	伊藤博章君

---

(欠席議員1名)

2番 田中徳寿君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤 昭 君	助 役	加藤 慶 教 君
収入 役	田 中 一 夫 君	総 務 部 長	山 本 進 君
市民生活部長	棟 形 均 君	健康福祉部長	佐々木 和 夫 君
産業部長 総務部次長	三 浦 一 泰 君	建設部長 市民生活部次長	内 形 繁 夫 君
兼 総 務 課 長 健康福祉部次長兼	阿 部 守 雄 君	兼 環 境 課 長	綿 晋 君
社会福祉事務所長 建設部次長兼	大 浦 満 君	産 業 部 次 長	伊 賀 光 男 君
都市計画課長 総務部行財政	茂 庭 秀 久 君	総務部危機管理監	芳 賀 輝 秀 君
改革推進専門監	田 中 たえ子 君	総務部政策課長 市民生活部	渡 辺 常 幸 君
総務部財政課長 健康福祉部	菅 原 靖 彦 君	市 民 課 長 産業部	澤 田 克 巳 君
介護福祉課長 総務部 総務課長補佐	会 澤 ゆりみ 君	みなとまちづくり課長	神 谷 統 君
兼 総 務 係 長 市立病院事務部	佐 藤 信 彦 君	市立病院事務部長	佐 藤 雄 一 君
次長兼業務課長	伊 藤 喜 昭 君	水 道 部 長 水道部総務課長	佐々木 栄 一 君
水道部次長	大和田 功 次 君	兼経営企画室長 教育委員会	尾 形 則 雄 君
教育委員会教育長 教育委員会 教育部次長兼	小 倉 和 憲 君	教 育 部 長 教育委員会教育部	小山田 幸 雄 君
生涯学習センター館長 教育委員会教育部	渡 辺 誠一郎 君	総 務 課 長 選挙管理委員会	橋 内 行 雄 君
学校教育課長	佐 藤 福 実 君	事 務 局 長	佐 藤 直 孝 君
監 査 委 員	高 橋 洋 一 君		

事務局出席職員氏名

事務局 長	佐久間 明 君	事務局 次 長	遠 藤 和 男 君
-------	---------	---------	-----------

事務局次長兼

議事調査係長 安藤英治君 議事調査係主査 戸枝幹雄君

---

午後 1 時 開議

議長（菊地 進君） ただいまから 9 月定例会 2 日目の会議を開きます。

本日、欠席の通告がありましたのは、2 番田中徳寿君の 1 名であります。

本日の議事日程は、日程第 2 号記載のとおりであります。

---

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（菊地 進君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、20 番伊勢由典君、21 番東海林京子君を指名いたします。

---

#### 日程第 2 議案第 57 号ないし第 69 号

議長（菊地 進君） 日程第 2、議案第 57 号ないし議案第 69 号を議題といたします。

去る 9 月 8 日の本会議において、各常任委員会に付託されておりました各号議案の審査の経過と、その結果について、それぞれの委員長の報告を求めます。

まず、総務教育常任委員長の報告を求めます。12 番木村吉雄君。

総務教育常任委員長（木村吉雄君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において総務教育常任委員会に付託されました関係議案について、9 月 13 日、委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第 57 号「塩竈市情報公開条例の一部を改正する条例」については、指定管理者制度の導入に伴い、本市情報公開審査会からの建議を踏まえ、情報公開のより一層の充実を図るため指定管理者についても、指定管理者が管理する施設に係る情報をみずから積極的に公開する責務を負わせる改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 58 号「塩竈市個人情報保護条例の一部を改正する条例」については、改正の 1 点目として本市個人情報保護審査会からの建議を踏まえ、指定管理者に対し、個人情報の保護のための措置を講じる義務を課すこと。

2 点目は、死者の個人情報について、まず配偶者と子、次にそれらの者が存在しない場合には一定範囲の血族に限り、開示請求権を認めること。

3 点目、個人とその個人が属する法人の代表者等にも適用している罰則規定について、法律

との整合性を図るため、法人の代表者等への罰則規定を削除する改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第62号「塩竈市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」については、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、条例で引用する水防法が改正され、条ずれを起こしたため、条ずれを修正し当該法律の施行日、平成17年7月1日にさかのぼり適用させる改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第63号「塩竈市民交流センター条例の一部を改正する条例」については、市民交流センター内の遊ホールについて、より一層の利用を促進するため、新たに減免規定を設けようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第64号「塩竈市スポーツ施設条例について」は、体育館と温水プールに来年4月1日から指定管理者制度を導入し、両施設を一体的に管理するため、新たに条例を制定し、既存の体育館条例と温水プール条例を同日で廃止しようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 近年の健康指向と相まって、市民の生涯スポーツに対するニーズは高く、市民にとって利用しやすく気軽に楽しめるスポーツ環境づくりが求められている。指定管理者制度の導入は、施設の利用時間や事業の弾力的な運用によって、市民サービスの向上を図ろうとするものであり、導入に当たっては指定管理者制度のメリットを最大限に生かせるよう検討を図られ、スポーツ振興の充実化に努められたい。

次に、議案第65号「平成17年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳出において「収納特別対策事業費」「防災同報無線拡張工事費」「石油交付金事業費」等が計上され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号「工事請負契約の締結について」は、本市の下水道整備計画に基づき整備を行う「17-補 中央第3貯留管築造工事」に係る工事請負契約であり、乙型JVでの制限つき一般競争入札制度を適用し、8月12日に執行された入札結果に基づき、8月15日に仮契約を締結したことから、「議会の議決に付すべき契約に関する条例」第2条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決し

ました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 当地域は、周辺地域の中でも土地が低く、降雨時には雨水が集中する冠水地域であり、地区住民の方々が安心して生活ができるよう、水害の解消に向けて今後なお一層取り組まれたい。

次に、議案第69号「塩竈市土地開発公社定款の一部変更について」は、公有地の拡大の推進に関する法律施行令の一部が改正され、塩竈市土地開発公社定款第17条第1項第2号に規定する土地について、借地借家法に規定する事業用借地権設定による賃貸事業が加えられたことに伴い、公社業務の範囲に同業務を追加する内容等の変更を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会で審査した案件の経過と結果の概要であります。

よろしくご審議くださるようお願い申し上げます、ご報告といたします。

総務教育常任委員長 木村吉雄

議長（菊地進君） 次に、民生常任委員長の報告を求めます。23番伊藤博章君。

民生常任委員長（伊藤博章君）（登壇） ご報告をいたします。

今期定例会におきまして、民生常任委員会に付託されました関係議案につきまして、9月14日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第59号「塩竈市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、現在、乳幼児医療費助成事業対象者のうち社会保険加入者は、乳幼児が受診した際、各医療機関の窓口で一部自己負担金を支払った後、申請した助成金が交付される制度になっておりますが、一部自己負担金を市が直接医療機関に支払うことにより、窓口での支払いをなくし、サービスの向上に努める改正を行おうとするものであります。質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第65号「平成17年度塩竈市一般会計補正予算」につきましては、歳出において、老人福祉センター等管理費及び特定疾患見舞金費、公衆浴場確保対策事業費が計上されました。質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

ます。

1. 老人福祉センター等管理費については、アスベスト対策のため、市民センター及び老人福祉センター機能の一部を移設するために行う旧勤労ホームの整備に伴う修繕費である。

市民の不安と関心が大きく高まっているアスベストは、健康を脅かし環境を汚染する有害物質として、その対応策が急務となっております。今後の代替施設のあり方等も十分勘案しながら、早急に市の意思決定を行われるとともに、国・県など関係機関との密接な連携を図りながら、アスベスト対策に万全を期されたい。

次に、議案第66号「平成17年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」につきましては、介護保険法の改正により、平成17年10月から介護保険施設等における自己負担制度が変更されることに伴い、歳入歳出からそれぞれ4,700万円を減額し、総額を33億1,216万円とするものであります。質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会で審査した案件の経過と結果の大要であります。

よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げ、ご報告といたします。

民生常任委員長 田中徳寿

議長（菊地進君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。6番鈴木昭一君。

産業建設常任委員長（鈴木昭一君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において、産業建設常任委員会に付託されました関係議案について、9月15日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第60号「塩竈市建築基準条例の一部を改正する条例」については、建築基準法等の一部を改正する法律や、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律等が施行されたことに伴い、条例で引用している建築基準法の条項にずれが生じること、並びに新設の事務についての手数料を徴収する改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第61号「塩釜港旅客ターミナル条例の一部を改正する条例」については、塩釜港旅客ターミナルに来年4月1日から指定管理者制度を導入するため、新たに開館時間と休館日及び指定管理者が行える権限等の規定を設け、外税方式だった利用料金を総額表示に改めるなど、指定管理者制度導入に備えて改正を行おうするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 塩釜港旅客ターミナルの開館時間は、今回の改正により午前6時から午後11時と定められ、指定管理者が必要と認めるときは市長の承認を得て臨時に変更することになる。

現代は24時間型社会ともいわれており、若い世代の方々を中心として、就業時間帯も含めたライフスタイルの多様化が進んでいることから、今後も市民が容易に活用できる施設として、開館時間の柔軟な対応に努められ、まちのにぎわい、活性化に資するものとなるよう取り組まれない。

次に、議案第65号「平成17年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳出において「海岸通り公衆トイレ解体工事費」「木造住宅耐震診断等委託料」「海辺の賑わい地区土地取得費」等が計上され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第67号「平成17年度塩竈市土地区画整理事業特別会計補正予算」については、減価補償金による公共用地の取得費が確定したことに伴い、歳入歳出それぞれ4億2,442万6,000円を増額し、総額を9億3,922万6,000円とするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会で審査した案件の経過と結果の大要であります。

よろしくご審議くださるようお願い申し上げます、ご報告といたします。

産業建設常任委員長 鈴木 昭一

議長（菊地 進君） 以上で委員長報告は終了いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、議案第65号について、委員長報告に対する反対者からの発言を許可いたします。16番 曾我三ヨ君。

16番（曾我三ヨ君）（登壇） 日本共産党市議団を代表いたしまして、議案第65号平成17年度一般会計補正予算に対する反対討論を行います。

平成17年度一般会計補正予算は1億4,748万円であります。この補正予算に対する反対の理由の第1点は、第3款民生費のうち1項6目28節介護保険事業特別会計繰出金587万5,000円の減額補正予算についてであります。この予算は、ことし10月1日からの特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設など施設サービスの利用者に対して居住費と食費が自己負担になることと、デイサービスなど通所施設の利用者の食費も自己負担になることから、これまで本市が一般会計からの負担をしていたものを減額するものになっているものであります。

入居費や食費など、自己負担になるということは、施設入所者や居宅サービス利用者にとってはますます介護サービスが受けにくいものになり、介護サービスをやめるケースがふえることが懸念されるものであります。そうなれば、結局、家族介護にならざるを得ない、まさに介護サービスの後退につながるものであり、反対するものであります。

第2点は、第8款土木費のうち5項6目土地区画整理事業費についてであります。塩竈市土地区画整理事業費の中で、歳入で海辺の賑わい地区土地取得費のための都市計画市債2億2,500万円の補正を行っております。一方、歳出では海辺の賑わい地区土地取得費として2億2,500万円を補正し8,725万4,000円を減額して1億3,774万6,000円の補正予算とする内容であります。今回の公有財産購入費2億2,500万円は、塩竈市土地開発公社3,502平米を先買いされたことによって、土地開発公社で所有している簿価や金利及び管理費等の総額を塩竈市が市債で買い取るという提案であります。さきの産業常任委員会の質疑の中で明らかになったように、塩竈市土地開発公社3,502平米の簿価など、価格は4億3,090万円と試算し、区画整理事業での先行取得される価格を2億9,000万円との試算をしており、その差は2億2,500万円を一般会計で対応するという内容であります。

当局は、土地開発公社で先行している公社の土地を、今後どのようにするかという基本的な方針についても議会に示さないまま、初日の我が党の小野議員の総括質疑を受けて初めて示すというやり方で問題であり、遺憾であります。

もう一つは、土地区画整理事業についても、これまで議論してきましたように、今後の海辺の賑わい地区まちづくりの方向を示したランドデザインとの整合性のないまま進めようというものであり、こうしたやり方に反対するものであります。

以上、述べました二つの理由から、今回の9月議会の一般会計補正予算に反対し、討論いたします。以上です。

議長（菊地 進君） 議案第65号について委員長報告に対する賛成者からの発言を許可いたし

ます。5番志子田吉晃君。

5番（志子田吉晃君）（登壇） 議案第65号「平成17年度塩竈市一般会計補正予算」について、賛成会派を代表し賛成討論を行います。

まず、初めに、反対会派共産党は、平成17年度の当初予算に反対しております。つまり、福祉、教育予算のみならず、市民生活に係るすべての予算案に反対していることは多くの市民の知るところでございます。そして、この9月議会の補正予算に対する反対については、そもそもその基本となる当初予算に反対しているわけですから、改めて反対を表明するのもしがちなものか。理解に苦しむということを申し上げまして、一般会計補正予算の内容について検証してみたいと思います。

当補正予算は、9月8日、提案理由の説明がありましたとおり、歳入歳出それぞれ1億4,748万円追加して、総額を182億8,435万9,000円とするものです。歳出としましては、公売にかかわる不動産鑑定費83万6,000円を初め、特定疾患患者の方々への見舞金100万5,000円や、アスベスト対策のための旧勤労ホーム整備費100万円、海岸通り既存トイレ解体撤去費300万円、あるいは木造住宅耐震診断費320万円や中学1年生の社会へのかけ橋づくり事業費20万8,000円、そして海辺の賑わい地区において公共用地として土地開発公社から用地を取得する経費の一般会計負担分として2億2,500万円と主なる事業12項目ほどが補正計上されております。

例えてみれば、品数のたくさんあるバイキング料理のメニューが示されたわけでございます。予算案に反対している党派もございしますが、今回の補正予算に賛成しなければ、以上述べた、本市にとって重要な政策課題が達成されない、つまり事業ができないということになります。良識と理性のお持ちの市民の皆様方には、十分おわかりのことと存じます。そして、今回の補正の財源としましては、国庫支出金104万円、県支出金414万4,000円、諸収入260万円、市債2億2,500万円であり、繰入金8,530万4,000円を減額しております。つまり、料理代の心配も要らないということでございます。そこで、この繰入金が減額されていますので、この料理の味つけや材料等予算的な正当性を考えた場合、まず、1番目に歳出の財源から見たときには、補正額財源内訳のうち国・県支出金、地方債、その他特定財源2億3,278万4,000円が確保されたため、使わずに済む一般財源8,530万4,000円を得て、差し引き補正合計額は1億4,748万円の追加となり、17年度の補正の総額が182億8,435万9,000円となります。つまり、料理代を支払っておつりがくると考えていい内容だと思えます。

2番目に、款ごとの歳入の財源から見たときに、一般財源 8,530万 4,000円を使わずに済むため、18款繰入金を 8,530万 4,000円、同額マイナス補正可能となります。そして、14款国庫支出金、15款県支出金、20款諸収入、21款市債をあわせ特定財源 2億3,278万4,000円を加え、差し引き 1億 4,748万円追加すると、17年度一般会計補正予算総額は 182億 8,435万 9,000円となり、収支均衡いたします。つまり、1番目、2番目の説明のとおり、今回補正の当市財政運営のメリットは、一般財源を 8,500万円ほど使わずに済み、繰出金もまた 9,300万円ほど使わずに減らすことができたということであります。

次に、一般財源がマイナス補正できた歳出の款ごとの繰入金内訳は、民生費のマイナス 587万 5,000円、土木費のマイナス 8,725万 4,000円ですが、これは介護保険事業全体ではマイナス 4,700万円の減額補正、土地区画整理事業全体ではプラス 4億 2,400万円の追加補正となっております。そして、この具体的な予算の使われ方、つまり、マイナスの影響分は議案第66号の平成17年度塩竈市介護保険特別会計予算と議案第67号平成17年度塩竈市土地区画整理事業特別会計予算への繰出金であるわけですから、66号と67号の中身に問題がなければ、この議案第65号平成17年度塩竈市一般会計補正予算案そのものについては特段の問題点はない、というよりも正しい正当性のある補正予算であるというべきであります。

そこで、まず介護保険事業特別会計の繰出金の減額補正に対する賛成であります。これは給付と負担の公平性という観点から、いわゆる施設利用者と在宅介護者でのサービス利用の給付と負担は公平にしようとする見直しであります。例えば、光熱水費や日用の経費について在宅介護者は自己責任で、施設利用者はこれらを介護保険給付で賄われております。つまり、ホテルコストのほとんどが介護給付費から支払われることになっております。ここに大きな不公平感を感じるわけでございます。そして、その負担は結局被保険者の介護保険料に転嫁されることになり、介護保険会計を大きく圧迫している一大要因となっております。

次に、所得の低い方々への配慮であります。段階ごとの限度額を設定することや、特定入所者介護サービスの創設ときめ細かな対応が講じられております。したがって、今回の減額補正はその給付と負担の公平性を図るためにされるものであり、反対する理由が我々には理解できないのであります。いただくものはいただく、しかし負担するものはできないという方程式では、これは被保険者の互助から成り立つ介護保険制度そのものが根本から崩壊するのではないのでしょうか。

次に、土木費の土地区画整理事業特別会計への繰出金及び海辺の賑わい地区土地取得費につ

いて、賛成の立場からその理由を述べさせていただきます。

まず、繰出金の減額であります。これは今回いわゆる土地区画整理事業対象地権者の所有地を先買いするに当たり、国土交通省のまちづくり交付金の対象事業として補助採択を受けたことから、一般会計からの繰出金を8,700万円も減額するものであります。現地を訪れた国土交通省の担当者が、この事業は速やかに実施されることが塩竈のまちづくりの大きなキーポイントになるとの判断から、補助採択されたと伺っております。まず、重要なポイントは、三位一体改革の進む中で、新たに補助対象として認められたことをきちんと評価すべきではないでしょうか。さらに、今回、土地開発公社の土地を買い戻すに当たり、実勢価格と、いわゆる利子を含めた簿価の差額2億2,500万円について、本来、一般財源で手当しなければならないところを国・県・当局の配慮で起債が認められたそうであります。このことも、一日も早い事業の進捗により、塩竈の新しい顔が見えること、塩竈市の再生を期待しての施策であります。

反対会派が常々言うところの大型店舗進出反対のスローガンに対しては、どれだけの市民の方々が理解を示し賛同されることでしょうか。決して地元資本を排除して参画事業者を募ったのではないことは、これまで当局が何度も説明してきたところであり、市政だより等で確認されている。良識と理性をもった市民の大多数の方々の理解するところでございます。結果として大手が参画することになりましたが、しかし、逆にこれをビジネスチャンスととらえ、隣接する大都市仙台から集まる購買客の心をしっかりつかむような商業展開をしていくことが大切ではないかと考えます。

以上、一般会計補正予算の論点を申し上げました。もし反対理由が議案第66号と67号の関連する項目が入っているから、一般会計補正予算にも反対とするならば、夕食のバイキング料理の中に嫌いな食べ物が2品入っているので、今晚の夕食は全部要らないというに似ています。賛成の主な理由は、1点目、補正計上された事業の遂行は必要であること。2点目、特定財源が確保されていること。3点目、一般財源8,500万円ほど確保でき、財政運営メリットがあること。4点目、一般会計予算上は財政調整基金の繰り出し減のメリットがあること。そして5点目、他の議案との関連において、当議案そのものに問題があるとはいえないこと等、正当性を主張し、塩竈市の再生を願う良識と理性を持ちあわせた議員の皆様方に、平成17年度塩竈市一般会計補正予算に賛同賜りますようお願いいたしまして、賛成討論といたします。

議長（菊地 進君） 次に、議案第66号について、委員長報告に対する反対者からの発言を許可いたします。19番吉川 弘君。

19番（吉川 弘君）（登壇） 私は、日本共産党市議団を代表しまして、議案第66号「平成17年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」についての反対討論を行います。

さきの6月22日、参議院本会議で自民党、公明党、民主党の賛成で可決成立した改定介護保険法は、国民にとっては大変な負担を強いるものであります。来月の10月から特養ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設に入所している方の居住費と食費が、これまで介護保険で1割負担だったのが全額自己負担となるものであります。この結果、要介護5で相部屋を利用した場合、これまでは自己負担は月額5万6,000円だったのが8万1,000円となり、月額2万5,000円の引き上げとなるものであります。年額にしますと30万円の引き上げであります。また、通所介護の場合でも、ショートステイでは居住費と食費、デイサービスでは食費が自己負担となります。本市の場合、6月現在で施設に入所している方は424名、ショートステイでは160名、デイサービスでは544名の人たちが自己負担の対象となるものであります。

この間、6月13日の参議院厚生労働委員会で参考人質疑で現場の声として述べられた野中博日本医師会常任理事は、施設の居住費、食費の全額自己負担化による負担増には受難者に負担を強いるもので、社会保障の本来の姿から見て不適切、このように主張したのであります。国は、施設入居者の居住費と食費の自己負担の理由として、在宅でのサービス利用者の場合は居住費や食費に係る費用は自己負担しているというものであります。しかし、施設入居者にとっては大幅な値上げは大変な負担を強いるものとなります。ケアマネジャーからの意見でも、これまで5万円だった施設入所者が10月からは8万円を越すという説明に、入所を取りやめるという方も生まれているという説明でございました。今回の施設の居住費と食費の自己負担によって、入居者にとっては総額3,000億円の負担増になり、施設から追い出されることにもつながるものであります。

一方、国の国庫負担の割合が年間1,000億円も削減されることになるものであります。また、国においては、さらに自己負担と連動して来年度からは病院の診療報酬改定を行い、病院の入院患者からも居住費の徴収、食費の負担増を行う、このような計画もございます。国は、大幅な値上げに対しての説明として、低所得者に対してはきめ細かな対策が図られており、所得の段階に応じた自己負担限度額を設け、限度額を超えた部分については補足的な給付で行う、このように述べております。しかし、第一段階の生活保護を受けている方などは、現行と同じ月額2万5,000円、第二段階の住民税非課税で年金収入が80万円以下の方は月額3,000円は安くはなりません。ところが、軽減措置がとられているという第三段階の住民税非課税で年金

収入が80万円を超え 266万円以下の方、このような方は月額 1万 5,000円も上がって月額 5万 5,000円となるものであります。年間18万円の値上げにもつながるものであります。今回の法改定によって要介護1から要支援1、2となる人は、施設入所ができなくなり、既に入所している方は3年間の経過措置の後、退所を迫られます。現在、要介護1で入所している方は全国で6万 5,000人おりますが、その内訳は特養ホームで2万 4,000人、老健施設で3万 7,000人、療養型医療施設で4,000人と、このようになっております。本市においても、要介護1の方は42名おります。これらの方たちが今後入所を続けられるかどうかまさに重大な問題となってくるといふことであります。

このように、施設入所者への自己負担増によって、低所得者が施設から出ざるを得ない、または入所困難になり低い要介護者の施設入所が困難になれば、在宅介護になる結果、生活破壊や家族介護負担が大変になるという問題に発展していくことは明らかでございます。

以上のことにより、議案第66号「平成17年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」は施設入所者への居住費と食費の自己負担に伴い、介護給付費を4,700万円減額補正するものであります。よって、議案第66号に反対し、反対討論といたします。

議長（菊地 進君） 次に、議案第66号について委員長報告に対する賛成者からの発言を許可いたします。9番浅野敏江君。

9番（浅野敏江君）（登壇） 議案第66号「平成17年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」について、賛成の会派を代表して賛成の理由を述べさせていただきます。

今回の補正予算の主な理由は、持続可能な介護保険制度の構築と、給付と負担の公平性が基本となっております。介護保険制度の持続について述べますと、現在、40歳以上の方々の保険料と国・県・市からなる公費負担により支えられていますが、近い将来訪れる世界でも類例のない急激な少子高齢社会に対応できるよう、できるだけ被保険者の保険料負担を軽くするために、給付の効率化、重点化を図るためです。

2点目は、給付と負担の公平性であります。同じ介護状態であれば、在宅でも施設でもサービス利用の給付と負担は公平であるべきであります。施設給付費の範囲についても在宅高齢者との公平性を確保するためにも見直しは必要であります。

例えば、実際、ひとりで暮らしている高齢者の方は光熱費も家賃も食事も全部自分で負担し、その上で介護サービスを受けています。施設に入りますと、冷暖房が完備され、食事や居住費などいわゆるホテルコストと言われているもののほとんどが介護保険給付費の中に含まれ

ています。このような不均衡を是正して、在宅と施設入所の間により格差が生じないようにするためにも、見直しを図られることは給付と負担の公平性に基づくものです。今回の改正内容の一例を申しますと、施設に入所されている方の居住費として多床室で、一月あたり1万円、食費として材料費と調理コストを含め4万2,000円の自己負担となり、同様に短期入所や通所系のサービスにおける給付の範囲の見直しもあわせて行われます。

一方所得の低い方に対しては、所得額による利用者負担段階が新たに設定され、段階ごとに限度額の設定とあわせて特定入所者介護サービス、いわゆる補足給付の創設や高額介護サービスの負担限度額の引き下げなど生活に支障を来さないようきめ細やかな対策が講じられており、施設利用の基準額と利用者負担限度額の差額を補足給付する内容となっています。

よって、議案第66号は、このような介護保険法の改正に伴う給付費の補正であり、施設における居住費と食事の給付費の減額及び低所得の方のために行う補足給付である特定入所者介護サービス等の新たな費目設定と予算化であります。

以上の理由を持ちまして、議案第66号「平成17年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」に対する賛成の討論といたします。ご静聴ありがとうございました。

議長（菊地 進君） 次に、議案第67号について委員長報告に対する反対者からの発言を許可いたします。18番小野絹子君。

18番（小野絹子君）（登壇） 私は、日本共産党市議団を代表しまして議案第67号「塩竈市土地区画整理事業特別会計補正予算」に反対の立場から討論を行います。

初めに、この塩釜海辺の賑わい地区の事業計画は、事業計画決定の公告の日、平成16年3月9日から平成24年3月31日までを事業施行期間にし、区域面積7万4,300平方メートルを事業費45億6,000万円、下水道事業費27億円を含めれば、約73億円をかけて基盤整備を行うというものでございます。また、この事業の目的を、こう事業計画では述べております。

本地区は平成11年3月に策定された塩竈市中心市街地活性化基本計画において、活性化の中心軸を形成する3ゾーンの一つである海辺の賑わいゾーンに設定されたものであり、海辺に隣接する敷地条件を生かした都心空間を創出する地区として、また、港奥部における交流拠点としての役割が期待されている。このため、現在空き地となっている貨物ヤード跡地に交通広場や歩行者専用道路を初めとする都市基盤の整備を周囲の都市計画整備とあわせて行うことにより、新たな塩竈市の顔として、食、住、商が混在した生活交流空間を形成することを目的とするとつたっております。あわせて、この目的に沿うように学識経験者や地権者や議会からの構

成で賑わい地区グランドデザインの策定が行われてきたのでございます。

ところで、海辺の賑わい地区土地区画整理事業の事業計画では、宅地価格の総額について区画整理前の宅地価格総額を37億 4,702万 1,000円と予想し、整理後の宅地価格総額を31億 4,615万 8,000円と予想し、宅地価格総額の減少額 6億86万 3,000円を減価補償金として貸与するというものです。しかも、この減価補償金で地権者から9,680.41平方メートルを公共用地として先買いする方向を示しておりました。6億86万 3,000円の減価補償金の資金計画については、平成16年度の繰越金と平成17年度の当初予算をあわせて1億 7,643万 7,000円で公共用地として先買いを行い、残りの4億 2,442万 6,000円については平成18年から23年までの債務負担での処理のやり方が予定されておりました。ところが、突然に資金計画が変更され、平成17年度で地方債4億 6,100万円を充当し地権者から一挙に先買いを行おうというものです。6億86万 3,000円の減価補償金で公共用地として取得する9,680.41平米の内訳は、13名の一般地権者から2,274.96平方メートルを、東日本旅客鉄道からは 948平方メートルを、日本貨物鉄道から 2,955平方メートルを、塩竈市土地開発公社から3,502.01平方メートルを取得するというものでございます。

このことによって、地権者の公共用地への減歩率は 28.19%から約半分の 14.48%に下げることができるかとされております。しかし、ここで忘れてならないのは、先行取得される13名の一般地権者のうち宅地面積が65平方メートル以下の地権者は、地区外への移籍を余儀なくされるということでございます。市は、地権者から一挙に公共用地として取得する効果として、公共用地及び減歩面積が確定し、結果、仮換地指定が可能になると述べております。当然ながら、塩竈市土地開発公社の所有地については、1万 8,879平方メートルのうち 3,502平方メートルを取得されることによって、残地が1万 5,377平方メートルになり、減歩面積が確定し、仮換地が可能になるということでございます。このことは、一連の取り組みを進める上で重要な役割を担っていると言わざるを得ません。私の総括質疑に、助役はこう述べております。塩竈市の土地開発公社の土地3,502.01平方メートルを区画整理事業の中で先行取得されますと、塩竈市土地開発公社の土地は1万 5,000平方メートルになります。減歩がありますからですけども。そのうち 8,000平米は土地開発公社のままで賃貸し、残りの 5,000平米を市が1号用地として公共用地として土地開発公社から買い取り、公共的にどのように利用できるのか、今後協議していくと述べておりました。

また、産業建設常任委員会の質疑の中でも 8,000平方メートルをイオン株式会社に貸与する

と述べております。つまり、イオン株式会社に土地開発公社の所有地のままで 8,000平方メートルを貸与することに変わりがないということが明らかになりました。しかし、塩竈市土地開発公社の所有のままで 1号用地をイオン株式会社に貸せる法的根拠は示されておられません。本来、海辺の賑わい地区の土地区画整理事業は、地元の再開発事業の起爆剤としての事業が期待されておりましたのに、イオン株式会社の呼びこみ方式になって海辺の賑わい地区グランドデザインとの整合性もなく、しかも市民が望んだ計画に相反するものになった時点から、我が党は区画整理事業に反対しております。よって、67号の塩竈市土地区画整理事業特別会計補正予算に反対するものであります。以上です。

議長（菊地 進君） 次に、議案第67号について委員長報告に対する賛成者からの発言を許可いたします。4番伊藤栄一君。

4番（伊藤栄一君）（登壇） 私は、議案第67号「平成17年度塩竈市土地区画整理事業特別会計補正予算」について原案に賛成し、委員長報告を支持する立場の議員を代表して討論をいたします。

まず初めに、当区画整理事業は平成14年9月議会において特別会計が設置され、全会一致で予算を議決されました。その後、平成15年度当初予算から組み込まれ執行されております。平成16年度予算についても同様に、日本共産党塩釜市議団も事業推進の立場を明確にし、全会一致で予算案を議決しております。このような経過があるにもかかわらず、日本共産党市議団はこれまでの取り組みに矛盾した、市民の皆様に対し大変無責任な発言ではないかと思われまます。今回、9月議会の質問の中で、区画整理地内において1号地、2号地の区割はどこなのかと質問しております。この問題は、区画整理事業は全く無関係の問題であり、塩竈市土地開発公社の経営の問題であり、事前に施行機関に対して換地先を明らかにしようとするのは、厳に慎むべきものと考えるところであります。

日本共産党市議団は、この区画整理事業をよく理解していないと思われまます。今回の補正予算についても、共産党市議団は「反対、反対」を唱えておりますが、どこの家でも予算の予算の増減は十分あるはずです。予算の増減のたびに「反対、反対」では、何事も前に進みません。今回の補正は、区画整理事業内の道路、公園、駅前広場の一部など、公共用地の購入代金であり、公共減歩の緩和を目的とするものであって、総合的な視点に立って内容を勘案すれば、賛成以外に道はないものと考えられるところであります。よって、「平成17年塩竈市土地区画整理事業特別会計補正予算」については、賛成するものであります。以上です。

議長（菊地 進君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

採決いたします。

採決は分割で行います。

まず、議案第57号ないし第64号、第68号及び第69号について採決いたします。

議案第57号ないし第64号、第68号及び第69号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（菊地 進君） 起立全員であります。よって、議案第57号ないし第64号、第68号及び第69号については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号について採決いたします。

議案第65号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（菊地 進君） 起立多数であります。よって、議案第65号については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号について採決いたします。

議案第66号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（菊地 進君） 起立多数であります。よって、議案第66号については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号について採決いたします。

議案第67号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（菊地 進君） 起立多数であります。よって、議案第67号については、委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第3 請願第17号（産業建設常任委員会委員長請願審査報告）

請願第18号（総務教育常任委員会委員長請願審査報告）

議長（菊地 進君） 日程第3、請願第17号及び第18号を議題といたします。

去る9月8日の会議において、総務教育常任委員会に付託されておりました請願第18号並び

に6月定例会において、産業建設常任委員会に付託され閉会中の継続審査となっておりました請願第17号の審査の経過とその結果について、それぞれの委員長の報告を求めます。

まず、総務教育常任委員長の報告を求めます。12番木村吉雄君。

12番（木村吉雄君）（登壇） ご報告いたします。

今定例会において総務教育常任委員会に付託されました請願第18号「個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書提出に関する請願」については、9月13日に委員会を開催し、紹介議員及び市当局関係者の出席を求め、その所見を聴取して、慎重に審査を行った次第であります。今後の国の税制の動向や内容等について総合的に検討するため、本委員会でさらに時間をかけ、慎重に審査する必要があるとの意見が大勢を占め、採決の結果、閉会中の継続審査の取り扱いにすべきものと決しました。

以上、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます、ご報告といたします。

総務教育常任委員長 木村吉雄

議長（菊地進君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。6番鈴木昭一君。

6番（鈴木昭一君）（登壇） ご報告いたします。

6月定例会において産業建設常任委員会に付託され、閉会中の継続審査となっておりました請願第17号「米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める意見書提出に関する請願」については、9月15日に委員会を開催し、紹介議員及び市当局関係者の出席を求め、その所見を聴取して慎重に審査した次第ですが、今後の国の動きを見きわめながら、時間をかけて慎重に審査すべきとの意見が大勢を占め、採決の結果、閉会中の継続審査の取り扱いにすべきものと決しました。

以上、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます、ご報告といたします。

産業建設常任委員長 鈴木昭一

議長（菊地進君） 以上で常任委員長報告は終了いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地進君） ご異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

請願第17号及び第18号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（菊地 進君） 起立全員であります。よって、請願第17号及び第18号については、委員長報告のとおり決しました。

---

日程第4 認定第1号及び第2号（平成16年度決算特別委員会委員長報告）

議長（菊地 進君） 日程第4、認定第1号及び第2号を議題といたします。

平成16年度決算特別委員会委員長より、決算審査の報告を求めます。6番鈴木昭一君。

6番（鈴木昭一君）（登壇） ただいま議題に供されました平成16年度決算特別委員会における決算審査の経過と概要、結果についてご報告申し上げます。

本特別委員会に審査を付託されました案件は、認定第1号「平成16年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算の認定について」、認定第2号「平成16年度塩竈市立病院事業会計及び塩竈市水道事業会計決算の認定について」であります。

本付託案件審査のために9月16日、20日、21日及び22日の4日間、委員会を開催し、まず議事運営上正副委員長の互選を行いました結果、委員長には私、副委員長には浅野敏江委員が選任されました。

審査に当たっては、各会計決算の内容について、決算書及び提出資料などの説明を聴取し、さらに新たに各種資料の提出を求めて活発なる質疑を展開し、慎重に審査をいたしました。そして、採決の結果、認定第1号については賛成多数、認定第2号については全員をもって、それぞれ認定すべきものと決した次第であります。

各会計決算の内容につきましては、既に議員各位もご存じのとおりでありますので、詳細は省略いたしまして、各会計決算に対してだされた要望・意見の主なるものを申し上げます。

まず、一般会計について申し上げます。

1. これまで本市においては、財政健全化に向けたさまざまな取り組みが行われているが、本市の経常収支比率は一向に改善されない状況にある。長引く地区経済の停滞による大幅な市税収入の減少や、三位一体改革に伴う地方交付税の削減など、歳入面の減少がその大きな要因となっている。今後、予定されている定率減税や各種所得控除の縮小・廃止などの影響も含

め、財源の把握と徹底した歳出の削減を図られ、経常収支比率の改善に努められたい。

1. 「新行財政改革推進計画」における中期見通しでは、市税収入の減少や国庫補助負担金の削減などにより、財源確保が厳しい見通しとなっている。自主財源確保に向けて、滞納対策に係る取り組みを進められ、なお一層の収納率向上を図られたい。また、同計画において設定されている基本フレームに沿った施策の推進は、市民サービスに直結するものであり、推進に当たっては、国や県の予算編成方針や施策の動向、市税見通しなどを十分見きわめながら、市民サービスの低下を招くことのないよう努められたい。

1. 本市の財政は極めて厳しく、予算編成に当たって緊急的予算措置として基金からの繰り入れにより辛うじて財源が確保されている状況にある。現在、地方分権が推進される中、地方自治体においては市民・企業・行政の役割分担を明確にし、独自の経営能力を向上していくことが求められており、指定管理者制度などのアウトソーシングや職員数の適正化などと並行して、職員個々の力の活用を図り、経営能力の向上を目指す視点が重要となっている。

また、財源調整のための基金の繰り入れに当たっても、安易な基金の取り崩しを行うことなく、経営的な視点に立った計画的な運用に十分努められたい。

1. 現在、本市の人口は10年前の国勢調査人口である6万3,566人と比較して約3,000人の減少となっており、市税収入の減少にもつながっている。市内においては、長期的な景気停滞のため、企業倒産や移転、店舗の閉鎖が相次ぎ、労働者が流出するなど町の活気が失われていることから、人口増加に向けて思い切った施策の転換が求められる。市域が狭く、まとまった土地がない本市においては、土地の有効活用は自明の課題であることから、高度利用等を積極的に図られるなど、本市の活力再生に向けて人口増加のための調査・検討に努められたい。

1. 平成16年度の基本健康審査の受診率が53%まで増加しており、「健康しおがま21プラン」の2010年、受診率55%の目標に大きく近づいている。また、インフルエンザ予防接種者数も大幅に増加し、予診書発行の移動窓口の設置などによる利便性の向上が希望者から好評を得ているところである。今後とも市民の健康予防推進のため、受診率のさらなる拡大を目指し、市民が受診しやすい実施体制づくりに努められたい。

1. 本市水産加工業については、日本を代表する水産物の供給基地としての役割を担い発展してきたが、近年、多様化する消費者ニーズに対応するため、商品の提案力強化が求められている。

そのような中、消費者の安心・安全指向に対応するため、衛生管理の充実等、時代の要請に

こたえた食品製造の強化を図ってきたところである。

今後は、より一層水産業界と地元の結びつきを強め、地域全体から「水産のまち塩竈」を全国へ発信するため、地元にある資源を最大限活用し、異業種との連携などについても検討され、新製品の開発や新たな販路の開拓に向け、指導・育成に努められたい。

1．災害特別融資事業については、平成16年度における新規融資が行われていない状況にあることから、今後は住宅や土地の災害復旧のみならず、災害予防においても積極的な活用が図られるなど、同融資制度の利用拡大に向けて、市民への周知に努められたい。

1．交通安全対策事業については、住民ニーズを踏まえ、交差点等における反射鏡、横断歩道、ガードレールなどの設置について鋭意努力され、安全で住みよいまちづくりに取り組まれたい。

1．駐輪場運営事業は、東塩釜駅利用者のために整備した「東塩釜駅西口駐輪場」の管理・運営を行い、市民が利用しやすい駅前広場にするため、自転車の駐輪場への駐車を指導するとともに、放置自転車の撤去などを行うものである。

駅前広場には、放置には至らないまでも長時間駐車している自転車が多々見受けられるので、駅の円滑な利用と良好な周辺環境の確保の観点から、駅前広場の自転車の管理並びに駅周辺の環境整備について関係機関と協議を深められ、さらなる事業の推進に努められたい。

1．青少年健全育成事業については、子供安全パトロールなどの街頭巡回指導が行われ、1年間における指導件数が激減するなど、一定の成果が上がっている。

しかし一方では、関係者の積極的な取り組みにもかかわらず、登下校の際に子供を威嚇したり、危険にさらす行為が後を絶たず、変質者等の存在も看過できないものとなっている。

市においては、青少年の健全育成に重要な役割を担う青少年相談センターを中心として、家庭・学校・地域並びに防犯協会等との連携を強め、事業の円滑な推進による児童生徒の安全確保、健全育成になお一層取り組まれたい。

1．本市における小中学校施設については、老朽化が進んでおり、耐震化の推進は大変重要なものとなっている。市では、学校施設補修工事5カ年計画に基づき、耐震診断調査や施設の改修・補強等を行っているところであるが、今後は、公立小中学校施設の耐震化に対する国の新たな動きなども視野に入れながら、学校施設整備の推進になお一層努められ、児童生徒の安全確保と良好な教育環境の整備・創出に努力されたい。

1．公民館等の公共施設については、多くの市民が利用するものであることから、バリアフ

りー化の推進に努められ、より利便性の高い施設整備に向け、さらなる検討を行われたい。

次に特別会計について申し上げます。

交通事業特別会計については、浮標灯などの航路標識の整備に努められるなど、船舶及びその運航の安全確保に万全を期されるとともに、経営健全化計画に基づく事業の効率的な執行に努められ、会計の健全化に向けて鋭意努力されたい。

魚市場事業特別会計については、水産業を取り巻く環境は、資源の減少や流通形態の多様化など、今後もなお一層厳しいものが予想されるので、水揚げ高の確保に向けて、関係機関との連携をより一層強化されるとともに、積極的な漁船誘致活動を展開されたい。

また、老朽化が顕著な魚市場施設においては、駐車場を初め修繕が必要とされる箇所が多々あるので、計画的に取り組み、良好な環境整備に努められたい。

最後に企業会計について申し上げます。

病院事業会計については、これまで地域医療の中核を担う公立病院として、その経営改善に努めてきたが、医師不足の影響は大きく、病院の経営環境は極めて厳しい状況となっている。現在、このような危機的状況から脱却を図るべく、平成17年度、18年度の2カ年を期間とする「再生緊急プラン」に基づいて常勤医師の確保、収入確保とコストの縮減、地域連携によるオープン病床の設置などに一丸となって取り組んでいるところである。

病院を取り巻く環境は、なお厳しいものとなっているが、塩釜医療圏唯一の公立病院として、市民、地域住民の負託にこたえられるよう、なお一層のプランの推進を図り、経営改革に努められたい。

水道事業会計については、水道施設の耐震化を進める中で、これまで施設全般の耐震診断調査を実施し、調査結果に基づいた年次計画により危険箇所や二次災害想定施設などから順次補強工事を行うとともに、災害時における貯水の確保も図られているところである。

しかしながら、現在、宮城県沖地震の発生確率は非常に高く、いつ地震が発生してもおかしくない状況にあることから、今後とも引き続き災害に強い水道施設の構築を目指して、老朽化への対応や給水体制の整備に努められたい。

以上が審査の概要であります。

なお、本特別委員会は議員全員の構成でありますので、審査の細部については省略いたしますが、当局におかれましては、指摘ないし要請された事項については、それぞれ意を体し、万漏のないよう措置を講じられるよう要望いたします。

以上、よろしく皆様の御賛同をお願い申し上げまして、ご報告といたします。

平成16年度決算特別委員会委員長 鈴木 昭 一

議長（菊地 進君） 以上で委員長報告は終了いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

これをもって、質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

認定第1号について討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、委員長報告に対する反対者からの発言を許可いたします。20番伊勢由典君。

20番（伊勢由典君）（登壇） 日本共産党市議団を代表して、平成16年度決算認定1号の中で一般会計、土地区画整理事業特別会計、国民健康保険事業特別会計について反対討論を行います。

まず、一般会計について反対の理由について述べます。

平成16年度当初予算では、土地区画整理事業に対し、一般会計から土地区画整理事業特別会計繰出金 1,080万円が予算化され、平成15年度繰越金 396万円を充当し、収入済額 1,118万円で決算されました。この土地区画整理事業繰出金は、土地区画整理事業特別会計が国庫補助金や起債など、特定財源のためこの事業を進める上で必要な財源として一般会計から繰り出していることが、一般会計の質疑と答弁でも明らかとなりました。平成16年度の土地区画整理事業特別会計の執行は、地元地権者を公共の道路に面した移転のために、換地計画を定め地権者移転補償のため、建物移転補償業務委託を行い、先に土地開発公社とJR貨物株式会社の換地を行い、他の地権者の移り先の土地空間をつくるため調査を行って、地権者の移転補償のための執行予算であったことは市当局の回答でも明らかとなりました。

同時に、平成16年度一般会計繰出金は 926万円を平成17年度繰り越しし、国庫支出金や起債など合計で1億 296万円が平成17年度繰越明許費にして換地や移転補償のための財源としました。この財源を担保に、現在、地権者 108名のうち土地開発公社やJR貨物（株）の大手地権者、地元地権者23人が先買いに同意したとしております。ここまでなら、土地区画整理事業として妥当な執行決算だと思います。

昨年9月議会での小野絹子市議の一般質問、土地区画整理事業が塩竈市の活性化の起爆剤と

するなら、大手企業や大型店に頼らず地元企業を初めとする地元商店街、市民参加でつくり上げるのが重要ではないかとの質問に対し、佐藤市長は、地元商店の参加について対応したいと答えておりましたが、しかし、佐藤市長は、昨年11月4日に大手企業基準の公募が突然発表され、土地区画整理事業は大手企業公募と大手の呼びこみ方式に変わったのであります。

その内容は、決算特別委員会、土地区画整理事業特別会計の質疑と佐藤市長の答弁で明らかになりました。佐藤市長は、昨年9月議会以降、平成18年早期の土地利用のため議論し、資格として資本金1億円以上、過去5年間で開発行為5万平米開発など、地元企業にとって公募できない基準にし、一切議会と市民に知らせない公募を行いました。このやり方は議会不在、市民不在と言わざるを得ないのであります。市民の貴重な市税を扱う一般会計から、土地区画整理事業特別会計に繰り出した支出は、この時点から本来の区画整理事業の所期の目的と性格を失ったものであり、以上の点から平成16年度一般会計決算と土地区画整理事業特別会計決算に反対するものであります。

反対の理由の第2点は予算枠配分方式と新行財政計画と福祉予算削減についてであります。

国の三位一体改革で、国庫補助金削減など市の基金を繰り出し、超緊縮予算を組まざるを得なかったとはいえ、一般会計の予算編成は市民の暮らし、福祉、教育など市民を守る防波堤でなければなりません。しかし、予算削減のための予算枠配分方式を導入したことで2億3,801万円の不用額が生じました。一方で、市内小中学校の必要とするトイレや廊下の傷みなど施設修繕の計画が先送りされ、市民が必要としていることが実行されておられません。

また、平成16年度に塩竈市行財政改革推進計画が庁内で検討されました。しかし、一方で平成17年度当初予算が議会を可決承認された後、市議会の十分な議論のないまま経費や人件費削減など約10億円の歳出削減計画が一方的に新聞報道されるなど、佐藤市長の市政運営そのものが議会と市民不在の立場を示すものであります。総務省は、3月29日地方公共団体における行政改革のための新たな指針の通達を県と政令市に出しました。

一言で言えば、地方自治体の公共の行政サービスを民間に移すことを前提にした内容であります。本来、地方自治体は市民の守り手であり、この指針は塩竈市の市民を守る使命や役割を放棄する内容であります。また、昨年12月議会で長期療養見舞金、入院給食費の助成制度、在宅身障者福祉手当の廃止もされており、佐藤市政のもとで福祉の切り捨てが行われました。

以上の点からも、一般会計に対して反対するものであります。

国民健康保険事業特別会計の反対の理由は、次の点であります。

国民健康保険税が平成16年度10.3%値上げされました。国民健康保険税の調定額が前年の18億円から1億8,481万円増の19億9,438万円となりました。結果として、未収額は前年と比べ、平成16年度現年度分で4,493万円増加してしまい、2億6,532万円となりました。

一方、不納欠損額は平成15年度滞納繰越3,183万円が7,181万円増加し1億365万円となりました。しかも、未収額で累積7億6,000万円にもなっております。高過ぎる国民健康保険税によって、納め切れない事態と税の値上げが引き起こした結果であります。我が党は、大幅値上げはさらなる滞納を招き、国民健康保険事業特別会計の悪化を招くだけだと警告をしておりました。今回の決算はそのことを証明いたしました。

以上が国民健康保険事業特別会計に対する反対の理由であります。

反対の理由について述べさせていただきましたが、本市議団は、今回の決算議会には市民の要望や意見などを反映させるため、その立場から臨み、意見を戦わせてきたことについて一言申し上げ、平成16年度認定第1号の反対討論といたします。ご静聴のほどありがとうございます。

議長（菊地 進君） 次に、委員長報告に対する賛成者からの発言を許可いたします。11番佐藤貞夫君。

11番（佐藤貞夫君）（登壇） 私は、ただいま議題となりました認定第1号「平成16年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算」について、全員で構成する決算特別委員会において十分な質疑を行い、その結果については先ほど委員長から報告がありました。

決算委員会では、委員長報告のとおり決算を認定するという事に多数が賛意を示したことはご承知のとおりであります。また、常勤の監査委員及び非常勤でありますが議会選出の監査委員も、本市議会において佐藤市長から提案され満場一致で承認をした立派な監査委員であります。この両監査委員を中心に、事務局一同が地方自治法に基づいて市長から提出をされました一般会計及び特別会計歳入歳出決算書、また事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況について、また収入役及び関係課等が保管する歳入歳出の附属書類について慎重に審査をした結果、各会計決算書は附属書類及び基金の運用状況は、いずれも関係法令に準拠して作成をされ、表示されているケースは諸帳簿と符合し、正確であり、その内容及び予算の執行についても適正であると認めているのであります。

さらに、平成16年度施政方針及び予算説明要旨に基づいての主要な施策の成果に関する説明書も提出をされており、また、附属決算資料には一般会計の歳入の決算状況、決算の推移、歳

出目的別及び性質別決算の状況と推移、繰出金、基金残高、地方債残高、地方債関連指標の推移、または決算分析、指標レーダーチャート、さらにはバランスシート、行政コスト計算書、連結バランスシート、連結行政コスト計算書も提出され、また明らかにされ、財政運営がますます困難な状況の中で、市民の負託によくこたえる努力をし、また市民生活にとって欠かせない役割を果たそうとした、また新しい政治感覚と視点で諸事業に真剣に取り組んだものであり、私どもは大いに共感、共鳴できる決算の内容であるという認識をしているところであります。

思い起こせば、ご承知のとおり昨年の2月市議会定例会において、佐藤市長より平成16年度施政方針及び予算案が説明され、これを審議するため施政方針に対する質問、また予算案が説明され、これに対する総括質疑はもとより予算特別委員会での資料要求や質疑は十分に行われ、共産党市議団は国民健康保険事業特別会計予算に反対いたしました。あとは全部賛成いたしましたことは、ご承知のとおりであります。

それに基づく今回の決算について、全員をもって特別委員会を開催し、共産党市議団も数多くの資料要求をいたしました。市当局はこれに対して誠意をもってこたえ、要求された資料についても十二分に努力をされたものと思っております。これらの質疑を通じて、不正なあるいは不当なシステムがあったのでしょうか。また、数字上の誤りが指摘されたのでしょうか。質問の中で、答弁ができなくなったことがあったのでしょうか。それがなければ、正当なる支出であるという認識の上に立って決算を認定すべきではないでしょうか。我々は、特に問題はなかったと認識をしているのであります。

不認定という態度には、はなはだ疑問を感じるのでありますが、共産党市議団が決算に反対している中での国民健康保険事業について、一昨年の12月市議会で、国民健康保険税10.3%引き上げても平成16年度の実質単年度収支は、単年度収支額18万 1,978円に基金積立金5万 5,489円を加え、国保財政調整基金からの取り崩し額 1,200万円を差し引くと 1,176万 2,533円の赤字決算となっており、保険給付の状況を見ると1世帯当たりの給付額は前年度より8.5%、1人当たりの給付額では前年度より9.4%ふえておる現況にありますし、また、昨年度の実質単年度収支を比べると、大幅に収支が改善されている状況を見ると、我々が修正した値上げ率の正当性が今度の決算に証明されたものと思われ。特別会計のあり方が種々の議場で議論され、特に収支改善を求める意見や質疑が多いはずであります。このように、特別会計については安定した事業運営ができるように、これからも現状を直視して一層、市当局には努力願いたいと思うのであります。

さらに、土地開発公社の土地活用と土地区画整理事業について、共産党市議団はいつも問題があるかのような指摘をしておりますが、もう少し、まちづくりや活性化について、これまでの経過を踏まえ、冷静に対処してほしいと願っています。塩釜海辺の賑わい地区土地区画整理事業については、あの残された貨物ヤード跡地は一日も早く有効活用を図るよう願って土地活用されるべきであることは衆目の一致するところであろうと思います。この土地開発公社所有の土地は、平成7年度から9年にかけて旧国鉄貨物ヤード跡地を国鉄清算事業団より多額の金をつぎ込んで取得したものであります。ご承知のとおり、本年6月の市議会定例会に出された塩竈市土地開発公社の16年度の決算書でも明らかのように、既に利子だけでも2億6,330万9,608円に赤字が達しており、平成17年度決算で恐らく3億円を超す利子になるのではないかと懸念しております。このまま、あと何年も手をつけずにいたならば、大変なる利子がかさみ、土地引き取りも非常に高くなり、さまざまな事業に大きな悪影響を及ぼすことは明らかであり、前市長時代から港奥部再開発計画のゾーンとしての位置づけをし、暫定活用の計画もなされた経過をたどりながら、中心市街地活性化計画の経過を経て今日の区画整理事業につながってきたのであります。

このように、この事業はさまざまな経過をたどりながら、前市長時代から満場一致で議会で認め引き継いだ事業でありますことは、皆さんよくご承知のことと存じます。現在、海辺の賑わい地区のまちづくりにつきましては、参画事業者審査の委員会で十分に審議をされ、事業者が決定を見ているのであり、一日も早い進捗が望まれているのであります。

仙台市から車で約30分、JR仙石線で約25分、東北本線では約17分程度にある当市は、塩竈神社の門前町として2市3町の中心都市として、また松島に臨む塩釜港を中心、東北の流通拠点漁港、松島への観光港として発展してまいりました。しかし、近年、港湾は単なる産業、生産の場ではなく、多くの国民が憩い、楽しむ親水空間としての役割が求められるようになっており、塩竈市においても港を活用し、港が新しいにぎわいの空間として活用するための種々の検討がなされて、今日を迎えました。

この土地区画整理事業は、先祖伝来の土地にかかわる相手があり、難しい事業でありますこととはご承知のことと存じます。この事業は商圈が他市や他町に移っている現状で消費購買力を少しでも回復、取り戻し、あわせて地元商圈の購買率を高め、人口が減りつつある塩竈の現状打開に少しでも役立てて、地元経済を立て直していこうという姿勢であり、取り組みであるはずでございます。そのため、市当局は公有地の拡大の推進に関する法律第17条第1項第1号に

規定する土地開発公社保有地の2号用地への変更について、県を通じ国に対しいろいろ求めておりますが、可能であるとの回答を得てきておるのであり、先ほど総務教育常任委員長報告がなされたとおりであります。

これからも、塩竈市当局が商工会議所と一体となり、多額の公費がつぎ込まれる海辺の賑わい地区をつくるための土地区画整理事業をこれからも市議会と十分に協議をしながら進めていただきたいことを申し上げて、一般会計及び特別会計決算について、財政の中で市民の負託にこたえてきたのであると評価し、決算認定に賛意を示しながら討論を終わりたいと思います。ありがとうございます。

議長（菊地 進君） 以上で通告による討論は終結いたしました。

採決いたします。

採決は分割して行います。

まず、認定第1号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（菊地 進君） 起立多数であります。よって、認定第1号については、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第2号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（菊地 進君） 起立全員であります。よって、認定第2号については、委員長報告のとおり認定されました。

---

#### 日程第5 議員派遣の件

議長（菊地 進君） 日程第5、議員派遣の件を議題といたします。

本件はお手元にご配付のとおり、地方自治法第100条第12項及び会議規則第153条の規定により議員を派遣しようとするものであります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣の件については、質疑、委員会付託、討論を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、質疑、委員会付託、討論を省略することに決定いた

しました。

採決いたします。

議員派遣の件については、お手元に配付のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

本日はこれで会議を閉じ、明28日定刻再開いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明28日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時49分 散会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成17年9月27日

塩竈市議会議長 菊地 進

塩竈市議会議員 伊勢 由典

塩竈市議会議員 東海林 京子

平成17年 9 月28日（水曜日）

塩竈市議会 9 月定例会会議録

（第 3 日目）第15号

議事日程 第3号

平成17年9月28日(水曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1及び日程第2

---

出席議員(22名)

1番	菊地進君	3番	武田悦一君
4番	伊藤栄一君	5番	志子田吉晃君
6番	鈴木昭一君	7番	今野恭一君
8番	嶺岸淳一君	9番	浅野敏江君
10番	吉田住男君	11番	佐藤貞夫君
12番	木村吉雄君	13番	鹿野司君
14番	志賀直哉君	15番	香取嗣雄君
16番	曾我三三君	17番	中川邦彦君
18番	小野絹子君	19番	吉川弘君
20番	伊勢由典君	21番	東海林京子君
22番	福島紀勝君	23番	伊藤博章君

---

欠席議員(1名)

2番 田中徳寿君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	助役	加藤慶教君
収入役	田中一夫君	総務部長	山本進君
市民生活部長	棟形均君	健康福祉部長	佐々木和夫君
産業部長	三浦一泰君	建設部長	内形繁夫君

総務部次長		市民生活部次長	
兼総務課長	阿部守雄君	兼環境課長	綿晋君
健康福祉部次長兼			
社会福祉事務所長	大浦満君	産業部次長	伊賀光男君
建設部次長兼			
都市計画課長	茂庭秀久君	総務部危機管理監	芳賀輝秀君
総務部行財政			
改革推進専門監	田中たえ子君	総務部政策課長	渡辺常幸君
		市民生活部	
総務部財政課長	菅原靖彦君	市民課長	澤田克巳君
産業部		総務部	
みなとまちづくり課長	神谷統君	総務課長補佐	
		兼総務係長	佐藤信彦君
市立病院事務部長	佐藤雄一君	市立病院事務部	
		次長兼業務課長	伊藤喜昭君
水道部長	佐々木栄一君	水道部次長	大和田功次君
水道部総務課長			
兼経営企画室長	尾形則雄君	教育委員会教育長	小倉和憲君
教育委員会		教育委員会	
教育部長	小山田幸雄君	教育部次長兼	
教育委員会教育部		生涯学習センター館長	渡辺誠一郎君
総務課長	橘内行雄君	教育委員会教育部	
選挙管理委員会		学校教育課長	佐藤福実君
事務局長	佐藤直孝君	監査委員	高橋洋一君

---

事務局出席職員氏名

事務局長	佐久間明君	事務局次長	遠藤和男君
事務局次長兼			
議事調査係長	安藤英治君	議事調査係主査	戸枝幹雄君

---

午後 1 時 開議

議長（菊地 進君） ただいまから 9 月定例会第 3 日目の会議を開きます。

本日、欠席の通告がありましたのは、2 番田中徳寿君の 1 名であります。

本日の議事日程は、日程第 3 号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は電源を切るようお願いいたします。

---

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（菊地 進君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、22 番福島紀勝君、23 番伊藤博章君を指名いたします。

---

#### 日程第 2 一般質問

議長（菊地 進君） 日程第 2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。5 番志子田吉晃君。（拍手）

5 番（志子田吉晃君）（登壇） ニュー市民クラブの志子田吉晃です。

まず初めに、質問の機会を与えてくださいました議員各位並びに関係の方々に厚く御礼申し上げます。

平成 17 年 9 月定例会は、9 月 8 日に第 1 日目の本会議が開かれ、本日は 9 月 28 日となりました。その間、各常任委員会や決算特別委員会も開かれましたが、今議会の最大のニュースは、何とんでも 9 月 11 日に行われました衆議院の総選挙であったと思われます。9 月 12 日の新聞各紙は、小泉自民党の歴史的な大勝利、郵政信任、あるいは自公あわせた与党の議席数は定数の 3 分の 2 超えの 327 議席獲得と紙面を飾りました。

その後、マスコミ各紙は余りにも勝ち過ぎた小泉自民党に対し、その勝因について選挙争点の絞り込みのうまさや巧みなメディア戦略にあるとして冷笑的、冷やかに扱っているようであります。確かに、郵政改革や小さな政府や、官から民へといった選挙スローガンと、刺客擁立、女性候補等の話題もありましたが、私は、その勝因として結局は国民が構造改革を望んでいたからだと考えております。つまり、国民意識が 90 年代のバブル崩壊で暗い漂流状態となったため、規制、秩序を破壊し、新たな世界、価値観を築こうとする異質な国民の民意が芽生え、次第に成長してきたものと考えます。構造改革を望む意識、新しい時代をつくり出そうという意

識が投票率を押し上げて、今回の衆院選の投票率は93年に小選挙区制を導入して以来、最高の67.52%まで上昇しました。これは、前回2003年のときより7.66ポイントアップとなったわけで、未来への選択の意思でもあるととらえております。

さて、翻って、当塩竈市の構造改革、つまり行財政改革や職員、議員、市民の意識改革はどこまで進んだか。あるいは佐藤 昭市長のリーダーシップにより、塩竈市の行革はどこまで進んだかを考えたときに、現在、一つの大きな壁に当たっているような感じがするのは私一人だけの思いなのでしょうか。何か、見えませんが、確かに壁のようでもあり、あるいはボトルネック、あるいは逆境という限界に突き当たっている感じで、なかなか成果があらわれてこないというのが実感ではないでしょうか。

前置きが長くなったので、早速質問に入らせていただきます。

今回は 100円バス事業、扶助費需要対策、市税増収策、病院事業改善策の4点お聞きします。佐藤市長には、これら限界を突破するようすばらしい答弁を期待いたしております。

質問の1番目、100円バス事業についてお聞きします。

この件は、たびたび質問させていただいております。もう質問する事項がないくらいお聞きしていますので、私の質問の方が壁に当たって限界に達しているかもしれません。お前の100円バスの質問はもう聞きあきたという議場内の声も聞こえそうですが、そのような限界を乗り越えるべく、限界突破に挑戦してみたいと思います。この議場内には、そういう意味で同じ質問を12年間もし続けている先輩もいらっしゃいます。よい意味で、信念は見習いたいものだと思っております。限界には、意識の限界、行動の限界、成果の限界という3つの限界、壁があると聞いております。そして、その限界とは一体だれがどのような基準で決めるのかということ、結局は自分が勝手に勝手な基準で決めるとのことです。あきらめたところが限界であると、考えてみればそのとおり、限界というのは本当は自分自身で原因をつくり出しているわけです。

しかし、限界は突破できる、そのよい手本となるべき方がすぐ近くに座っております。3番武田先生です。あきらめない信念を持ち続けております。理想と目標を明確に定め、思いがぶれないのです。目標的が揺れると、信念の玉は当たらないのですが、目標がしっかりしていて理想を達成するためのストーリーが明確なのです。私たちには、その熱い思いが伝わります。その熱意とその努力とその時間が立派な仕事をし、思いが実現されると信じております。

質問です。

現在、100円バスは8月1日からダイヤ改正が実施されました。乗客数も多く、評判もいい

です。来年3月までは試行運転となっておりますが、1点目、現行事業の評価と問題点をお知らせください。また、新浜地区や本町地区からバス路線乗り入れの要望書が出ていますが、2点目、新規のルートも考えた100円バス事業のルート増設について市長の考えをお聞きします。できましたら、この塩竈の中心市街地の空洞化や市内経済の低迷等の限界に対して、それを突破できるようなバラ色のストーリーをお示しいただければ幸いです。

続いて2点目、扶助費需要対策についてお尋ねします。

9月議会は、毎年決算認定の審査を行う時期であり、昨日、16年度の決算が可決認定されました。監査委員から出された決算審査意見書の結びに、以下のように述べられています。

「歳出面においては民生費の繰出金や扶助費を含めた社会福祉施策の需要が伸びており、これまででは他の分野での歳出削減を行いながらこれに対応してきたが、この需要の伸びはこれからも依然として継続していくこと、また、削減努力が限界に近づいていることから、歳出でも厳しい状況が続くものと予想される」とあります。そして、歳出の性質別内訳項目で、扶助費16年度25億9,800万円、構成比13%、対前年増1億5,200万円、増減率6.3%増となっております。1点目の質問は、扶助費需要の現況と将来の予測について中身の説明をお願いいたします。具体的には、1つ、各項目ごとの扶助費の使われ方と制度について。1つ、特に決算金額の多い生活保護費について。1つ、その中でも決算金額の多い医療扶助の制度について。1つ、児童措置費の制度と主な中身について。そして、全体の将来の需要予測についてであります。

2点目の質問は、扶助費需要削減対策についてお尋ねします。

1つ、国・県・市の財源負担の割合は。また、抜本的な歳出構造の対策は。1つ、生活保護率とその自立支援について。1つ、扶助事業を受けている市民に対する感謝や反省の大切さを知らせる啓蒙活動について。それぞれお聞きします。この扶助費についても、何とか限界を突破していただきたいものだと思います。

次に3番目、市税増収策について伺います。

歳入面では、この市税が毎年一番限界を感じているのではないのでしょうか。平成16年度決算額では市税増収61億724万円と前年比マイナス1億8,502万円減りました。そこで、市税内訳項目ごとに増収策を考えなければなりません。

質問です。1点目、市税収入の現況と将来の予測。2点目、総合的な市税増収対策の2つです。個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、都市計画税のそれぞれにそれぞれの対策が必要であります。また、95%を理想とする収入率の改善、6

億 2,934万円に及び収入未済額の収納対策や、定率減税の影響等についてお答えいただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

最後の質問、4番目、病院事業改善策についてお聞きします。

この事業が塩竈市にとって最大の難関部分。限界突破を強く求められている部門です。16年度の決算が決まりました。総収益は23億 4,600万円、総費用は28億 5,700万円、収支差額は5億 1,000万円の赤字です。大変な数字です。しかし、決算は認定されました。それは、どうしてもこの塩竈市内にこの病院が必要だと思ふ市民の方々がたくさんおいでだからです。当局の改革に向かって努力している姿勢が多少なりとも伝わるので、議会は仕方なしに賛成可決したものと私は考えております。

しかし、このままの状態では病院の存続も限界であり、我々議員の我慢も市民の我慢も限界に達しているのではないのでしょうか。あらゆる改善策を立て、明確なストーリーを描き、理想達成のための明確な目標が求められます。この病院事業が、佐藤 昭市長にとって改革の本丸であり、行財政改革の本丸であると再認識していただき、4点ほど質問いたします。

1点目、これまでの改善策の成果。2点目、緊急再生プランと本年度の事業予測。3点目、将来の事業予測と本来のあるべき姿。4点目、官から民へ、民間事業移管の考えはの4項目です。

現状の病院事業は、実質的な経営責任者が不在であるということが、この事業運営の難しさだと考えます。小泉自民党は郵政民営化を改革の本丸として掲げ、選挙に圧勝し、民意を得たわけであります。塩竈市にとっては、この市立病院事業こそが改革の本丸であるべきです。つまり、病院の民営化、これこそが市内に病院を維持存続させ、塩竈市一般会計、特別会計、企業会計の経営黒字化につながり、日本一住みたいまち塩竈の市民に対する行政サービス、福祉の充実につながるものと推察いたします。佐藤 昭市長には、限界突破に向けて明確なリーダーシップを発揮されることを望みながら1回目の質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） （登壇） 5番志子田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、100円バス事業に関するご質問をいただきました。しおナビ 100円バスの現行事業の評価と問題点についてのご質問でございましたので、お答えをいたします。

しおナビ 100円バスについては、皆様方からのご意見をいただきながら8月1日から朝夕の

通勤に特化した、例えばシャトル便の新設でありますとか、旧来空白時間帯となっております部分の解消、さらには郵便局方面へのルート拡大などの3点での見直しを行い、来年3月末まで試行期間を延長したところでございます。今回の見直しで、平日の利用者数が始めて1,000人を超える日も出てくるなど、市民の皆様方から大変好評をいただいているというふうに理解いたしております。昨年との比較で見ますと、しおナビ 100円バスを導入してから4月末までの約7カ月間の利用者数は、約14万 5,000人となりまして、7月末時点で前年1年間の利用者数13万 5,000人を既に突破しており、前年同期と比較いたしましても約80%の大幅な伸びとなっております。全体的には、多くの市民の皆様方に受け入れられ、市民の皆様の足として定着しつつあるものと理解をいたしております。

一方、新設いたしました通勤通学時間帯に特化したシャトルバス便のうち、東塩釜駅方面については残念ながら利用者の伸び悩みが見受けられますので、今後、沿線に関係する町内会等にチラシを配布するなどのお願いをしながら、なお一層PRに努めてまいりたいと考えております。今後、試行期間中に改めてアンケート調査や乗降客調査を行いながら、本格実施に向けさらなる利用者の利便性を図りたいと考えております。

100円バス事業のルートの増設に関するご質問をいただきました。100円バスの空白地区への乗り入れにつきましては、現在、この路線を運行いたしております宮城交通では、大変厳しい環境経営下のもと、既存路線の全体的な見直しを進めている状況でございます。このような状況下で、宮城交通からは新たな負担を伴う新規路線の開設については、本市が全額運営費を負担するという条件が出されているところであります。このため、新規路線開設に当たりましては多額の負担を伴うという課題もありますことから、その路線の必要性や重要性について十分分析し、将来の総合交通体系も視野に入れながら検討してまいりたいと考えております。また、既存路線の100円化につきましては、その路線の利用状況等を調査しながら今後の課題として取り組んでまいります。

次に、扶助費需要対策について何点かのご質問をいただきました。

初めに、扶助需要の現況と将来の予測についてお答えをいたします。

扶助費制度の現況につきましては、障害者の方々の自立支援としての各種サービスの提供でありますとか、児童の健全育成に係る支援としての児童手当、さらにはセーフティガードとしての生活保護費など多岐にわたる内容であります。また、近年、児童手当の支給年齢の引き上げや景気の低迷などの影響による生活保護費の増大など、扶助費は年々増加の一途をたどっ

ており、平成16年度決算で見ますと約25億 9,800万円と一般会計決算額の13%を占める状況であります。

中でも、生活困窮者に対する扶助費が年々増加いたしまして、平成16年度の平均保護率は10.92パーミルと県内一の高いレベルとなり、この分野の扶助費決算額では約10億 4,700万円と扶助費全体の4割を占めている状況でございます。生活保護費の増加要因であります。高齢化の進行や核家族化の進展、さらには低迷する雇用情勢など本市を取り巻く厳しい経済環境が影響しているものと考えられます。本年7月現在では、既に11.28パーミルとさらに上昇を続け、依然として県内一の高い水準で推移しております現況から、今後とも増加をしていくものと予想せざるを得ない状況でございます。

扶助費の項目といたしましては、生活扶助などの8項目でございますが、特に高い水準にある生活保護者の医療費の全額を負担する医療扶助費につきましては、年間の延べ人数は被保護者の方の約8割を占め、扶助費としては5億 4,400万円と生活保護費の約5割を占める状況であります。この支給に当たりましては、主治医や嘱託医の意見を十分に聴取しながら必要な治療を受けていただくように指導を行うとともに、あわせて保護世帯の家庭訪問等を実施するなど適切な治療に専念し、早期治癒を図り、自立に向けより一層努力をしていただくよう生活指導等を行っているところであります。

扶助費需要削減対策についてお答えをいたします。

高い生活保護率を踏まえた削減対策についてでございますが、これまでは全般的な歳出削減で努力を行いながら対応を重ねてまいりましたが、それも限界に近づいております。また、国におきましては三位一体改革により生活保護費の国庫負担割合の見直しが進められている中で、一層市民負担が増加することも予想されますため、今後、さまざまな機会をとらえ、国に対して国庫負担割合の現状維持について強く働きかけを行ってまいります。

一方、国においては急激な保護の増加に対応するため、平成17年度から厚生労働省の事業として生活保護受給者等就労支援事業がスタートをいたしております。本市においても国・県、また実施機関でありますハローワークとの連携を強化し、この制度の積極的な活用を図るとともに、新たな立地企業に対しましては雇用の確保を働きかけながら、これまで以上に就労、自立に向けた相談指導を強化して、自立支援策につなげてまいりたいと考えております。

次に、啓蒙活動についてお答えをいたします。

扶助を受けている市民の方々には、当初申請時のみならず更新時やあらゆる機会をとらえて、

その扶助制度の趣旨等について理解をいただきながら、また、家庭訪問や相談活動を密に行い、一日も早い自立自活に向けた指導、支援を行っているところでございますので、ご理解をお願い申し上げます。なお、詳細につきましては担当部長から説明をいたさせます。

次に、市税増収策についてのご質問であります。初めに、市税収入の現状と将来の予測についてお答えをいたします。市税収入の現状でございますが、景気低迷を反映いたしまして依然として大変厳しい状況が続いておりますが、最近、若干ではあります。明るい話題も出てきつつあるものと理解をいたしております。具体的な状況でございますが、まず、個人の市民税につきましては昨年まで連続して大幅に落ち込んでおりました課税の基本となる総所得金額がほぼ前年並みとなるなど、底を打った感がございます。また、税制改正もありますので、今後は下げどまりの感があり、長期低落傾向について一段落したのではないかと考えているところでございます。

法人の市民税につきましては、大手法人の撤退により均等割が減少いたしておりますが、法人の経営状況を反映する法人税割については回復基調にあるものと感じております。先日発表されました東北財務局から出された地域の経済動向調査によりますと、一部に上昇への動きが見えるとの見解が示されておりましたことから、今後は若干明るい兆しが見えてくるものと期待をいたしているところであります。固定資産税につきましても、土地取引の動きが出てくるなど、連続して低落傾向にありました土地価格について一部下げどまりの傾向が出てきております。さらには、建物、償却資産についても市内の施設建設や貞山地区への企業立地などが進んでおりますことから、若干ではあります。市税についても好影響が期待されるものと考えております。その他の税金についても、大体同じ傾向であるかというふうに理解をいたしているところであります。

総合的な市税増収対策についてご質問いただきました。

このような状況の中で、市税の増収策の基本は地域経済の活性化と納税義務者の増加策が基本であるというふうに考えておりますので、地元企業の活性化や企業誘致による就業機会の創出などを図ることが、法人、個人の市民税はもとより固定資産税にも好影響になると考えております。例えば、海辺の賑わい地区への民間事業者の参画の動きと連動するように、本塩釜駅や塩釜駅前へのマンション建設の動きでありますとか、東部地区への小売業の大型店舗の出店など、新たな産業の兆しもございますので、産業振興室を中心に今後とも企業進出や地域活性化に向けて積極的に取り組み、市税の増収策につなげてまいりたいと考えております。

病院事業改善策についてお答えをいたします。

初めに、市立病院のこれまでの改善策の成果と再生緊急プランの取り組み状況についてお答えをいたします。

市立病院の改革は待ったなしの状況にございまして、4月以降、再生緊急プランの実行に鋭意取り組んでいるところでございます。

まず、昨年度末に退職いたしました職員10名の不補充を皮切りに、人件費の削減策の一つといたしまして職員の特殊勤務手当を抜本的に見直し、13項目の特殊勤務手当を廃止し、2項目について減額を行い、縮減効果は年間750万円となりました。また、市立病院の自立的かつ安定的な経営のためには、やはり医師数や医業収益にかなった体制づくりが不可欠でありますことから、職員定数の見直しといたしまして、34名の削減を目標に院内で職種別に必要な人員規模についての、既にヒアリングを始めたところであります。今後は、早期退職優遇措置の制度化を図ることにより、退職を希望する職員を募るなど、より一層の人員の適正化を進めてまいります。

しかしながら、市民の皆様方に良質な医療を提供し、安定した病院経営を行うためには、やはり医師の確保こそが最大の課題であると考えております。今回、医師報奨手当引上げなどの処遇改善を図り、働きがいのある勤務環境づくりに努めたところでございます。これまで開業のため1名が退職をいたしました、2名の内科系医師を採用できましたので、医師数は年度当初1名増の12名体制となりました。今後とも粘り強く医師の確保に取り組んでまいりますのでご理解をいただきたいと思っております。また、一部病床を開業医に開放する開放病床事業を開始するなど、多面的かつ有効な活用を図り、手術室も同様に活用していただけるよう運用の見直しを行い始めたところでございます。

市立病院のあるべき姿についてのご質問でありました。

ご案内のとおり、市立病院は塩釜医療圏唯一の公的病院として地域医療の核となる重要な役割を担っているというふうに認識をいたしております。このためには、経営基盤を安定させるとともに、今後とも医師数の増加に全力で取り組み、救急医療や高度医療、あるいは在宅医療や小児医療など幅広い市民の医療需要にきめ細かにこたえられるよう努力をしてみたいと考えております。当然でございますが、医業収益の収入増等につきましても、なお一層努力を重ねてみたいと考えております。

官から民への考え方についてご質問いただきました。

累積欠損額も46億円に達している状況や、医療報酬の引き下げなど病院経営を取り巻く環境は大変に厳しく、医師不足も相まって市立病院の経営状況はまさに正念場を迎えていると考えております。現在取り組んでおります再生緊急プランを是が非でも定着させ、引き続き地域住民の健康的で安心な暮らしを全面的に支えられる病院を目指してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

私からは以上でございます。残余の部分につきましては担当よりご答弁をいたしますので、よろしくお聞き取りいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

議長（菊地 進君） 佐々木健康福祉部長。

健康福祉部長（佐々木和夫君） それでは、私からは扶助費関係のご質問について具体的な内容を答弁させていただきたいと思っております。

まず最初に、各項目の扶助費の使われ方、どのような制度があるのかというお尋ねでございました。扶助費は大きく分けて3つぐらいに分けられるかなと思っております。一つは社会福祉費、これは老人に対する扶助、あるいは障害者に対する扶助、あるいは支援費制度などに対する扶助でございまして、約5億4,700万円ほどでございます。16年度実績でございます。

それから、児童福祉費でございますが、これは児童福祉手当など、それから児童措置費、あるいは母子家庭に対する扶助などでございまして、9億3,200万円ほどでございます。

それから、市長からも答弁がありましたけれども、生活保護費については10億4,700万円ほどという中身になっております。ほかに、私の方の部の関係ではございませんけれども、教育扶助費などがございます。

それから、決算金額の多い生活保護費について施策の実績のお尋ねがございました。

内容を申し上げますと、生活扶助が34.23%、約3億5,000万円ぐらいでございます。それから医療扶助については、先ほど市長が答弁申し上げましたとおり5億4,400万円が51.98%。それから住宅扶助が1億600万円ぐらいで10.15%などとなっております。

それから、児童福祉費の中で決算金額の多い児童措置費7億6,900万円ほどでございますけれども、この制度の主な中身というお尋ねがございました。この中で一番多いのは、市立保育園に対する運営費補助がでございます。これは2億9,300万円ほどでございまして、全体の38.18%、ほかに児童手当、これは小学校3学年就学前までの児童に対しての支給されるものでございまして、これが2億4,200万円ほどでございます。

それから、児童扶養手当がございましてけれども、これが2億3,000万円ほどで30.34%とな

ってございます。

それから、最後に、いろいろの扶助費の事業につきまして、国・県の補助率がどうなっているかというお尋ねがございました。これは、かなり項目がありまして、全部申し上げると煩雑になりますのでおおむねを申し上げるということによろしいでしょうか。

大体、社会福祉費あるいは児童福祉費の各事業につきまして、国の負担は2分の1から大体4分の3の割合になっておるかと思います。これは、全体に対して2分の1ではなくて、補助基準額がございまして、これに対しておおむね2分の1から4分の3というふうになってございます。

生活保護でございますけれども、生活保護につきましては4分の3が国庫負担金、残りの4分の1が市の負担というふうになってございます。全体の75%が国の負担、残りが市の負担というふうになってございます。16年度の実績を見ますと、国庫支出金が7億8,100万円程度でございます。それから、市の負担金が一般財源として2億4,300万円くらいでございまして、国の負担割合が74.68%、市の負担割合が23.3%、ほかに県の負担とかありますので、これを16年度の実績で見ますと、ほぼルールどおりの国庫負担をいただいておりますのかなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（菊地 進君） 5番志子田吉晃君。

5番（志子田吉晃君） 詳しい答弁ありがとうございました。

時間があと20分ありますので、2回目の質問をさせていただきます。

そうすると、この4点、今の質問の4点、もう一度ちょっと確認のため2回目質問させていただきます。

100円バス事業、私もこの事業最初のと時から質問させていただきまして、会派からも要望して、去年の12月から試行運転やっていただきまして、本当にありがとうございます。それで、何遍も質問しているんですけども、今の、このバス会社さんに委託している状態の100円バスの事業の限界が、その限界がやはり100円バス事業の限界かなと思っています。それで、現行の循環バス路線は80%も乗っている方がふえたので、これは100点満点に近い現行路線だと思えます。しかし、それ以外のところ、通ってないところとか、要望がいろんな、例えば乗り入れ要望、本町とか新浜地区から要望書がきていますし、そういうところのことを考えた場合に、1つのルートだけでは足りない。その辺のところ、先ほどの市長の答弁では今後の課題

という答えだったのかなと思いましたが、今後の課題にもなっていないのかどうか、その辺のところ確認したいと思います。ぜひ、今後の課題にして既存路線以外の新しい路線をつくっていただきたいと思います。

それから、2番目の扶助費需要対策のことなんですけれども、私は質問の項目に、この扶助費需要対策と直接関係ないかもしれませんが、反省の大切さを知らせる啓蒙運動をしていただきたいと、このような形で言わせていただいたんですけれども、今の1回目の答弁ですと、家庭訪問とか相談活動で自活指導はなされていると。そういうときに、なぜ私が反省と感謝の大切さを啓蒙してほしいかと言ったかということ、ちょっと、この議場の政治的な話ではないかもしれませんが、宗教的な話なんです。それで、地獄に落ちる原因は、反省と感謝が足りない。あるいはもし万が一、私も含めて皆様方が地獄に落ちてしまったときは、反省と感謝の心を持っていると地獄から抜け出すことができる。一般質問なので、こういう反省と感謝の大切さを伝えた場合に、結局、この宗教的な地獄というのは、あの世の地獄でもあるしこの世の地獄でもあるわけです。この世の地獄からそのような……。

議長（菊地 進君） 志子田議員に申し上げます。

質問は簡潔明瞭に発言されるようお願いいたします。

5番（志子田吉晃君） わかりました。

そういうことで、反省と感謝の大切さを、ぜひ自活指導で教えていただきたいものだと思います。

3番目の市税増収対策、それで、各項目ごとに対策ということで答えをいただきました。それで、収納対策のところも少しお聞かせ願いたいかなと。収入未済額、結構大きいものですから、その辺のところよろしくお願いします。

それから、病院事業改善策、この再生緊急プランのことは資料をいただきまして、そのとおり17年度なることを希望します。そのときに、公営企業全部適用という考え方を早目に取り入れてほしいと。それで、そのときに最高経営責任者、やはり病院に経営責任者がいないところが、これまでの病院事業の難しいところだったのではないかなということで、最高経営責任者ができるような、そういう体制にしていきたいというふうに思います。その辺のところ、どのように考えられているか。

それから、医師の報償手当、これはやはり医師の方がそろわないと経営改善しないので、診療報酬、今までは100分の1.5ですか、やはり報酬を上げて、いっぱいほかのところから医師

が塩竈市に、市立病院に来ていただけるように努力していただきたいと思います。その点、もう一度ご答弁ありましたよろしくをお願いします。

議長（菊地 進君） 山本総務部長。

総務部長（山本 進君） 5 番議員にお答えいたします。

私から収納未済についてお答えいたします。

16 年度決算で 6 億 2,900万円の収入未済がございました。内訳は、個人の市民税で 1 億 9,000万円、固定資産で 3 億 4,000万円、収納率 90.16%でございます。現在、納税推進室を中心といたしまして収納に努力しているところです。今後とも努力を続けてまいります。以上です。

議長（菊地 進君） 棟形市民生活部長。

市民生活部長（棟形 均君） それでは、私の方から 100円バスの関係でお答えをしたいというふうに思います。

100円バスにつきましては、市長の方からご答弁申し上げましたように、非常に利用者の増加が80%ということで、大変好評をいただいているという状況でございます。そういった意味では、新たな取り組みといたしましてシャトル便とか、それからルート of 拡大を若干しておりますので、まずその辺の充実に努めたいということがまず第 1 点でございます。

それから、2 番目でございますけれども、新規路線の要望があった段階では、私どもの方でその都度要望の趣旨を踏まえまして事業者の方にその要望の内容をお伝えを申し上げているというところでございます。ただ、残念ながら事業者の方からの回答につきましては、市長が答弁した内容ということでございます。私どもといたしましては、新規路線、この部分の対応につきましては、現在、事業者の方で大幅な既存路線の見直しをしていると、こういう状況でございますので、そういったものも十分踏まえながら、一つのご要望に対する対応につきましても、市長が申し上げましたように課題にしたいというふうに考えております。以上です。

議長（菊地 進君） 佐々木健康福祉部長。

健康福祉部長（佐々木和夫君） それでは、私の方から生活保護における感謝や反省の大切さの啓蒙活動はということでのお尋ねについてお答えをさせていただきたいと思います。

生活保護事業は、議員もご存じだとは思いますが、いわゆる日本国憲法25条に基づきます規定によって行っているものでございまして、基本的には国の事務でございます。私どもにとりましては法定受託事務ということでございまして、国の事務を国から契約を受けて請け

負っているというような内容でございます。したがって、これの実施につきましては、法律できちんと定められておりまして、その基準・内容とも定められておるところでございます。その中で、生活保護法という法律が定められておりますけれども、この中では大きく4つぐらいの原理原則がございます。その中に、保護請求権無差別平等の原理というのがございまして、これは昔の法律ですと、例えば、素行がいちじるしく悪くて勤労を怠りまして保護を受けるようになった場合、保護しないというような規定もありましたが、今の法律、今の生活保護法におきましては、すべて国民はこの法律の定める基準を満たす限りこの法律による保護を無差別平等に受けることができるということが決まっております。

したがって、感謝と反省の気持ちについて行政側から被保護者に対して一定のご指導を申し上げるといふことは、この法律から照らして困難なことかと思っております。私どもとしましては、やはり被保護者みずからそういうお心を心の中に惹起していただいて、なるべく自立にいていただくということが非常に重要なのかなというふうに思っております。以上でございます。

議長（菊地 進君） 佐藤市立病院事務部長。

市立病院事務部長（佐藤雄一君） それでは、私の方から地方公営企業法の全部適用につきまして、現在の取り組み状況というふうなものをお話申し上げたいと思っております。

決算特別委員会でも申し上げましたが、先般、全国公立病院連盟東北支部会議でこの課題を議題として取り上げていただいて、いろいろ意見交換を行っているところでございます。その中で、先ほど志子田委員もおっしゃられましたように、全適以降の病院経営が成功するのも失敗するのも、事業管理者の選任がすべてだというお話が出ました。経営責任を問われる事業管理者を引き受けてもらう、そのためには、まず負の遺産の、本院で言えば不良債務の解消が不可欠だろうということで、それに向けてはやはり自治体の財政支援を明確に提示する必要があるのではないかというふうないろいろな意見が出されました。

現在、これらの意見を集約いたしまして、導入手順等につきまして検討を進めております。年度内には一定の成果につきましてご報告申し上げたいというふうに考えてございます。

それから、医師の報償手当につきましては、いろいろ議会の皆様からのご意見等も踏まえまして、今年の9月1日から引き上げを行ってございます。これまで12万円の医師の報償手当を36万円に引き上げておりまして、医師の処遇改善、定着に努めているというところでございます。以上です。

議長（菊地 進君） 5番志子田吉晃君。

5番（志子田吉晃君） ありがとうございます。

一応聞いたので、一つだけちょっと確認のために、生活扶助費のことで聞きたいです。

先ほど、1回目の答弁で生活保護費のうちの医療扶助費が生活保護費の51.98%の5億4,400万円、それで、その説明のところに、医療扶助費というのは、私の聞き違いかもしれませんが、市民全体が使われた人の医療扶助費でなくて、生活保護の方の医療費分だけの医療保護費というふうに私には聞こえたんですが、そのとおりでよろしいのかも一度確認だけしたいと思うので、よろしく願います。それで、これを聞いて質問を終わらせていただきたいと思います。

議長（菊地 進君） 佐々木健康福祉部長。

健康福祉部長（佐々木和夫君） 生活保護費の中の、いろいろな扶助がありますけれども、医療費であるとか、生活扶助であるとか、教育扶助であるとかありますけれども、その中の医療費でございます。よろしいでしょうか。医療扶助費でございます。生活保護者が病気で働けないということがあるわけです。それで、生活保護を受ける。医療費もかかるわけですね。これについて生活保護で扶助を申し上げると、こういう内容でございます。

議長（菊地 進君） 17番中川邦彦君。（拍手）

17番（中川邦彦君） （登壇） 日本共産党市議団を代表いたしまして一般質問を行います。

先日、8月16日正午ごろに宮城県沖を震源とする地震が発生しました。大きな横揺れで市民の皆さんも驚きとともに長時間の揺れにご心配されたのではないのでしょうか。被害を受けた方々にお見舞いを申し上げます。

第1の質問は、地震対策について伺います。

1番目は8月16日発生した宮城県沖地震時の対応についてであります。

今回の地震は最大震度6弱の大きな横揺れには不安を感じた方々もいたのではないのでしょうか。また、近い将来、9割の確率で発生が予想されている宮城県沖地震の再来と思われた方々もいたのではないのでしょうか。また、揺れがおさまると同時に震源地はどこか、内陸か、沖合か、津波はどうだったのかと心配をされた方々は、テレビの速報で各地の震度を知ることができましたが、この塩竈はどのようになっているのかと心配された方々も数多くいたのではないのでしょうか。市民に知らせる手段としての防災同報無線が発生から約10分ぐらいしてから放送でしたが、また、場所によっては聞き取りにくいところもあったと聞いております。改

めて伺いますが、防災同報無線での報道がなぜおくれたのか。あわせて地震発生後の本市の取り組みについて伺います。

2番目は、魚市場大会議室の天井落下についてであります。

今回の地震で魚市場大会議室の天井が落下するという事態になりましたが、予期せぬこととはいえ人的に被害がなかったことは、不幸中の幸いと思います。また、大会議室以外に被害はなかったのか。今後、そのような危険はないのか、点検調査はどのように行ったのか、伺います。決算委員会で当局の答弁では財源の見通しがついたと言っていますが、総務省からの正式な通知はあったのか。復旧工事はどのように進めていくのか具体的に伺います。

3番目は、予想される宮城県沖地震に備えての支援策についてであります。

8月16日の地震を検証してみる必要があるのではないのでしょうか。地震を市民がどうとらえていたのか。どのように行動されたのか、地震への警戒感や地震があれば津波が心配されるので、どのように対応したのか。当局としては課題や問題点を明らかにし、どのように支援策をとっていくのか見解を伺います。

次に、県の防災計画では、都市の防災対策について、火災の拡大防止や非難の安全を確保し、安全、安心、快適性などに配慮された総合的に質の高い市街地の実現のため、都市防災総合推進事業等により防災力の高いまちづくりの方針を明らかにしています。本市でも、塩竈市地域防災計画を策定されましたが、地震に強いまちづくりの目的の中で、火災などの二次被害を最小限に食い止める。市街地など面的な視点からの取り組みも必要となる。各種の方策に基づいて地震に強いまちづくりを目指すとあるが、今取り組まれている事業について伺います。

私は、さきの議会で自然災害で被災した住宅本体への公的資金の支援について質問した際に、市長は塩竈市災害特別融資制度の活用で、災害救助法が適用されたり市長が特に認めたとき、本市の場合は利率が年率、2.5%で金融機関より融資を受けるものと答弁されましたが、どのように本市では利用されているのか伺います。国では、被災者生活再建支援法が昨年12月の改正で全壊世帯の対象だけから大規模半壊世帯も支援対象にと変わりました。現行の生活再建支援金、最高100万円の支給から新たに居住関係経費を対象とする居住安定支援制度を創設しました。

この居住安定支援制度とあわせて、全壊で200万円で大規模半壊で100万円、賃貸の入居で50万円が支給され、最高支給限度額を300万円に引き上げています。改めて伺いますが、災害で被災された方々に、1つは本市独自の生活再建支援金を創設する。2つ目に耐震診断等耐震補

強工事の現状と、市民への啓蒙について。3つ目に、本市独自の耐震改修工事に支援のための助成制度の導入を図る、また、県からの助成に上乘せして実施する。以上2点について、市長の見解を伺います。

第2の質問は、廃自動車リサイクル企業についてであります。

住民が安心して生活できるように、そして不安を取り除くよう行政としての指導をすべきではないでしょうか。そこで伺いますが、1番目は、操業に当たっての企業と地元住民との協議についてであります。第2回目の地元住民への説明会で出された意見の中に、地元との協議が必要ではないかとの意見が出されましたが、どのような指導がされたのか、また、操業開始後も協議ができるようになっているのか伺います。さらに、県との一連の手続の流れと本市との協議について伺います。

2番目は、公害防止協定について伺います。

4月28日に開かれた民生常任委員協議会で配付された資料には、今後、県に対し企業側が施設計画等協議書を提出していく予定としているが、その経過を伺いたいと思います。

また、市民が安全で安心して住める環境を維持するためにも、企業との公害防止協定を結ぶことが必要と考えますが、見解を伺います。

第3の質問は、廃蛍光管リサイクル処理事業の経過についてであります。

平成15年7月に廃蛍光管リサイクル処理事業の立地計画概要書が県に提出されました。同じ月に事業者から新浜町住民への第2回目の説明会がされました。平成16年3月に県の指導要綱に基づき、塩釜保健所から市へ生活環境保全に関する意見書の紹介がありました。同年8月に第2回目の、地元3町内会の説明会が行われましたが、参加者からは、事業には理解できるが、立地場所には反対の意見が強く出された。

その後、事業者が貞山地区にも設置場所の検討がされたようですが、断念をされたと聞きましたが、そこで伺いますが、その申請の取り下げの経過について伺います。

次に、今後、同様の企業進出時の事前の協議について伺います。

今回の企業が撤退に至った経過を見ても、近隣の企業や住民の中から到底受け入れられないという強い気持ちがあったと思われれます。石田地区に進出したペットメモリアルセンターの建設の際には、建築確認の申請が出されたからと言って許可する、建築してから住民が説明を求めて紛糾する、最後には行政が責任をとる、このようなことがあっていいのだろうか。計画が出された時点で市民課、環境課、建築課との縦割りの議論だけではなくて、庁内でよく議論し

検討する。住民への説明もきちんとやって合意をとる。そのように汗水を流して努力すべきではないでしょうか。市長の見解を伺います。

第4の質問は、塩釜海員会館の現状について伺います。

1番目は、経営環境と現状についてであります。

日本を取り巻く漁業は、原油の高騰など水産資源の管理体制の強化や水産物流通経路の多様化による競争の激化など、大変な状況にあります。そのような中で、塩釜海員会館の利用者数も年々減少してきております。建物の老朽化などで改築しようとしても、そこまでには手が回らない状況と聞いております。その一方で、経費の削減に努力をされておりますが、平成16年度の損失金が347万円、前年度の繰越損失金をあわせると1,647万円にもなるそうです。経営状況と未払い金はどうなっているのか伺います。

2番目は、今後の方向についてであります。塩釜海員会館は建設してから37年という老朽化している建物ですが、塩釜港への入港船、魚市場への漁船誘致には必要な施設ではないでしょうか。市長や議会からの代表として議長や業界の方々が昨年からことしにかけて、各地の漁業関係者と懇談し、漁船の入港の誘致を働きかけてきたと報告されました。大変なご苦労に労をねぎらいたいと思います。その中でも、会員会館の老朽化で利用が難しいという意見も出されたそうですが、誘致対策の一環として、行政として積極的に働きかける努力をすべきではないでしょうか。見解を伺います。

第5の質問は、場外馬券売り場進出について伺います。

仲卸市場が平成11年に仲卸市場の活性化と集客施設として場外馬券売り場の誘致を決めました。その年に、地元町内会の総会でその他の議題として提起されて、JRAからではなくて仲卸市場の役員が来て話され、きちっとした説明もなく不十分なまま出席者の拍手で決めて、それが同意書となったのです。現在は仲卸市場の主体から中央競馬会JRAの直営に変わりました。本年4月に誘致に反対する有志の会、反対する市民の会の代表と共産党市議団は、中央競馬会に計画の中止を求める要請を行いました。要請の中で、JRAの場外企画課長は、1つに3月24日付河北新報で2007年オープンと伝えられたことが事実と異なるため、抗議した。2つ目に六つの町内会のどこか一つでも反対があれば、計画は撤回する。3つ目に町内会以外の地元の関係者が説明会を開く際にも、こちらから出向く。4つ目にJRAは県警が交通問題の窓口となっており、交通安全企画課と協議を進めている。このことが述べられました。

その後、引き続いて農水省畜産部競馬監督課との交渉を行いました。この交渉では、現時点

で申請は上がっていない、申請時点で同意がとれていればよい、住民の皆さんにガラス張りで説明されることが大切と述べられました。その後、ＪＲＡの担当次長は、宮城県警から平成11年にとった同意書は古過ぎるので、同意書の取り直しをするようにと言われ、町内会に取り直しをお願いしていると述べられました。そう言いながら、確認書を提出していると聞いております。そこで、地元との同意についてであります。ＪＲＡに県警から同意書の取り直しの指導を受けたにもかかわらず、6町内会からの新たな同意書ではなくて、6町内会の総会にもかけずに役員会だけで確認書なるものを出したと聞いております。農水省畜産部競馬監督課の課長補佐は、直前の同意書は場外馬券売り場誘致の必要条件と語られました。

私は、このことが大きな問題があると、そういうふうに思っております。市長は、このような問題ある同意について、どのように考えているのか伺いたいと思います。さらに、交通問題での対応について伺います。国道の管理は国であります。共産党市議団は8月10日に国土交通省仙台工事事務所に出向き、交通問題についての見解を伺ってまいりました。国道管理者としての見解として、担当官は「国道45号線の沿線の地域内の渋滞については認識している。現状よりの混雑は好ましくない。秋口に交通量の調査を行う。三陸縦貫自動車道からの流入などでの交通渋滞調査も行う」と述べられました。

新浜町の道路は市道であり、管理は市にあります。6月議会での市長の答弁は、中央競馬会は交通問題で警察との協議が始められたと聞いておりますと述べられましたが、どのように考えているのか、伺いたいと思います。また、市道管理者としての一定の協議がＪＲＡと行われているのか伺いたいと思います。

これで、第1回目の質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） （登壇） 17番中川議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、地震対策について何点かのご質問をいただきました。

8月16日発生 of 宮城県沖地震時の対応についてお答えをさせていただきます。

8月16日11時46分に発生いたしました宮城県沖を震源とする地震は、震源の深さが42キロメートル、地震の規模がマグニチュード 7.2でありました。塩竈市の震度は5弱であり、その後余震として震度3が1回、震度1が5回、がその日のうちに本市に設置しております震度計で観測をされております。

発生後、直ちに11時50分、災害対策本部を設置し、市民への情報提供でありますとか防潮堤の閉門、さらには被害状況の把握などのため、第1号非常配備体制をとり初動体制を整え314名の職員がこの地震対策に当たりました。さらに、11時50分には津波注意報が発令され、最大で50センチメートル程度の津波が予想されましたので、津波来襲に備え注意報発令後、浦戸地区も含め速やかに防潮堤の閉鎖を完了したところであります。塩釜港では、12時58分に約10センチ程度の第1波が観測され、その後、平常の水位に戻りました。なお、津波注意報は13時15分解除となっております。

ご質問の、同報無線による津波注意報等の情報提供であります、9分後の11時59分に実施をいたしております。これは、地震発生直後から火災などの被害情報が殺到して寄せられる中、状況把握のため若干おくれたという感を私もいたしておりますので、今後、即時性を持たせるための体制の見直しを含め、万全を期してまいりたいと考えております。

地震対応のその後でございますが、12時20分に災害対策本部第1回会議を開催し、各部からの被災情報の報告、対応についての協議を行ったところであります。最終的には、翌17日9時からの第4回の本部会議を開催し、余震、被害状況等から判断し、災害対策本部を解散することと決定し、引き続き警戒を強めることといたしました。この間、市民、庁内各課を問わず被害状況の報告があり、現場確認を実施するとともに二次災害の防止に努めたところでございます。

今回の地震では、幸い人的被害はなく、物的被害だけとなっており、民間施設被害といたしましては、宮町で発生しました蔵の全壊を含め33件、公共施設では魚市場大会議室天井の落下等25施設に被害が発生しております。公共施設については、関係機関の協力を得、適切な復旧を図ってまいります。また、民間施設につきましても所有者からの相談に応じるとともに、適切な指導を行い、二次災害の防止に努めております。災害対策本部の情報につきましては、適宜議員の皆様にもご提供させていただいたところでありますが、地震発生直後という大変慌ただしい中、本部へ駆けつけていただき激励の言葉を賜りました議員各位には、この場をお借りいたしまして心より御礼を申し上げるところでございます。

次に、魚市場内の建物の天井落下に関するご質問にお答えいたします。

8月16日に発生いたしました宮城地震により、つり天井でありました魚市場大会議室の天井東側半分144平米が落下したことが8月27日に判明いたしました。残り西側半分も構造的には落下状況にあり、また、隣接の水産資料室の天井につきましても同様の状況でありましたこと

から、大変危険な状態と判断し直ちに使用停止としたところでございます。また、卸売機関の一つであります株式会社塩釜魚市場の事務室の天井にも、同様な構造で大きな脹らみが見られました。このため、落下する危険があると判断し、人命の安全確保を第一と考え、魚市場内の空き事務室への分散移転をお願いいたし、9月8日に移転完了をいたしております。これらの被害は、今回の地震が原因でありますため、国・県に対し災害復旧債の適用をお願いしております。この災害復旧債の適用の承認を受けた後に、速やかに危険箇所の復旧工事に取り組みたいと考えているところでございます。

次に、予想される宮城県沖地震についての塩竈市域全体の対応策、いわゆる地震に強いまちづくりということについてご質問いただきました。

地震に強いまちづくりをするためには、個々の住宅、店舗、ビル等の耐震強化等も当然必要であります。そういったものが面的な広がりを持ち、最終的には塩竈市全域が地震に強いというまちづくりにしていくことが肝要ではないかなと考えております。過去の阪神・淡路大震災等の際には、例えば大通りに面した部分については道路で火事が焼けどまりになったとか、あるいは街路樹で火災がとまったとか、あるいは公園等が防災機能に大変大きな役割を果たしたといったようなことが報告をされております。我々も、間違いなく襲来します宮城県沖地震に備えて、町全体の耐震強化ということが喫緊の課題であるというふうに考えております。幸い、国の方で既に三陸沖の地震につきましては特別措置法が成立をいたしまして、具体的な施策体系について今後取り組まれると聞いております。そういった制度を有効に活用しながら、この塩竈が来るべき宮城県沖地震に強いまちとなりますような施策を展開してまいりたいと思っております。

そういった中で、現行の支援策についてご質問いただきました。

当然、予想される宮城県沖地震発生後の支援策については一刻も早い被災者の生活安定と社会基盤の復旧活動が急務となります。被災者の自立的な生活再建を支援する目的で被災者生活再建支援法が既に施行されております。これは、全都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金及び国からの補助金を原資として、一定の条件を満たした場合に生活必需品等の購入の経費でありますとか、住宅再建等に要する経費として最高300万円の支援を受けられるというような内容になっております。産業関係の方々に対する支援といたしましては、中小企業経営安定資金等、災害により事業者の方々が被災後の経営の安定を図るため、宮城県などの関係機関の協力を得、融資が円滑に行われるよう本市としても努めてまいりたいと考えております。市に

おきまして、災害救助法の適用を受けられない、災害が発生した場合の避難所の開設、あるいは食糧の提供支援のため塩竈市災害救助支援基金を平成15年度から積み立てておりますので、今後とも積み立てを継続し、災害時に備えてまいりたいと考えております。

なお、被災後の住宅本体の建築費支給など支援拡充策につきましては、宮城県市長会や地元選出国會議員を通じてなお一層要望を重ねてまいりたいと考えておりますし、我が市におきましてはどういったことができるかといったようなことにつきましては、継続して検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、廃自動車のリサイクル企業のご質問をいただきました。

初めに、廃自動車リサイクル企業立地に係る地元住民との協議についてお答えをいたします。

本市貞山地区に現在工場建設を進めております自動車リサイクル企業は、平成17年4月から施設の上屋建設に入っておりますが、産業廃棄物処理施設としての許可につきましては、県の産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱に基づき必要な手続が進められているところでございます。現在は、事業者から塩釜保健所に施設計画等協議書が提出され、保健所による現地調査や申請内容の書類審査などが行われているところでございます。

ご質問の地元住民との協議経過でございますが、これまで2回にわたり事業計画の概要などについて住民説明会が開催され、事業内容や環境に係る質問が出されております。その中で、協議会等の設置につきましては、事業者から組織化というよりも実質的に常に地元とのコミュニケーションを図ることを心がけ、理解されるようなことに努める形で進めたいという考え方が示され、このことを受け、企業より提案された取り組み方針が地域の方々からも一定の理解が得られている状況と判断をいたしております。市といたしましても、これまでの説明会における事業者と住民との協議経過が遵守されますよう、事業者を指導してまいりたいと考えております。

次に、公害防止協定についてお答えをいたします。

前段、申し上げました、これまでの地元との協議経過を踏まえ、建設中の自動車リサイクル企業に関しましては、その事業規模や処理量等にかんがみ、本市と同社の間で産業廃棄物処理施設の公害防止及び環境保全に関する協定書の締結を前提に、同社と具体的な協議を始めております。協定書には、法令の遵守や重要な項目についての年1回以上の測定や報告義務、さらには環境保全活動の推進などに加え、状況判断による立ち入り調査など、環境保全や公害の未然防止のための必要な事項を網羅した内容としてまいりたいと考えております。

廃蛍光管リサイクル事業の経過についてご質問をいただきました。

特に、申請取り下げの経過についてお答えをさせていただきます。

廃蛍光管リサイクル処理施設の経過に関しましては、当初、新浜地区での建設が計画され、平成15年8月に2回にわたる住民説明会が行われましたが、新浜地区での建設には反対とする旨の意見が出され、さらに同年12月には市に対し、地域の4町内会から反対の要望書が提出されました。その後、本年6月に事業者の理事長ほか役員の方々が来庁し、新浜地区での住民理解を得ることが困難なので、設置場所を貞山地区に変更し、事前説明会を行いたい旨の報告がなされました。さらに、8月に理事長が再度来庁され、新浜地区の計画申請については取り下げること、貞山地区への立地計画は当該企業の経営内容が港湾関連事業でないことへの指摘もありましたことから、企業イメージへの影響を懸念し断念したこと、今後は、改めて他地区において検討していきたいことについて報告があり、8月26日付で正式に県に取り下げ申請を行ったとお伺いいたしました。

今後、同様の企業進出の事前協議についてご質問いただきました。

今後の同様の企業進出時の地域との協議の件についてでございますが、県の産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱の中では、これまで事業者から保健所に立地計画概要書が提出された後、地域への説明会を開催することとなっております。平成17年3月に同要綱が改正され、立地計画書提出後の正式な説明会の前に、地域の方々など関係者に事前概要などについての事前説明会を開催し、地元の意見を聞き理解を得ることが義務づけられました。市といたしましては、この指導要綱に準拠し、事業者が地域に対し適切な説明を行うよう指導を行うとともに、適宜議会に報告を行いながら、また、地元住民との協議経過などを踏まえ、市としての意見書を提出することとなってくるものと考えております。なお、庁内での意見調整ということでございましたが、既に幹事会、庁議等を設置いたしておりまして、その中で十分な審議が諮られるよう努めているところでございます。

財団法人塩釜会員会館の現状と今後の方向についてご質問いただきました。お答えいたします。

財団法人塩釜海員会館は、昭和26年12月に設置されましてから50数年間にわたり本市の水産業に代表される地場産業の発展に大きく貢献してまいりました。しかしながら、昭和50年代には、年間約1万人の利用者がございましたが、平成に入りましてからは利用者が徐々に減少し、特にここ数年は激減の傾向にあり、結果として平成16年度末の累積赤字は千数百万円になって

いるとお伺いいたしております。会館の利用者の中心は、漁船員や海事関係者の方々であり、現在の漁業環境においては、今後入港船が劇的に増加する環境にはなく、また、利用者の方々からは新しい施設やシングル部屋を望まれており、会館といたしましても、これまでいろいろ経営改善策を重ねてきたものの、取り巻く環境は今後とも大変厳しいものと推測をいたしております。そのため、6月下旬に開催された理事会におきましては、今年度中に会館閉鎖を含む今後の対処方針を明確にするということになったと報告を受けております。

市といたしましては、本会館が地域の水産振興の立場上、果たしてきた役割と今後とも何らかの形でその機能を存続させることの必要性を十分認識いたしておりますので、海員会館の検討結果を踏まえまして、その後の支援策を検討してまいりたいと考えております。なお、議員から未払い金のご質問がございましたが、若干プライバシーにかかわる部分もあり、本市としては把握をいたしておらないところでございます。

最後に、場外馬券売り場進出についてご質問をいただきました。

場外馬券売り場進出のうち地元町内会との合意についてでございますが、このことは場外馬券売り場設置予定者が農林水産大臣へ施設開設の手続を行う際に必要な事項とされており、平成11年に周辺6町内会が同意書を提出しておりました。しかし、この計画が長期間経過しておりますことから、このたび、これらの町内会に同様の趣旨を諮りましたところ、改めてこの同意書が有効であるとの確認書をJRAに提出したというふうに我々の方ではお伺いをいたしております。こうした経過を踏まえまして、許認可者である農林水産大臣が今後適切に判断されるものと理解をいたしております。

次に、交通問題についてでございますが、この問題につきましては、議員ご指摘のとおり、基本的には場外馬券売り場設置予定者が、まず地元警察との協議を行い、その指導に基づき設置予定者がそれぞれの道路管理者へ改めて協議することになるものと認識をいたしております。現時点においては、いまだ本市に対する協議はなされておりませんが、私といたしましては、今後、こういった協議があるものと理解をいたしておりますし、また、水産業の低迷に悩む業界団体が現状を打破するため、こういったことに取り組んでいるというふうに理解をいたしておりますが、今後ともそういった動向を慎重に見極めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

なお、残余の部分につきましては危機管理監の方からご説明をさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（菊地 進君） 芳賀危機管理監。

危機管理監（芳賀輝秀君） それでは、私の方から地震対策の具体的なお尋ねについてお答えさせていただきます。

まず、都市防災に関する施策、取り組み状況ということでございますが、地震による被害を未然に防ぐためには、木造住宅耐震診断とか木造住宅耐震改修工事の助成事業、またはブロック塀の撤去事業等を積極的に現在実施しているところでございます。木造住宅耐震診断事業につきましては、平成16年から20件、平成17年度が現在まで36件の実績となっております。木造住宅の耐震改修工事助成事業につきましては、平成16年度が5件、それから平成17年度が現在まで2件の実績となっております。

さらには、通学路の危険ブロック塀の点検につきましては、平成14年にスクールゾーン内の実態を調査いたしまして、36カ所について改善の指導を行っております。その後、ことし8月に追跡調査をしたところ18カ所が改善されており、残り18カ所につきましては今後とも早急な改善がなされるよう啓蒙指導に努めてまいりたいと思っております。また、塩竈市災害対策特別融資制度の活用状況でございますが、制度創設をいたしました平成3年度から平成16年度までに31件の利用申し込みがございまして、融資金額も総額約1億4,000万円ほどになっております。主にかげ崩れ、家屋の修繕等に利用されておまして、今後とも市民の皆様にはこの制度を活用いただき防災に備えていただきたいと、このように思っております。私の方からは以上でございます。

議長（菊地 進君） 17番中川邦彦君。

17番（中川邦彦君） 2回目の質問をさせていただきます。

それで、また8・16の宮城県沖地震でどういう状況だったのかということが話されたわけなんですけど、県内でどういう状況があったのかということが新聞でちょっと発表されておりましたので、若干話したいと思いますが、一つは地震発生から4分後に気仙沼ではどうだったのかと。8月16日というのは夏の暑い盛りで海水浴をしている時期なんですね。そのときに、海水浴場ではどうだったのかということで、気仙沼では800人ぐらい海水浴していたというんですね。そのときに、ライフセーバーという監視員も含めての方が中心になって、防潮堤へ誘導していたと。これが地震発生から4分後にされたということなんですね。

そのときに、気仙沼市の第1波は0時11分、これは20センチでしたが、それよりも10分早い段階で全員が非難を終えたというんですね。またそのおくれたところがどうだったのかという

ことで、ちょっとこれも大変なところなんです、石巻の渡波の浜辺で防災行政無線から避難を促す放送が流れたというんですね。それでも100人近くはその浜辺でバーベキューを楽しんでいたというですよ。これを見ていた県の水産研究開発センターの方が、ハンドマイクを持って行って、ハンドマイクで避難を呼びかけたんだと。それでも3分の2は浜辺に残っていたというんですね。これがやはり現実だというふうに思うんですよ。今度の8.16の災害のときに、東北大の今村教授は防潮施設のない浜辺では注意報レベルの50センチの津波が命とりになる場合もあるんだと。危険回避のためにも各自の意識が重要だと、こういうことも指摘されているんですね。ですから、確かにいろいろな状況でおくれたり何か、塩竈でもあったというふうには思うんですが、1分、2分が生死を分けるという状況もあるということも、ひとつ認識していただいて、何とか今後の体制もとっていきたいということも話されましたので、お願いしたいというふうに思います。

それから、もう1点なんです、ちょっと資料で読み上げて申しわけないんですけども、1月に防災の世論調査が全国的に行われたんですが、そのときに地震に対する国や県、自治体ですね、経済的な支援をすべきかという問いに81.2%の方が国、自治体ともに支援すべきだと。あとの15.1%が自治体が支援すべきだが国がやるものだというのが15.1%です。ですから、私は先ほど市独自の、できないのかということも出したんですが、やはり、今度の住宅本体への公的な資金というのは、やはり大きな問題として、ここで紹介したいと思うんですけども、新潟地震の後の新潟県知事の泉田さんは、同じお金を使うなら被災された住民がより早く生活を再建できる使途、自宅の修理、生業再建などに公費を使うべきであり、この点至急改善されるよう強く要望しますと、これは国に対する要望だというふうに思うんですけども、市長も言われたように国とかそういうところに働きかけていきたいということも出されましたので、ぜひとも今後ともそういう方向で一刻も早くされたらというふうに思っております。

それから、耐震改修工事のことなんですけれども、県では30万円助成をするということでもありますので、これに市独自の助成をやはりしていただけたら、上乘せしていきますといたしますか、そういうふうにぜひやっていただければというふうに思っていますので、改めてその考えを伺いたいというふうに思います。

それから、もう1点同じ災害で、耐震工事でもう一つお願いしたいと思いますのは、高齢者とか障害者、そういう世帯の方にも特別な加算も含めてのそういうことも検討できないのか。そういうことを検討してきたのかどうかも含めて伺いたいというふうに思います。

それから、市長からの答弁で、自動車リサイクル企業で今後協議なり公害防止協定を結んでいくということなんですけれども、ぜひ、公害防止協定を結ぶことが、やはり住民にとって一番の安心であると同時に、やはりこういうことも全体にとって一つの安心を与えるということでも大きな意味合いがあるのではないかなというふうに思いますので、ぜひこれも進める状況にぜひあらゆる機会ごとに協議していただければというふうに思いますので、お願いしたいというふうに思います。

それから、廃蛍光管の問題は以上なんですけど、ここでぜひとも、私は今後の同様の企業進出のときにどうするのかということで、庁内のことを出したんですけれども、やはり一番どうしてこうされたのか、今でも適切な状況というのが手が打たれなかったんだなというふうに思うんですけれども、やはりこれは石田地区に進出したペットメモリアルセンターのことだというふうに思うんですね。やはり、住民への説明とか、それから建物ができてからということで初めて住民が知ったり、できてから説明会をするとか、それはあってはならないことだというふうに思うんですよ。ですから、事前にやはりきちっと住民に説明するなり建築の確認の申請が出されたからといって、やはりこういうものが本当にいいのかどうか。

それから、石田地区というので、やはり中倉の埋め立ての問題から初め、し尿処理センターとかいろいろあって相当そのときもやはり委員会の中でいろいろ議論されたというふうに思うんですけれども、やはり役所特有の、私から見れば余りにも縦割りというかそういうものが強いのではないかと改めて出したわけで、やはり、庁内でもよく議論して検討されて、ではどうだったのかということまで掘り下げていくということも必要ではなかったのかなというふうに思います。ですから、もう一度改めて伺いますが、この点について今後、私、先ほど聞いたときに余りにも幹事会でとかいう話も出ているようですけれども、こういうときにはこんなふうな協議をしていくとか、そういう答弁もあってもよかったのかなと思っていますので、改めて伺います。

それから、海員会館の問題ですけれども、私もこの6月から海員会館の中での評議員として参加してわかったことなので伺ったわけで、行って驚いたんですが余りにも第1日目からこういう状況ががんと出されてとまどってしまったというのも事実です。それで、私も悩んだ末に未払い金のことまで書いたんですけれども、やはりなかなか大変な状況にあるなということもありますので、何とか市として行政としての、やはり支援できるものが何かないのか、ぜひ検討していただいて、いつまでもこのまま放置できる問題でもないと思いますし、理事会の中で

も今後の方向で存続の問題とかいろいろ出ましたので、これは私はせっかく市長と当時の香取議長と業界の方が努力して、それこそ四国から九州まで歩いたということを決算委員会でも報告されていましたが、やはりそういう意味で大変な中でも何とか、海員会館の利用とかそういうものも出されたと聞いておりますので、ぜひ一定の力を働かせて行政としての支援をされていけばいいのではないかなというふうに思っていますので、改めて伺いたいと思います。

それから場外馬券売り場の問題についてなんですが、一定の流れについて私、ずっと述べてきたんですけども、やはり、今改めて県警から同意の取り直しを求められたわけで、町内会長が総会にもかけずに平成11年にとった同意がいいんだという、そういう確認書なるものを出すと。JRAは県警から取り直しなさいということを出されたわけで、それとはかけ離れたものになるのではないかなということで、市長の同意に対する考え方を求めたわけなので、もしもその点にあれば、お話ししていただければと思います。

それから、やはり交通問題が大きいというふうに思うんですね。私らも県警と交渉したり、それから国土交通省にも行ってまいりました。やはり、渋滞の問題と駐車場の問題、750台が検討されているようですけれども、それでいいのかどうか。

それから、懸念されていた違法駐車で新浜町に地元の方たちが警察から黙認されているといいますが、事業との関係で路上駐車を余儀なくしている方も結構いるわけで、それについてでも、やはり一定の歯どめがかけられるということも事実ですので、やはり駐車場問題とそれから渋滞問題というのは大きいというふうに思います。国としても45号線の渋滞、それから今の車線でいいのかどうかということも、県警で言われてまいりました。ですから、JRAが45号線を片側2車線にするような、そういう負担をすればそれはできる、可能だというふうに思うんですよ。ところが、県では45号線の片側2車線化というのは、今の状況ではできる状態にないということも明らかなので、やはりこの点についての混雑は避けられないものだというふうに思っております。ですから、市としての指導の管理者である市の責任というものが、これからますます問われてくるというふうに思いますので、その点にもしもあればお答えをいただきたいというふうに思います。

議長（菊地 進君） 内形建設部長。

建設部長（内形繁夫君） それでは、住宅耐震改修工市の市の助成をというようなご質問にお答えさせていただきます。

今、危機管理監から、まず耐震診断状況につきましてはご報告させていただいておるところ

でございますが、まず17年度の取り組みに関しましては当初で20件ということで耐震診断助成事業を予定しておりましたが、やはりまずは改修工事よりもまずは耐震診断の方の充実を図っていくのが必要だろうということで、この9月定例会に450万円ほどの補正をお願いをいたしまして、まずは耐震診断の助成事業を充実いたしまして、こういったような事業を通しまして耐震化についての市民の皆様の啓蒙を図っていくということを前提といたしまして今取り組んでおるところであります。

したがいまして、改修工事助成事業につきましては、現在ございます塩竈市災害特別融資制度の中で市民の皆様のご活用をお願いいたしたいと思っております。以上であります。

議長（菊地 進君） 棟形市民生活部長。

市民生活部長（棟形 均君） それでは、私の方から自動車リサイクル関係の公害防止協定の関係についてお答えいたしますが、基本的には公害防止協定を締結する方向で現在作業を進めておりますので、地域の方々から出されておりますいろんな意見要望、それから私どもの方の内部の状況等も踏まえまして、事業者との協議を進めてまいりたいというふうに思っております。

それから、廃蛍光管の関係でご質問がございました。ペットの関係の反省が生かされていないのではないかというご質問でございますが、ペット斎場の場合につきましては、最初に議員ご承知のとおり建築確認申請がなされた後にペット条例というものが後追いする形になったという経過がございましたけれども、廃蛍光管につきましては、これらの反省を踏まえまして基本的には市の方で廃棄物対策にかかわります地域の住民の方々の理解を十分得る、そういう状況を踏まえて建築確認申請については、そういう状況を踏まえて手続をしてほしいというお話を申し上げていた経過がございます。最終的には市の方で建築確認申請を受け付ける前に、民間の検査機関の方に今申請をしているという経過がございましたけれども、最終的には事業者の方で建築をすることなく、廃棄物対策にかかわる手続あるいは地元との協議を踏まえた中で建物を設置したいというお話を申し上げておりまして、私どもの方もそう指導申し上げてきた経過がございますので、少なくともペットの関係の反省は十分生かされた形で作業を進めているということでご理解をいただければというふうに思います。

議長（菊地 進君） 三浦産業部長。

産業部長（三浦一泰君） まず、海員会館につきましてお答えを申し上げます。

9月7日に第3回目の執行部会が開催されております。その中では、本年の4月から8月ま

での5カ月間の海員会館の利用状況等のご報告がございました。昨年度と比べますと、約7割の増というふうな利用状況ということではございましたけれども、そういった状況にありましても、累積した赤字を解消するだけの利潤は生み出せなかったというような極めて厳しい状況で、執行部会としても今後の対応策について大変苦慮されているところでございます。

そういう中、先日の決算委員会、そしてまた本日ただいまのご意見のようなご指導を賜りましたので、こういった内容につきましては今後の執行部会の中でご報告をさせていただき、適切な対処を求めさせていただきたいと考えております。

次に、JRAの町内会の同意書についてのご質問でございますけれども、町内会が独立された組織といたしまして自主的な判断としてそういった対応をされてきたというふうに認識をさせていただいておるところでございます。最終的にはそういったことも含めまして、農林水産大臣におきまして適切に判断がされるものと理解をしておるところでございます。

それから、交通問題につきましても、ご指摘のありましたような問題を含めまして警察署の判断、指導があるものと認識をさせていただいております。それぞれの道路管理者に対しまして、今後協議が行われるものと理解をさせていただいております。以上でございます。

議長（菊地 進君） 暫時休憩いたします。

再開は15時10分といたします。

午後2時55分 休憩

---

午後3時10分 再開

副議長（志賀直哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

23番伊藤博章君。（拍手）

23番（伊藤博章君）（登壇） 塩釜ネットワーククラブを代表して通告に従いまして一般質問を行います。

さて、私は小さな市役所で大きなサービスを提供する行政組織を実現すべきと考えております。自主自立という地方分権の基本理念を実現するためには、組織の効率を上げ、財源の多様性を確保し、投資の有効性を高めるために住民の行政評価を事業運営に反映させるゼロベース指向を実現し、住民満足度の高い住民総参加の市役所を目指すべきという私の基本姿勢を明確

にした上で質問に入ります。

まず、初めに統合信漁連と（仮称）「ＪＦみやぎ」の設立と浅海漁業の将来ビジョンについてお尋ねをいたします。

厳しい漁業環境を背景にスケールメリットを生かす形で組織力を強化し、万全な経営基盤を構築する目的で、本年３月30日に宮城県漁連や県信漁連を初め県内の漁業関係団体で構成する県漁協組織強化対策協議会において、沿岸部の全漁協を合併し2007年度内に新漁協（仮称）「ＪＦみやぎ」を設立する１県１漁協体制を目指す方針で基本合意をしました。

今後は、各漁協がそれぞれ討議し、１県１漁協体制の方針を受けて漁協が個別に展開する経済事業と信用事業のうち経済事業は統合漁連、信用事業は統合新漁連に一本化し、両事業を統合する形でＪＦみやぎが誕生します。

現在、県漁協組織強化対策協議会において、合併の具体的な検討に入っているようで、来年１月には協議組織に格上げする予定と聞いております。また、宮城県信用漁業協同組合連合会は、今年６月22日に総会を開き、ＪＦみやぎ設立に向けた取り組みとして１県１信用事業体制、即ち信用事業の一本化を実現するために県内の14の漁協から一部または全部の信用事業を譲り受ける議案を賛成多数で承認しました。

しかし、22日の県信漁連の総会では、2004年度末の自己資本比率が系統のＪＦマリンバンクが基本方針で定めた破綻未然防止に関する自主ルールの８％を下回る7.54%だったことが報告され、監査を行った全漁連は、県信漁連継続の前提に関して重大な疑義を抱かせる状況が存在していると厳しく指摘されたほど経営環境が厳しい状況を受け、自己資本比率８％を達成し県信漁連を受け皿に県内漁協の信用事業一本化を図る統合信漁連設立の環境を整えるために、本年８月に約21億円の増資に向けた具体的な改善策が示されました。21億円の内訳は、ＪＦマリンバンクに10億円、宮城県に５億円、残り５億数千万円は県内の漁協系統に協力要請する内容で、９月２日に宮城県に対して支援のための陳情を行った県内の漁協組合長さんや関係者に対して、浅野知事は漁協系統内の最大限の自助努力と県１漁協の完成を条件に検討して、合併に必要な支援を前向きに検討したいと述べられ、一つの山がクリアされました。

今後は、来年の４月に向けて県内35漁協それぞれ単協単位で総会を開催し、ＪＦみやぎ設立に関して同意、それに伴う単協の整理や県信漁連への増資の問題など将来に向けた勇気ある決断が求められます。塩竈市政を振り返ったとき、合併はもとより新たな広域行政すらままならない現状を考えたとき、漁業関係者の皆様のＪＦ宮城設立に取り組みされる姿にただただ頭が下

がります。ぜひ、JFみやぎ設立の取り組みが成功し、安定した浅海漁業及び浅海養殖漁業の経営基盤の構築が図られることを心から期待をし、そのためには私は本市も4つの単協を抱える地元自治体として積極的に支援するべきと私は考えます。4つの単協それぞれ経営状況が違うようですので、漁協の整理に伴う累積赤字の解消の問題などさまざま予測されると思いますが、どのように対応されるお考えなのかをお伺いをいたします。

また、JFみやぎ設立は安定した浅海漁業及び浅海養殖漁業の経営基盤の強化を図ることを目的としているわけですから、本市浅海漁業及び浅海養殖漁業の経営基盤の強化構築のためには、後継者の問題やサキグロタマツメタによるアサリの食害問題など本市浅海漁業及び浅海養殖漁業の問題解決に向けた本市としての具体的な将来ビジョンが必要と考えますが、あわせてお伺いをいたします。

2番目の質問は、魚市場再開発A・Bゾーンの進捗状況と魚市場の水揚げ高についてお尋ねをいたします。

塩竈市魚市場の夏漁に異変が起きている。今シーズンは本マグロが全くだめだ。巻き網船がほとんど入港しない。早朝の場内には仲買人の深いため息の声ばかりが漂う。例年なら本マグロを満載して入港する巻き網船の水揚げ額は7月末で3億4,000万円にとどまり、昨年同期の5分の1、37年ぶりに魚市場の年間水揚げが100億円を割り込んだ2003年を下回る不振だ。500億円を超えた1980年代の姿は見ると影もない。市産業部は落ち込みを補おうという漁船誘致などの取り組みが今シーズンは漁協の異変に吹っ飛ばされた形だ。マグロを探して航海する漁船の燃料が高騰しているのも水揚げ低迷の一因ではないかと分析する。塩竈、石巻、気仙沼の特定第三種漁港を抱える全国有数の水産県宮城、ここ十数年来水揚げ減少、輸入増大、魚価安にあえぐ業界は昨秋以降の世界的な原油高に追い詰められている。東北農政局が昨年9月にまとめた第11次漁業センサス2003年11月現在によると、東北6県の漁業就業者は20年前に比べて半減、後継者は2割ほどしかいない。倒産や廃業が相次ぐ水産加工業についても厳しい状況は同様だ。塩竈市の佐藤昭市長は、先細る将来への不安が閉塞感を一層強くしており、もはや産地だけでは解決できないと9月4日付河北新報に掲載された記事を多くの皆様がお読みになったのではないだろうか。

一方、3月27日付河北新報に在籍船を多く抱える気仙沼での取り組みが紹介されました。内容は、宮城県気仙沼地区近海マグロはえ縄漁業あり方研究会会長村田次男県産業経済部次長は、マグロ資源の減少や魚価安で厳しい経営状況の打開に向けた提言を取りまとめた。気仙沼市内

の水産関係業者で組織する市水産業問題対策協議会が提言の実施について検討する。提言によると、経費節減策として、1、年間8回程度とされる平均的な航海数のうち、赤字操業になっている夏期、6月から9月の2航海を1年置きに休業する。2、共同発注や航海ごとの原価管理を徹底するなどにより、1隻当たり年間3,000万円の削減を図るとしている。増収策としては、近海マグロはえ縄漁の主要魚種であるメカジキ、ヨシキリザメの高鮮度水揚げ促進や地域が一体となった販売促進により、夏期休業による減収分を補い1,000万円の収入増を目指す。さらに、マグロはえ縄漁が地域とともに発展する活力ある漁業に転換するため、市民や関連業界の出資によるNPOファンド、基金を創設し、地域全体で支援する体制を構築する。共同持ち株会社の設立や代船建造でのリース船の導入検討なども提言した。マグロ漁業は個別の自助努力ではどうにもならない事態だが、これまでより深く踏み込んだ提言を関連業界も含めて一丸で取り組めば、再生の道は開けると助言した。提言は、23日気仙沼市で開かれた研究会の会合でまとめられた。地元漁業団体の委員からは、マグロ漁業が厳しい中、NPOファンドに対する市民の理解、協力を得るのは難しい面があると、創設当初における県や市で強力な支援を求める意見があったという記事です。

このようなさまざまな状況がある中で、魚市場再開発A・Bゾーンの進捗状況と今年度の魚市場の水揚げ高についてお伺いをいたします。

3番目の質問は、バイオディーゼル製造プラント建設についてお尋ねをいたします。

加工団地組合臨時総会第1号議案「バイオディーゼル燃料化事業の承認において」という議題の中でどのような質疑応答が交わされたのかについてお伺いをいたします。

4番目の質問は、土地開発公社の塩漬け土地についてお伺いいたします。

このことに関しましては、先に行われました平成16年度決算においても触れることができましたので、簡単に1点確認します。

この問題については、平成12年6月議会で平成11年度の土地開発公社事業決算書に対して我が会派の佐藤貞夫議員が質疑を行い、塩漬け土地のあり方と物件補償について強く改善を求められました。その結果、同年6月1日付で塩竈市土地開発公社保有土地適正化委員会の設置による、1つ、長期保有土地への対応策、2つ、先行土地取得の適正化、3、経営健全化の3点について方針を年度末までに出すことを当局より引き出し、また、物件補償の件についても、その後、改善が図られたという経過を踏まえまして、平成12年に当時の自治省が「平成12年度地方財政の運営について」において、平成13年から平成17年までの5カ年による土地開発公社

経営健全化対策を打ち出しましたが、本市は残念ながら基準となる数値に達せず対象団体にならず、苦しい独力での再建が必要となりました。

当時、一般管理費の人件費を削減することや、保有土地の分類などが報告されたように記憶しております。そして、平成16年に総務省が土地開発公社経営健全化対策について新たな対策を講じることとなりました。今回は、本市も土地開発公社の簿価総額を標準財政規模の0.25%以上に低下させるという基準を残念ですが満たしておりますので、私の決算での質問に対するご当局の回答になったものと認識しておりますが、改めて、そのお考えをお伺いいたします。

5番目の質問は、学校給食のあり方についてお伺いをいたします。

岩手県遠野市が本年3月に財団法人東北産業活性化センターと共同で発表した遠野市学校給食センターを活用した総合給食事業調査報告書が注目を集めております。調査内容は、以下の6点です。

1．学校給食の目的や役割。安全な食の供給、食育等の観点からの学校給食要件の整理と検討。

2．現行の遠野市学校給食センターの利用食材、地産自給率、運営コスト等の学校給食の詳細分析。

3．地域農業振興へとつなげる地産自給能力の検証及び地域食文化の継承活動と連動した地産地消型給食事業の実現への可能性の調査。

4．将来人口予測や少子化の影響による学校給食施設の今後の余剰供給能力の検討。

5．学校給食センターの業務の効率化と施設の有効活用による福祉施設、医療施設等への給食及び給食用一次加工食材、米飯の炊き出しの提供等総合給食事業への可能性の検討。

6．環境への配慮を検討及びセンターからの加工残菜、食べ残し等の有機廃棄物の堆肥化とその活用による有機循環の実現への可能性という内容ですが、本市は今後の学校給食のあり方をどのように考えているかお伺いをいたします。

最後に財政の多様性を確保し、住民が政策決定に参加できるまちづくりについてお尋ねをいたします。

住民が政策決定に参加できるまちづくりの一つとして、納税に対する意欲を高めるとともに市民活動団体の活動を支援し、促進していくことを目的として市川市が取り組みを始めた個人市民税1%条例ともいわれる市川市納税者が選択する市民活動団体への支援に関する条例が注目を集めていることはご当局もご存じかと思えます。この制度は、市民の手による地域づくり

の主体であるボランティア団体やNPOなど市民の自主的な活動に対して、個人市民税納税者が支援したい1団体を選び、個人市民税額の1%相当額、団体の事業費の2分の1が上限となりますが、を支援できるものです。大変魅力的な制度であると私は考えております。しかし、私は一般質問の冒頭で必ず申し上げておりますように、財源の多様性を確保し、住民満足度が高い住民総参加の市役所を目指すべきという私の基本姿勢を明確にしておりますので、その視点に立った政策提言を行います。

それは、寄附による投票条例についてです。

寄附による投票条例のスキームは単純です。まず、自治体がさまざまな政策メニューを提示します。その財源として寄附を集めるために受け皿となる基金を用意します。これに対して住民がニーズを反映させるために寄附という負担を伴って政策メニューの選択を行い、役所に事業の実施を求める仕組みです。このスキームは個別政策を寄附というマネーで選択、つまり投票するようなものであることから、政策パッケージを掲げる政治家を選ぶ投票行動になぞらえて寄附による投票と名付けられました。

もう少し具体的にご説明いたしますと、役所が推進したい政策メニューとして、地域の温暖化防止のための代替エネルギーの普及事業や循環型社会実現のための有機性廃棄物のコンポスト事業、チャレンジド、障害のある方々が社会参加しやすくするために補助犬育成普及についてや就労の機会の拡大のための事業や、スポーツ振興に関する事業など具体的な政策メニューを提示します。その際には、詳細な事業費や事業内容も公開し、その上で、例えば一口5,000円に設定して寄附者を募り、寄附額が事業化に必要な最低ラインに達した段階で役所は事業を選択し実行します。寄附額が事業期間中に最低ラインに達しなかった場合は、他の事業へ振りかえたり一般財源を補てんして事業化するかを検討し、ほとんど寄附が集まらなかった事業はニーズのなかったむだな公共事業と想定されるわけです。このことは、三位一体の原則である住民みずからが地域の政策を考え、実施するという地方自治の原点を目指すものだととらえております。

では、寄附による投票条例を整備して役所への寄附が促進されると、財政上どのような効果が出るのかについてご説明します。

役所への寄附には優遇税制があります。個人の場合、寄附額が一定額を超えた場合、国税の所得税も地方税の住民税も所得控除されて課税対象額が減少しますし、法人企業は寄附の全額が損金算入されます。即ち、三位一体改革を待たずに税源移譲が実現します。役所への寄附で

国税、地方税とも減少しますが、国税の税率の方が地方税より高いので、税収の減税額は国税の方が大きくなります。つまり、税源が国から地方へ移譲されるのと同様の効果が期待できます。また、都会の地方出身者など行政の市域を超えて寄附が可能であることから、地方交付税の代替効果も期待されます。既に複数の自治体が条例化し取り組みが始まっています。ご当局として研究をなされ、寄附による投票条例の施行が必要と考えますが、市長のお考えをお伺いします。

以上で第1回目の質問を終了します。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

副議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） 23番伊藤議員のご質問にお答えをいたします。

初めに統合信漁連と（仮称）「JFみやぎ」の設立と浅海漁業の将来ビジョンについてお答えをいたします。

漁業共同組合の統合と、これに関連します宮城県信用漁業共同組合連合会の動きについてありますが、現在、浅海漁業関係の組合であります沿海地区漁業共同組合が県内には35組合、議員ご指摘のとおり市内には4組合がございます。これらの組合は、規模も小さく国際的な漁業規制の強化や魚価の低迷、さらには金融の自由化などにより極めて厳しい経営環境にございます。このため、組織基盤の強化を図るとの判断から、平成19年度までにこれら県下35の組合を1つの漁業共同組合に統合するという合併計画が進められていることは議員ご指摘のとおりでございます。また、これに先立ちまして、金融自由の安定化のため現在単位漁協ごとの運営につきまして、今年度中に宮城県信用漁業共同組合連合会、通称信漁連へ統合する予定となっております。その後、漁業者の負託にこたえられる経営基盤を確立するため、この信漁連統合予定の漁業共同組合へさらに統合し、信用機能を引き継いでいくというような内容でございます。

このような状況を踏まえ、本市といたしましても地場産業の支援促進の観点から引き続き信漁連への預託を行い、中小の漁業共同組合などが融資を受けられますよう引き続き支援を行ってまいります。なお、漁業共同組合の統合に関しましては、県の指導も受け、新たに統合にむけた（仮称）「JFみやぎ」合併研究会を立ち上げて、それぞれの組合の財政状況を含め課題を整理されていると聞いておりますので、本市におきましても関係者の方々の努力が結実できますよう支援を講じてまいりたいと考えております。

次に、浅海漁業の将来ビジョンについてご質問いただきました。

本市の沿海漁業のノリ、カキ等主力生産品につきましては、残念ながら台風や低気圧の影響を大きく受けることや漁場環境悪化による資源減少、さらには輸入の増加による価格問題等があり、全体的には一定した生産高を維持はしているものの、魚価経営は極めて不安定な状況にあると認識をいたしております。今後、置かれた環境といたしましては、今、浅海漁業は量から質へ、健全な資源と環境づくりが喫緊の課題であるというふうに認識をいたしております。このような課題を解決するため、塩竈市浅海漁業振興協議会におきましては、従来からアサリ養殖漁場の造成事業でありますとか、後継者育成事業に加え長期的展望に立った新たな事業といたしまして漁場環境に配慮した藻場の造成事業や、消費者の視点に立った安全、安心な生産供給体制の確立にも積極的に取り組みを始めたところでございます。

また、県におきましては水産業の競争力の強化と宮城ブランドづくりの施策が展開をされております。これを受け、浦戸地区におきましてはカキ養殖関連の機器整備、また、市内の漁業共同組合では主力生産品となっております昆布の塩竈ブランド化に取り組みを始めたところでございます。

市といたしましては、国、県の支援制度を活用し、漁業環境の基盤整備や漁業共同組合の統合を積極的に支援するとともに、塩竈市浅海漁業振興協議会での取り組みを中心とした各種事業を引き続き支援をしながら、漁業経営基盤の強化と後継者の育成、あるいは漁場環境の保全に努め、浅海漁業のなお一層の振興を図ってまいりたいと考えております。

次に、魚市場再開発の進捗状況と魚市場水揚げ高の状況についてご質問いただきました。

初めに、魚市場再開発についてでございますが、平成13年12月に水揚げ数量を3万5,000トン、金額を200億円と想定した再開発計画をまとめております。しかしながら、現在の水揚げ状況では早急な再開発の着手は困難な状況にあると考えておりますが、なお、今後の資源管理や操業形態の動向を見きわめながら、将来の産地市場のあり方について検討を重ねてまいります。一方では、産地魚市場においても食の安全、安心への対応が強く求められておりますので、これらの需要に対応した現魚市場施設の適切な改善策を早急に講じてまいります。

次に、漁港背後地についてでございますが、同地区を水産物流センターとして整備する具体的な動きの第1段階といたしまして、8月31日に物流センター事業共同組合と全国水産加工業共同組合連合会が県に対し用地の買い受け申請書を提出しております。その際、示されました事業計画書によりますと、1万トンの冷蔵庫、HACCP対応の水産加工場、さらには近年需要が高まっております衛生検査施設などを整備する内容となっており、今後は県の価格提示を

受けてから用地売買契約の手続に入る予定となっております。

これらの施設整備が進みますと、本市水産加工業界の大きな課題でありました原魚確保や全国レベルでの情報交換などに一定の見通しが立つようになり、また、最先端の設備を有します加工場、地域の安全管理を推進します検査体制も整い、水産物流基地として第一歩をいよいよ踏み出すことになると理解をいたしております。

市といたしましては、既に再開発に係る企業立地促進条例を制定いたしておりますが、今後とも地域全体の底上げが図られますよう全体的な視点も加味しながら、これらの事業推進について積極的な支援を行ってまいります。

次に、魚市場の水揚げ状況でございます。本年1月から8月までの状況は、数量が1万650トン、金額53億3,060万4,000円で、数量で310トンの減にとどまっておりますが、カツオ、マグロ、巻き網漁業による本マグロの水揚げが極端に不振だったことから、金額では残念ながら19億4,454万4,000円の減少と、大変厳しい状況でございます。議会の協力もいただきながら、2月から4月にかけてマグロはえ縄漁業の漁船誘致に取り組んでまいりましたが、この部分では数量で431トン、金額では1億7,451万5,000円の増となっております。マグロはえ縄漁業につきましては、今後とも安定した漁獲が見込まれますので、継続して漁船誘致に取り組んでまいりますとともに、安定した漁獲量を示しておりますカツオ、マグロー一本釣り漁業につきましては、魚市場使用料の引き下げを継続し、その誘致に引き続き取り組んでまいります。

次にバイオディーゼル製造プラント建設についてご質問いただきました。

このことにつきましては、地場産業であります水産加工業における資源循環型社会づくりのモデル事業として取り組みを進めているところであります。事業効果といたしましては、年間約1,400トンもの二酸化炭素が削減されるとともに、廃食用油の排出事業者みずからがこの事業を実施し、環境事業集積地として水産加工団地での企業PRあるいは企業誘致に結びつけることなどが期待できるのではないかとということで鋭意取り組んでいるものであります。

そういった中、去る8月25日に開催されました団地組合臨時総会におきまして、BDF事業化に向けて精製規模を年間40万リットルとし、建設費約1億3,000万円の事業実施を決定したところであります。その際の事業承認に当たっての出された意見ということでありますが、主なものを述べさせていただきます。例えば、BDF事業の趣旨は理解するが、この事業を組合で行うべきかどうかといったようなご質問もございました。また、将来的にも食用廃油の安定確保が図られるのかどうか。さらには組合員に負担を強くないように採算性を十分考え、この

事業に対する市の支援もお願いしたいといったような内容であります。また、公害防止目的のために設立された団地組合として、この事業を契機に組合としての再生を図るべきではないかなどという意見も出されております。

今回の事業は、環境省の地域再生推進プログラムの環境と経済の高循環のまちモデル事業の補助決定を受けており、対象事業費のほぼ3分の2に当たる8,000万円が交付されることになっております。本市としての支援策であります。今回の事業は本市全体における環境施策として、また、本市基幹産業であります水産加工業を中心とした産業振興施策でありますので、BDF事業の推進に向けて事業者と連携を図りながら支援を行ってまいりたいというふうに考えているところであります。

土地開発公社の塩漬け土地についてご質問いただきました。

お答えをいたします。

本市の土地開発公社の保有地につきましては、平成16年度末現在で保有面積7万3,841平米で、保有土地に係る簿価額は約35億1,400万円となっており、すべて5年以上の長期保有となっております。これまで開発公社の健全化に向け、議員ご指摘のとおり平成13年度において土地開発公社保有土地適正化検討委員会を設置し、本市の対応方針を定め、保有土地のランクづけを行い、処分等の方向性を定めましたほか、市の公共事業に伴う用地の先行取得について公社の簿価の総枠規制の設定でありますとか、確実な買い戻しを行うための買い戻し期間を明示した契約の締結、さらには公社の経営健全化のための保有土地の積極的な活用及び賃貸、借入利率の低減などに努力をしてきたところであります。

しかしながら、本市の厳しい財政状況や社会情勢の変化による公共事業の見直しなどにより、残念ながら公共用地として買い戻しを行うなどの塩漬け土地解消施策がなかなか進まない現況にあります。この課題は、本市だけでなく全国的状況にありますことから、国におきましては、公社の経営改善策の通知を昨年12月に示しております。標準財政規模に対する保有土地の簿価の割合が、本市では平成16年度末で0.31に達しておりますが、0.25を超える自治体で公社保有地の縮減や遊休保有地の用途変更を盛り込んだ経営健全化計画を策定し、国の承認を得た自治体に対しては買い戻しに対する地方債や簿価への利子補給や補助に対する一部特別交付税の財政支援措置を行うという内容でございます。

本市といたしましては、現在、海辺の賑わい地区土地区画整理事業で進めております貨物ヤード跡地につきましては、遊休地の有効活用による本市経済への波及効果でありますとか、人

口の増加など大いに期待がかかりますので、今回、議決をいただきました公社定款に基づき、事業用借地権設定による賃貸事業も視野に入れながら計画的な処分により公社経営の健全化につなげてまいりたいと考えております。

次に、学校給食のあり方についてでございます。

本市の学校給食につきましては、今日まで児童生徒の心身の健全な発達に資することや、正しい食習慣の基礎を身につける場と位置づけまして、直営による自校方式で取り組んでまいったところでございます。給食を通じて食についての知識と望ましい食生活を身につけるための食育を推進するとともに、衛生管理の充実やアレルギー対策などより安全で個々の児童生徒に対応したきめ細かな給食を提供してまいったところでございます。

また、地域の食文化を継承するため、例えば、かまぼこやノリ、アサリ等の地場産品を食材に取り入れておりますほか、本年で17回目を迎える給食展では、学校給食の現況紹介や取り組みについてお知らせをし、市民とともに学校給食を考える企画を重ねてまいりました。今後における学校給食のあり方につきましては、老朽化しております給食施設整備面での課題や、少子化による児童生徒数の減少傾向を見通した将来予測、さらには給食方式の違いによる運営コスト等の分析などを踏まえて検討を始めたところであります。

一例を挙げさせていただければ、玉川小学校につきましては給食施設が昨年の耐震診断の結果から早急な対策を求められておりますが、現在の敷地内での耐震強化を図ることについては、制約等もありますことから、玉川中学校との親子方式の導入についても検討を始めておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

最後に、財政の多様性を確保し、住民が政策決定に積極的に参加できるような、そういったまちづくりを進めるべきではないかというご質問にお答えをさせていただきます。

まず、財政の多様性の確保についてであります。本格的な地方分権時代に対応するためには、地域の創意工夫によるまちづくりでありますとか、住民との協働の視点に立つまちづくりが大きな課題となっております。

一方、厳しい財政状況のもと、限られた財源を有効活用するには市民の視点に立ち、事業の選択と集中を行いながら、重点的な配分をすることも緊要でないかと考えております。このために、平成16年度から各部の主体性を生かす予算枠配分方式を導入し、事業に優先順位をつけさせていただきながら予算化を行っております。これは、市民の意識を現場で把握できる各部においての創意工夫を進めるもので、平成17年度予算においては道路、公園などの整備事業が

ら防災対策でありますとか、子育て支援、あるいは健康づくり施策にシフトをしたところでもあります。また、各部の努力で経費縮減を図り、その枠で各部の創意工夫による事業を予算化するという予算メリットシステムも導入させていただいたところでもあります。

一方、財源確保の面におきましては、近年の補助制度では補助金の統合化、総合化が図られており、地域の創意工夫を生かすことができる補助制度へ移行をいたしております。県におきましては、今年度から総合補助制度を立ち上げ、地域のアイデアによって補助金を交付するという内容に変わってきておりますことから、本市のアイデアと効果の高い事業を創設するなど補助金獲得に向けた新たな事業の組み立て、工夫をしてまいる必要性が発生いたしております。さらに、他市などにおきましては財政の多様性の確保の観点から、資金面で市民に参加いただく市民公募債制度や、民間の資金を活用するPFI制度などに取り組みを始めており、また、議員ご提案の寄附による投票条例等も新たな視点からの取り組みかと思われます。今後、市民参加による財源確保の事例として本市におきましても検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。よろしく願い申し上げます。

副議長（志賀直哉君） 伊藤博章君。

23番（伊藤博章君） それでは2回目の質問をいたします。

ただいま答弁いただきまして、おおむねご理解をいただき、また、答弁の趣旨をご理解いただきまして非常にご回答をちょうだいしたのではないのかなという認識であります。

その上で、もう少し一般質問ですので具体的に聞きたいところもありますものですから、その辺をあわせてお伺いをさせていただければと思っております。

まず、順番にお伺いさせていただきたいと思いますが、市長からもご説明がありましたとおり、また私もお説明したとおりで、このJFみやぎの設立というのは大きな大事業という形になっているかと思えます。これは本市としても大変期待をし、またそれによって新たな展開を発生させていかなければいけないのかなという段階にきているんだと思えます。そういった中で、今、市長の方からは預託金の問題等いろいろ、またあと量から質へと、これはブランド化ということだと思えますが、そういった意味で一例申し上げさせていただければ、宮城県の水産研究センターでしたか、渡波か何か、あっちにあります試験センターの方で、アサリの稚貝の人工養殖というのですか、孵化させてある程度の大きさまで育てるとというのが、今、取り組まれているようです。これはサキグロタマツメタなどの食害影響があったので、養殖漁業に対

する影響が大きいということで、そういったことが今取り組まれているようでございますが、先んじて志津川町の試験センターで、昨年、成功いたしましたして、実際放流が行われたということになっておりまして、その技術を導入しながら、この間浦戸でたしかサキグロタマツメタの卵をとられた酒井先生なんかを中心に、今やられているようでございますので、ぜひそういった意味では地元にある貝から卵をとってブランド化をしていくということは、結果的には安心、安全ということであったり、高い付加価値をつけられるということにもなるんでしょうから、ぜひそういった視点を大事にしながら、このJFみやぎの設立とあわせて浅海漁業または浅海養殖漁業の部分、しっかりと取り組みをしていただければ、要は、今なかなか海の方も魚をとるだけでは魚も育たないような状況があるようですから、できれば藻場の育成というのはそういった意味では卵を生んだりいろんな面で必要だったりするようでございますので、稚魚が育つということだったり、あとは酸素を、無酸素状態の海の中を酸素を入れて、魚が育ちやすくするとか、いろいろ効果があるようでございますので、そういったことも進めながら、ぜひ魚市場等でそういう地ものの魚が上がったときには、ぜひ関係者の皆様には大事に取り扱いをしていただきますように、改めて、これはたしか加藤助役が産業部長時代に一生懸命取り組まれた内容だったのではないかなと思いますので、改めてその辺のお考えをお伺いしたいと思います。

続きまして、魚市場の問題についてといたしますか、魚市場のA・Bゾーンの件と再開発の件とそれから水揚げ高の件につきましてお伺いをいたします。

まず、Bゾーン、市長ご苦労さまでございました。市長を先頭に市当局の方々含めて業界の方と一緒にあって県の方といろいろお話をできていただけたようでございます。その結果、やっと長年の懸案に一定程度の見通しが立ったという段階のようでございますので、ぜひ、これ実現しますように、市長がおっしゃったようにさまざまな効果が得られますので、ぜひ、今一層のご努力をお願いをしたいと思いますのでよろしくをお願いをしたいと思います。

さて問題はAゾーンでございます。本来、このBゾーンというのはAゾーンの背後ということですからAゾーンあってのBゾーンだと私は考えているんですが、そのところで残念ながら再開発が現状の状態ではなかなか難しいと。そのとおりだと思います。ではなぜ難しいのかという中には、確かに水揚げ高の問題はあります。その一方で昨日まで議論されました決算、昨日決算認定されたわけですが、その中でも議論されておりましたとおり、繰り上げ充用なんかの問題も経営の問題、魚市場としての経営体の問題というのをどうするのかということをお伺い

ざま議論されてきたわけでございます。

そういった中で、先ほど市長からもありましたが、マグロはえ縄についてと一本釣りについてはなかなか好調だということで、ぜひこれの誘致船をするために、地方卸売市場設置条例、魚市場の根拠条例ありますね、塩竈市にあるんですけども、その中の表1表にある1,000分の5の水揚げというか手数料みたいなものをもって特別会計の運営という形の収入として充てているわけですが、その分を1,000分の3下げて1,000分の2に引き下げていると。その結果、一定程度の効果が上がっていると。数字で431トン、1億円ぐらいということなんです、さっき市長がおっしゃったことでいくと。

やはり、そういう効果があるのであれば、魚市場のあり方そのものもやはり考えなければいけないんでしょうから、ぜひ、ご検討いただきたいのは、水揚げに対する1,000分の幾つという表1表のあり方が本当にいいのかどうか。ある意味では特定の事業者の方しかあそこは使えないわけですから、定率の、やはり家賃制度みたいな形、家賃というわけではないですね、地代みたいな、そういう収入財源にして、そのかわり3億5,000万円の塩竈市の特別会計の方で、まだ抱えている長期の債務については繰り出し、今5,000万円ぐらいしているわけですから、そういったものである程度の、5,000万円だったら10年なら10年である程度5億円ぐらいとか、10年までなくても6年ぐらいである程度の見通しがつくわけですから、そういうことをやはり業界の方と真剣に議論することによって、このAゾーンの問題というのも見通しが立つのかなと思うんですね。

やはりそういったところ、どうもお伺いしますと行政関係者の方もよくご存じで、業界の方も多分よくわかっている話なんだと思いますので、ぜひ、今までの計画というのは別に間違っただけではないんですよ。この魚市場再開発の計画の中身というのは大変すばらしい内容で、そういったものを先ほどご紹介しました気仙沼市に含めてそういったところでも参考にしているというのは事実なんです。ですから、ぜひそういったすばらしい先進的な取り組みをしようと思っているところは、大事に伸ばしていかなければいけないわけですから、そういった意味で、本当にどうあるべきなのかということ、やはり検討していただきたいと思うんですが、その辺ちょっと、これは佐藤貞夫議員もこの間の一般質問でもたしか、「本当にできるのか」ときちっとご指摘をしておりましたので、ぜひ我が会派としてお考えをお伺いしたいと思いますので、ちょっとその辺、ご答弁いただければと思います。

続きまして、バイオディーゼルの製造プラント建設についてお伺いをいたします。

これにつきましては、昨年の平成16年10月に、たしかこのバイオディーゼルの計画を策定するために、水産加工団地組合に対しまして調査依頼をして、具体的に廃食用油の排出量、それから現在どのような、それが取引状況にあるのかという調査をされたというふうに聞いております。その上で、1リットル8円、ドラム缶当たり1,600円で廃食用油を購入するという計画が今回塩竈市として立てられたということなんだと思いますね。これはなぜそうかという、ここに17年度の臨時総会提出議案、これは水産加工団地組合の、先ほどお話ししましたバイオディーゼル燃料化事業の承認の件という議案書になるかと思えます。

これを見る限り、やはり水産加工団地としても、要は塩竈市が進めている塩竈市地域新エネルギービジョンの中でのバイオマスエネルギーシステム導入可能性調査を受けながら、要はBDFの製造ということについて市が取り組んでいると。それを私どもも受けたいと、受けたいというか、組合の方の中で受けたいということでこういう提案をしたという、やはり流れになっているんですね、この最初の文言を見ると。これは間違いないです。どうしても市役所が、これはやれと、やれというか市役所が進めている事業だと、おれたちはそれに乗っかるんだという意識がやはり組合の方にも多いのではないかと思います。そのために、練り加工業者含めて五、六社が基本、一番多く排出するのはそこなんだと思いますね。市内の練り加工業者の五、六社というのが最も多く加工排出すると。その質疑応答の中で現在石油関連の原油高の影響で、1年たった現在でも廃食用油の、これは新潟と埼玉の業者が今100%引き取りにきているようでございます、塩竈市内の方も。その中で、現在、17年度ではドラム缶当たり、今のところ2,000円から2,500円の引き取り料になっているそうです。ということは、市が予定している価格よりも1,000円くらい高く、既に市中では取引が行われているという状況があって、その辺での、組合員からご指摘が先ほど市長からありましたので、経営的にやっていけるのかというご指摘がいろいろあったということでございます。

これ、確かに考え方としては僕、おもしろいんだと思うので、それで結果的に先ほどさっき国からの補助金が出る、環境と経済の高循環のまちづくりモデル事業、この中でたしか浦戸の方も入っているわけですよ。浦戸の方で、今、花の島とかいろいろ野々島なんかでやっていますよね。あそこにこのバイオディーゼルの燃料化していくと、グリセリンが有価物として出てくると。これを浦戸のそっちの方へ持って行って、お花が入っている石けんとか、そういったものを製造していくという、地場産業というんですか、新たな地場産業を創出するという目的もあって、これは加工の大きな目玉にしようという目的もあるのかなというふうに、こ

れ見ているわけですね。そういったところまで私理解しないわけではないんです。

ただ、一方で、では日本全体として見た場合に、今、バイオディーゼルのに関してどのような考え方があるかという、年間に発生する廃食用油は大体45から55万トンと言われているんだそうです。その中で、食品外食産業、あと、加工業なんかそういうところからとかいろいろ出るんですけども、その中でも外食産業とか家庭とか小規模事業者、ここについてはほとんどが、半分ぐらいこれが占めているらしいんですが、ほとんどがまだ残念ながら未回収のまままだというんですね。ただ、本市の場合は、既にもう回収されているわけですよ、ちゃんと。だからこのところの視点というのももう一回行政側でちゃんと整理すべきなのではないかなと思うんです。

具体的に回収をされ、それは捨てられているのではなくて、きちっとBDFの燃料として、多分滋賀県に行くのかどこに行くのかわかりませんが、これは諏訪湖だか琵琶湖をきれいにするというところから、たしか始まった事業だと思えますから、そういった意味では取り組みとしてはおもしろいんですよ。ただできれば、たしか、これは島の皆さんとも一回打ち合わせしてほしいんですが、たしか、今、菜の花プロジェクト、これが今全国的に取り組みされているかと思えます。どうせBDFをやるのであれば、菜の花プロジェクトで、要は菜の花を栽培をして、そこから種をとって油をとる、食用油をとると。それを会員の、一般家庭でも何でもいいんですが、そういうところを買っていただいて、それでそこでまた食用油になって油を回収をして、BDF燃料に変えたり、それから絞るとかすぐできるんだそうです。それをまた肥料にするとか、あとはグリセリンみたいなものを出るわけですから、そこで石けんとかシャンプーとかみたいなものもするとか、そこに初めて、これ、僕ちょっと心配しているんですが、当局ではどうも地域通貨なり地域マネーもそこへ導入する考え方があるようですが、やるんだったら菜の花プロジェクトのような形でやっていかないと、それはうまくいかない話ですよ。

考え方としては、うんと精神高くやっているんだけど、できれば民間がやっているところに行政が赤字になったら責任持つみたいな形で乗り込んでいくことだけは、私、やめてほしいなと思うものですから、そこを今心配してやっておりますので、それだったら、ぜひ、今、加工団地組合で水道料金の、たしかメーター研修なんかやっていますよね。ある程度の値段設定しているわけですが、それをできれば新浜だけではなくて市内に加工屋さん散らばっていますので、そういったところへ支援していただいた方が、よほど私は、ただ、考え方はすばらしいので、どうせだったらもうちょっと市長のそばにいる方、もっとアイデア絞っていただけたら

に、これでは市長かわいそうかなと思ったので、私、恨まれ役になって今質問をしておりますので、ぜひ、お願いをしたいという、さっきから市長が「もう時間だよ」と言っていますので、5分ありますので、市長、どうぞお願いいたします。

副議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 私の方からバイオディーゼル燃料のプラント建設についてお答えをさせていただきます。

これにつきましては、先ほど来申し述べておりますように、本市の水産加工業界、特に揚げ物を扱われる方々から出る油、食用油であります、こういったものを何とか有効に活用できないかという趣旨で15年度、16年度、それぞれ調査費をちょうだいして地域エネルギーの掘り起こしということでやってまいりました。

臨時総会の折に、今、我々の方で試算しました収支計画、8円に対してもう既に十数円、十五、六円ぐらいになっているというようなご指摘もいただきました。その際に、私、あえて発言をさせていただきましたのは、この事業は、ですから単に安い高いの話だけではなくて、今、地場産業として悪戦苦闘されておる水産加工業界の方々の再生のための道筋ではないかということをご説明させていただきました。確かに、15円と8円でありますと余剰金がほとんど出ないという状況であります、一方では、もう一つ理解をしていただきたいんですが、精製した油を、今度地域で使えるという部分であります。CO<sub>2</sub>が先ほど申し上げましたように1,400トン減るわけでありまして、市販価格が八十七、八円に対して七十五、六円ぐらいで提供できる。そういうものを総合的に勘案して、ぜひ取り組んでいただきたいし、我々も応分のご支援をさせていただくということをお願いさせていただいたところであります。

なお、今後、当然のことではあります、こういった経過をたどるかということにつきましては、議会の方にも改めてご報告をさせていただければと思っております。以上でございます。

副議長（志賀直哉君） 三浦産業部長。

産業部長（三浦一泰君） 魚市場Bゾーンの再開発事業につきましてお答えを申し上げます。

この事業を実現するに当たりましては、水揚げの状況、それから累積赤字解消の問題、さらには卸売機関一元化の問題等もあると認識をしております。こういったことにつきまして、並行して業界の方々とともに取り組んでまいりまして、できるだけ早くそうした姿をご提案できるように取り組んでまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

副議長（志賀直哉君） 伊藤博章君。

23番（伊藤博章君） ありがとうございます。産業部長、頑張ってくださいね。産業部長が率先していかないことには、業界の皆さんにちゃんと説明しなければいけないんだから、その辺、たたかれ役になるのは産業部長だからね、いい人ではられないはずですから、その辺、ちゃんとお願ひしますよ。それを次回期待しております。

ところで、総務部長、お伺ひします。

総務部長、最後にお伺ひしたいのは、例の土地開発公社の経営健全化について市長からちょっと、固定資産税を取れるようにするという話なんでしょうけれども、それよりもやはり、これは塩漬けになっている土地の問題ですから、要は元金よりも利息が大きくなっているものだってあるわけですね。やはり、そういったものは一回一般会計でちゃんと買い戻ししなければならぬわけですから、そのための起債を認めるということなんでしょうから、それは川崎市でやっている、たしか総務部長ご存じですよ、川崎市で取り組んだ事例は、総務部長、ご存じですよ。あれぐらい一覧表をちゃんと出して、何をどうするのかということ、やはりするためには、申請をしなければいけないんです。それをするかどうか、これは総務部長の決断ですから、これは市長とやはり戦ってでも、ちゃんとやらなければいけないですから、時間はありますから、大丈夫あるから。

1件だけ要望だけしておきます。

バイオディーゼル、市長、できれば最初の投資小さくしてください。これ、今だからでも可能であれば、最初の投資、どうせやるんだったら小さくしながら、だんだん大きくしていくと。住民を巻き込んで大きくしていくということをぜひ念頭にだけ置いていただけますように、お願ひだけしておきます。では総務部長お願ひします。

副議長（志賀直哉君） 山本総務部長。

総務部長（山本 進君） 先ほど市長が答弁いたしましたように、来年の3月までに再生計画を提出し、そして国からの財政支援を受けながら健全経営化に向けて努力していきたいということです。以上です。

副議長（志賀直哉君） お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明29日定刻再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明29日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

午後4時10分 散会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成17年9月28日

塩竈市議会議長 菊地 進

塩竈市議会副議長 志賀 直哉

塩竈市議会議員 福島 紀勝

塩竈市議会議員 伊藤 博章

平成17年 9 月29日（木曜日）

塩竈市議会 9 月定例会会議録

（第 4 日目）第16号

議事日程 第4号

平成17年9月29日(木曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第2

---

出席議員(22名)

1番	菊地進君	3番	武田悦一君
4番	伊藤栄一君	5番	志子田吉晃君
6番	鈴木昭一君	7番	今野恭一君
8番	嶺岸淳一君	9番	浅野敏江君
10番	吉田住男君	11番	佐藤貞夫君
12番	木村吉雄君	13番	鹿野司君
14番	志賀直哉君	15番	香取嗣雄君
16番	曾我三三君	17番	中川邦彦君
18番	小野絹子君	19番	吉川弘君
20番	伊勢由典君	21番	東海林京子君
22番	福島紀勝君	23番	伊藤博章君

---

欠席議員(1名)

2番 田中徳寿君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	助役	加藤慶教君
収入役	田中一夫君	総務部長	山本進君
市民生活部長	棟形均君	健康福祉部長	佐々木和夫君
産業部長	三浦一泰君	建設部長	内形繁夫君

総務部次長		市民生活部次長	
兼総務課長	阿部守雄君	兼環境課長	綿晋君
健康福祉部次長兼			
社会福祉事務所長	大浦満君	産業部次長	伊賀光男君
建設部次長兼		総務部行財政	
都市計画課長	茂庭秀久君	改革推進専門監	田中たえ子君
総務部危機管理監	芳賀輝秀君	総務部政策課長	渡辺常幸君
		市民生活部	
総務部財政課長	菅原靖彦君	市民課長	澤田克巳君
産業部		総務部	
みなとまちづくり課長	神谷統君	総務課長補佐	
		兼総務係長	佐藤信彦君
市立病院長	長嶋英幸君	市立病院事務部長	佐藤雄一君
市立病院事務部			
次長兼業務課長	伊藤喜昭君	水道部長	佐々木栄一君
		水道部総務課長	
水道部次長	大和田功次君	兼経営企画室長	尾形則雄君
		教育委員会	
教育委員会教育長	小倉和憲君	教育部長	小山田幸雄君
教育委員会		教育委員会教育部	
教育部次長兼			
生涯学習センター館長	渡辺誠一郎君	総務課長	橋内行雄君
教育委員会教育部		選挙管理委員会	
学校教育課長	佐藤福実君	事務局長	佐藤直孝君
監査委員	高橋洋一君		

---

事務局出席職員氏名

事務局長	佐久間明君	事務局次長	遠藤和男君
事務局次長兼			
議事調査係長	安藤英治君	議事調査係主査	戸枝幹雄君

---

午後 1 時 開議

議長（菊地 進君） ただいまから 9 月定例会 4 日目の会議を開きます。

本日欠席の通告がありましたのは、2 番田中徳寿君の 1 名であります。

本日の議事日程は、日程第 4 号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。

---

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（菊地 進君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、3 番武田悦一君、4 番伊藤栄一君を指名いたします。

---

#### 日程第 2 一般質問

議長（菊地 進君） 日程第 2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。6 番鈴木昭一君。（拍手）

6 番（鈴木昭一君）（登壇） 私は、ニュー市民クラブを代表し、通告に従い一般質問をいたします。

当局におかれましては、誠意ある答弁を望むものであります。

それでは、まず最初に、少子化対策についてお伺いをいたします。

近年の少子化は、歯どめがかからず、1 人の女性が産む子供の数の理論値である合計特殊出生率は 2004 年現在、1.29 で 4 年連続を更新しております。ちなみに主要各国の最近の数字は、アメリカ 2.13、フランス 1.90、イギリス 1.63、ドイツ 1.29、イタリア 1.24 などとなり、我が国の出生率は世界的に見ても低い水準であると言えます。このまま推移しますと、2006 年、つまり来年でございますが、1 億 2,774 万人をピークに日本の人口は減り続けると予想されています。2100 年における総人口は約半減すると言われております。高齢化社会はますます進み、日本人の平均寿命はどんどん伸びるわけでありまして。それはひとえに我々の予想以上に少子化が進んでいるからであります。

平成 17 年度塩竈市のすがたの統計では、1 日当たりの出生は平成 16 年度で 1.02、その反面死亡は 1.4 人です。このように、人口減が加速しているわけでありまして。そこで、塩竈市としては、現在の合計特殊出生率はどうなるかお伺いをいたします。

先ほど申し上げましたように、2006年以降人口減が始まるとの予想が、既に前倒しして始まっていると専門家は見ているようですが、このまま推移しますと近い将来大変なことになるかと思いますが、塩竈市として今後どのような施策をなさろうとしているのかまずお伺いいたします。

これまで市当局の答弁では、安心して子供を産み育てるための環境整備を重視し、延長保育、0歳児保育、乳幼児の医療費助成、子育て支援センター、一時保育などの施策については大変努力されていることは理解できます。しかし、残念ながら産んでいただくと申しますか、産みやすい環境はどうかと考えますと、何らの施策も感じられません。

私は、平成11年12月定例会で子供を産みやすい環境の整備ということで、出産祝い金の創設を提唱いたしました。しかし、残念ながら、先ほど申し上げた施策に尽きる答弁だけでありました。出産祝い金制度を取り入れている他市町村も見ますと、石川県珠洲市では第1子と第2子目には5万円、第3子及び第4子には10万円、第5子以降には20万円の祝い金が支給されており、また、徳島の阿南市では、第1子、第2子に1万円、第3子に5万円、第4子以降は10万円を支給しております。そのほか、鹿児島県のニッタ町では、第3子から20万円を支給していますし、また、同じ鹿児島県の屋久町、長崎県壱岐市、長野県小諸市、近いところでは岩手県前沢町で第1子から10万円を支給をしているようです。このような事例もありますので、本市においても条件整備をして出産祝い金制度の創設は考えられないのか、市長のお考えをお聞きいたします。

次に、他市町村の動向については、ただいま申し上げたほかはどうか。特に、宮城県内で取り入れている市町村はあるかどうかお聞かせ願います。

次に、子供を産みたくとも財政的に産めない方もあるかと思えます。私は出産費用の貸し付けについてお伺いする予定でございますが、既に無利子貸し付けが実施しているようですので、質問を省き、出産一時金の現物支給の是非について市長のお考えをお聞きいたします。

つまり、これまでは本人が一時立てかえをして、後日保険の方から支給されているわけですが、それを直接窓口で支払う方法はできないものかお伺いをいたします。

次に、市立病院の経営改善についてお伺いをいたします。

大変な赤字財政の中で種々経営改善を実行されていることに敬意を表します。しかし、医師不足も相まって思うように改善が進まないのではと危惧するわけですが、これまでの経営改善の効果はどうかお伺いいたします。

次に、今後の施策について抜本的なお考えがあればお伺いしておきたいと思ひます。

また、今後の施策に患者送迎車の導入の考えはないものかどうかお伺ひする予定でありましたが、さきの決算特別委員長で全く考えていないことが表明されましたので、答弁は省いて結構でございます。しかし、他の病院では送迎車を導入し、患者の利便性を図っていることも事実でありますので、その点についてよくお考えいただくよう希望いたします。

私は、医師の確保も大事であります、患者の意向も確かめながら今後の方向性も探るべきと考えております。その際、現在の通院患者のアンケート、つまり送迎車の利用度について聞き取り調査などを実施して、その結果導入について考えることはいかがかお伺ひをいたします。

次に、防災対策についてお伺ひいたします。

現在、塩竈市としての防災対策は万全と言えるかどうかお伺ひいたします。

現在、市内町内会の自主防災組織も徐々にふえていると思ひますし、市の対策も進んできていると思ひますが、どのような状態かお聞かせ願ひます。

次に、住居、私道の崩壊対策について伺ひます。

私は、急傾斜地や住宅に出入りする私道は崩壊の危険もはらんでいる箇所もあるかと思ひますが、当局として把握しているかどうか伺ひます。

また、崩壊地域箇所の対策はどうか伺ひます。

また、私道、つまり私道は、あくまで個人の責任で対策を講じなければならないのか。市当局としては、市道だけで一切救済措置はできないものかどうか伺ひたいと思ひます。つまり崩壊が原因で近隣住民が生命を危ぶんでも、当局は一切関係ないと言い切れるのかどうか、市長のお考えを伺ひます。

次に、崩壊し莫大な資金が必要な場合、市当局としての助成措置はないのかどうか伺ひます。

現在、災害資金の市中銀行の貸付制度はありますが、個人が借りられる限度額や、また保証人等の問題もあり、なかなか貸し付けてくれない状況にあります。その際の市当局としての何か救済措置はないのかどうか伺ひます。

次に、障害児童のレスパイト事業の現況について伺ひます。

この点については、平成14年2月定例会で一般質問をさせていただきました。それは一時的保育などの多様な保育サービスについて伺ったわけでありましたが、その中で、私は小中学生のさまざまな障害を持つお母さん方からの要望で、子供たちが市内の小学校の普通学級、または特殊学級や利府の養護学校に通学している子供たちが、単独で通学が困難な場合には家族が送

迎をしている現状で、大変なご苦労を強いられているのであります。そんな中、ひまわり園に通園している親子で、96年にぼんぼこクラブを結成開館し、さまざまな障害を持つ子供たちの健やかな成長を願い、安心して気兼ねなく遊べて母親たちも情報交換ができる場所をとの趣旨で始めたのであります。

しかし、お母さん方の悩みは、一つには、レスパイトサービスがない、つまり障害児の一時預かり場所がなく、家族の介護や通院、兄弟の行事、自分たちのリフレッシュができない。

二つ目には、ショートステイの場所がないなど、当時さまざまな問題を申し上げ、ただいま申し上げたレスパイトサービス、またはショートステイなど拡充を図っていただきたいとお願いを申し上げました。

当時の市長の答弁では、現状ではなかなか難しいが県に要望していくとご答弁がありました。その後、4月からの改善が図られ、実施の方向に進んでいったと聞いております。大変親御さんたちは大きな喜びで、当局の前向きな行政に感謝をいたしておりますが、その後の経過について、現在どのようなサービスがされているのか、この際ぜひお聞きしておきたいと考えます。

また、現在の問題点や今後の拡充などについてお考えがあれば伺いたいと思います。

最後に、障害者対策についてお伺いいたします。

これについても平成14年6月定例会で一般質問をいたしました。私は、視覚障害者のバリアフリーについていろいろ質問をいたしましたが、その中で、音声標識ガイドシステムの導入について当局のご見解を伺いました。これはご存じのように、公共施設の入り口やトイレに音声誘導装置を設置し、利用者が小型受信機を持参し、その地内に入った際に音声による案内をするというものであり、視覚障害者にとって大変便利なものであります。このシステムの導入は、そのときには宮城県内では26カ所に設置されてありましたが、現在はどの程度設置されているか把握してありましたらお聞かせ願います。

当時のご答弁では、点字ブロックについての改善には前向きな発言がございました。音声標識ガイドシステムについては何ら前向きな発言はなかったのであります。現在ではどのようなお考えでおられるのかお伺いをいたします。

以上で第1回目の質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） （登壇） ただいま6番鈴木議員よりいただきましたご質問にお答えを

させていただきます。

初めに、少子化対策についての質問にお答えをさせていただきます。

塩竈市としての今後の少子化対策についてお答えをさせていただきます。

人口減少の大きな要因であります少子化傾向は、とどまるところを知らず、全国の人口も本年より減少することが予想されるなど、まさに超少子化時代に突入したという認識をいたしております。少子化傾向の指標でございます合計特殊出生率を見ますと、全国平均1.29に対しまして、本市は1.24となっておりますが、主なる要因といたしましては、本市の婚姻率が全国平均に比較いたしまして低いことや、さらに若年層の近隣市町への転出が多く、結果といたしまして20代、30代の市民層が減少している影響ではないかというふうに判断をいたしております。

このような状況に歯どめをかけるため、今年3月、のびのび塩竈っ子プラン、塩竈次世代育成支援行動計画を策定いたしました。具体的な取り組みといたしましては、今年4月、社会福祉事務所に子育て総合支援室を開設するとともに、壱番館1階に塩竈子育て支援センターをオープンさせていただき、また8月からはファミリーサポート事業を実施させていただいております。このように、だれもが安心して子供を産み育てられる環境づくりを継続的に推進していくことが何よりも基本であり、大切な少子化対策というふうに考えております。

そのような中で、議員から出産祝い金の創設について他市町との動向と合わせてというご質問をいただきました。出産祝い金についてであります。県内の状況でございますが、白石市、角田市、栗原市など、比較的郡部地区において制度化されている現状でございます。全国的には少子化減少を深刻的なものと受けとめ、出産祝い金制度を設けている市町村もふえているというふうにお伺いをいたしております。

本市におきましては、まずは今後とも前段申し上げました基本的な子育て支援の充実強化に努め、よりよい子育て環境づくりを強力に推進し、少子化対策としていきたいと考えております。これらに要する費用につきましては、他市町で投入しております出産祝い金に負けないような充実した施策にしていきたいと思いますというふうに考えております。

そういった中で、現物支給制度、出産時の現物支給制度について検討できないかというお話をいただきました。今議会の中でもこういった他の補助金、助成金等につきまして現物支給制度に踏み切ったものもございます。今後とも検討課題として真剣に取り組ませていただきたいと思っております。

次に、市立病院の経営改善についてご質問いただきました。

市立病院の経営改善化につきましては、再生緊急プランの取り組み状況と、今後の見通しにつきましてもお答えをさせていただきます。

再生緊急プランの取り組みといたしまして、各年度の短期収支見通しを作成し、これにより発生すると見込まれます収支差を解消するため、各種財源対策案を策定いたしました。具体的な取り組みといたしましては、人件費の削減として、本年8月から職員の特殊勤務手当のうち、13項目の廃止、2項目の減額を行い、これにより年間約750万円の削減を図ったということにつきましては昨日もご説明をさせていただいたところであります。

また、職員数の見直しにつきましては、既に各専門分野ごとに院内においてヒアリングを始めておりますが、早期退職優遇措置などの制度面の整備や職種がえなどの検討を進めながら適正な職員配置とするよう、なお一層取り組んでまいりたいと考えております。

最も重要な課題であります医師の確保につきましては、既にホームページや医療雑誌を活用した募集、あるいは首都圏の医大等も訪問させていただきながら直接派遣を要請するなど、積極的な取り組みを行ってまいったところであります。また、医師報償手当の額を引き上げるなど、処遇改善にも努め、より働きがいのある環境づくりに取り組みを始めたところでございます。この結果、常勤医師として2名の内科系医師を採用することができました。残念ながら1名の常勤医が開業のため退職をいたしましたので、現在年度当初に比べ1名増の12名体制で良好な医療の水準確保に努めているところでございます。今後ともさまざまな機会を活用し、各方面に働きかけながら常勤医師数の増員に努めてまいりたいと思っております。

患者送迎車の導入についてご質問いただきました。ご提案の送迎車の導入につきましては、市立病院の現状を踏まえ、今後調査検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、防災対策についてでございます。

今後の防災対策は万全と考えているかというご質問でございました。今後の防災対策でございますが、非常に高い確率で予想されます宮城県沖地震に対する防災対策がまずは何より重要なこととなっており、本市におきましても防災対策の大半を地震、津波対策が占めているといっても過言ではないと考えております。

具体的な防災対策といたしまして、昨年3月に宮城県より示されました被害想定をもとに自主防災組織に関する研修会の開催でありますとか、助成制度の見直し、あるいは実践型総合防災訓練や、避難所運営などのマニュアル化、さらには耐震型防火貯水槽や備蓄倉庫の整備などを順次進めているところでございます。

まず、自主防災組織につきましては、現在15組織、19町内会の結成がされておりますが、約半数の町内会で既に研修会が完了いたしておりますので、今後、ますますこういった組織化が図られるものと期待をいたしているところでございます。

また、耐震性防火貯水槽につきましては、今年度末で16カ所整備完了となり、全体計画の約7割の進捗状況となります。

さらに、備蓄倉庫につきましては、今年度末まで各避難所に配備することといたしておりますが、一方、備蓄品につきましては、避難所収容対象人員約4,200名を想定いたしておりますが、これに対して食料については充足率が約7割程度でございますことから、今後とも重点的な充実を図ってまいりたいと考えております。

実践型の防災訓練につきましては、今年度から各ブロックごとに3カ年計画で実施し、4年目に市内全体で実施することを予定いたしております。今年は6月12日の県民防災の日に第三小学校学区内で実施し、より実際に則した状況を想定した訓練を実施し、今回の地震におきましてもこの訓練の成果が同地区内では生かされたものというふうに考えております。これら諸活動を通して、市民の皆様には防災対策の必要性、重要性のなお一層の理解度を高めてまいりたいと考えております。

住居、私道の崩壊対策についてご質問をいただきました。

お答えいたします。

住居、私道の崩壊対策についてでございますが、市民の方々から住居や擁壁の防災対策についてのご相談があった場合は、まず現場を確認させていただきながら、技術的な指導や防災対策の融資制度などを説明させていただきながら、速やかに対策を講じていただけるようお願いを申し上げているところでありますが、現場の状況等によりましては、近隣の関係者の方々にもそのような状況をお知らせし、災害を未然に防ぐ対策を取らせていただいているところであります。

また、実際に私有地におきまして、土砂崩れ等が発生した際の市の対応についてでございますが、人命にかかわる緊急的な措置などを必要とする場合は、二次災害を防ぐため、シートでの防護や土砂撤去を実施する等の対応をいたしておりますが、事前にあらかじめ予知される場合は、基本的には大変恐縮ではありますが、個人の所有物はその所有者の方に対応をお願いいたしておるところでございますが、いずれにいたしましても、災害を未然に防ぐ対策が大変重要でございますので、市といたしましても、でき得る限りの指導の徹底や制度の活用等に対する

啓発活動に取り組んでまいりたいと考えております。

現在の崩壊予想箇所の特定はされておるのかというご質問でありました。

市内の崩壊予想箇所についてであります。大きな箇所につきましては、宮城県の調査によりますと一定規模での土砂災害が予測される場所は85カ所ございます。土砂、土石流、危険溪流として4カ所、合わせて市内には89カ所を危険箇所として特定しております。

国では毎年6月を土砂災害防止月間として定めておりますが、この期間中に宮城県と塩竈市の職員及び地元町内会の皆様でこういった箇所の合同パトロールを実施させていただいているところでございます。これは例年全国的に土砂災害が多発する梅雨どき、台風時期を前に、市民の皆様に土砂災害の危険性を再認識していただくため、実施をさせていただいているものでございます。

市民の皆様におかれましても、建物やブロック塀だけでなく、がけ地や擁壁部分にも常日ごろから注意を払っていただき、また必要に応じて対策を講じていただくことがみずからの生命や財産を守ることにつながりますので、防災研修会等でお知らせをするとともに、各町内会で作成いただく防災マップにもこういった箇所を表記いただくようお願いをさせていただいているところでございます。

また、特に危険と思われる、今述べました箇所につきましては、今年各家庭に配布いたしました防災リーフレット、我が家の防災マニュアルにも土砂災害予測箇所を急傾斜地として掲載いたしておりますので、皆様に再度ご確認をいただければ大変ありがたいと考えております。

私有地、道路等が崩壊した場合の助成策につきましてご質問をいただきました。

私有地の道路等が崩壊した場合につきましては、市としてはまず人命第一の対応を図ることとしており、関係者の皆様方からご相談があれば即座に指導、助言などを実施させていただいているところでございます。

復旧の支援策といたしましては、塩竈市災害特別融資制度を設けておりますので、所有者におきましては、この制度をご活用いただき、みずからの資産の管理と安全管理に努めていただいているところでございます。この制度は、平成2年の水害を契機に安全な住宅づくりを進めるために制度化したもので、融資額は工事費の80%以内、10万円以上1,000万円まで、利率は年2.5%となっているところでございます。

次に、レスパイト事業の現況についてご質問をいただきました。

初めに、レスパイト事業の現況と、現在抱えております問題点についてお答えをさせていた

だきます。

レスパイト事業につきましては、介護者が一時的に休養等をとる間、入所施設等を利用して介護者にかわって障害児の方々などの介護を行う事業でありまして、宮城県の補助事業として実施されているものでございます。本市におきましては、レスパイト事業と同様なサービスが提供できる事業として国の支援制度を活用し、杏友園、さくら学園、あすなるホームにおいて介護者である家族の疾病や出産、あるいは冠婚葬祭、さらにはリフレッシュ等の場合に、児童の介護としてショートステイを実施しているところであり、宿泊の利用に加えて、場合によっては日中だけの利用もできる状況となっております。

また、ひまわり園での児童の一時預かりについてでございますが、塩竈市ひまわり園は母子通園施設でございますが、平成15年度から支援制度になり、障害児のデイサービス事業者として小中学生も利用が拡大されております。幼児につきましては、親子関係を中心に心の安定を図るため、親子通園を原則にはいたしておりますが、家族の介護や通院、あるいは兄弟の授業参観等の事情によりましては一定の時間、幼児だけでも受け入れるなど、現在希望される方のほとんどの方に利用していただける環境になっておりますが、なお一層の充実強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、障害者対策の一環としての音声標識ガイドシステム導入についてお答えをさせていただきます。

音声標識ガイドシステムは、公共施設や駅、信号機等に誘導装置を設置し、視覚障害者の方々が携帯する小型発信機から発信されます電波により、目的の場所を音声で案内するもので、障害者の社会参加を促進するための設備の一つでございますが、県内では県庁舎と仙台市の福祉プラザ、メディアテーク、あるいは宮城野障害者福祉センター等に既に設置をされております。我々も当然のことながら、本市の施設にもこういったものが導入されれば、障害者の方々の広域的な利用に大変効果があるのかなといったようなことは十分認識をいたしておりますが、現在本市におきましては、視覚障害者の方々が地域で安心して生活していただけるようバリアフリーの推進の一環として、外出支援のためのガイドヘルパー派遣事業等で対応させていただいているところでありますが、なお生涯学習施設であるふれあいエスプ等には点字ブロックを設置したり、また他の公共施設では職員が案内するなど、視覚障害者の方々の社会参加の支援に待つところが大きいです。

ご提案のガイドシステムの導入につきましては、まずはどのような公共施設にこういった形

で導入すべきかといったようなことを調査検討させていただきたいと思っておりますし、実は私先ほど10時から11時までの間、東北本線の塩釜駅前交通安全の啓蒙活動を実施させていただきました。たまたま交差点で目の不自由な方が横断歩道を渡ろうとしておりました。そのときに、交通指導隊の方々が手を携えて交差点を安全に渡ることのお手伝いをさせていただきましたが、このようなことが本市の中で数多く広がりまして、そういったことでも障害をお持ちの方々がいろんな分野で通常の市民と変わらない市民活動ができるようなことに、このまちが変わっていきますよう、なお一層努力を重ねてまいりたいと思っております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（菊地 進君） 6番鈴木昭一君。

6番（鈴木昭一君） いろいろご回答いただきましてありがとうございます。

なお、2回目の質問の中で具体的にお伺いをしてまいりたいと思います。

まず、少子化対策のご答弁では、婚姻率が全国的にかなり低い。そしてまた、若年層の結婚後の転出が多く見られるということでもございました。そしてまた、就職場所が市外に多いと。もう一つは、住宅事情が大変厳しいということでもあります。いろんな子育て支援を実施していることもよくわかりましたけれども、やはり一つには住宅問題というのも大きな問題ではないのかなと、このように思うわけでありまして。なかなか塩竈に住みたくても民間賃貸住宅ではなかなか財政的に厳しいと。市営住宅を希望しても待機者が多くてなかなか希望どおり入れないということでもあります。そういったことも含めて、今後の住宅問題をどのようなお考えで改善をしていくのか伺いたいと思います。

出産祝い金等については、先ほど大変前向きなご発言がありまして、今後ほかの祝い金制度に負けない制度をつくっていくということでもございました。ぜひひとつ、そういったことで今後の少子化対策、産みやすい環境をつくっていただくということでは、ぜひ取り組んでいただきたいと、このように思います。また、出産一時金の現物支給、これについてもひとつ、ぜひお進めをいただきたいと、このように思っております。

そういったことも含めてこの少子化対策を、いろいろな若い方々からお伺いすると、やっぱり子供は産みたいんだと。しかし、なかなかそういう生活が厳しい中、今の現在の仕事の問題もありなかなか産めないんだと。そういったことでは、そういった子供を産み育てる義務は感じているものの、なかなか思うようにいかないということもございました。やっぱりそういったことを塩竈市として住宅事情も含めて、ぜひ先ほどの出産祝い金の創設も含めて、さらなる

ご検討をお願いしたいと、このように思います。

それから、市立病院でございますが、先ほど市長ご答弁のように、いろいろ特殊勤務手当の見直しや、職員定数の見直し、希望退職者の募集などいろいろございますが、その反面、医師の処遇改善や医師数の増加を図っていくということでございました。ただ、果たしてひとつお伺いしたいのは、医師数の増加が即収益の増加につながるのかどうか。その辺をぜひひとつお考えをお聞かせいただきたいなど、このように思います。

それから、公営企業法の全適による財政改善については、たしか決算委員会でも取り上げられたかと思えますけれども、なかなかそれを適用は効果は薄いようなご発言でございました。そういった意味で、これはもう前向きに考えていないのかどうか。別な方法を検討なのか、ぜひお伺いをしておきたいと思えます。

そしてまた、もう全適にもしやった場合には、成功はないのかどうか。いろいろ他市町村を見ますと、いろいろこうなってもよくいかなかったと、うまくいかなかったというところも確かにあるようであります。名前挙げると恐縮ですが、高知市民病院の経営改善では、平成7年度から始まって平成11年度にはほぼ赤字をなくして、昨年度は黒字の決算としたというような状態もございます。その中にはさまざまな手法があったかと思えますけれども、病院担当者としていろいろ全国の病院の方々のいろいろな情報交換もされているかと思えますので、塩竈に合った経営改善の方法がいろいろ模索されているかと思えますけれども、現在どのようなことを考えられているのかお伺いをしておきたいと、このように思います。

私は、以前にも質問したんでありますけれども、通院患者の不満がやはり何といても待ち時間が多過ぎるということで、その解消にぜひ取り組んでほしいというご提案もいたしました。仙台市にある厚生年金病院の例を挙げて、番号札を利用した待ち時間の提示とか、そういった施策を講じて医療にかかわる総時間、医療時間の短縮に努めてほしいと提言をいたしました。しかし、いろいろ病院の老朽化の問題とか、そういったことを理由に余りいいご返事はなかったようでもありますけれども、現在どのような患者に対する不満解消策を講じているのかお伺いをしておきたいと思えます。

それから、防災対策であります。これについてはひとつ市長に具体的にお尋ねをしたいと、このように思っております。

場所、名前等は申し上げませんが、たしか7月の下旬だったでしょうか。ある地域で6メートル程度高いところに私道がございまして、下からブロックで擁壁が組まれているわけ

ですけれども、これまでのいろんな地震や雨等でそのブロックと道路の境目に地割れが生じた。そして、もう崩れる危険性が出てきたということで、いろいろご相談を受けて、担当者の方に見ていただくようお願いをいたしました。一緒に見ていただきまして、このままでは崩壊してしまうと、大変危険であるということでもございました。一刻も早い改修をしなければならないと、特にその下にある民家がつぶれてしまうと。つぶれた場合には人命にも大変な影響が出てくるということも認識していたようでございます。

そういうことで、ぜひその地権者の方はなかなか女所帯ということもございまして、なかなか自分ではできないということで、私はぜひ崩れないような、せめて雨をしのげるような応急処置だけでもしてほしいとお願いをしたわけでもございますけれども、やはり先ほど市長がご答弁のように、私道ということも理由で自分たちでやるようにということでもございました。確かに自分たちでやるのは当たり前でありますけれども、やはり全体的に近隣住民にも大変な迷惑をこうむるということであれば、やはり何らかの応急処置をしてほしかったなど、このように思うわけがあります。

下の方にはわざわざ出向いて現在の寝床をぜひ変えてほしいと。今の現在のところに寝ているとつぶされるおそれがあると、そういったことまで認識をして、下の方に指示をしていたようでもございます。そんなこともございまして、そこでも何とか早いうちに改善をしたい、改修をしたいという思いはありながら、なかなか財政的な余裕もなく、毎日がやりたいながらもやれないということで、本当に毎日が眠れない状況、いつ崩れるかというおそれを抱きながら過ごしていたわけでもございますけれども、8月上旬に降った大雨で8月10日深夜未明、大音響とともに崩れたわけでもございます。これはその近隣住民の方しかわからない大変な地響きと聞いております。

その後、いろいろ防災対策、それから土木課の方々も交えて善後策を講じていましたけれども、結局は自分たちで改修をしなければならないということで、当初のその道路改修、私道改修の3倍、4倍の見積もりになってしまったということでもあります。私は幾ら私道とはいえ、せめて応急処置的な崩壊予防措置はできなかったのかと。私道がゆえに行政は何も手を出さない。果たしてこれでいいのかと非常に残念でなりません。

先ほど市長の言ったように、自分の生命、財産は行政を当てにせず自分で守れと。それについては人命が失われようとも行政は一切関知しないということのようにも聞こえてくるわけがあります。私は本当に行政の冷たさを感じたわけでもあります。もっと血の通った行政がなぜで

きなかったのか。憤りでいっぱいであります。市長がよく言う「一番住みたいまち塩竈」それはどういうことなのか。そういった市長の思いが果たして職員の皆様に全部が理解できているのか不可解であります。市長のお考えをぜひ聞いてみたいと、このように考えております。

これまで私はいろんな方々、議員になってもう6年になりますけれども、いろんな市の職員の方々ともお話をしましたけれども、非常にそれぞれ職員の方一生懸命やっておられますし、いろんな細かいことにもいろいろお話し相手をしていただき、そしてまた、その改善策を考えていただきました。本当に素晴らしい職員がいるなど大変感動すら覚えていたわけでありませけれども、これだけで正直がっかりしてしまったということでもあります。

私は、市民と市長、この関係は親子にも似た関係だと、このように思っております。市民が苦しんでいるときはしっかりと行政が守ってあげると、それもまた大事であるし、そのことによる市長に対する信頼が増してくると、それが「一番住みたいまち塩竈」の実現になるのではないのかなど、このように思います。市長のお考えをお聞かせをいただきたいと思っております。

次に、レスパイト事業でございますが、ご答弁にあったようにひまわり園でデイサービスとありますが、やっていたことではあります。ただ、そのショートステイ等々がないうえであります。本当の意味でのレスパイト事業をぜひやっていただきたいなど、このように思うわけでありませけれども、いろんな技術的な問題でなかなか難しいのかなど。その中で、レスパイト事業に有利な支援費制度の中でさくら学園やあすなろ、杏友園などがショートステイを実施されているということではあります。このひまわり園に通園している子供たちが今三つの園で実施しているショートステイの利用は可能なかどうか、その辺も伺っておきたいと思っております。

いずれにしても、親御さんたちはさまざまな行事もいろんな発生して、また疲労も重なって、やはり一時休養を要する場合も必要かと、このように思います。いずれにしても、ひまわり園でそのような対策を講じていただいたということは、私は大変感謝をしているわけでありませけれども、親御さんも大変な喜びようでもございました。今後もなお一層の充実に取り組んでいただきたいと要望しておきたいと、このように思います。

それから、視覚障害者誘導システムであります。これも以前申し上げた、先ほど質問したとおり、申し上げたとおりであります。塩竈にはまだどこにもないのかなど、このように思いますけれども、いろいろとやはり宮城県内かなりあるようでもあります。増田公民館では事務室やトイレ、ホールの入り口もあるようでもございまして、公民館入り口には点字による館内の案

内板も設置しているようでもあります。そういった意味では、やはり塩竈、いろいろバリアフリーされていない、特に壱番館なんかも段差もあるようでございますし、そういったところにも大変危険なわけありますから、ぜひ進めてほしいと。

ただ、利用度が果たしてどうなのかということもありますけれども、以前お話ししたときに担当部長さんにぜひ一度メディアトークとか何かを見てほしいというお願いもいたしました。ごらんになって来たのかなと、このように思いますけれども、ぜひやはり塩竈福祉のまちと言われているわけですから、ぜひそういったことも含めて視覚障害者のための誘導システムをぜひお考えをいただきますようお願いして、2回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（菊地 進君） 内形建設部長。

建設部長（内形繁夫君） まず、私の方から住宅政策につきましてまずご説明申し上げます。

まだ市では市の住宅政策といたしまして、住宅不足並びに住居水準の向上ということの目的でもって公営住宅の整備を進めてきております。現在、実質的な市営住宅管理戸数は611戸でありまして、平成18年度末には623戸の予定となります。したがって、市営住宅の管理戸数といたしましては、ほぼ充足してくるのではないかなと考えておりますし、県営住宅、現在582戸ございます。これ合わせると公営住宅で1,246戸の管理戸数となりますので、民間の賃貸住宅戸数3,380戸の37%になりまして、一定の、全国と比較いたしまして大体20%くらいが比較率でございますので、塩竈市としては大きく上回っているんじゃないかなと見ております。なお、平成15年9月の調査の公営住宅の1戸当たりの戸数では、県内では第3位の充足率となっております。

それで、お尋ねの少子化対策における住宅施策ということでございますが、ただいま梅の宮住宅2号棟今建設しておりますが、こういった分で子育て支援施設の機能を入れた集会所併設を予定しておりますし、既存の住宅では、高齢化の部分でバリアフリーとか、そういったような対策を講じながら、そういう福祉施策の部分の住宅整備をしておるところでございます。

また、あともう1点、本当に大変お気の毒でございますが、私道の崩落の件について私の方から経過をご説明させていただきたいと思っております。

議員さんが今お話しがあった部分、昨年11月に建設部の方にご相談ございました。また、防災課の方にもございました。それで、うちの方の専門官が参りまして、担当者が参りまして状況等を見たところやはり危険だと。それで、今の特別融資制度でございますが、実際被害が

起きてからの融資制度ではなくて、事前策としての融資も可能でございますので、そういった旨を地権者の方々にご説明を申し上げまして、ぜひ対策を講じていただきたいということで指導なりご相談をさせていただいたところでございますが、やはりそれぞれのご事情ございまして、対策を講じられなかったと。それで、我々それを投げっ放しではなくて、地震があったたび、あるいは雨が予想されるたびに、そういったところを見回りしながら声をかけさせていただいて、必要なときはブルーシートをかけるなどの指導をしてきているところでございますが、お話ありますとおり、8月10日夜半にかけて大音響とともに崩落したと。

それで、それ以降でございますが、都市計画の職員がそれぞれの地権者2軒に、あるいは被害を受けたところに行きまして、いろいろご相談を受けてまいりました。結果といたしまして、実は昨日地権者の方、2軒の方が抜本的な対策を講じるということで、建設業者の方をお願いをしたいということで、きのうそういう方向の中でまとまったということで、したがいまして、市の特別融資制度を活用して抜本的な対策を講じたいということでお話をいただいております。以上です。

議長（菊地 進君） 佐藤市立病院事務部長。

市立病院事務部長（佐藤雄一君） 鈴木議員の方から3点ほどご質問がございましたので、私の方から答弁させていただきます。

まずは、医師の確保が病院の医業収益につながるかというふうなご質問だったかと思えます。平成16年度の決算につきましては、先般特別委員会でいろいろご議論いただいたんですけれども、その中で不納欠損が5億円を超えると。減価償却費を除いた不良債務が約4億2,000万円、キャッシュベースでの、いわゆる赤字だというふうにご認識いただきたいんですけれども、この4億2,000万円の主なる要因と申しますのは、一つは、退職手当組合に加入したということでの負担金で約1億2,000万円、残りの3億円が、いわゆる医師数が14名から11名に減少したことに伴う医業収益の減というふうにとらえてございます。

巷間よく言われますけれども、また診療科にもよりますが、医師数、医師の1人当たりの年間の医業収益というふうなものは約1億円というふうに言われております。私どもやはり病院の経営改善にとっては医師数の確保というふうなことは、今申し上げた数字でも明らかでございますけれども、やはり医師の確保なくして病院の再建ということはあり得ないということで、平成17年度も院長先頭に是が非でも医師の確保、これに全力で当たってまいりたいというふうを考えてございます。

それから、全適についての取り組みというふうなご質問でございました。全適につきましては、経営健全化計画の一つの手段として再生緊急プランにも掲げまして、現在鋭意調査検討を進めているところでございます。全国組織の公立病院連盟の方にもそのメリット、デメリット等について問い合わせをしながら、いろいろまとめているところでございます。

全部適用へ移行するねらいというものにつきましては、やはりよりスムーズな意思決定による運営を行っていくということでございまして、単なる赤字解消ということではないということとは重々我々も理解しているところでございますが、やはり何といたってもご質問にございましたように、企業管理者の選任ということが最大の課題でございますので、そこら辺も踏まえましてこれから手順等も含めていろいろ取りまとめをいたしまして、その調査結果につきましてはご報告申し上げたいというふうに考えてございます。

それから、患者の待ち時間についてのご質問でございました。市立病院につきましては、医師不足、それから非常勤医師によります外来診療が待ち時間に多大な影響を及ぼしているということは認識してございます。その解消のために予約制度というふうなものを内科外来では行っておりますけれども、この9月1日から外科外来におきましても診療の待ち時間の短縮ということで予約制度を取り入れてございます。さらには、今オーダリングシステムと申しまして、病院内の一連の医療行為につきまして、電子化をしてなるべく短期的に措置を、検査も含めて医療行為を効率よく進めようというふうな取り組みをしてございます。これらも患者の皆様の待ち時間の解消につながるのではないのかというふうに考えてございますので、ひとつご理解のほどよろしく願いいたします。以上です。

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 先ほど鈴木議員から再度ご質問いただきました件について、私の方からも答弁をさせていただきます。

今議会を通じまして、あるいは決算特別委員会を通じまして、本市に山積しております課題が浮き彫りにされつつあります。基盤整備、産業振興、福祉、学校教育、障害者福祉、もうあらゆる分野につきましてまだまだであります。そういったメニューを本来ですと、もうすべて消化していかなければならない。このまちにとって一つとしてご質問いただいた中でやらなくてもいいというものは、私はもちろんないと思っております。すべてやらなければならない課題であります。しかしながら、一方では大変厳しい限られた財源の中から、では何をまずやるべきかという選択を市長としてはせざるを得ないという立場もご理解をいただきたいと思います。

おります。そうした際の物差しとしては、やはり個よりは多、一人よりは多くの方々に福祉なり行政なり、あるいは教育なりの光が行き届くようなものを優先して選ばざるを得ないということでもあります。

私も今ご質問いただきました案件につきましても、本当にできればそういうことができれば本当にすばらしいのだらうなと思いますが、今置かれた行政の限界ということにつきましてもぜひ議員にもご理解いただければ大変幸いかと思っております。大変恐縮でございます。

議長（菊地 進君） 6番鈴木昭一君。

6番（鈴木昭一君） 大変いろいろご答弁ありがとうございます。

一言だけ最後をお願いをしておきます。

今、市長からもお話あったように、確かに大変いろんなものが山積をして大変だろうと思います。しかしながら、やはり個々人の市民が集まっての塩竈市であろうかと思えます。個よりも何と申しますか、個人よりもというお話でありますけれども、やはり一人一人の市民も大事にさせていただいて、そして、その中で大きな事業、行政に取り組んでほしいと、最後には血の通った行政をぜひお願いをして終わりたいと思えます。ありがとうございます。

議長（菊地 進君） 16番曾我ミヨ君。（拍手）

16番（曾我ミヨ君） （登壇） 日本共産党市議団を代表いたしまして、一般質問を行います。

初めに、子育て支援についてお伺いいたします。

子育て支援の取り組みについては、政府が各自治体に対して、次世代育成支援事業の計画と具体的に進めるための行動計画をまとめるように指導してまいりました。塩竈市でも事業計画をまとめ、同時に平成17年度から平成21年度までの5カ年の実施計画も策定され、議会にも示されております。この行動計画の中にある二つの点についてお伺いいたします。

一つは、保育所施設整備についてであります。

塩竈市の保育所施設整備計画は、平成17年度にひまわり保育園、平成18年度にはあゆみ保育園の増改築をすることとしております。改築計画のあゆみ保育園では、国に対して交付金申請を行ってきたそうであります。ところが、国からはことしの7月を過ぎても交付の内示がないことから調査したところ、宮城県内であゆみ保育園を含む4カ所の施設整備交付金がゼロであることが明らかになりました。県内であゆみ保育園を初め、既に保育所整備することを議会で議決し、業者との契約まで行っていた栗原市などでも大問題になっていました。

この問題を解決すべく8月1日に当市議団は対象から外された保育関係者、当県議団、高橋

千鶴子衆議院議員とともに厚生労働省に追加予算の交付要請を行いました。8月9日には、宮城県に対して、保育所整備計画に対する国の交付金相当分を含めて予算措置するよう要請を行ってまいりました。厚生労働省交渉では、自治体に次世代育成支援事業という計画まで掲げさせながら、初年度から保育整備計画に対して交付金を出さないというのは問題である。早急に補正予算で対応するように要請してまいりました。厚生労働省は、施設整備費では地方から倍以上の要望があったことを認め、追加予算が組まれれば優先して交付措置をとると約束しました。

8月9日の県交渉では、当初予算に計上していることもあり、国の分を立てかえる形で増改築ができるようにしていきたいとの回答を得、その後、具体的に県が国からの交付金を肩代わりする予算措置を決定したことが明らかになりました。このことによって、あゆみ保育園を初め県内4カ所の事業が可能となります。

その後9月2日になって、厚生省からは栗原市に対して交付金措置をとるようになったというこの連絡が行ったそうであります。とにかく宮城県内の分も肩代わりして予算をつけることになったので、整備は可能となりました。既にこのことは担当部長を初め助役さんにも経過を伝えるとともに、今後塩竈市が行う負担分についても対応していただくように要請してきたところであります。しかし、9月補正予算には保育所の増改築に対する予算は計上されていませんでした。12月議会の時点で予算を計上するつもりなのか、その点についてお伺いします。

二つ目は、ファミリーサポート事業についてお伺いします。

壱番館の1階の一角にファミリーサポートセンターが開設され、事業が進められております。ファミリーサポート事業は、地域でお互いに支え合う環境をつくり、市民が安心して子育てができる地域社会をつくることを目指すとして、その具体的な取り組みは、子供を預かってほしい方、利用会員、そして子供を預かることのできる方の協力会員双方が登録を行い、子育ての援助を行う事業です。利用は、仕事や通院、介護、冠婚葬祭など、子供を見ることができないときに協力会員が子供を預かってくれる事業となります。

利用料は、土曜、日曜、祝日などは1時間当たり700円で、平日は1時間600円で利用会員が直接協力員に報酬を払うとしています。現在まで利用者登録が何人で、また協力会員登録は何名になっているのか。実際に子育て支援を依頼して活用されているのはどれぐらいになっているのかお伺いします。

また、私はこれまで特に母子家庭、父子家庭での子育て支援事業が求められると取り組みを

要望してきた経過がございます。この取り組みが、今現在どこまで進められているのかお伺いいたします。

また、この事業も初めての試みであり、実施されて子供の安全に対する対応など、改善すべき点はないのかお伺いいたします。

第2点は、介護保険事業についてお伺いいたします。

今、どこに行っても市民の間では年金が下がっている、介護保険料が高くなっている、もう生活していけないという意見が共通したものとなっています。高齢者の受け取る年金の給付水準は、国民年金や低額の厚生年金も含めて2004年から2031年まで一律に15%も引き下げる方向で毎年年金給付額が減らされております。

また、税制改正によって高齢者控除が廃止になり、そのことによって、これまで非課税の世帯が課税世帯に変わることによって、介護保険料が大幅に負担がふえることも明らかになりました。今度は介護保険法が改定されました。ヘルパーさんやケアマネジャーさんの話を聞いてみると、10月からの介護保険制度の見直しで自分たちは一体どうなるだろうと不安を持っていると言われております。介護保険法改定で10月からの見直しは、施設利用者に居住費と食事代が自己負担になるといいます。また、通所サービスの食事代も自己負担になるとしてあります。具体的に施設利用者の負担については9月の広報に掲載されていますが、改めて何がどのように変わるのかお伺いいたします。

また、来年4月からの新予防給付の変更に伴い、要介護区分が変更されて、特に軽度者のサービスについて制限されることになる問題について伺います。

塩竈市の要介護認定者は、平成16年度の決算時期のものでは2,177名になっています。現在の要介護認定者にかかわる重大な問題であり、具体的に4月からの見直しによってどのように変わるのか、この方々の介護サービスがどのように変わるのかお伺いいたします。

第3点は、国民健康保険事業での、特に資格証明書を発行する問題についてお伺いいたします。

国民健康保険税の滞納世帯に対して資格証明書の発行について、3月議会を初めこれまでも取り上げてまいりましたが、いよいよ実施時期が目前になっています。資格証明書の交付は、1年間の国民健康保険税滞納世帯に対して、特別の事情と認められない世帯に対して実施されるものとしてあります。実際に滞納している世帯の理由を見ても、生活困窮者であり、資格証明書の発行はすべきでないと考えています。医療費の負担増や国民健康保険税もどんどん値上げ

される中で、負担の公平だからといって保険証を取り上げるやり方は憲法25条にも反するものであります。資格証明書の発行について、これまでの当局答弁では、実施に当たっては機械的、画一的に行うのではなく、被保険者の生活実態など十分に把握した上で、個々の事例に応じて特別の事情の有無を確認しながら、取り扱い基準に照らして適切に判断していくと答えてまいりました。

資格証明書の発行について

納税相談や指導に一向に応じないとき。

納税相談、指導において取り決めた保険税の納税を履行しないときとしています。

結局納税ができなければ市役所に足が向けられないのが心境だろうと思います。取り決めても、その後もなかなか厳しい状態になることも十分考えられることであります。資格証明書発行までどのように対応するのか、その点についてお伺いいたします。

最後に、アスベスト問題についてです。

今、毎日のように新聞などでアスベストが使われていたとか、健康への被害などが報道されて社会問題になっています。今またアスベストが問題になっている最大の原因は、既にアスベストの問題が19年前に国際労働機関での石綿の使用に関する条例が採択されていたにもかかわらず、政府がアスベスト使用禁止の国内法の整備に手をつけずに来たことだと厳しく指摘しなければなりません。しかも、最近出てきている背景には、さきの6月の国会で審議が行われることになったことから、クボタやニチアスなどの企業が審議の前に使用状況や被害状況についてみずから公表したために、アスベストが使用されているものについて次々とマスコミで取り上げられているのが実態であります。国民の健康や安全に責任を負う国と企業の責任は重大であると考えます。

アスベストについて、塩竈市としては昭和62年ごろに問題になったことがありました。その後、学校施設などのアスベスト撤去に取り組んできた経過があり、既に処理されているものと考えていました。ところが、今回改めて市として114カ所の吹きつけアスベスト調査を行い、さらに専門機関による調査が必要と判断され、9カ所の施設について含有量の調査を委託した結果、市民センターと老人福祉センターの2カ所と清掃工場の油圧装置室、梅の宮の浄水場の倉庫の天井にアスベスト含有が確認されたことが、8月の各常任委員協議会や、9月の広報でも掲載されています。

そこで、公共施設の4カ所について、処理方法と時期についてどのように対処しようとしているのか。また、県では9月定例会でアスベスト対策として補正予算が組まれたようですが、自治体の公共施設などの処理についても対応したものなのかどうかお伺いいたします。

今後の施設を総合的に検討してからと述べてきたことありますが、いつごろをめどに考えているのかお伺いいたします。

また、民間施設での調査について、1,000平米以上の施設で吹きつけアスベストの施工がなされている施設は市内に90棟あるとして、9月15日まで調査予定をしていると言われていました。その結果、どういう状況になっているのかお伺いいたします。

これで第1回目の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） （登壇） ただいま16番曾我議員より何点かのご質問をいただきました。順次お答えをさせていただきます。

初めに、子育て支援についてのご質問のうち、まず保育所施設整備についてのお答えをさせていただきます。

子育て支援策として、今年3月に策定いたしましたのびのび塩竈っ子プラン、塩竈市次世代育成支援行動計画では、具体的な目標事業量を設定し、取り組みを始めたところでありますが、保育所施設整備につきましては、多様な主体による保育機能の充実を掲げながら保育所の再編整備に計画的に取り組みを始めたところであります。

ご質問のあゆみ保育園についてでございますが、老朽化が著しいことに加え、今後発生が予想されます大規模地震に備えるためにも増改築が必要な状況でございます。また、多様化する保育ニーズへの対応と、待機児童の解消が課題となっておりますことから、あゆみ保育園の増改築により保育所定員の拡大や乳児、低年齢児童保育員の拡大、さらには一時保育の受け入れ枠の拡大、地域子育て支援センターの増設などの効果が期待されるものでございます。

あゆみ保育園では増改築の財源確保策として、次世代育成支援対策施設整備交付金の申請を厚生労働省に提出をいたしました。残念ながら不採択となりました。その時点では宮城県内4カ所がすべて不採択という状況でございました。私も理由を確認いたしました。必要度が他に比較し若干低いというような説明を受けました。

私もこのような状況を踏まえまして、県の方にも要望活動を行ったところでありますが、宮城県におきましては、このような結果を受けて、新みやぎ子どもの幸福計画が新たにスタート

し、次世代育成支援行動計画を推進している立場から、県独自の判断として宮城県緊急経済再生戦略の中で、国の交付金額を上限として、今年度宮城県保育所整備費補助金の交付を県独自施策として決定していただいたところでございます。本市といたしましても、県の補助決定を受け、あゆみ保育園への支援を行うこととし、保育サービスの充実強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、ファミリーサポート事業の進捗状況についてお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、ファミリーサポート事業は、子供を預かってほしい方、いわゆる利用会員と、子供を預かることができる方、協力会員と呼んでおりますが、それぞれ会員登録し、お互いに子育ての援助活動を行う事業でございますが、のびのび塩竈っ子プランに基づく今年度の新規事業として子育てを互いに支え合う環境づくりを目的に開始をしたところでございます。

事務局を壱番館1階の塩竈子育て支援センター内に設け、5月から会員の募集でありますとか登録、あるいは援助活動のコーディネートなどを本市が始めております。6月から7月にかけては、利用会員を対象とした説明会の開催や、協力会員を対象とした乳幼児の発達と健康管理や救急法など、援助活動に必要な知識や技術についての講習会を行いますとともに、子供も参加したお互いの理解を深めるための会員交流会などを実施させていただいたところでございます。

会員は、9月末には協力会員20名、利用会員20名となる見込みでございます。援助活動は8月1日からスタートをいたしておりますが、実際の利用状況は8月、9月合わせて10組となっており、今後さらに利活用がふえていくものと期待をいたしております。当然のことではありますが、母子家庭の方々にも活発なご活用をいただきますよう期待をいたしておるところであります。

会員の皆様方からは「ファミリーサポートを利用することで、今までの仕事を続けることができそうです」といったような意見とか、あるいは「とても心強いです。会員がふえて子供を通して自然に声をかけ合えるまちになればいいなあと思います」といったような感想が数多く寄せられているところでございます。今後とも会員の募集を行い、市民の皆様とともに地域で子育ての輪を広げ、子供が伸び伸びと健やかに育つまちづくりをなお一層進めてまいりたいと考えております。

次に、介護保険事業についてでございます。

初めに、介護保険に係る施設給付の見直しに伴う利用者負担増についてお答えをいたします。

介護保険制度におきましては、現在施設に入所している方は居住費と食費は介護保険から給付されておりますが、一方では、在宅でサービスを利用されている方は居住費や食事にかかる費用を自己負担されておりますことから、施設入所者と在宅者と比較をいたしますと、負担の公平を欠く状況にあるというふうに理解をいたしております。

今回の制度見直しにより、今年10月1日利用分から在宅、または施設のサービスを受けている方々の負担と給付が公平になりますよう、施設サービス利用の方の居住費や食費は給付対象外とすることとなりました。

施設給付の見直しによる施設入所者の利用負担額の変更点でございますが、現在は居住費や食費を含むものが介護給付されておりますが、10月の改正では、標準的な基準費用額は食費が4万2,000円、多床室、いわゆる相部屋であります。利用のホテルコストを1万円と定めたものでございます。制度改正に当たりましては、自己負担額につきまして所得段階に応じた限度額が設定されますとともに、特定入所者介護サービスの創設、また高額介護サービスの負担限度額の引き下げなど、所得の低い方々に対しましてはきめ細かな対策が講じられることとなっております。

介護サービスの利用制限についてお答えをいたします。

来年4月から実施される新予防給付は、要支援1、要支援2と認定された方々に対し、通所系サービス、訪問系サービスの具体的なメニューとして運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上など予防的な要素を盛り込むものでございます。これまでも制度上、予防給付はございましたが、新予防給付は、特に状態の維持や改善の可能性が高いと判断される方々を対象にサービス提供を行うもので、健康で自立的な生活ができますような改善策として、適切かつ効果的なサービスを取り入れていくものであり、介護サービスを制限するという内容ではないことをご理解いただきたいと思います。

また、提供に当たりましては、適切なケア計画に基づいて、行政が一定の関与をしながら新予防アセスメントを行うとともに、本人の意思も伺いながら、利用者が選択決定することを基本としている内容でございますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

次に、国民健康保険に関する質問にお答えをいたします。

初めに、国民健康保険の資格証明書の交付についてお答えをさせていただきます。

国民健康保険の資格証明書につきましては、平成12年4月の介護保険制度導入の際に、保険

税滞納者への実効的な対策という観点から、国民健康保険法が改正され、第9条で納期限から1年間滞納がある場合に、災害、その他特別の事情がある場合を除き、被保険者証の返還及び資格証明書の交付を行うことが義務づけられております。

本市では、これまでは資格証明書ではなく、通常1年間の被保険者証の期間を3カ月間に短縮した短期被保険者証を平成13年9月から導入し、滞納の多い世帯の接触の機会をふやしながらか、納税相談、納税指導を行ってまいりました。しかし、滞納対策を強化していくため、本年9月より保険税の滞納が著しい世帯の方々には要項を定め、資格証明書を交付することといたしました。

交付に当たりましては、一定の基準に基づいて行うこととなりますが、一律画一的な対応ではなく、納税相談等を行いながら弁明の機会も設けるなど、滞納世帯の個々の状況を十分に把握した上で実施を行ってまいりたいと考えております。納税相談などにおいては、適用除外の特別な理由などの有無を確認した上で、十分な所得や資産がありながら納税の意思のない世帯を資格証明書の対象とする方針であります。

現在、事務取扱要綱を9月1日施行し、短期被保険者証の基準に該当する世帯に通知を行い、個別に納税相談を実施させていただいているところでございます。資格証明書の交付は、国民健康保険制度が加入者全体の相互扶助で成り立つ社会保障制度であることを踏まえ、被保険者間の負担の公平を図る観点と、滞納対策として実施していくものでございますので、対象となられておられます方々と、誠意を持って理解を深めながら進めさせていただきたいと考えております。

アスベスト問題についてのご質問をいただきました。

初めに、公共施設での対応状況についてお答えをいたします。

大きな社会問題となっておりますアスベスト問題につきましては、国でも今年7月29日、アスベスト問題に関する関係閣僚による会合を開催し、政府としての当面の対策として今後の被害を拡大しないための対応、また国民の不安への対応、さらには過去の被害に対する対応や政府の過去の対応の検討についての方針を決定し、国、地方公共団体が情報を交換、共有しながら適切な対応を図ることが重要であるというふうにいたしております。

本市におけるアスベスト問題に対する取り組み状況でございますが、さきの常任委員協議会でもご報告いたしましたとおり、アスベスト被害に対する報道がなされ始めた7月中旬より実施をさせていただき、県内でもいち早い取り組みと考えております。7月下旬から小中学校、

集会所を含む市内公共施設 114カ所について建築設計図書などを参考にしながら、現地にて吹きつけアスベストの使用状況を調査いたし、目視では判断できなかった9施設について専門機関に分析調査を依頼したところでございます。

分析調査の結果、4施設で含有が確認されました。まず、市民センターでは事務室等の天井に白石綿が1.7%、また老人福祉センターについては、通路と天井に同じく3.4%含有していることが判明し、調査結果が出た翌日の8月3日から即日使用を停止することとし、現在他の施設を利用しながら同じサービスの提供を行わせていただいているところでございます。また、清掃工場の油圧装置室からは白石綿が0.4%検出されておりますが、室内で作業を行う場合に職員が防塵マスク等の安全装備を装着することを義務づけております。また、梅の宮浄水場倉庫でも白石綿0.6%が検出され、現在使用を禁止しているところでございます。

いずれの施設につきましても、撤去を前提に考えておりますが、再開の時期等につきましては、現在検討を進めているところでございます。

公共施設以外についての対応策についてお答えをいたします。

現在、アスベストに係る対応につきましては、ホームページや広報で情報を提供しており、相談については内容に基づき担当部署で対応しているところでございます。現段階での相談件数は15件でございますが、健康被害に係るご相談はないと報告を受けております。

アスベスト対応につきましては、国土交通省からは昭和31年ごろから平成2年までに建築された1,000平米以上の民間施設への吹きつけアスベストの実態調査の通知がございまして、現在、市内の状況の調査を行っているところでございます。経済産業省からは9月12日、アスベストを含有する家庭用品の実態把握調査の結果が公表されており、今後これらの製品に対応するための対策が全国的に求められてくるものと考えております。アスベスト問題は、直接市民の健康に係る大変重大な問題でございますので、今後とも適切な、そして速やかな対策を講じてまいりたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。よろしくお願いをいたします。

議長（菊地 進君） 16番曾我ミヨ君。

16番（曾我ミヨ君） 2回目の質問をいたします。

最初に、私の第1回目の質問で年金給付の関係、「給付は引き下げられている」ということで言葉を直したいというふうに思います。

一つは、あゆみ保育園の件であります。私はいつごろ予算化をするのかと、塩竈市として

予算をいつつけるのかということをお伺いしました。

それから、子育て支援の状況はわかりましたけれども、やっぱり母子、父子家庭というのは、結局片親ですから、日中は働かなければ子育てをするにはなかなか大変だということで、通常の子育てのちょっとした時間が預かれないというか、預かってもらいたいというのと違って、やっぱりもう少し具体的に進めていかないと、これは絵にかいたもちで、なかなか母子家庭、父子家庭は必要としても利用しにくいものになってしまうのではないかとありますので、ぜひこの点は一工夫されて利用できるようにしていただきたいというふうに思いますので、この点をお伺いします。

それから、最初に資格証明書のことですが、るる納税相談に十分に応じながら対応すると、ぜひそうしていただきたいというふうに思います。ただ、やはり心情的には保険料を払って滞納していれば、なかなか市役所に行きにくいというのが心境だろうと思うんですね。その辺でやっぱりきちんとした必要性や何かも含めてですけれども、十分なやっぱり心配りを含めての対応が必要だろうというふうに思います。

特に、私特別の事情の理由として災害を受けた、または盗難にかかったということが挙げられております。これを見ますと、国民健康保険税条例の第15条の減免と、私は災害を受けたときに減免をすることができるというふうになっているので、ここは一致するものではないかというふうに思いますので、この辺をやっぱり資格証明書発行前にこういうことが減免と同じような要項であれば、ぜひそういうことでの減免措置などの対応も含めて対処していただきたいということをお願いしたいと思います。

それから、アスベストの問題では、撤去については今後いろいろ検討していくということで、なかなかこの間からの報告とは余り進んでおりませんが、ぜひ進めていただきたいと。

それから、県のアスベスト対策の費用は、どこにどのように使われるのか、この辺についても十分把握されてお願いしたいと。

それから、文部科学省からは学校の吹きつけのアスベストだけではなくて、そのほかにもいろいろ学校で使われている製品にも十分配慮していただきたいというふうに通知が来ているというふうに伺っております。その辺の対応はどうかお伺いしたいというふうに思います。

それから、市内で90棟もあるといいますと、私水産関係とか食品扱うところとかも含めて非常に心配されるわけでありまして。その辺のところも、広報でも十分市民の健康や安全に考慮して対応するというふうには書いてございますけれども、その辺のところも十分対応していただ

きたいなというふうに思っております。

いよいよ介護保険の問題に入りますが、市長の答弁ですと、結局負担との公平という政府と同じような答弁を繰り返しているわけですが、では補足的給付をやるから大丈夫だといっても第3段階、第4段階、ここところが負担がふえるわけですね。この人たちは先ほど言いましたように年金給付の額から、さらに年金給付額以上の負担になるのではないかと。その辺のところは心配するわけですが、年金給付以上のホテルコストだとか食費が取られて安心して入っていられるのかと、こういう問題意識を持つわけですが、その辺はどういうふうに試算されているのか伺いたいと。

それから、負担の公平、公平と言っておりますが、じゃあ、このホテルコストや、あるいは食事代が自己負担になることによって、国や県や市の負担が軽減されたんではないかと、そのことによって。その辺のところはどういうふうに試算しているのか。多分9月の補正で減額した部分は10月、11月、12月、1月、2月、3月の6カ月だとすると、これは1年間の半分だというふうに見ていいのかというふうに思うんですが、この辺の軽減される分はどうなっているのか、この辺を伺いたいというふうに思います。

それから、来年4月からの新予防給付、これはサービスが制限されるものではないと言いました。それで、実際に要支援の方は、平成16年度で166名、要介護1の方は塩竈市で782名です。厚生労働省はこの7割から8割が、今度は要支援2として対応しなさいと。7割、8割は口腔ケアとか筋トレとかそういうものをしなさいと。要介護1で残るのは認知症だとか、身体に障害、精神的に障害ある方だけの2割、3割にとどめなさいと、こういう指導で来ているのではないですか。

そうしますと、先ほど市長が言うように、そういうふうに要支援1、要支援2になる方は結局選択するものだ。今まではヘルパーさんとかいろいろ利用できたのに、口腔ケアも筋トレも選択するものとなりますと792名の方は口腔何ですか、あれを受けたり筋トレをしたくないと言えばどこに放置されるんですか。これで制限されないと云えるのかどうかですね。

そして、私は政府が言うように792名から800人の方が指導というか、筋トレとかなんかやるとなった場合に、どこでどのようにその七、八百人がどこで受けるのかというふうに考えちゃうんですね。今国でも1人のケアマネジャーは50人大体抱えています。50人のお年寄りの方のケアプランを立てます。50人では多いというふうに言われています。700人から800人の、これから筋トレとかいろいろなこと指導するのに、1人の保健婦さんが50人見るとしても16人の

保健婦さんや指導員が必要なんですよ。そういう対応ができるのかと。

そうすると、これもやっぱり契約違反なんですよ。前も介護保険とるときには掛ける、掛けると言いながら、いざ掛けて特養ホームに入りたい。そうすると、また制限加えるでしょう。療養施設に行けとか、老健施設に行けとかということではなかなか入れない。こういう今度の軽度者に対する対応だって十分に市は対応できるのかどうか。その辺について伺いたいというふうに思います。

以上です。2回目終わります。

議長（菊地 進君） 佐々木健康福祉部長。

健康福祉部長（佐々木和夫君） それでは、私から子育て支援、それから国保の資格証明書、それから介護保険についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、あゆみ保育園の助成でございますけれども、これをいつごろ議会で提案するのかというお問い合わせでございます。のびのび塩竈っ子は、昨年度策定いたしまして次世代育成行動計画、いわゆるアクションプランの初年度が平成17年度でございます。計画の中であゆみ保育園の増改築などをいただいて、待機児童を少なくしていくという計画でありましたところ、初年度から国の方から補助についてはゼロ査定という報告がございました。

私ども一たんは大変意外な感に打たれたわけでございますけれども、幸い8月に県の補助が受けられるということが決まりました。市といたしましても、そういう計画を実施するに当たって、平成17年度の施政方針であゆみ保育園への助成をうたっておるところでございます。したがって、県の補助が決定されましたことによりまして、市の助成の根拠が整ったというふうに私ども判断しているわけでございます。

一方で、市はご案内のとおり非常に財政的に厳しい状況でございます。助成額、それから助成の方法、手法につきましても慎重に検討する必要があるのかなというふうに思っております。いずれにいたしましても、方針が整い次第、法人の建設に支障が起きないようにしかるべき時期に補正予算として議会にご審議をお願いしてまいりたいというふうに思っております。

それから、2番目に一人親家庭等の日常生活支援事業についてお問い合わせがありました。この点につきましては、確かに、いわゆる子育て支援だけではなく一人親家庭の生活の支援ということが大切であろうかというふうに思います。一般的に母子家庭の場合は経済的な支障があると、それから父子家庭の場合には家庭の介助と申しますか、そういう労働力が必要であろうと言われております。

そういう中で、のびのび塩竈っ子プランの中でも一人親家庭への支援の充実ということであっておるわけでございます。これの実施につきましては、現在ファミリーサポート事業が開始されまして徐々に、市長からも答弁ありましたけれども、徐々に利用会員、あるいは協力会員がふえている状況でございます。塩竈市といたしましては、事業の一部を適切な事業が確保できると認められる事業者や団体に委託するという方法で実施していきたいと思っております。現在その実施に向けての準備を進めている状況でございます。

それから、国保の資格証明書のお問い合わせがございました。

これの実施につきましては、市長からご答弁申し上げたとおりでございます。実施に当たっては、やはり家庭の事情等を適切に把握して、いわゆる十分な所得や資産がありながら、納税の意思のない所帯を対象とする観点で取り組んでいきたいというふうに思っております。

まず、大きな項目二つといたしましては、まず納税相談や指導に一向に応じないとき、それから、納税相談指導において取り決めた保険税の納税方法を履行しないときなどの方について対応してまいりたいというふうに考えておりますが、いずれにいたしましても、状況等を、情状等を十分判断しながら対応してまいりたいというふうに思っております。

それから、特別の事情の場合のお話がございます。これと、それから減免規定とが一致するのではないかというお話でございましたが、あくまでこれは資格証明書を発行するときに除外する部分としての特別の事情ということでございますので、例えば災害を受け、盗難にかかった場合、あるいは親族が病気にかかった場合、そういう場合には資格証明書の発行から除外するという法規定でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

それから、減免規定の問題がございますけれども、これにつきましては、減免規定が本市の条例等でもありますので、それを適用して対応してまいりたいというふうに思っております。

それから、介護保険の問題がございました。介護保険、新しい制度が来年4月から始まりまされども、これの大きな改正のポイントがやはり予防重視型システムへの転換であろうかと思っております。こういう中で、これまで要介護の判定の段階が要支援1から要介護2から5までの6段階でございましたが、今度は新たに要支援1はそのままに要介護1の段階の部分をつに分けて、要支援2と、それから要介護1にするというものでございます。大体これまでの要介護1の方々の8割程度が、要支援1ないし要支援2に行くものと私どもも考えてございます。大体6月議会で小野議員にもお答えしましたけれども、市としては800人弱ぐらいの方が要支援1ないしは要支援2になるのではないかと考えておるところでございます。

この方々に対しまして、基本的には現在の調査認定項目79項目に加えまして、高齢者の生活機能を評価する調査項目を新たに加えます。これに加えまして、さらには主治医の意見書におきましても高齢者の機能の評価を拡充するということで、高齢者の方の状態の維持、改善可能性の観点を踏まえまして、これらの要介護、あるいは要支援の判定をしていくということになるかと思えます。

判定によりまして、要支援者の方については予防給付、それから要介護者については介護給付、これまでの給付を行うという内容になってございます。予防給付の内容でございませけれども、実施の仕方といたしましては、包括支援センターにおきまして保健師、それからケアマネジャー、それから介護福祉士の連携によりまして、相談業務などを行いながら適当な、適切なマネジメントを行いまして、プランを作成し対応していくという内容でございませ。こういうケアプランの作成の際に、市長からもご答弁申し上げましたとおり、要支援者の状態等を勘案いたしまして、要望に沿った形の中でケアプランを作成していくという内容でございませので、ご理解を賜りたいと思えます。

それから、新しい10月1日から始まります施設における食費と、それから居住費の自己負担ということですが、これは何回も市長の方からもご答弁申し上げましたけれども、基本的には在宅と、それから施設に入所している方の負担の公平化を図るということが大きな眼目でございます。したがいまして、例えばそういう負担をすることによって経済的に負担になる方については、第1段階から第4段階まで段階を設けまして、それぞれに応じて、所得に応じて負担額を引き下げるといような内容になっておるわけでございます。

こういう中で、年金を上回る負担が出てきた場合どうするのかという判断でございませけれども、基本的には通常の生活ができる範囲内での負担というふうになってございませして、例えばこの負担をする、やることによって例えば生活保護の対象になるといった場合には、食費、それから居住費の順について減額していくという内容になってございませるので、ご理解を賜りたいと思えます。

さらには、一部負担につきまして、例えば福祉法人の場合は一部負担の減額の制度もこれもやっていこうという内容になってございませるので、そういう制度を活用いただいて、なるべく生活の負担にならないようになっていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（菊地 進君） 小山田教育部長。

教育委員会教育部長（小山田幸雄君） 吹きつけ以外のアスベストに対して文部科学省からの通達は出なかったかと、ないしはそれに伴っての対処はどうかというお尋ねでありました。

通知はございまして、一つは、学校給食で用いる、調理のときに用いる耐熱手袋、これと、それからもう一つは、理科の実験のときに用いる実験用金網についての調査でありました。本市の小中学校ではこの二つのうち、理科の実験用金網についてアスベストが使われておりましたので、これにつきましては直ちに別の素材に切りかえたところであります。以上です。

議長（菊地 進君） 16番曾我ミヨ君。

16番（曾我ミヨ君） 第3回目の質問をさせていただきます。

あゆみ保育園の件については、今後具体的な予算措置の時期は言われませんでしたけれども、慎重に対応していきたいということで、まず理解しておきたいと思います。ちなみにあゆみ保育園はもうプレハブを仮設の住宅を建てて引っ越し作業に入ろうとしておりますので、それに十分間に合うような対応をしていただきたいというふうに思います。

それから、なかなか介護保険の方はわかりません。いろいろ何か助成制度だの補助があるだの、予防に沿って対応するだのと言ったってわかりません。だから、確かに言えることは3段階は1万5,000円上がるし、4段階は2万5,000円、今まで以上に上がると。5段階はもっと上がるでしょう。だから、こういうふうな中で、負担ができれば出なければならないんですよ、施設から。そういうことにならざるを得ないんじゃないかと。

もう一つは、4月からのいろいろ792名が対応になると。要支援1、要支援2、これらも結局何か聞いているとすべてではないような、対応をするのが。792名から800名の人たちは要支援1、要支援2になってどういうサービスやどういうプランが受けられるのか。どこで受けられるのかと、それが。4月からですよ。そういう、私は今の市の財政状況で、そういった800名から900名を個々にプランを立てて筋トレなんかするような状況をつくれるのかなと非常に不安に思います。

しかし、確実に国、県、市の負担はずっと軽減されました。市長に私は言いたいのですが、ぜひ、多賀城市長さんはそれでも、いやとっても心配があるというふうに答えたそうですよ。うちの市長はそういった、そもそも介護保険のスタートはこうやってきたんですよ。家族介護に大きく頼ってきた今までの仕組みを社会全体で支える仕組みとしてきたと。だけれども、国や自治体の責任を放棄していいということではないと。支え合うにしてもですよ。こういった軽減になった部分を今全国でてんやわんやの大騒ぎですが、しかし、確実に住民の福祉や暮ら

しを守ろうということで、助成政策や補助金を出して奮闘している自治体がございます。本当に先ほども鈴木昭一議員が言いましたけれども、一人救えないでみんな救えるかと。やっぱり困っている高齢者を野ざらしにすることにならないように、こういった予算を使って助成や軽減措置に使う、そういった考えはないのか伺いたいというふうに思っています。

ぜひ今まで当議員団は社会福祉法人だけの減免だけでなく、民間でも頑張っていると。こういった民間への減免も拡大しなさいよということも言ってきましたが、いよいよこれだけ負担がふえて、保険料も上がる中で、ぜひ東京荒川区、長野県松本市、千代田区、秋田県湯沢市、次々毎日これ出ていますが、こういった住民の福祉、暮らし守るために財政難の中でも頑張っている自治体の取り組みを検討していただいて、ぜひ前向きに取り組んでいただくよう要望しながら、あと見解を伺いたいというふうに思います。

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 曾我議員の再度のご質問にお答えをさせていただきます。

ぜひご理解をいただきたいと思いますが、これは介護保険制度であります。その介護保険制度の中で、より多くの方々に介護の手が差し伸べられるようにというのが大前提であります。ですから、そういった中の制約の中で我々行政がどういったことができるかということについては、今担当部長初め、私もお説明させていただいたわけであります。それは、例えば塩竈市の財政が大変に豊かな状況でありますればまた違った考え方が出てくるのかもしれませんが、塩竈市の財政規模大変厳しい中で、一般の方々にもいろいろなご負担をお願いしながら何とかしのいできているわけであります。そういった状況をぜひご理解をいただきたいと思います。私からは以上でございます。

議長（菊地 進君） 暫時休憩いたします。

再開は15時15分といたします。

午後3時00分 休憩

---

午後3時15分 再開

副議長（志賀直哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

22番福島紀勝君。（拍手）

22番（福島紀勝君） 今回一般質問をさせていただきます社民党市議団の福島紀勝であります。

昨日ときょうで、もう既に5名の方が質問をされて何点か重複する部分がありますが、通告をしております項目に従って、順にお尋ねをいたしますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

なお、テレビの笑点等で人気のある木久蔵さんの目のようでございます。もう既にいい部分の答えが半分ぐらい出てしまって、二番煎じとなるようですが、ひとつ答弁の関係よろしくお願いを申し上げます。

まず最初は、今後の防災対策についてであります。

これまでも県内外の地震災害などを教訓にし、防災対策を国や県、自治体や関係機関の働きにより徐々にみずからが守るという言葉が通用するようになり、活動も活発化してきていることは、出前講座等々それぞれ担当部課の部課長以下、それぞれの皆さんのお働きの成果であると評価をしております。

実は、せんだって国土交通省が、防風林や堤防のかさ上げ強化にかわる津波や高潮対策として堤防の内側に潮遊地、これは池ではなくて土地の部分です、や植樹帯を整地するなどの新方式を取り入れる自治体に対して補助制度を検討している。それも2006年度の予算に盛り込もうとしておるようでございます。

この新方式は、堤防と家屋の間に海水のたまる窪地のような潮遊地で津波を和らげたり、あるいは植樹帯、または家屋の地盤のかさ上げなど、こうした新方式等で家屋の移転が余儀なくされるような場合の支援策も盛り込まれるという、大変結構なことであります。なお、国土交通省は、このほかに自治体が津波、高波の監視から住民の高台への避難、こうしたことまで総合的な対策をとることが可能になるよう、財政支援措置を設けるように調整段階へと進んでおるようであります。

また、都道府県や市町村が津波安全促進計画等を作成すれば、一つには避難路や避難地整備、二つには防災拠点整備、三つには情報施設整備の3分野にわたる幅広く助成する仕組みなそうであります。そこで、本市の場合など、特に芦畔町、牛生、舟入、中の島、貞山地区、港町、海岸通、北浜、藤倉、新浜地区等々の沿岸や運河沿いへの即導入で工事の着手を危急そのものでありますが、いかがでしょうか。

さらには、耐震改修費として家具の転倒防止ですが、過去の震災状況から見ますと、家具等の下敷きとなり、けがや死亡された方が多かったと言われております。塩竈市は、平成15年、16年にかけて緊急雇用対策で実施をしていただきました。あの作業につきましては、大変好評で

ありました。そこで、引き続き耐震改修費の拡大や家具の転倒防止器具の費用など、どのように考えていただけるのか。

あわせて津波警報機器ですが、宮城県沖地震に備えて漁業無線を持たない船舶や釣り客及びプレジャーボート等に、防災行政無線で状況把握のできない部分、海の空白地帯とも言われておりますそうした方々へ警報伝達手段が課題ではないかと思いますが、どのような対処策をお考えであるかお尋ねをいたします。

二つ目には、環境対策についてであります。

近年、特にこの地球環境の破壊が全世界で叫ばれています。特に、地球のオゾン層を破壊するフロンガスの処理が問題視されております。2002年10月に始まりましたフロン権、この制度が十分に機能していないのではないかと考えられます。あのときに施行されたフロン改修破壊法は、車のユーザーであれ、業者であれ、フロンガスを大気中にみだりに放出すると1年以下の懲役、または50万円以下の罰金が課されるようになっております。こうしたことから見る近隣の廃車台数とフロンガスの回収量をどのように把握されているのか。

また、稼働中の処理業者の状況をどのように把握されておられ、また、今後稼働される自動車解体施設等へのチェック及び指導体制をどのようにされるのか。

フロンガスは色も形もおいもないために余計心配であります。当局の良策を示していただきたいのと、その対策も含めてお願いをいたしたいと思っております。

そして、環境対策の二つ目には、悪臭解消への取り組みですが、水産加工団地周辺及び水処理施設の跡地周辺等、側溝の清掃及び汚泥処理がどのように取り組まれて進められてきたのか、経過と状況をお示しいただきたいのであります。

次は、水洗化促進への取り組み状況についてです。

当局の努力により、大変結構な数字に至っていることは大変喜ばしいところであります。東北管内での下水道処理人口の普及率など上位に位置しております。この裏には、あの猛暑の中で行われました下水道普及促進月間行動等の成果であろうと思っております。

なお、水洗化率と水洗化人口増への計画及び下水道完備後の未着手宅の問題点、こうしたものを初め、受益者負担金の未納世帯への状況と今後の進め方等をあわせてお聞かせいただき、手腕発揮の考え方などをお伺いいたしたいのであります。

次に、市立病院の今後の運営についてであります。

医師確保の状況については、先日の決算特別委員会なり、もう既に質問された議員さん方の

答弁にもありまして、それぞれの対処や経過の部分については幾分か理解をいたしますが、要請等の行動も理解をしたいわけではありますが、何といたっても医師の不足に伴う診療科目の縮小と入院及び外来患者の減少が大きな要因であると言わざるを得ません。

今全国の自治体病院は、医師確保に向けていろんな方法を講じているようであります。研修医を初め、青森県では全国初の職業安定法上の医師無料職業紹介所の届けを出してスタートしたようであります。各医大出身者に県外からのリターン医師への働きかけ、さらには医大在学中に経済支援を行うなどの策をとっているようですが、どうでしょうか。塩竈市立病院としてどのように対処されていくお考えなのかお示しいただきたいのであります。

なお、市立病院再生緊急プランがどのように推移していくのか。市立病院事業会計では46億514万3,843円の累積欠損金をどのように削除しながら経営の健全化を図っていくのか。また、追い打ちをかけるかのように、谷垣財務相は医療費の抑制を強調しているようですし、細田官房長官は、先日、診療報酬の引き下げ等、聖域なき検討を表明しております。ますます厳しい経営環境を強いられると思いますが、どのように取り組まれていくおつもりなのか。

また、議会にもマスコミにも大々的に打ち出したあの消化器センター構想の経過はどうなっているのか。公立病院の役割と使命、そして責任、さらには医療機能の分担をどのように考え、管内の医師会との協力、あるいは連携体制がどのように協議されているのかあわせて見解をお願いいたします。

次は、アスベストについてであります。

この問題は、作業現場でのアスベスト石綿の飛散防止を盛り込んだ特定化学物質等障害予防規則、これを施行したのが1971年、当時の労働省が職員や業者向けに出版をしました。その規制の解説書の中で、アスベストは飛散が労災だけでなく、公害問題に発展する可能性があること指摘していたことが、7月の政府発表でわかったのであります。当時、公害は旧厚生省の所管であり、出版の翌月に旧環境庁が動いたが、旧労働省の指摘は生かされずにそのままになってしまったのであります。周辺への飛散防止対策は89年の大気汚染防止法改正まで講じられなかったとのことでもあります。このアスベストによる健康被害を、政府は1970年代の初めから危険性を認識していながら、省庁の連絡の悪さなどから対策がおくれにおくれた実態を露呈をし、縦割り行政の体質が今も変わっていないと批判されています。

しかし一方、塩竈市にあっては、マスコミ報道と同時に市内の公共施設を初め、実態調査と状況把握、ホームページへの掲示や相談窓口の開設など、大変な早わざでありました。ところ

が、国からの民間施設調査依頼、その後はどうなのか。また、使用禁止としている施設の代がえや除去の時期なり、費用の積算などはどう進められているのか。さらには、一般家庭でも使用しております自転車のブレーキにも使用されているなど、いろいろ報道されておりますが、今後の対応も含めてお知らせ願いたいのであります。

次に、介護保険制度の現状と今後について伺います。

介護保険の施設給付の見直しにより自己負担増が生じて、特別養護老人ホームやこれまで居住費と食費の一部が保険で賄われ、利用者の負担は原則介護サービス費の1割と1日780円の食費の材料費だけでありましたが、あと数日、10月からは居住費と食費をすべて利用者が負担することとなります。そこで、平成17年3月末の要介護者を区分別の在宅と施設入所数を要介護の3、4、5で見ますと、年ごとに増加しております。利用者が負担の段階別内訳などはどうなのか。

また、専属のスタッフが介護するユニット型と呼ばれる新型特養の個室の場合、あるいは感染症並びに認知症等で医師が個室利用が必要と認めた場合、こういうような場合どのランクの扱いとなるのか。

また、介護保険制度の利用の範囲では、公民権行使の場合などでヘルパーの同行や福祉タクシーの利用は外とされるものなのか。あわせて介護送迎車等に対する宮城県からの指導、要請はどのようになっているのか。介護事業者やNPOを初め、関連の諸団体へ塩竈としてどう取り組みを進められているのか。

なお、負担増ばかりでなく、介護保険料の減額方法では、先日、厚生労働省が保険利用の軽減は低所得者にしか認められていないが、ボランティア活動を行った高齢者、すなわち介護施設で週1回2時間程度、年24回以上勤務された方や、ボランティア団体の活動に3カ月以上継続して参加された方々等が対象だと報じられていますが、本市も早速取り入れ、保険料の減額を願い見解を求めるものであります。

次に、水産及び観光の振興について伺います。

毎年資源の減少、漁獲水揚げ数量の減、宿泊施設の老朽化、さらには天井の落ちる魚市場の老朽化、原油高に伴う燃料油高騰による漁船の目的寄港変更などと、悪条件が重なり大変厳しい環境となってしまっております。せっかく当局や議長団の皆さんが漁船誘致活動をなさっておりますが、こうしたことが無にならぬように願うとともに、一部近代設備の導入や容器の改善などはありましたが、当初計画をいたしました魚市場再開発が第1案から第2案、第3案

までに縮小・変更してきましたが、その後の動向や関連する背後地への進出予定企業の方々や、関係諸団体とどのような協議をなされ、その内容等はどんなものなのか。その経過を踏まえ今後どのように進められるお考えなのか見解をお願いいたします。

なお、同じ担当所管である観光の取り組みについてであります。

四季折々に魅力を感じさせる浦戸諸島の状況はどうだったでしょうか。開催日を7月18日に変更して行われた第58回塩竈みなとまつり、その前夜祭の花火大会、これはこちらの本島のことであります。しかし、本島に劣らぬ浦戸、桂島夏まつり花火大会、これが8月13日の土曜日に地元実行委員会の主催で行われました。翌8月14日の日曜日には野々島共和会主催の野々島盆踊り、花火大会が行われ、さらにはイベント企画で塩竈市の政策課が主催された島じかん体験交流イベント、これが8月27日から28日の1泊2日のにぎわった島でありました。

また、その前段の7月30日の土曜日には、ことし3月に閉校となった桂島の旧浦戸第二小学校では、島ライブが静かな自然の中で廃校跡を音色が包むという、大変ロマンチックな催しなどなど、結構開催されていますが、海、食、歴史、文化等々、これをこのようなアピールを観光協会や物産協会、あるいは関連の外郭諸団体との連携やJR駅構内へのポスターの掲示を初め、内容や日程なりを全国にどのようにしてPRを行って、地域の特性を生かした観光地塩竈への集客を今後も図っていこうとされているのかお尋ねをいたしまして、1回目の質問とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

副議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） （登壇） 22番福島議員のご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、今後の防災対策に関する質問をいただきましたが、そのうち、初めに潮遊地等の動向についてお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、潮遊地——いわゆる津波のエネルギーをためるための遊水池と考えたらよろしいのかと思いますが、につきましては、国が検討を始めた津波や高潮被害の軽減策の一つであるというふうに理解をいたしております。防潮堤と市街地の間に海水がたまるため池とでも言ったらよろしいのでしょうか。そういうものをつくって、あるいはそこに木を植えて津波のエネルギーを減殺させるというような対策かなと思っております。こういった防潮堤、潮遊地を整備するためには、やはり広大なスペースの確保や、場合によっては家屋移転など地元の協力が必要なのかなというふうに考えております。

本市の場合、狭隘な市街地が密集いたしておりますので、このような対応というのはなかなか難しいのかなと思っておりますが、例えば浦戸諸島等でまだ広大なスペースが残されている部分につきましては、総合津波対策の有効な手段の一つではないかといったように評価をさせていただいているところでございます。

次に、耐震改修費と家具転倒防止金具についてお答えをいたします。

木造住宅耐震改修工事助成事業につきましては、昨年度から実施をいたしておりますが、平成16年、17年度で7件の実績が発生いたしました。また、家具転倒防止対策につきましては、これまでひとり暮らしの高齢者や障害者の方々を対象に約400世帯の方々に家具転倒防止金具を設置させていただきました。この方法は、少ない負担で比較的容易な安全対策でありますことから、防災研修会などを通じて積極的にPRに努めたところでありますし、今後とも本市におきましてこういった事業の促進を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、津波警報機器の取り付けについてというご質問の中で、ただいま漁業無線を持たない漁船、あるいはプレジャーボートにそういった災害を伝達する手段についてというご質問でありました。現在、海上保安部が海事行政の一環としてこれら海上に係留してあります船舶に対して何らかの手段で災害情報を伝達するというようなことについて、今研究開発に取り組んでいるところでありますので、本市におきましても、こういった動向を見きわめながら、海上保安庁と一緒にこういった問題に取り組ませていただきたいと思いますと思っております。

次に、環境対策についてでございますが、初めにフロンガスのご質問でございました。市の行政の中で回収されたフロンガスの全体量の把握、あるいは報告等を受けているのかといったようなことでございます。これらにつきましては、後ほど担当部長より詳細のご説明をさせていただきたいと思っております。

その中で、現在貞山地区に建設が進められております廃自動車リサイクル企業においては、こういった心配はないのかというようなご質問もいただきました。当該企業は、年間2万台から3万台の廃自動車の解体処理が計画されております。解体に当たりましては、フロンガス抜き取りが必要な場合につきましては、作業員がフロンガス回収機を使用しながら、ボンベに封入し、一定量になりましたらこの会社の青森にある関連プラントにて処理する計画というふうに報告がなされております。

市といたしましては、現在、同社と産業廃棄物処理施設の公害防止並びに環境保全に関する

協定書を締結する予定といたしておりますので、協定書に基づき、法令及び協定書を遵守していただき、適正な施設の維持管理に努めていただくよう、今後とも積極的に指導を行ってまいりたいと考えております。

次に、悪臭解消への取り組みについてお伺いをいただきました。

新浜地区の排水側溝、過去の議会でも再三再四取り上げていただいておりますが、残念ながら当地区が埋め立て地という特殊な地盤であり、不等沈下、あるいは大雨の際の雨水が対流する箇所が見受けられますので、地域の巡回を行わせていただきながら、受け柵や側溝等の排水に必要な施設の適切な清掃活動を行うなどして、悪臭の防止に努めさせていただいているところでございます。

また、当地区では、平成15年8月に下水道本管が整備され、各企業の下水道接続が完了いたしましたことから、団地加工業組合では、排水の受け入れは現在停止いたしております。また、過去に堆積した処理汚泥につきましては、本年6月までに県の小鶴沢廃棄物処分埋め立て場に搬入し、処理を完了したという報告を受けているところでございます。

次に、下水道の水洗化促進への取り組みについてお答えをさせていただきます。

下水道整備につきましては、平成16年度末現在の普及率は、おかげさまで98.2%と大変高い率となり、ほぼ整備は完了しつつあるというふうに考えておりますが、一方、水洗化率はまだ94.7%で、約5万6,000人の方々が利用されている状況にあり、まだ3,200人の方々が下水道に接続をしていない状況にございます。下水道は、処理開始日から3年以内の水洗化が法で義務づけられており、接続しなければ、残念ながら下水道の整備効果が上がらず、また整備費用の一部は使用料として負担していただきますことから、接続者と未接続者の負担の公平を欠くといったようなことにもなるわけでございます。

これまで広報や工事説明会などで周知をいたしてまいりましたが、本年7月には普及促進月間として個別訪問による実態調査を行い、水洗化促進の働きかけを行わせていただいたところでありますが、引き続き水洗化の普及に取り組んでまいります。

次に、下水道受益者負担金についてちょっとご説明をさせていただきたいと思いますが、整備完了地区の土地所有者に事業費の一部を負担していただく制度でございます。平成16年度末の滞納件数は212件、金額にいたしますと2,850万円となっておりますので、昨年度に引き続き未納世帯の訪問等に取り組み、収納の確保になお一層努めさせていただきたいと考えております。

次に、市立病院の問題についてご質問いただきました。

今後の運営についてのご質問でございますが、まず医師確保の状況と再生緊急プランについてお答えをさせていただきたいと思っております。

市立病院につきましては、昨日もご答弁させていただきましたが、平成17年度当初、常勤医師は11名体制でスタートし、東北大学やその他幅広く医師派遣の要請に努めました結果、現在は12名体制、1名増となっております。宮城県においてはドクターバンク等の制度を立ち上げ、6月から募集を開始し、現在は医師3名の採用準備を行っていると同っておりますが、こうした医師の当院への配属を希望することも県に申し入れをさせていただいたところであります。

また、市独自に東京の医科大学などへ出向き、医師派遣を要望するなどの取り組みも引き続き行わせていただいたところであります。今後とも引き続き各方面に働きかけながら、医師確保に全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。議員の方から奨学金制度というようなお提案もいただきましたが、我々としても今後そういった制度も検討をさせていただきたいと考えているところであります。

また、再生緊急プランの取り組みについてであります。歳出の抑制ということで、職員の人件費の問題、あるいは施設整備の問題等々ゼロベースで取り組ませていただいておりますが、やはり収入の確保といったようなことも大変大きな課題ではないかと思っております。先ほど病院担当部長からご説明させていただきましたが、医師1名によりまして収入の増ということがかなり期待ができるわけでありますので、そういった意味からも、ぜひ医師数の確保に全力を挙げて取り組ませていただきたいと思います。

そういった中、消化器センター構想をご説明させていただきましたが、その後の状況についてご説明をさせていただきたいと思っております。

市立病院は、ご案内のとおり、以前から消化器内科、消化器外科を中心としながら当地区医療圏の中核病院として15の診療科を備えた総合的な医療を地域住民の方々に提供してまいりました。一方、東北大学では医師派遣を一元化するため、地域医療支援機関を平成17年2月に設置されるとともに、医師の適正配置として東北大学や宮城県においては、各医療圏ごとに中心となるコア病院、それからそれを支援するサテライト病院を指定して、相互補完とする医療体制の整備方針が定められたところであります。こうした動きを受け、市立病院は、従来からの得意分野であります消化器病を主軸とし、東北大学から医師の派遣を受けるための一方策といたしまして、消化器センターを指向した経過がございます。

こういった中、塩竈医師会との連携、交流というようなご質問をいただきました。

塩竈医師会の皆様方には1次医療を担当していただいておりますほか、例えば塩竈休日急患センター等を立ち上げていただき、昨年でありますと、年間60数日、患者数が三千数百名といったような地域医療も担っていただきながら、市立病院は塩竈医療圏の2次病院としての役割を今後とも引き続き果たしてまいるといふことで、今計画を進めているところであります。

今後におきましても、当医療圏唯一の公的病院として引き続き総合医療の提供に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、アスベスト問題についてご質問いただきました。お答えいたします。

本市のアスベスト対策につきましては、被害の報道がありました7月中旬から県内でいち早く取り組んだところであります。まず、公共施設114カ所について7月下旬から吹きつけアスベストの使用状況を調査し、専門的な調査が必要と判断した9施設について分析調査を行ったことにつきましては、先ほどのご質問でもお答えさせていただいたとおりであります。

その結果、4施設で含有が確認され、市民センター及び老人福祉センターにつきましては含有が判明した翌日の8月3日から安全確保のため使用停止、他の施設を利用しながら引き続きサービスの提供を行っているところであります。また、清掃工場の油圧装置室等については、作業時の防塵マスク等の安全装備を義務づけるなどの対策を講じながら、今使用を進めているところであります。

なお、市民の皆様方からの問い合わせに対する体制につきましては、庁議に諮り、情報提供や相談窓口の設置など万全を期しておりますが、現在まで健康被害に係る相談はない状況にあります。

なお、民間施設の状況につきましては、先ほどもご説明させていただきましたように、現在調査継続中でございます。さらに、建材等に含まれるアスベストの含有につきましては、今関係省庁からいろいろ資料が出されているところでありますが、なお万全を期してまいりたいといふふうに考えているところであります。

次に、介護保険制度の現状と今後につきましてでございます。

介護保険事業につきましては、本年度は第2期計画の最終年度となりますが、サービス基盤も整備され、また利用実績も見込みを上回り、制度として一定の定着をしてきたのではないかというふうに認識をいたしております。

初めに、施設で異なる費用についてでございますが、今回の介護保険制度改正により、平成

17年10月から施設利用費が見直され、施設サービスと在宅サービスとの公平性を確保する観点から、これまで介護保険給付でありました食費と居住費が利用者の自己負担となったということにつきましては、先ほども曽我議員にご説明をさせていただいたところであります。

さらに、利用者負担につきましては、所得に応じ4段階に設定され、低所得者の方々に対しては配慮された基準設定をさせていただいておるつもりでございますが、なお、利用段階の内訳につきましては、後ほど担当部長から答弁をさせます。

次に、移送サービスにおける介護保険利用の範囲についてお答えをいたします。

介護保険の移送サービスは、道路運送法の許可を取得し、訪問介護の中で通院時の乗降介助から診察券を出すまでの介護サービスでありまして、市内では3事業者で実施している状況にあります。一方、福祉有償運送という制度が出てまいりました。この制度につきましては、NPO等の法人が高齢者や障害者など公共交通機関での移送が困難な方々を対象に、通院や通所に加えてレジャーなどでも利用できるサービスで、自家用車を使用し、タクシー料金の半額程度の料金でサービスを提供できる送迎が行われることとなります。

本市におきましては、既に移送サービスを実施しているNPO法人がありますので、現在県の指導を受けながら宮城黒川ブロック、二市六町一村による広域での運営協議会設置に向けた準備を進めているところでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、介護保険料の減額についてご質問いただきました。

高齢者がボランティア活動を行った場合の保険料減額制度についてでございますが、現在国におきまして具体的な検討段階というふうに理解をいたしております。本市といたしましては、この国の動向を踏まえながら、そういった制度が採用された場合には早速検討してまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、水産及び観光の振興について何点かのご質問をいただきました。

初めに、魚市場再開発の状況についてお答えをいたします。

この件につきましても、昨日他の議員のご質問にも答弁させていただきましたが、魚市場再開発、平成13年に水揚げ金額を200億円と想定した再開発計画を策定いたしましたが、現在の水揚げ状況では早期着手は極めて困難な状況にあるというご答弁をさせていただきました。今後は、ハセップ対応の施設整備等をまず実施してまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、漁港背後地についてでございますが、8月31日に物流センター事業協同組合と全国水

産加工業協同組合連合会が県に対しまして用地の買い受け申請書を提出しております。これらの整備が進みますと、今まで懸案でございました水産物流基地としていよいよ第一歩を踏み出すこととなります。市といたしましては、再開発に係る企業立地促進条例を制定いたしておりますことから、事業推進についてこれらの制度で支援してまいりたいと考えているところであります。

次に、本市の観光PR活動についてご質問いただきました。まず、本市を訪れている観光客数でございますが、平成16年度は約145万人でございます。その内訳は、塩竈神社が95万人、遊覧船乗降客数が50万人、市内の宿泊観光客は約5万5,000人となっております。近年の傾向といたしましては、塩竈神社等の観光施設を見学し、市内の寿司店で昼食をとり、松島や秋保などへ宿泊するパターンが多くなってきております。

そういった中、JR東日本の大人の休日倶楽部という企画で、今月も関東方面からのツアー客が塩竈の観光と寿司を堪能するツアーを出していただいております、大変好評をいただいているところであります。

次に、観光PR活動でございますが、観光パンフレットでありますとか、みやぎ寿司街道のキャンペーンなど、また仲卸市場や塩竈神社なども独自にパンフレットを作成したり、広域の協議会による誘客宣伝活動を行ったところであります。おかげさまで寿司街道のアンケート等を拝見しますと、約7割が県外の方でございます、一定のPR効果が出てきているのではないかとこのように考えております。

次に、みなとまつりについてでございます。

海の日に開催を変更した初年度でありましたので、まつりのポスター等を大手旅行エージェントでありますとか、東北管内の宿泊施設等への送付、さらには新聞等への折り込み、旅行情報誌やマスコミへの情報提供などにより、積極的かつ広範囲にPRを行わせていただきました。さらに、開催日変更で県内で最初の花火大会となりますことから、テレビCMを放映するなどさまざまな形でPRを行い、おかげさまで天候にも恵まれ、全体で昨年より8,000名多い123万6,000名のお客さまに塩竈の夏を十分に堪能していただけたものと考えております。開催日を変更したことにより、塩竈みなとまつりが東北の夏まつりの先陣を切って開催されますので、今後とも積極的にPR活動を行ってまいりたいと考えております。

次に、浦戸のPRでございますが、8月13日、14日には桂島、野々島におきましてそれぞれ花火大会が開催され、市営汽船の臨時便も運行し、特に野々島の花火大会ではことしは300人

を超える多くの皆様に訪れていただきました。訪れていた皆様方の自分の頭の上で花火が上がる姿を大変堪能していただき、ぜひ来年も来たいという、大変ご好評をいただきました。我々もこういったことを継続的に続けられるような支援を行ってまいりたいと思っております。

また、桂島では8月27日、28日の両日、浦戸のゆったりした時間を多くの方々に楽しんでいただくことを目的に島じかん体験交流イベント、スローフード・スローライフ in 浦戸を旧浦戸第二小学校を中心に開催させていただきました。このような事業、イベントを通しまして塩竈市、特に浦戸の魅力を十分に知っていただきますとともに、今後は滞在型観光のメニューの提案などもさせていただきながら、地元の方々との交流を深め、大いに満足をさせていただくような観光のPRをなお一層努めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

副議長（志賀直哉君） 棟形市民生活部長。

市民生活部長（棟形 均君） それでは、私の方からフロンの関係で計数的なご質問がありましたので、報告をしたいというふうに思います。

まず、近隣の市町の廃車台数というお尋ねがございました。先般東北陸運局の方に確認いたしましたけれども、陸運局といたしましては宮城県全体としての廃車台数を把握しているということで、その数字を教えていただいておりますので、その計数をご報告申し上げたいというふうに思います。

宮城県全体で約10万台、1年間廃車がなされるということでございます。

それから、フロンにかかわります情報の流れといいますか、量を含めたそういったものの把握はどうなっているのかというご質問でございますけれども、フロンの回収につきましては、現在の自動車リサイクル法によりまして登録されております回収業者、この回収業者が自動車リサイクルセンター、これは情報管理センターになりますけれども、そちらに報告をするというのが法の仕組みになってございます。現在私どもの方では、基本的に塩竈管内の回収業者につきましては塩釜保健所管内33社があるというふうに聞いておりますし、塩竈市内にも回収業者につきましては6社ほどあるというふうに言われておりますけれども、具体的な量につきましては、今後なお把握をしてまいりたいというふうに思います。

それから、参考までに量の関係で1単位当たりの回収する際のフロンの量につきましては、車の車種とか大きさによって若干異なるというふうに言われておりますけれども、普通車程度で大体1台当たり500グラムのフロンの回収がなされるというふうに聞いております。以上で

す。

副議長（志賀直哉君） 佐々木健康福祉部長。

健康福祉部長（佐々木和夫君） それでは、私から介護保険関係の具体的なお尋ねについてお答えを申し上げます。

通告に従いまして、通告の順序でご答弁を申し上げたいと思います。

まず、施設で異なる費用についてお答えを申し上げます。

今回、10月からの改正に伴いまして利用者が負担することになりました居住費でございますけれども、これは部屋の型によって違ってまいります。基準額を申し上げますと、介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームでございますけれども、1カ月当たりユニット型個室で6万円、それからユニット型準個室で5万円、それから従来型個室で3万5,000円、従来の、いわゆる相部屋、多床室で1万円ということになりますが、先ほど来、ご説明申し上げているとおり、この費用についてはあくまで基準額でございますので、所得の段階に応じまして減額されるという内容のものでございます。

このうち、お問い合わせがありました、いわゆる認知症、それから感染症等で個室に入所、入室する場合になったときどういう対応になるのかというお尋ねでございますけれども、感染症は医療行為ということになりますので、これもまたちょっと分けさせていただきまして、基本的には介護保険上はやっぱりケアプランということで、その方の認知症の度合い、要介護度に応じましてケアプランを作成しまして、これによって入る部屋が施設との関係もございませけれども、決まってくるものというふうに思っております。例えば感染症にかかりまして特別に個室に入らなければならないとなった場合は、これは基本的にはやっぱり臨時的措置ということになりますので、いわゆる増額徴収はできないというふうに思っております。

それから、10月からの施設における利用者負担段階の区分の内訳ということでございませけれども、所得に応じまして4段階に設定されてございまして、低所得者の方に対しては施設利用に困らないような制度になってございます。現在施設に入所している方は424人でございますけれども、このうち利用者負担段階、第1段階の方は23人、それから第2段階から第3段階の方は180人、それ以外の方につきましては221人となってまして、合計424人となるものでございます。

その中で、お問い合わせがありました公民権行使の場合の介護サービスはどうなるのかというお問い合わせでございます。多分選挙等の場合にその選挙の投票所に行く、あるいは公職選

拳法に基づきまして期間前投票を行う場合、移送サービスが介護保険で可能なのかというお問い合わせではないかと思えますけれども、これにつきましては、基本的には利用できないということになります。通常の移送サービスというのは、自宅から施設に通う場合であるとか、あるいは自宅から病院に通う場合が給付の対象となるものでございます。塩竈市では独自の制度といたしまして、いわゆる福祉タクシー、車いすなどが乗せられるような福祉タクシーを使って移動なされる場合、タクシー券を出しております。これの利用は可能ということになります。以上でございます。

副議長（志賀直哉君） 福島紀勝君。

22番（福島紀勝君） ありがとうございます。

いろいろ申し上げたいことがいっぱいあるんですが、まず一つは、介護保険料、この件については、それぞれ市町村で決めることができるわけなんです。それで、先ほども曾我議員の方からもいろいろ指摘あったと思いますが、軽減の方法、減額の方法、これはやっぱり当局にあっても考慮していただくに値するものではないかなと、こんなふうに思っておるところです。それで、県内の保険料の安い志波姫町が 2,000円、津山町が 3,900円、これは高いところ。そして、宮城県平均が 3,007円、全国平均が 3,293円と、こういうふうになるわけです。塩竈市の場合は全国平均より93円安い 3,200円と、こういうことですので、それぞれいろんな部分で滞納者を余りふやさないためにも、そうしたところの部分もぜひ考慮をしていただければ幸いです。こう思います。

それから、フロンガスの関係、これは非常につかみにくい数字でもありますし、先ほどご説明いただいた部分で実際にはこの回収をしたやつをまた再利用する場合もあるので、そっちらも金をいただく、そして再利用でまた別な方に売るということもできます。先ほども申し上げましたように、色もそして形もにおいもないために、そんな利用の方法などもあるので、今後そういう部分もひとつチェックの対象としてぜひお願いをしたいと、こう思います。実際にじゃあ、回収した1台当たり約 500グラムぐらいの部分で、これはエアコンの部分ね、そうしたところのやつを実際にじゃあ、回収した量がどのように消化されて、どのようになったところもやっぱり追跡調査をする必要もあるのではないかなと、こんなふうに思っております。

それから、消化器センターの関係、これはいろいろ一つの合理化であれば首を切られる者も苦しい立場、残る者もまた大変と、こういう状態かと思えます。実際に院長先生初め皆さんに患者を一人でもと思うんですが、実際はそれぞれの先生方の疲労の顔色を見た場合、なかなか

そうもでき得ず悩むのも我々の心情でもありますので、そうしたところをお互いに頑張り合っ  
ていきたいと、こんなふうに思っているところでございます。

しかし、残念なことにきのうのある発言者については仕方なしに賛成したんでないかと、こ  
ういうような方もいらっしゃると思いますが、これは自分なりの考えだけにとどめておくならば別  
として、この会場にいる23名の議員がみんな仕方なしに賛成したわけではありませんので、い  
ろいろ悩みを抱えながらも、みんなで何とかしなければならぬという気持ちをそこに寄せた  
結果でありますので、ぜひ誤解のないようにお願いをしていきたいと、こう思います。

それから、あの悪臭の関係、これについてはちょっと疑問を持ちます。実際にそれだけの汚  
泥の部分があつた期間、それ以降にも発生をしておりますので、ぜひそうしたところもお願いを  
したいし、実際にじゃあ、どこに何10トン、どのような形で処理をし、運搬をし処理をされた  
のか、ぜひその辺の調査も一つの分野でないかなと、こんなふうに思っております。

それから、アスベスト、石綿、この関係にあつても塩竈市でも後手になった部分があつたと、  
このように指摘をしておきたいと、こう思います。実は、昭和62年から63年にかけてだと思  
いますが、この議場の古い議員が質問をして、それは教育関係者の答弁で、石綿を指摘をしたら  
赤い顔になった。私も赤面の至りでありましたと、こういう答弁を聞いた方が恐らくいらっし  
やると思います。ここでは古い方ですと佐藤先生を初め7名の方ですか、当局からすればずつ  
と顔色を見ると、加藤助役ぐらいしか恐らく記憶にはないんでないかなと、こんなふうに思っ  
ておるところです。ひとつそういうことで、実際にやっぱり大変なところはみんなで注意をし  
ながら、健康に害になる分ですから心配しているのですから、ぜひそうしたところも含めて今  
後もあわせてお願いをしていきたいと、こんなふうに思っております。

観光PR、大変それぞれ行き届いておるようですし、みんなでまた、より多くの方々がこの  
塩竈市を訪れていただきたいと、こう思います。そこで一つの注文としまして、通過観光客も  
いらっしゃると思います。ぜひその自治体の台所事情は道路を見ればわかると、こういうふうに言わ  
れております。ぜひそうした面でそれぞれの道路の整備、そしてその通過するところの周囲の  
例えば北浜の公園などを見ますと、ちょっと押せばさびがひどくて倒れてしまうような、あの  
道路沿いのフェンスなんかはいち早く直すべきではないかなと、こんなふうに思っております。

なお、ちょっとあそこいい場所として住みなれたようにしていらっしゃる方もおるよう  
です。ああいうところもひとつ目ざわりになる部分があるかと思っておりますので、よそから来ら  
れた方々が気持ちよく、そしてここの滞在時間が長く、より多く塩竈市の味を味わっていただ

きながら、なお歴史文化も十分満喫をしていただきながらお帰りいただけるように、みんなで努力をしてまいりたいと、こんなふうに思います。ぜひ、あと細かい部分では佐々木部長の方にお邪魔をさせていただいて、また勉強させていただきますので、よろしく願いを申し上げて終わりたいと思います。ありがとうございました。

副議長（志賀直哉君） お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明30日定刻再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明30日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

どうもありがとうございました。

午後4時15分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成17年9月29日

塩竈市議会議長 菊地 進

塩竈市議会副議長 志賀直哉

塩竈市議会議員 武田悦一

塩竈市議会議員 伊藤栄一

平成17年 9 月30日（金曜日）

塩竈市議会 9 月定例会会議録

（第 5 日目）第17号

議事日程 第5号

平成17年9月30日(金曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第2

---

出席議員(21名)

1番	菊地進君	3番	武田悦一君
4番	伊藤栄一君	5番	志子田吉晃君
6番	鈴木昭一君	7番	今野恭一君
8番	嶺岸淳一君	9番	浅野敏江君
10番	吉田住男君	11番	佐藤貞夫君
12番	木村吉雄君	14番	志賀直哉君
15番	香取嗣雄君	16番	曾我三三君
17番	中川邦彦君	18番	小野絹子君
19番	吉川弘君	20番	伊勢由典君
21番	東海林京子君	22番	福島紀勝君
23番	伊藤博章君		

---

欠席議員(2名)

2番	田中徳寿君
13番	鹿野司君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	助役	加藤慶教君
収入役	田中一夫君	総務部長	山本進君
市民生活部長	棟形均君	健康福祉部長	佐々木和夫君

産業部長 総務部次長	三浦一泰君	建設部長 市民生活部次長	内形繁夫君
兼総務課長 健康福祉部次長兼	阿部守雄君	兼環境課長	綿晋君
社会福祉事務所長 建設部次長兼	大浦満君	産業部次長	伊賀光男君
都市計画課長 総務部行財政改革	茂庭秀久君	総務部危機管理監	芳賀輝秀君
推進専門監	田中たえ子君	総務部政策課長 市民生活部	渡辺常幸君
総務部財政課長 産業部	菅原靖彦君	市民課長 総務部 総務課長補佐	澤田克巳君
みなとまちづくり課長	神谷統君	兼総務係長 市立病院事務部	佐藤信彦君
市立病院事務部長	佐藤雄一君	次長兼業務課長	伊藤喜昭君
水道部長 水道部総務課長	佐々木栄一君	水道部次長	大和田功次君
兼経営企画室長 教育委員会	尾形則雄君	教育委員会教育長 教育委員会 教育部次長兼	小倉和憲君
教育部長 教育委員会教育部	小山田幸雄君	生涯学習センター館長 教育委員会教育部	渡辺誠一郎君
総務課長 選挙管理委員会	橘内行雄君	学校教育課長	佐藤福実君
事務局長	佐藤直孝君	監査委員	高橋洋一君

---

事務局出席職員氏名

事務局長 事務局次長兼	佐久間明君	事務局次長	遠藤和男君
議事調査係長	安藤英治君	議事調査係主査	戸枝幹雄君

---

午後 1 時 開議

議長（菊地 進君） ただいまから 9 月定例会 5 日目の会議を開きます。

本日欠席の通告がありましたのは、2 番田中徳寿君並びに 13 番鹿野 司君の 2 名であります。

本日の議事日程は、日程第 5 号記載のとおりであります。

---

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（菊地 進君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、5 番志子田吉晃君、6 番鈴木昭一君を指名いたします。

---

#### 日程第 2 一般質問

議長（菊地 進君） 日程第 2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。8 番嶺岸淳一君。

8 番（嶺岸淳一君）（登壇） 8 番嶺岸淳一でございます。私は平成 17 年 9 月定例会において通告に従い順次公明党を代表し一般質問をいたしますので、市長並びにご当局の誠意あるご答弁をお願い申し上げます。

質問の第 1 点は、自動体外式除細動器（A E D）の配置についてお尋ねをいたします。

ある日突然心臓が動きを止めてしまう心臓突然死があります。日本では年間 5 万人の方が襲われ、助かる人はわずか 5 % 程度と言われております。この心臓突然死の中で最も多いのが心室細動でございます。心室細動が発症いたしますと、突然心臓がそれまで拍動していたものができなくなり、心室の筋肉が勝手にばらばらに興奮している状態に陥ります。心電図上には F 波と呼ばれる不整の波があるだけで、心臓はポンプとしての役割を果たすことができないのであります。心室細動は致死性の不整脈であり、中年男性に多く見られるのが特徴であり、近年は若年層にも見受けられるようになりました。心室細動が発症し何の処置もしないでいると、1 分間に 7 % から 10 % ずつ蘇生率が低下すると言われております。心臓機能が停止してから 3 分以内に除細動といわれる電気ショックをかけると 7 割が、5 分間以内だと半数が助かると言われております。また、電気ショックをかけてあげることが唯一の効果的な治療法であるとされております。

厚生労働省は昨年 7 月から医師、看護師、そして救急救命士以外の一般の方でも救急の場に偶然居合わせた場合、講習を受けていればその A E D の使用が認められるようになりました。

このAEDの操作方法は非常に簡単で、初めに電源を入れ電気パットを患者の胸に張りつけると心臓停止状態かどうかを自動的に機械が判断をします。そして音声案内に従い、電気ショックのボタンを押すだけです。大きさは約30センチ四方、厚さ10センチの箱型タイプで重さ約3キログラムと軽量なため持ち運び自由なのが特徴でございます。欧米では既にこのAEDの設置が進んでおり、救命率の上昇と安全性が確認されています。これから国内においても全国の公共施設や集客施設等に設置されていくことが予想されると思うものであります。ぜひ本市としてもAEDの配置と、市民が安心して安全な利用をできますように講習会等の実施をしていただきたいと思います。市長のご所見をお伺いいたします。

質問の第2点目は、防潮堤の進捗状況と今後の対応について及び港奥部の高潮と雨水対策についてでございます。

日本は世界の大規模地震発生のおよそ2割を占める宿命的な地震列島であります。この島国に住む以上、地震はいつどこで起こってもおかしくないことを覚悟しなければなりません。その上で重要なことは、防災の基本を確認し日常の備えを怠らないことでございます。個人で行う自助、地域や共同体の共助、そして国や自治体による公助の三つのレベルで減災への取り組みを間断なく続ける以外にないと思っております。また、昨年のスマトラ沖地震による大津波の発生により沿岸各国合わせて約30万人を超す死者と150万人の避難民が発生し、いかに津波に対する対策が重要であるかが世界各国でも認識されたところでございます。

本市においても昭和35年5月の24日、沿岸部をチリ地震津波が襲い、大小の漁船や遊覧船などが折り重なるように陸に打ち上げられ大変な被害を被ったことを私たちは決して忘れることはなりません。昨年宮城県より公表されました第三次地震被害想定調査結果によりますと、本市は宮城県沖地震連動型が発生した場合、最高水位2.2メートルの津波が約1時間ぐらいで押し寄せるとの予測もされ、過去最大の被害を受けたチリ地震津波の教訓も踏まえ対策に取り組むことが重要であると思っております。そこでご質問いたしますが、天然の良港と言われている塩釜港では港奥部がVの字のように狭くなっており、来襲する津波も高さやスピードを増して到達するのではないかとお考えですが、現在の進捗状況と今後の整備スケジュールはどのようになっているのか、お伺いをいたします。

次に、今、世界的規模でCO<sub>2</sub>などの温室効果ガスが大気中に増大しており、この影響を受け気温の上昇や海面の上昇、さらには異常気象などが引き起こされてきていると言われております。先進国における温室効果ガスの削減率を定め共同で目標を達成しようとする京都議定書

が昨年発効したことも記憶に新しいところでございます。さて、このような中、身近な問題として考えたときに宮町地区の水路についてもここ最近水面の上昇が顕著であり、満潮時には道路すれすれで側溝などに逆流する状況が見受けられることが多くなりました。そのようなときにさらに大雨が降ったら、津波が来たらどうなるのか。地域住民はこの地域の安全ということについて非常に危惧している状況にあります。私はこれまで何度となく市議会において宮町地区の水路の問題についてお伺いをしてまいりましたが、その後どのような雨水対策についての取り組みがなされ、具体的な方向性が定まってきたのかお尋ねをいたします。

質問の第3点目は、一般道、生活道路の交通安全の確保と立体減速表示の設置についてでございます。

近年モーターゼーションの発展により一般道路や生活道路への車両の通行が増加している状況にあります。それに伴い交通事故も増加の一途をたどっております。交通事故の原因としては運転操作ミスやわき見運転、安全不確認、モラルの低下などがありますが、最も多い原因は車両のスピードの出し過ぎが交通死亡事故を引き起こす起因となっています。本市の道路状況を見ると、幹線道路いわゆる越の浦春日線、下馬春日線、北浜沢乙線は整備が進み、交通網の変化に伴って通過車両の増大や速度違反等が多く見受けられるようになりました。特に三陸自動車道からしおりトンネルを抜け市内に入る新浜泉沢線や宮町吉津線の通過車両は、長い急勾配にもかかわらずスピードの錯覚により減速が余りされず、地域住民はどうしたらよいものか危惧をされております。そこでご質問いたしますが、車両のスピードを減速させる方法の一つとして今注目をされているのが視覚の錯覚を利用をした立体減速表示シートでございます。この立体減速表示シートは濃淡の異なる色の平面シートが立体的に見えることで車両を減速させる効果のあるものだとされておりまして。また、交通安全対策の方法の一つとしてマスコミでも報道されておりました。本市においても市民の安全確保の上からもぜひ立体減速表示シートを設置していただけないかをお願いするものでございます。市長の心温まるご答弁をお願いいたします。

質問の第4点目は、斎場の20年移転問題の進捗と今後の運営についてお聞きをいたします。

この件に関しては、さきの民生常任委員協議会に塩釜斎場の今後の運営について報告がなされました。私も平成15年の9月定例会においてご質問した経緯があります。その際、市長からは斎場の移転問題は広域化を視野に入れ二市三町で対応していくとのご答弁をいただきました。今回所管の常任委員会に報告がなされたことから、広域化に向けた動きが具体化しており、移

転問題への対応が前進しつつあるものと理解をしているところであります。人生の終焉の場であり、斎場は安定的な市民生活を確保していくために欠くことのできない都市施設であり、塩竈市の単独施設を二市三町が共同で利用している現状からいっても、移転問題の解決は塩竈地区二市三町圏域全体の問題であると思います。

そこでお尋ねをいたしますが、斎場の20年移転問題に関してはこれまでの二市三町の協議会の経過や取り組み状況、あと3年に迫っている移転問題についてのその後の対応はどうなっているのかお伺いをいたします。また、広域化の具体的な手法についてはどのような検討をしているのか。さらには新たな斎場の移転先について見通しがついているのか。地元町内会との約束はどうか、お伺いをいたします。

以上で第1回目の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま8番嶺岸議員より何点かにわたるご質問をいただきました。

初めに、福祉行政に関するご質問のうち自動体外式除細動器いわゆるAEDの配備と考え方についてお答えをさせていただきます。

自動体外式除細動器は心臓が突然停止状態のときにその状態を直ちに判断し正常な状態に戻すため、除細動いわゆる心臓への電気ショックを施す機械でございます。突然死の救命率向上のために高い効果があるということで最近注目を浴びているところであります。心臓の突然停止状態が起こりますと数秒のうちに意識がなくなり、酸素が脳に循環しないため約5分後には脳障害が生じ死に至るものであるというふうに言われており、一刻も早い手当てが必要なため医師以外でも救命措置のため除細動器を使用できるようかねてから求められてきた経緯がございます。厚生労働省では医療関係者や救急救命士に限定されておりました除細動器の使用につきまして、平成16年7月には一般の方々の使用を解禁いたしました。

本市におきましては本年度の新入職員研修において除細動器使用を含む救命講習を実施したところでありますが、公共施設への除細動器配備まではまだ至っていない状況でございます。今後多数の方々が利用されるスポーツ施設やあるいは学校への配備を念頭に計画的に除細動器の配備について検討するとともに、施設を管理する職員への除細動器の利用を含めた救命講習会を行ってまいりたいと考えております。この除細動器につきましては正しい使用が不可欠であります。市民への講習会につきましては消防事務組合の除細動器講習も含む普通救命講習が

出前講座のメニューになっておりますので、この事業と連携しながらより多くの市民の皆様への普及になお一層努めてまいりたいと考えております。

次に、防災行政についてご質問いただきました。津波対策の重要性、必要性につきましては、昭和35年のチリ地震津波を体験いたしております我々塩竈市民にとりましては大変重要な課題でございます。こういった中、本塩竈地区におきましてその後防潮堤の建設が進められておりましたが、港奥部につきましてははまだ未整備の状況であります。こういった部分の整備につきましてご報告を申し上げます。

まず港奥部における防潮堤整備の進捗状況と今後のスケジュールについてお答えをさせていただきたいと思いますが、貞山通から港町にかけての地区につきましては県事業として防潮堤の整備がほとんど進んでおりますが、港奥部の海岸通地区や対岸の北浜地区については再開発事業との兼ね合い等もありこれまで未整備の状況にございました。所管の委員会等でもご報告させていただきましたが、現在北浜地区では港湾環境整備事業として緑地護岸の整備に向け事業が進められております。県では平成21年度までの予定で事業用地すべての買収を完了し、その後に護岸工事の着手を予定いたしております。本市といたしましては地域の安全確保にも大変重要なテーマでありますことから、市民が憩える魅力ある親水空間の創造と市民の安心安全のための防潮堤の整備につきましては、県と協力をしながら一刻も早い事業の進捗を目指してまいりたいと考えております。マリンゲート塩釜から千賀ノ浦緑地に至る旧観光棧橋地区につきましては、同じく県事業として今年度から平成22年度までの予定で防潮堤とさらに現在の水路出口上には水門が設置されることになっております。今後高い確率で予想されます宮城県沖地震への対応も含め、整備につきましてはこれも県と協調を図りながら早期に事業が完了するよう努めてまいりたいと考えております。

次に、港奥部の高潮と雨水対策についてご質問いただきました。私も地球温暖化の影響等もあるものと思いますが、昨年は観測史上最大の台風が我が国を来襲いたしております。洪水対策がますます重要になっていくというふうに考えておりますが、そういった中での本市の津波対策時の高潮や雨水対策についてでございますが、津波や宅地の高さを越える高潮が予想される場合は当然のことではありますが防潮扉を閉門するということになります。防潮扉を閉門することによりまして本来の水路の目的でございます雨水排水の機能を失うこととなりますので、強制排水などの対応策が必要となります。このような対策につきましては、今後水門の設置者である県と協議を行いながら抜本的な対策を講じ、地域住民の方々の不安解消に努めてまい

所存でございます。また、台風時や大雨洪水などの場合は防潮扉の内側の低地部が浸水しやすくなりますので、当然のことではありますが速やかな排水が求められるということになります。このような場合は現状の排水能力にも限界がございますので、浸水による被害を最小限に抑えるためには余裕ある雨水環境整備でありますとか、海水が逆流しない強制排水施設の整備を課題として取り組んでまいりたいと考えております。

次に、宮町地区の雨水対策についてでございますが、北浜沢乙線沿いの西町宮町地区の雨水整備につきましては新町2号雨水幹線の整備が平成16年度で完了いたしました。引き続き施工しておりますポンプ施設は、宮町本町地区の一部で高潮時の水位より低い地域がございますので、雨水をポンプで排水することにより低地部への雨水の逆流や浸水を防ぐ役割を果たすものでございます。一方、宮町吉津線沿いの宮町地区の雨水排水でございますが、宮町水路は上流からの雨水を速やかに流し出すとともに低地部の雨水排水の役割も果たしておりますが、海水路でございますので潮位と連動した水位となりますことから高潮時には排水が側溝へ逆流する状況も発生をいたしております。下水道の事業計画では水路から道路や民地への逆流を防ぐために、低地部にポンプ施設を設置して強制排水を行う計画となっております。現在宮町水路梅の宮1号雨水幹線と呼んでおりますが、その事業認可を得ておりますので整備着手に向け取り組んでまいりたいと考えているところでございますが、当面の暫定対策といたしまして雨水時には排水ポンプを設置し低地部からの強制排水を行い浸水を防止しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、道路行政についてのご質問をいただきました。一般道、生活道路の安全確保と立体減速表示の設置についてお答えをさせていただきます。

本市の幹線道路として越の浦春日線、下馬春日線を整備いたしてまいりましたが、とりわけ越の浦春日線は三陸縦貫自動車道へのアクセス道路として観光、物資の輸送など利便性の向上に大変大きな役割を果たしているところでございます。このため接続いたしております宮町吉津線においては12時間交通量が、開通前の5,200台から開通直後の平成14年度では6,900台と1.3倍の増加が観測され、現在も継続してふえている状況でございます。今後はさらなる交通安全対策に誠意取り組んでまいりたいと考えております。交通事故防止のためのご提案の立体減速表示シートでございますが、路面に濃淡の異なる色の平面シートを設置し、立体的に浮き上がって見えることで運転者に注意を促し減速効果をねらう路面表示でございます。県内でも数カ所で既に実施しているようであり、本市でも伊保石公園の園路に現在設置しておりますが、

いまだ供用区間でございませんので効果については残念ながら検証できない状況にあります。また、設置環境等によりましては余りにもリアルなため急激なブレーキ操作等による事故発生も懸念される状況にありますので、設置に当たりましては安全な交通環境の確保の観点から公安委員会等との協議を踏まえた対応を行ってまいりたいと思っております。今後これらの検証結果あるいは関係機関との協議等も踏まえ、一定の方向性を打ち出してまいりたいと考えているところでございます。

次に、環境行政のうち斎場の20年移転問題の進捗状況と今後の運営について2点にわたりご質問いただきました。まず1点目の斎場の移転問題についての二市三町での検討状況についてお答えをさせていただきます。

塩釜斎場は昭和48年建設の火葬場の老朽化に伴い平成6年に改築されたもので法的には本市の単独都市施設でございますが、二市三町が建設費、運営費を相互に負担しており、実質的には広域的施設として現在運営をされております。この斎場の改築に際しましては、一市三町の首長の同意のもとに地元町内会と本市の間で協定を取り交わしております。この協定は住宅地の中の斎場を改築をせざるを得ない状況にかんがみ、地元町内会の意向を尊重した上で施設の公害防止策や地元の環境整備を行うこと、さらには改築は施設の老朽化による危険性があるため緊急避難的な措置として認めるものであり、おおむね平成20年に移転することという内容が含まれており、近年その期限が迫りつつありますことから二市三町では担当課長会議を中心に協議を重ね、また地元町内会の方々にもこのような状況を報告させていただき誠意をもって話し合いを継続させていただいているところでございます。今年に入りましてからは3月及び5月に開催されました塩竈地区広域行政連絡協議会において、塩釜斎場の移転問題は本市のみならず一市三町の共通課題として共同のもとに取り組むという方針を各首長間で再確認し、具体策について検討を進めているところでございます。現在の検討の状況でございますが、協定にうたわれております平成20年時点の移転については、現下の各市町の厳しい財政状況あるいは移転候補地の選定、施設建設に係るスケジュール等々から大変厳しい状況になっているという認識に立ち、関係する地元町内会に対しまして一定期間の移転猶予をお願いできないかというようなご相談をさせていただいているところでございます。それと同時にこの移転問題等に二市三町が一体となって取り組むため、斎場の運営形態を現在の塩竈市の単独施設の共同利用から法に基づく一部事務組合処理化へ移行することを目指し鋭意検討を重ねているところでございます。これらの方針につきましては既に、地元袖野田町内会役員と二市三町の斎場担当課長

で構成されます齋場運営協議会において申し入れをさせていただき地元からは一定の理解はいただいておりますが、なお詳細については今後の調整ということにさせていただいております。同時に、早い時期に移転候補地を含めた移転までのスケジュールを地元を示すよう要望されており、今後二市三町が一体となって誠意ある対応を行ってまいりたいと考えているところであります。

次に、広域化に当たっての具体的な手法あるいは齋場の移転先の見通しについてご質問いただきました。お答えをさせていただきます。

広域化の具体策につきましては新たな負担が必要となる一部事務組合の新設は合理性に欠けるため、二市三町で構成する既存の一部事務組合の中から選定することとし、さらに事業の性質や将来の見通し等からその受け皿としては環境組合が適切ではないかというような考えに立ち、現在必要となる規約改正などの手続きについて検証を深めているところでございます。また一部事務組合化の時期につきましてはこれまでの検討結果を踏まえ、また地域の方々等のお約束もあり来年度当初からの事務移管が望ましく、現在それを目標として事務的な作業を進めさせていただいております。それがまとめ次第、改めて首長間において最終確認を行いながら、あわせて一部事務組合化の手続きの必要となる事項を議会にお諮りをしたいと考えております。さらに移転先の見通しにつきましても、これまで首長間の協議ではまずもって齋場の運営体制を名実ともに広域化すべきであることが確認されており、移転先やスケジュールにつきましては広域化が図られた後、二市三町で誠意をもって協議検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（菊地 進君） 8番嶺岸淳一君。

8番（嶺岸淳一君） それでは2回目の質問をさせていただきます。

今、市長の方から丁寧なご答弁をいただきまして本当にありがとうございます。そこでもう少し理解を深める点から掘り下げてお聞きしたいなと思います。

まず初めの救命機器のA E Dの件でございますが、先日まで開催されておりました愛知万博会場において入場を待っていた観客の方が突然倒れられ、それを係員が発見し救急要請を行ったそうでございます。患者は一時心肺停止状態に陥りましたが、警備隊員、医師、救急救命士が連携をし場内に設置されていた自動体外式除細動器A E Dを使用し、電気ショックを与えたことにより心拍が再開し自発呼吸に戻ったという事例が報告されておりました。この万博会場

においてはA E Dが60メートルから70メートル間隔で約 100台設置をされていました。ここにおいでの方は何人か行っていると思いますけれども、そういうふうに小さい間隔で設置をされているという状況だったということです。また、警備隊や 3,000人のスタッフが講習を受け対応できるように備えてあったとも報告をされております。また、話は変わりますが、たしか3年前だったと記憶しておりますが、日本で行われたサッカーの国際試合で試合中にカメルーンの選手がこの心室細動で倒れられて帰らぬ人となったことは、私もサッカーの実況中継を見てあるいはニュースでも見てそのすごさにびっくりした1人でございます。もしその競技場にそのA E Dが設置してあれば助かったのではないのかなと思うんです。さらに、では地元や近隣の状況をお知らせしますと、七ヶ浜町では今年度にあくアリーナと老人センターに設置をいたしました。私は、今、市長の方から答弁の中でも講習会をどんどんどんどんやっていくと。あるいは出前講座でもやっていくと。これも早急にやっていただきたいと。もう簡単にできるわけですから。それから金額的な問題なんですけれども、もう安いから高いのまで、一番高いのだと約70万円ぐらいだそうです。安いのだと二、三十万ぐらいからするそうですので、その辺は購入の際きちんとやっていただきたいと思います。

それでもう一つは、今の出前講座等云々がありましたけれども、私はぜひ教育長にお願いしたいんですけれども、学校の教える中で総合学習の中でこういった講習会ができないかどうか。私はこういった健康指導というか健康教育というか、あるいは福祉教育というものが非常に大事になるのではないかと。というのは、前にも私はテレビのニュースでも見たんですけれども、子供がソフトボールをキャッチボールしていて胸にぶつかって、いわゆる心震盪という病気で亡くなったということがたびたび たびたびと言うとちょっとおかしいんですけれども

聞いたことが記憶にございます。そういったときにその心震盪についてもこのA E Dは非常に効果を示すものだと言われております。ところが、時間との勝負ですから子供たちが、例えば高学年の中学生がそういう知識を持っているのであれば簡単に誘導するわけですから、ボタンを押すだけです。この命の尊さということも教えることができるのではないかなと思うんですけれども、教育長のご答弁があれば、お考えがあればお聞きしたいなと思います。よろしく願いいたします。

次に、防潮堤と津波の関係についてお聞きいたします。

これまた今まで私は何度となくご質問したんですけれども、ようやく水門のお話を議場でご答弁いただきまして本当にありがとうございます。長年の懸案でございましたので、これは姿

形になってきたなと思います。

そこでこの津波に対しての恐怖は、まず津波が起きたときに第一波をどういう形で受けるかというのが最大の対策だと私は思うんですね。この第一波の衝撃波で家屋が倒壊したりするわけですから、その第一波を受ける防潮堤が、今お話を聞くとマリゲートの方からどうも進んで来るような形になってくると。もし建設が進むのであれば、緑地公園の方から年次計画を立ててマリゲートに進んでいただきたいと思うんです。これは県の事業ですからなかなか難しい点もありますけれども、これは声を大きく県に訴えてほしいと。この衝撃波を受けることが、衝撃波を小さくすることがいわゆる被害を最小限に食い止めることだと思いますので、そのお考えを聞きたいなと思います。

それからもう1点は水門いわゆる雨水の問題ですけれども、大雨が降っているときに雨水が宮町あるいは祓川から流れてきます。そのときに万が一同時に地震やそういうものが起きたときにこの水門が閉鎖されますね。そのときに強力排水すると言うんですけれども、どういう形でするものなのか。これは非常に厳しいなと。結局上から来る水を強力排水して外に出すんですけれども、その手法はどうするのか。これは具体的にちょっと難しいと思いますけれども、今いろんな形でいろんな方法があると思うんですよ。それがわかれば、わかればやってほしいということと、もう一つは内水面の排水について、いわゆる祓川の方の沢乙線の方はよくわかりました。よく今までの従来で水が上がりなくなってきました。では、こちらの宮町側の1番地、2番地、3番地、9番地内の方の関係はどういった方法でやられるのか、具体的にご説明していただければ、地域住民の方も安心できるのではないかと思います。

それからもう1点です。まず津波が起こると。いわゆる地震が起きて津波が発生するわけですから、それをいち早く情報源としてキャッチすることが非常に大事な問題でございます。これの津波の情報源としてはテレビ、ラジオとかありますけれども、いち早くリアルタイムにできるのはGPS津波情報観測装置といわれるものでございます。これは陸地より20キロ沖につけるのが1番ベターだと。というのは津波の異常潮位を感じたときに、津波は約100キロぐらいで到達するわけですから、約20分間の余裕があります。そのときに水門を閉めるとか、市内にいるお客さんあるいは地域住民に避難しなさいよというふうに、その時間帯が20分の猶予ができるんですよ。私は前にもそういうことをお話をしました。そのGPSの進捗については現在どのような状況になっているのか、お伺いをいたします。

次に、立体減速シート、これは市長さんは急ブレーキなんかかかるようなお話をされたと思

うんですね。私は実は宮城県の土木事務所に行ってこの話を聞いてきました。もちろん現場にも行ってきました。現場は丸森町、それから船岡 あそこは柴田町ですね。そして名取市。名取市の現場では約1時間状況を観察してまいりました。そのとき撮った写真がこれでございます。また、その24時間の店では店主の方にお話を聞きました。この場所でこれをつけたときに急ブレーキがかかったかどうかというお話を最初聞きました。そういうことは一切ないというお話を聞きまして安心しました。だから私はこの減速することが自動的に 完全ではないですよ 静かにブレーキがかかるという方向性があるんだろうと思います。だからこそ私は実施していただきたいと思います。ぜひ大きな事故、この周辺で二、三回起こっておりますので、ぜひ早めに実施をしていただきたいとこう要望させていただきます。

最後に、斎場の問題でございます。時間がないので簡単に言います。

まず一部事務組合への移管の話が出ました。まず一部事務組合に移管したらば、すべてが一部事務組合でその移転問題を処理されていくのか。この辺確認したいと思います。塩竈市から離れて一部事務組合、どこにいくのかわかりませんが、そこで検討なされるのか。

それから今、市長は来年の4月1日からそういうふうな方向で行きたいとあったんですけども、実はこの問題について多賀城の議会の方でも取り上げられたとも聞きました。ちょっと温度差があるなと思いましたので、その辺もきちんと整理をできるようにしていただきたいと思います。

それから未来都市づくり研究会でも検討されていると思いますけれども、この辺の話がわかりませんのでもしわかればお願いしたいと思います。それから.....時間がないので、以上、そのことをお聞きいたします。

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 私の方から防災対策について再度ご説明をさせていただきます。

港奥部の護岸整備、一本にまとめて緑地側からというご質問でありました。実は今、この事業は二本立ての予算で取り組んでおります。一本は造船所の付近の方の事業ということでご理解いただきたいんですが、これは港湾環境整備事業ということで港湾整備予算の中の緑地工事の中で取り組んでいただいております。たしか今年度事業費が5億5,000万であったかと思いますが、全国的にはかなり1カ所としては大幅な予算を投入し整備が進められているのではないかなというふうに考えておりますが、なかなか塩竈、これだけでは整備が目に見えてきませんので、我々からほかの手法もぜひ検討していただきたいということを申し上げまして、旧観

光棧橋側につきましては海岸保全施設整備事業というまた別な事業手法を取り入れていただきまして、二本立てで今整備にようやく本格的に取り組みを始めたというところでございます。それぞれ事業量をふやしていただきますようなお一層努力をしてみたいと思いますので、よろしくご理解をお願いいたします。

それから、GPS津波計の設置に関するご質問でございます。今現在の状況をちょっと触れさせていただきますと、今現在は二市……失礼しました。七ヶ浜、松島町、それから本市にリアルタイムで前面の水位の移動が観測できるようなシステムは既にスタートいたしております。これは消防事務組合の方で設置をいたしております。こういったものを津波の際に役立てたいということで既にそういった観測機器は動いておりますが、議員からお話しいただきましたようにほぼ岸壁とか水際線の前面でありますので、水位の上昇等がわかってから逃げるということではかなり時間的には無理があるのかなと思っております。そういったことを踏まえまして、本市におきましても議会のお力もお借りしながらそのGPSを搭載したブイを　　かなり沖合です。これは10キロとかもっと沖合になるかと思いますが、そういったところに設置してなるべく初期の段階で水面の移動状況を入手し、いち早く市民の方々にそういった避難警報を発令するというシステムになるかと思っておりますが、ただしこういったシステムはかなり高額を要するものであります。あるいは一自治体として取り組むのはなかなか困難でありますので、我々といしましてはぜひ国土交通省においてこういったものに取り組んでいただきたいというお願いをいたしてまいりましたところ、今年5月14日に北側国土交通大臣が来仙された際に私が直接お会いできる機会をつくっていただきました。その場で、ぜひ東北沿岸地域のためにもこういった施設整備を急いでいただきたいということを大臣に直訴させていただきました。結果といしまして平成18年度の概算要望の中に入れていただいたというような話をお伺いしておりますが、これは決定ではございませんので、今後またあらゆる機会をとらえましてこういったGPS搭載の津波計がぜひこの三陸沖に設置されますようなお一層努力をしてみたいと思っております。

残余の部分につきましては、それぞれ担当よりご答弁申し上げます。

議長（菊地 進君） 小倉教育長。

教育長（小倉和憲君） 私の方からAEDについてお答えいたします。

現在の市内の各小中学校では、消防署との協力を得ながら外部講師等を招きまして職員に対しては心肺蘇生法等の講習を実施しているところでありますし、児童生徒については主に保健

体育等の時間の中で簡単な救急処置等の学習をしているところでありますけれども、今後AEDの配置を含め、職員の講習、児童生徒への講習等を検討してまいりたいと思います。以上です。

議長（菊地 進君） 内形建設部長。

建設部長（内形繁夫君） 私の方からは、大雨時に津波や高潮が同時に襲来した場合対応はどうだというご質問でございます。

まず水門の閉鎖当時に降雨による内水排除を速やかに行う必要がございます。これは議員さんがおっしゃるとおりでございます。このためには付近にポンプ場など強制排水施設の整備が必要となってまいります。現在の具体的な施設能力や整備仕様、あるいは整備箇所等につきましては、水門の設置者でございます県と協議を深めてまいりたいと思っておりますし、同施設の早期整備を強く要望してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（菊地 進君） 棟形市民生活部長。

市民生活部長（棟形 均君） それでは斎場の関係についてお答えいたします。

まず斎場の関係につきましては、これまで二市三町担当課長レベルで誠意をもって協議をしてきた経過がありますし、それから地元に対しましても、市長が申し上げましたように斎場運営協議会の中で誠意をもって情報の提供、それから協議をしてきた経過がございます。そういったことを踏まえまして、ご質問の斎場の移転問題についてすべてが、一部事務組合移行にその問題が継承されていくのかというご質問だと思いますけれども、私どもの方としては基本的には一部事務組合ができた以降につきましても現行の斎場担当課長がそれぞれおるわけでありまして、それから当然二市三町の枠組みで言いますと塩竈地区広域行政連絡協議会も含めた形でそういう広域行政のあり方を議論する場もございます。そういったところも含めましてきちんと協議をしていく、それが一つの枠組みになるのではないかとというふうに考えておきまして、一部事務組合ができてそちらに移行したからすべてそちらの方でやるというスタンスにはならないのではないかとというふうに考えております。それが第1点でございます。

それから二市三町で温度差があるのではないかとというご質問がございました。斎場問題、確かに非常にデリケートな問題がございますので、広域の協議に当たりましては二市三町の担当課長の中で、まず必要な情報は二市三町すべてが共有するというところで、まず情報の共有を第一にしているということでございます。それについては今までの経過も含めて情報の共有を第一にしているというのが一つ。それからいろんな課題への対応についても二市三町の担当課長

の中で整理をして、それを首長会議の中に上げているということでございますので、基本的にはそういう温度差が生じないような対応をこれまでもしているということでございます。もしそういった部分があるとすれば、今後ともそういったことがないように整理をしていきたいというふうに思っております。

それから未来都市づくり研究会について見えないということでございますが、未来都市づくりの関係につきまして斎場問題については同研究会の中に専門部会が設置されておりまして、未来都市づくりでも斎場問題を基本的に議論するという専門部会が設けられているところであります。部会長は事務局になりますけれども塩竈市がなっておりますので、当然私たちが考えております二市三町の問題と、それからこの未来都市の問題、十分踏まえながら進めていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（菊地 進君） 8番嶺岸淳一君。

8番（嶺岸淳一君） では、時間がないので最後の点だけ聞きますけれども、今、未来都市づくりも進めて事務局が塩竈だと。それから一部事務組合の管理者も塩竈だと。すべて何か塩竈でやれというようなことにならないのかなと、これを心配するんです。その面も踏まえてきちんとした整理をしてほしいというのが私どものこの議会においては、前のし尿処理場の問題で非常に苦労した件がありますので、そういうことにならないように要望して終わります。以上でございます。

議長（菊地 進君） 19番吉川 弘君。

19番（吉川 弘君）（登壇） 私は日本共産党市議団を代表しまして一般質問を行います。

質問の第一は、本市の第3期介護保険事業計画について伺います。

さきの6月議会で我が党の小野絹子議員の質問に対して軽度者への介護サービスの当局の答弁は、軽度者に対するホームヘルプサービス等が必ずしも状態の改善につながっていないという実態を踏まえサービスの内容の見直しを行うもので、一律にサービスを打ち切るという内容のものではないと。今回の見直しは自立していただくような支援とまた要介護者とならないような予防重視のサービスとなるものであると、このように述べております。昨日の市長答弁を聞いていても、市長は介護サービスを制限するものではない。本人の意思も伺いながら利用者が選択することを基本とする。このように述べ、6月議会での答弁と同じように国の考え方の立場に立ったものだと感じました。

しかし、この間の国会での審議を通じて議論が深められております。6月16日の参議院の厚

生労働委員会で、我が党の小池 晃議員は高齢者の状態悪化の原因を調査したNPO法人「地域保健研究会」の報告を紹介しました。同研究会が東京都内で行った調査によれば、高齢者の要介護状態が悪化した原因の第1位は脳神経障害などの疾患、次が認知症で、過剰な家事援助によって状態が悪化した人はいないというものでありました。いずれも新予防給付の対象外となる人たちで、予防への効果を上げることを口実に家事サービスを制限する理由は完全に崩れさったこととなります。一方、新予防給付に盛り込まれる新サービスの筋力向上トレーニングについて効果があったという件に関しても、昨年度全国69市町村で介護予防のモデル事業が実施されましたが、その中間報告が4月19日に行われました。報告によりますと、筋トレを行った人の16.3%は状態悪化、このようにされております。項目別では体の痛みや心の憂うつなどの項目で悪化した人は約3割に上ったのであります。さらに、鼻血が出た、風邪をこじらせた、入院したなど筋トレで体調を崩す例も各地で続出したと報告されております。結局、新予防給付導入が真剣に予防を考えたものではなく、軽度介護者に対する給付削減だけを目的としている問題が指摘されたのであります。そこで私は軽度者に対する介護サービスについて改めて市当局の見解をお聞きいたします。

次に、来年度から第3期介護保険事業が始まります。来年度の事業に向けて、本市ではことしの8月介護保険高齢者保健福祉計画策定に係るアンケート調査を実施いたしました。現時点におけるアンケート調査での特徴を伺うとともに、今年度末までの第2期事業の総括がどのように進められ、その教訓がどのように第3期介護保険事業に生かされようとしているのか、お伺いいたします。

来年度から介護保険の中に地域支援事業が創設される計画になっております。これまで本市においても老人保健法に基づき保健事業、在宅介護支援センター運営事業、介護予防地域支え合い事業の三つの事業が行われてきました。しかし、今回の見直しによって介護保険に組み込まれて地域支援事業になるならば、老人検診や福祉事業などで本人負担が一割負担になるのではないかと。国や市の福祉に対する責任が大幅に後退はしないのかなど心配するものですが、事業がどのように変わっていくのかお伺いいたします。

厚生労働省は高齢者の増加や介護サービス利用者の増加により来年度には介護保険料の値上げを計画しております。現在全国平均で3,300円ですが、これを600円から1,000円の範囲で引き上げると聞いております。本市においてはどのような保険料に設定しようとしているのか伺います。

さらに介護保険料の軽減措置では高すぎる保険料のため全国の自治体の中で4分の1が保険料や利用料などの減免制度を行っております。本市においては保険料第2段階で低所得者に対する軽減が行われてはおりますが、これだけではなくさらに市単独の減免制度導入の考えはないのかどうか、当局の見解を伺います。

質問の第2は、市内小中学校施設の整備について伺います。

党市議団は4年前に続いて、今回2回目の浦戸を除く市内小中学校の施設の実態調査を7月19日から3日間かけて行いました。今議会の決算資料では、平成17年度から平成22年度までの6年間の小中学校施設補修工事計画を出していただきました。小学校で約7億円、中学校では約3億円となっておりますが、党市議団は必要ならば債務負担行為を活用して一気に補修整備をすべきだとこれまでも主張してきましたが、今回の補修工事計画に対してどのような予算をつけようとしているのかお伺いいたします。

私は学校調査の中で、今回の質問では玉川小、月見小、玉川中などの結果について意見を述べさせていただきます。子供たちの安全とのかかわりでは、宮城沖地震が今後20年間で90%の確率で起きる予想がされている中、昨年玉川小が耐震調査が行われました。来年度は月見小の予定となっております。今回の学校施設実態調査では月見小の3号校舎屋上のひさしモルタル落下の危険性が指摘されました。また、昨年には玉川小で校舎外壁落下が起きております。このような中、国においては学校診断化を推進するために来年度から5年間の期間で3兆円を投入する計画があることが河北新報の7月10日付で報道されました。市内の各学校の耐震化計画をさらにスピードを上げて取り組む上でも、このような財政措置を活用して積極的に行うべきだと考えますが、このような制度を活用する考えがあるのかどうか伺います。

また、玉川小の耐震化補強工事はいつ終了するとなっているのかお伺いいたします。

教室の床や廊下の床のはがれは、用務員さんがお互いに技術を交換しながら材料をみずから購入して安く仕上げている現場を私は目にいたしました。しかし、月見小の2号、3号校舎では専門家でなければ修繕できないような激しい傷みとなっており、父兄からも補修すべきと強く要望が出されたと聞きました。月見小の教室や廊下の床の修繕の見通しはどのようになっているのかお伺いいたします。

続いて、玉川中の体育館の照明灯は全体で36個ありますが、電球が切れたためことし10個を交換したそうであります。それでも私たちが視察に行ったときには今も6個が切れておりました。電球交換では高い天井のため専門のとび職4人で足場を組んで、その費用は15万円かかる

と説明を受けました。私はその都度電球交換のため多額の経費をかけていたのでは大変だと思います。電球がおりてきて交換できるようなそのようなシステムにするなど改善はできないでしょうか。お伺いいたします。

小学校の図書整備事業でも図書の充足率は目標の54.3%となって大幅におくれております。今後、カメイこどもの夢づくり基金を活用して蔵書の冊数をふやす計画になっております。移動図書館のプクちゃんに来る学校の児童たちは非常に喜んでいるという話でした。移動図書館は各学校に行っているのかどうか。どのような役割を果たしているのかお伺いいたします。

質問の第3に、本市の住宅政策について伺います。

全国の公営住宅への入居希望の応募倍率は平成15年度で9.4倍になっており、都市部ほど希望が高くなっております。本市の今回改築された梅の宮住宅の応募では、一般からの入居18戸に対して195名の応募があったそうでその倍率は10.8倍であります。安く入居できる公営住宅への要望は強いものがあります。当局は、市民の強い公営住宅への入居の希望に対してどう応えていこうとしているのか見解を伺います。

ことしの通常国会で公営住宅法の一部改正が行われました。さらに来年度には公営住宅法の大改定案が提出されると聞いております。本市においてはこのような国の公営住宅法の改正の動きをどのように把握し、本市への住宅政策に対してどう影響が出てくるのか見解をお聞きします。

本市の公営住宅ストック総合活用計画では、第8期5カ年計画の建てかえ事業として梅の宮住宅と玉川住宅の二つの事業が計画されておりました。ところが、県の指導で2カ所同時の建てかえはだめだということで、平成14年度に玉川住宅は設計予算がついたものが途中でなくなってしまいました。玉川住宅は昭和37年に建設され、耐用年数を18年超過している老朽化した住宅でございます。梅の宮住宅の2期工事が平成18年度に終わり、その後引き続き玉川住宅の建設にとりかかると、この間当局答弁で行われております。今後8期、9期の事業、それぞれ5カ年計画では80戸、そのもの10年間の計画では120ないし150戸の建設更新を図っていくこのような方針となっております。梅の宮住宅に続いて玉川住宅、さらに8期、9期の事業を計画どおりに進めていただきたいと思います。当局の見解をお聞きします。

ことしの7月14日、共産党市議団は東京都の文京区の住宅課を訪問し、文京区の住宅事業について研修を行ってまいりました。現在文京区では住宅に困っている世帯に宅地建物取引業協会の協力も得て民間賃貸住宅をあっせんしております。また、高齢者向け民間アパート借り上

げ住宅として3棟21戸、高齢者向けのバリアフリーとしてシルバーピア9棟204戸を借り上げまたは買い取るなどして、さらに障害者住宅として1棟6戸、このほかに国から一定の補助を受けて民間アパートを借り上げる特優賃型区民住宅6棟107戸があります。本市においても民間アパートが空き部屋になっているところを数多く見受けます。文京区の住宅事業から学び、住宅あっせんの取り組み、民間アパートの借り上げ、高齢者や障害者向けの居住の確保に取り組むことが市民の要望に応え、さらには本市の居住人口をふやす上でも重要だと考えますが、当局の見解を伺います。

質問の第4に、貨物ヤード跡地の活用について伺います。

市は昨年11月に、JR貨物ヤード跡地の開発事業についてまちづくり参画事業者募集という名目で大手企業を参加させ、事実上その開発をゆだねるという重大な政策決定を行いました。我が党市議団はヤード跡地の開発に当たっては海辺の賑わい地区グランドデザインに基づいて行ふべきと主張し、慎重審議をこの間求めてきた経過がございます。もう一方、イオン(株)へのヤード跡地の20年間の賃貸について法的にはクリアできるのかと、我が党は2月での市政方針、予算特別委員会、さらにはその後の6月議会など再三にわたって取り上げてまいりました。しかし、当局はこの間の何カ月間もの期間があったにもかかわらず、納得のいく明確な答弁はございませんでした。6月議会の我が党の小野議員に対する助役答弁でも、条件整備がどういう形でできるか、県あるいは国の方に通じて今、指導をいただいている。あるいは法的な解釈については専門である顧問弁護士の方にも相談しながら、まだ、若干貸し付けまで時間がございましてその中できちんとした対応をしていきたい。このような答弁でした。当局はこのような法定根拠を研究もせずイオン(株)に貨物ヤード跡地を賃貸の契約をしようとする行為は、まさに本市の信用にもかかわる大変な問題だと考えます。当局では土地開発公社の土地をイオン(株)に対して土地の賃貸をできるという法的根拠についてどのような見解を持っているのか改めて伺います。

以上で第1回目の質問とさせていただきます。どうもご清聴ありがとうございました。(拍手)

議長(菊地 進君) 佐藤市長。

市長(佐藤 昭君) (登壇) 19番吉川議員のご質問にお答えいたします。

初めに、本市の第3期介護保険事業計画に関するご質問でございます。

介護保険の第2期事業計画の総括と第3期事業に向けた取り組みについてお答えをいたしま

す。

介護保険事業についてでございますが、第1期は介護保険制度の積極的な啓発を、第2期では制度の定着に主眼を置き進めてまいりました。第2期の成果といたしましては、介護認定者も増加してきておりますが、施設及び住宅のサービス基盤も充実されサービス利用実績も計画の見込み量を上回っており、特に在宅サービスの利用者数など伸びてきておりますことから、制度として一定の定着を見せているのではないかとというふうに考えております。また、介護保険の運営状況でございますが、平成17年度末で介護保険事業総額約30億との計画に対し本年度の予算額は約1割増しの33億円であり、ますます利用が拡大する傾向にあるというふうに認識をいたしております。第3期計画策定に当たりましてはこのような要介護者の増加の実態や利用実績並びに今回の国の介護保険制度の改革を踏まえ策定していくこととなります。

今回の介護保険制度改正による新予防給付についてでございますが、現在は要支援の方は予防給付として、要介護の方は介護給付として訪問介護や通所介護といった介護サービスをご利用いただいております。しかし、サービスの過度の利用や安易な車いす等の福祉機器利用による筋力の低下、家事能力があるにもかかわらず家事代行型の訪問介護サービスを利用し続けることによる日常生活能力の低下など、いわゆる廃用症候群が軽度者に多発し介護予防の課題となってきております。このため今回の制度改正は健康で自立的な生活ができるような改善策として適切なサービスへと移行するもので、予防給付を重点化し新予防給付を介護サービスのメニューとして制度化するものでございます。具体的には要支援の方に対して新予防給付ということで、介護予防となる筋力向上トレーニングでありますとか口腔機能の向上、さらには栄養改善等のサービスがケア計画に基づいて既存の訪問介護や通所介護等の介護サービスの中に組み入れて利用していただき、高齢者の方々の自立を支援するものでございます。

次に、第3期介護保険事業計画についてお答えいたします。

第3期計画の基本方針といたしましては、住みなれた地域で安心して生活していただくことにあると考えております。現在介護サービスを利用されている方々や介護サービス事業者、一般市民の皆様も含めたアンケート調査を実施いたしておりますので、この結果を踏まえながら介護サービスの質の向上並びに介護予防の推進を重点課題として第3期事業を策定してまいりたいと考えているところでございます。

また、介護保険制度改正に伴い高齢者保健福祉事業の見直しもでございます。老人保健事業や高齢者介護予防並びに地域支え合い事業、在宅介護支援センター運営事業等を再編し、地域支

援事業を新設する中で総合的に高齢者の介護ニーズへの対応や予防事業の推進を図る内容となっております。厚生労働省の来年度予算概算要求の概要によりますと、高齢保健事業のうち健康審査等の事業については当面従来どおり老人保健事業において実施する方向が示されております。本市におきましては、介護保険事業と並行してこれまでも健康予防等や介護予防事業、さらには訪問指導事業等の介護予防を重点化しておりますので、今後ともさらにこれらの取り組みを強化し、保険者としての責任をもって明るく活力のある超高齢化社会の実現に向け努力していきたいと考えております。そういった中で第3期の介護保険料の設定というご質問がございました。今後慎重に対応いたしてまいりたいと考えておりますし、また減免措置等につきましても基本的な考え方を整理の上、改めて議会にご説明をさせていただきたいと考えております。

次に、市内小中学校施設の整備について何点かご質問をいただきました。

初めに市内小中学校施設の整備についてお答えをさせていただきます。

学校施設の整備につきましては、5カ年の修繕計画の中で児童生徒に対する安全を最優先とし、次に電気でありますとか水道等のライフラインの整備、さらには環境衛生改善を優先することとしており、計画的に取り組みを始めております。補修に当たっては学校からの修繕要望及び職員の点検により現場の状況を把握し、限られた予算を有効に活用することを基本に優先順位を定め修繕補修等を行っておりますが、突発的に緊急度の高い修繕等が発生した場合にはその都度対応させていただいているところでございます。なお、施工に当たりましては児童生徒の安全確保や教育活動に支障のないよう、施設の点検に細心の注意を払いながら補修工事を行ってまいりたいと考えております。その中で債務負担というお話をいただきました。今後とも効果の上がる修繕工事等につきましては当然のことではありますが、債務負担行為等についても検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、学校の耐震診断、耐震計画についてのご質問でございますが、宮城県沖地震等の災害に備え児童生徒の安全を守るために学校施設の耐震強化は喫緊の課題でありますし、また学校施設は避難所としての役割も担いますことから耐震診断調査及び耐震補強工事を耐震5カ年計画に基づき実施することといたしております。耐震診断調査を平成16年度に玉川小学校、第三小学校で実施いたしました。順次平成20年度までにはすべての小中学校でこういった調査を実施し、その結果を受け耐震補強工事を平成22年度までに完了する予定であります。先日の8.16地震におきましては震度5弱でございましたが、各小学校とも幸い大きな被害はございません

んでしたが、今後のこういった計画の早期完了に向けなお一層努力を重ねてまいりたいと考えておりますし、当然のことではありますが地震対策特別措置法に基づく各種支援制度につきましては当市でも最大限活用してまいりたいと考えております。

次に、月見ヶ丘小学校を初めとしての補修の具体的な内容についてご質問をいただきました。後ほど担当よりご答弁をさせます。

続きまして、移動図書館及び学校図書に関するご質問をいただきました。お答えいたします。

移動図書館は市民図書館やエスポから遠く来館が困難な市民の方々のために、四つのコースを設定し週2回実施をしております。1コース当たり3カ所に駐車しサービスを行っており、学校では杉小、三小、月見ヶ丘、二小で実施し、その他保育所や公園、集会所前などで実施をさせていただいております。玉小につきましては駐車スペースがないため、当地域では新玉川住宅前で市民の方々に貸し出しをいたしておりますが、玉小につきましてはその代替策として玉小の学級文庫に対して団体貸し出しで対応させていただいております。また、学校図書につきましては平成16年度に予算を増額して整備を図ったところでありますが、なお一層の整備を促進するため平成17年度におきましてもカメイこどもの夢づくり基金などを活用し、市内小中学校全体の蔵書の充実になお一層努めてまいりたいと考えております。

次に、本市の住宅施策についてご質問をいただきました。

初めに、市民の要望の高い低廉な住宅への入居に市はどう応えるのかというご質問についてでございます。

平成16年度に完成いたしました梅の宮住宅への入居者につきましては、第1期工事36戸に対し、旧梅の宮住宅からの戻り入居者、花立住宅からの住みかえ入居者を除いた一般募集枠18戸に対して、議員ご指摘のとおり195世帯と約11倍の応募がございました。市営住宅は民間賃貸住宅に比較して比較的使用料が低額ということもありますが、今回は新しい住宅ということで特に希望が集中したものと考えております。梅の宮住宅は第2期工事を進めているところであり、完成後は12戸ではありますが新たな方々にご入居いただけることとなります。

次に、平成18年度梅の宮住宅建設計画後の計画についてお答えをいたします。

市営住宅に対する市民の要望、老朽住宅の解消、少子高齢化社会に向けての整備を行いますため、平成12年度に公営住宅ストック総合計画を策定し、それに基づいて住宅の整備を行ってまいりました。18年度以降の計画でございますが、本市は非常に厳しい財政状況の中で財政健全化に向けて努力している途上であり、玉川住宅はストック計画に掲載事業となっております

が、市全体事業のあり方等を見据えた形で施工時期などについてなお検討を重ねてまいりたいと考えております。また、公営住宅の制度改正についてでございますが、平成17年度から公営住宅建設事業等の既存補助金を地域住宅交付金に一本化し、地方自治体が地域の実情に応じて総合的な住宅政策の推進が可能になるものでございますが、しかし交付金化により補助割合が50%補助から約45%弱に引き下げになるという状況も発生しております。このため梅の宮住宅第2期工事に当たりましては、住宅駐車場整備のほかにも市単独事業でありました狭隘道路整備事業などを地域住宅政策事業として組み入れながら、新制度を最大限に活用できるような取り組みをスタートさせたいと考えております。

民間住宅の借り上げ等についてお答えをいたします。

民間住宅等を鋭意活用する借り上げ方式は公営住宅整備手法の一つではございますが、現実的には公営住宅整備基準に適合するようさらなる改築工事を行うなどさまざまな要件が必要となりますため、民間アパートまで枠拡大することについては現在想定をいたしておりません。なお、本市における市営、県営を合わせた公営住宅管理戸数は1,205戸とストック計画の97%を超えており、また県内他市と比較いたしましても高い水準を維持しており、十分なストック数を確保しているものと考えております。本市といたしましてはこうした現有の公営住宅のストック数を十分に活用しながら、老朽化や少子高齢化への対応に配慮した住環境の改善を進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、貨物ヤード跡地の活用についてご質問いただきました。土地開発公社の貸し付けの根拠についてでございますが、中心市街地の活性化に向けた海辺の賑わい地区土地区画整理事業につきましましては、平成16年度におきまして海辺の賑わい地区グランドデザインを策定し、商業振興による活性化を進めるため民間活力の導入を手法とした事業展開を図ることとし、事業者を公募し今回の参画事業者決定を行ったところでございます。これまで参画事業者との協議の中で20年間の事業用地借地権の設定による土地開発公社用地の賃借を求められております。本市の公社保有地は公有地の拡大の推進に関する法律第17条第1項第1号用地でございまして、総務省通達により長期間、10年間を超える賃借が認められない状況にありますので、平成17年6月28日に構造改革特別区域による規制緩和を申請し、1号用地での賃貸を目指しておりましたが、平成17年7月25日の総務省の回答では残念ながらご承認をいただくことができなかったところでございます。また、国におきましては全国的に土地開発公社所有用地保有の長期化が進んでいる状況から、平成16年12月公有地の拡大の推進に関する法律施行令を改正し、公拡法

第17条第1項第2号用地に係る事業用借地権の設定を認めたところでございます。

以上のように1号用地の賃貸につきましては構造改革特区による事業用借地権設定による賃貸が困難となりましたが、2号用地での事業用借地権設定による賃貸ができますので、1号用地から2号用地への変更について国や県と相談しながら検討を進めてきたところでございます。

1号用地から2号用地への変更につきまして、国の説明では法令及び通達上では変更は可能であるとの一定の回答をいただいているところでございます。今後の手続きといたしましては、本定例会で議決をちょうだいいたしました定款変更に係る知事の承認と2号用地への変更に係る公社理事会の承認をいただく予定としているところでございます。海辺の賑わい地区の整備事業は土地開発公社用地の有効活用と中心市街地活性化に向けた事業であり、一刻も早く商業者の皆様方の活気を取り戻すため大変重要な事業として早期実現を目指して取り組んでおりますので、よろしくご理解をお願い申し上げます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（菊地 進君） 小山田教育部長。

教育部長（小山田幸雄君） それでは私の方から月見ヶ丘小学校のアスベスト入りのビニール撤去の対策とそれから体育館で使われております電球システムについてお答えいたします。

廊下などのビニールの床タイルであります。一般的には飛散することはないのでありますが、それをはがしたりしたときにそれが飛散するのではないかという不安から、今お父さん方が自分たちでやってあげようというところのブレーキがちょっとかかっているわけですが、実はこれにつきましてはまだガイドラインが示されておりませんので、それにつきましてなお情報を収集しながら健康に被害のない方法で対策をとってまいりたいと思います。

それから玉川中学校などを初めとする体育館で、電球のシステムが固定化されているために切れたときに交換するのが容易でないということでもあります。これにつきましては、地震のときなどでも結構故障が多かったりしているものですから、安全性でありますとか経済的な面からもそのあり方について検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

議長（菊地 進君） 19番吉川 弘君。

19番（吉川 弘君） では、2回目の質問をさせていただきます。

まず介護保険の問題ですけれども、市長が言われるとおり介護給付費、これがもう30億が33億と1割も伸びていると。そういう中でやはり適切な予防に移行するんだということを言われておりますけれども、この間の審議を通じてやはり初めに給付費削減、これがあるということだ

というふうに思います。本市においても介護認定者 2,100人、16年度でありますけれども、そのうちの要支援者が 152人なんですね。ですから、これらの方々がもう全部新予防給付ということで結局そちらの方に移行されて、これまでのヘルプサービスがもう受けられなくなると。それから要介護度 1、この方は 738名おりますけれども、この方の 7 割から 8 割がやはりこれももうヘルプサービスが受けられなくなると。8 割だとすると 590名の方ですよ。ですから、これらの方が本当にもう受けられなくなるし、あと全国的に見ましても居宅サービスを受けている方々というのは 5 割から 6 割が要支援、介護度 1 なんです。ですから、これらの方がほとんど……私も地域を回りますとやはり一人暮らしの方とかあと高齢者の夫婦の方とか、それからあと認知症にかかっている方とか、そういう方たちがこれまでのヘルプサービスを受けて生活を維持している、本当にそういうことなんです。ですから、これらがサービスが受けられなくなると、本当に大変なそういうものになってしまうと。ですから、きのう、きょうと市長のいろいろな答弁を聞いても、これから本当に大変な問題が起きてくるんですけども、そういう面ではもっと市民の実態を知っていただきたいとそういうふうに思います。

そういう中で来年 4 月から新予防給付、これが原則的には実施になりますけれども、ただこれは 2 年間の猶予期間があって各市町村で体制整備ができなければ開始をおくらせるとそういうことも可能なんですね。ですから、そういう面で本当に市民の介護サービスを低下させないということであれば、そういうことも含めて 4 月にすぐこれを軌道に乗せるということではなくおくらせることを含めて、その辺での検討はないのかどうかお聞かせ願いたいというふうに思います。

あと、特に今年度で 2 期が終わって来年度から 3 年間の 3 期事業が始まるわけですが、この間も民生協議会に対する 10 月 1 日からのホテルコストとか、あと食費の自己負担の問題についても、やはりそういう面ではもっと資料的にも提供していただいて本当にどういう実態になっていくのか、そういう情報提供というのが非常に大事だというふうに思います。ですから、この間のアンケートとか、あと 2 期事業の総括をしっかりと議会とか関係者に示して、その上で 3 期に臨んでいただきたいとそういうふうに要望しておきます。

それからあと老人検診、これが地域支援事業が導入される結果、当面は福祉事業でいくとそういうことを言われていますけれども、やはり介護保険になればもう 1 割負担になるということとか、あと介護保険料の未納者の場合検診を受けられなくなる、そういう可能性も出てくるのではないかと思いますけれども、その辺についてお答えをお願いしたいと。地域支援事業の

創設によって、結局介護保険から新たに1,000億円を拠出しなければならない。ですから、そうならば来年度の介護保険料の値上げ、それにも影響を与えてきますし、あと国の方としては一方300億円以上が減るんですよ。ですから、そういう問題も出てくるということをやはり指摘しておきたいというふうに思います。

それからあと、本市の介護保険料については議会に示すということですが、これも本当に1,000円くらい上がったらもう年間1万2,000円ですから本当に大変だというふうに思います。そういう点ではやはり軽減措置、これはちょっと答弁がありませんでしたけれども、本当に非課税世帯とかあと高齢者の収入を考えればこのところに単独での軽減策も考えていく必要があるのではないかと。やはり介護保険導入前は国が50%、それから県市でもう100%見られたのが、介護保険導入になって国は4分の1、そういうふうに変ってきているわけなので、そういう面で国とか地方の財政負担が大きいのではないかとというふうに思います。

それからあと学校施設運営に関しては、特に地震とのかかわりでは5カ年計画で平成20年度までは診断を行っていくとそういうふうに述べられました。私が言いましたけれども、特に河北新報に載った国の積極的な対応、この進め方というのは地震特措法で2分の1の補助率なんです。ところが、今、本市でやろうとしている診断、それから補強工事は結局大改造ということで3分の1ですね。ですから、このところなぜ……そういう国の法に手を挙げられないのかということで、この問題でも結局14年度から16年度まで続いたこの特措法が、市が結局手を挙げられなかったんですよ。そして我が党議員団もこの問題を指摘しながらあと政府交渉も行ってぜひ継続してほしいとそういう要望を行ってきました。それが今回継続事業として新たにつながったということなんです。ところが、決算の中でも当局答弁としては、結局国の方から通達が来ていないと。そういうことでもっと積極的に取り上げていくとか、そのことが重要ではなかったのかというふうに思うんです。今回も結局はもう手を挙げなくてこれに乗らなかった、そういう状況があったというふうに思います。その辺では今後どういうふうこれを事業に乗っていくように対応していくのか、その辺をお聞かせ願いたいというふうに思います。

あと住宅に関しては、確かに国の方で交付金に一本化することによって5%削減とこういう問題もありますし、あと交付金化されればやはり本当に財政事情の弱いところにおいてはこれがほかに回されてしまうということで計画がきちんといなくなる、そういうことも指摘しておきたいというふうに思います。あと特に玉川住宅については14年度に手がける予定、本当に

もう老朽化しているわけなので、ここのところについては早急に取り組んでいただきたい。そしてそのことがあと8期、9期につながっていくというふうに思います。それからあと民間住宅の借り上げとか取り組みはないということでしたけれども、本市の場合も土地も狭くてこれ以上の新たな人口をふやすということではできない中で、やはり民間アパートの空き部屋、そのところを活用して人口をふやすということであれば、そのことが交付金措置にもつながっていく、そういう点でいくということに私は思うわけなので、その辺についても見解をお聞きしたいと。

それからあと貨物ヤード跡地の問題では、これについては総括質疑だとか我が党の小野議員に対する助役答弁が行われましたけれども、これを聞いてもう初めに賃貸20年間ありきで、その後法的根拠をどのようにすればできるのか、この間本当に努力してやってきたというのが実態だというふうに思います。助役も1号用地ということは認めましたけれども、結局公拡法の適用これもだめで、その後結局特区申請をしたけれどもこれもだめだったと。そういうことで来て、市長も言われましたけれども、今回の公社の定款変更というのはあくまでも2号用地、これを対象とした内容なんです。助役答弁の中で1号から2号に――これは国とか県を通じてできるということですが、これの内容についても市長が、結局公社に対して協議をお願いして、公社の中でそれを論議してOKが出ればいいんだとそういう話だったと思いますけれども、しかしこれがどういう形でどこにそれがあるのか具体的に示していただきたいと。なぜそれができるのかということなんですよね。結局土地開発公社の目的、これは第1条で書いてありますけれども、土地開発公社の土地というのは地域の秩序ある整備とそれから市民福祉の増進に寄与する、これが目的なんですよ。本当に市が市の税金を使って基盤整備をやって下水を入れて水道を入れて、そしてどうぞ大手企業来てくださいと。これではやはり市民は納得しないんですよ。ですから、やはりそういう点でも公拡法の改定の中で、これまでの12年の改定の中で、むやみに社会的批判を招くものにならないようにとそういうのが盛り込まれているんです。ですから、こういう問題というのは全国的にあるからこそ、そういう改定に当たってこれが出ているわけなんです。ですから、その辺でもう一度1号から2号に改定できるその根拠についてお聞かせ願いたいというふうに思います。

議長（菊地 進君） 佐々木健康福祉部長。

健康福祉部長（佐々木和夫君） それでは私から介護保険関係についてご答弁を申し上げます。

まず新予防給付でございますけれども、議員ご案内のとおり、今、要支援の方、それから要

介護度1の8割の方々がそのまま新予防サービスを受けるということになるわけではありません。基本的には現在、現時点で、いわゆる施行の時点で、まだ介護判定が有効である者についてはそのまま来年の4月1日以降も介護サービスを受けていくということになります。その期限が切れた段階で、認定審査会においてこれまでの審査項目プラスいわゆる状態の維持改善可能性の項目を含めた審査をして、当然今までの介護サービスを受ける状態が必要な方は介護にいくわけですから要介護度1なり2なり3なり4なりにいくわけですから、これらの方々についてはそのまま介護サービスを受けられるということでございますので、まず確認のため申し上げておきたいと思っております。

それで、いわゆる状態の維持改善可能性のある方についてのみ、要支援1ないしは要支援2ということで新予防給付がされるということでございます。この内容でございますが、内容につきましても今まであるいわゆる通所介護であるとか通所リハビリテーションであるとか、あるいはショートステイ、グループホームにつきましても、これは今までのサービスを予防介護という点において見直しをして、このままこれはサービスが受けられるということでございますので、それも改めてご理解を賜りたいというふうに思います。さらには、新しいサービスとして筋肉トレーニングであるとかそういうものが加わってくるという内容でございます。筋肉トレーニングについていろいろ国会で議論があったということでございますけれども、筋肉トレーニングというのかなり老人にとってはハードなというようなイメージを受けるかもしれませんが、基本的にお年をおとりになっているんな筋肉が自由に動かせるということは、やはり自立にとって非常に必要なことではないかと私ども受けとめております。例えば、食事をする際でもきちんとスプーンなりはしを持って食べられる。あるいは排泄をする場合でもきちんと衣服を脱いだり着たりできる。こういう筋肉をきちんと維持していくことはやはり自立にとって大変必要なものだというふうに思っております。そういう意味で今回の筋肉トレーニングが予防介護ということで取り入れられたということは大変いいことなのかなというふうには私どもは思っている状況でございます。

それから2年間の猶予期間があるということで、これはすぐ実行しないようにしてほしいというような要望がございました。これは先ほども申し上げましたように4月1日からがらっと全部が変わるわけではございません。私ども予防給付に移る方の認定作業が徐々に入ってくるのではないかとこのように思っておりますので、それは実情に合わせながらそれらの方々のアセスをきちんとしまして、ケアプランをきちんと立てて実効のあるサービスというふうにして

いきたいというふうに思っております。

それからアンケート調査をどのようにしていくのか。あるいは2期事業の総括をどのようにしていくのか。議会の方にきちんと情報提供をしてほしいという要望がございました。私どもこれまでも、これまでの検討結果についてその都度必要に応じて協議会などに報告をしておりますので、今後ともこういう内容については情報提供してまいりたいというふうに思っております。

それから老人検診の問題、未納者の場合検診を受けられなくなるのではないかとということでございますが、基本的にはまず当面は現在の検診の状況を維持していくということで政府の予算もついておりますので、そういう内容で実施していきたいというふうに思っております。

それから保険料がどうなるのかというお問い合わせがございました。保険料については、今これまでの実施の実績を踏まえて今後の予測をし、それから認定がどのような人数になっていくのか人口の推定をし、さらにはサービス量がどのようにふえていくのか。これにつきましては一定のそういう実績を踏まえての数値の出し方というのがありますけれども、国県の参酌標準というのがありますので、これらを取り入れながら保険料を決めていくということになります。それから軽減措置、単独減免ということでございますが、現在第2期保険の段階で単独減免を実施してまいりましたが、これはご案内のとおり平成14年度末で2億円の基金がありました。この基金を使ってこの3年間単独減免をやってきておるわけでございますけれども、平成16年度の末においてこの基金が1億5,000万という状況でございます。これはこの17年度でどうなるかということでございますけれども、先ほど市長から給付費が30億から33億にふえてきているという中で、ほとんど恐らく17年度末で基金は取り崩してしまう状況、むしろマイナスになるのではないかとのおそれがある状況でございます。したがって、基金を使っただけの第3期においての単独減免は現時点では困難ではないかというふうに思っております。もちろんやろうとすればできるわけでございますが、単独減免ということになれば国県のいわゆる財源が措置されませんので、これは保険料としてあまねく被保険者にかかっていくということになりますので、そういう方法がいいのかどうかということも十分検討していかなければならない問題だと思っております。以上でございます。

議長（菊地 進君） 小山田教育委員会教育部長。

教育部長（小山田幸雄君） 耐震対策を国の制度に乗っかって急いでやるべきであるというご提案でありますけれども、お話にございましたように、前に紹介がありましたときは諸般の事

情から特別措置法によらないで通常の国庫負担法に基づいて申請したわけであります。この計画がこととして終わりますので、また新しい紹介が来るのかなというふうに思います。それからあとは、来年度の文部科学省の耐震調査の予算など見ましても今年度よりも4%ふやすというような内容になっておりますので、こういったことも含めまして有利な方法を考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（菊地 進君） 山本総務部長。

総務部長（山本 進君） 吉川議員にお答えいたします。

開発公社の問題でございますが、まず一つは10年以上長期保有している土地について、平成12年に当時の建設省の経済局長、それから自治大臣の官房から基本的な運用についての方式が出されてございまして、その中に「公社は取得した土地をその用途に供するまでの間いたずらに放置することなく積極的な利用について検討すべきであり、そのために必要な範囲内であれば当該土地に簡易な施設を建設し管理することも差し支えない」というふうな方針が出されているということが一つ。それから20年が最初にありきではないかというふうなご指摘でございますが、そういうことはございませんで、既に3月5日に公開プレゼンテーションを行った後の委員会におきましても、委員の中からはその商業活動を展開する民間についてはあくまでも長期的かつ安定的な事業展開をできるように担保すべきであるというふうな意見が出されているということが一つございました。それから事務的な流れでございますが、先ほど市長が答弁した内容でございますが、平成16年の9月に構造改革特区の中に一つ追加されたということもございまして、それと同時並行的に1号での特区の申請とそれから2号地の変更への可能性というものを鋭意検討してきたと。そして正式には、先ほど市長が答弁しましたように6月28日に正式に総務省に照会しましたが、残念ながら7月25日に不承認の結果が出たということを受けての2号地の変更ということですので、以上です。

議長（菊地 進君） 19番吉川 弘君。

19番（吉川 弘君） 結局、1号から2号に変えられる根拠というのが、今説明を受けましたけれども、それが全然わからないんですよ。どこにどういうふうにかかれていたのか、その辺についてもう一度お願いします。

議長（菊地 進君） 山本総務部長。

総務部長（山本 進君） 1号から2号用地変更につきましては、昨年12月22日、政令が改正されてございます。これは議員ご承知かと思っております。それに基づいて、1号用地から2号用地

への変更については県国とも相談しながら可能であるというふうな一定の見解を示されましたので、今回定款変更したということでございます。

議長（菊地 進君） 暫時休憩いたします。

再開は15時15分といたします。

午後 1 5 時 0 0 分 休憩

---

午後 1 5 時 1 5 分 再開

議長（菊地 進君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。4番伊藤栄一君。

4番（伊藤栄一君）（登壇） 平成17年9月議会も本日が最後となり、今回も私が最後の質問者となりました。極力重複を避けたいと思いますが、重なる点がありましたらご容赦のほどお願い申し上げます。ニュー市民クラブを代表し、通告に従い質問をさせていただきます。

先日の台風14号上陸により大きな被害をもたらしました。亡くなられた方々には心より弔意を申し上げます。とともに、罹災に遭われた方々にも衷心よりお見舞いを申し上げます。1日も早い復興と通常の生活に戻れますようご祈念申し上げます。

また8月16日には、宮城県では震度5弱の地震がありました。あっ、来たかと一時はどきっと思いました。当市内外ではたいした被害もなく常日ごろの市民挙げての防災訓練が幸いしてかけが人も出さずに済みました。今回の地震をよい教訓とし、今後予測される宮城沖地震に対処するためにも常日ごろ市民一人一人の心構えと市当局、そして関係各位のご指導による防災訓練を怠ることないようお願いを申し上げます。

さて質問に入りますが、 番目に塩釜港の活用について2点ほど伺います。

塩竈は港町です。港の発展がなければ塩竈市の発展がないと申し上げても過言ではないと思います。塩釜港は昭和25年、港湾法の制定に伴い同26年重要港湾に指定され、昭和30年2月の港湾審議会における港湾整備計画に基づき塩竈の港湾設備が着々と整備され、東北地方の発展を支える流通拠点としての役割を担ってまいりました。しかし、近年におきましては東北の各港、さらに仙台港区が国際貿易港として整備が進む一方、塩釜港の整備がおくれがちとなりました。塩釜港区は全体的に施設の老朽化と狭隘化に対応ができなくなってきたことは現況のとおりです。そこで原点に戻り思い出していただきたいと思いますが、塩釜港は天然の良港、台風どきの避難港として名の通った港であります。時の流れ、経済成長に伴い他の港は時代の波

に乗りおくれないう整備されてまいりました。そこで塩釜港を振り返れば、ほかの港を整備するための仮の港として利用されたのではないのでしょうか。昭和30年代当時の元市長桜井辰治氏が地蔵島、馬放島を撤去、航路を整備することを国県の方に何度と要求いたしました。当時はノリ、カキ棚を整理、須賀地内、そして浜田地区を改修、背後地を利府町を利用し、塩釜港は第2の神戸港にする考えがありました。今、実現してみれば塩竈市はノリ御殿、カキ御殿が築き、市は中核都市に成長しておったかもしれません。昭和30年代当時より航路の整備を要求しておりました。どこの港も船の出入港は航路の整備からです。塩釜港は時代の流れに乗りおくれ法的機関である海運局も出ていき、また税関も大部分仙台港に行き、形だけ塩釜港に残っております。そのほか企業も同様、石油会社も出ていき、今回は日本農産工業、日本配合飼料など出ていく予定と聞いております。それもこれも入港船の減少によるものではないでしょうか。そこで質問いたします。第1点目、塩釜港航路の整備について。第2点目、塩釜港現企業の生き残りについて、ご当局のご見解をお伺いいたします。

次に、 のJRA誘致について伺います。

JRA誘致については平成12年9月の議会において誘致反対の請願書を否決いたしました。現在シャッターのまち塩竈がよみがえる起爆剤となれるよう多くの市民が期待しております。この話が出てから六、七年が経過いたしました。が、当局は賛否を決めることができないと思いますので、そのJRAは企業として法的許認可が必要と思われます。そのあたりを踏まえ、今後の推移をお尋ねするところでしたが、28日中川議員の質問で当局答弁でよくわかりました。この件は私から質問は削除させていただきます。

さらに私から当局にお願いを申し上げます。例外としてアメリカ、ラスベガスはギャンブルの町で栄えました。現在では世界の観光地として栄えておるようです。もし塩竈にJRAが来るようになりましたら塩竈市魚市場、仲卸市場の知名度アップには最高だと思います。そのときはご当局全般にわたり応援していただけますようお願いを申し上げます。

次に、 学校教育について2点ほどご質問いたします。

前回は質問いたしました。が、時間切れとなりましたので再度質問させていただきます。

第1点目は、上辺だけでなく実践のできる誠の道德教育について伺います。私は子供サポーターとして子供たちの登下校のとき生徒と話すときがあります。生徒に道德とはと尋ねますと、大部分の生徒は意味はわかっておるんですが、言葉にはなりません。前回当局の答弁は週1時間、年35時間道德教育の勉強時間をとってあるとのことでした。私はいつでもとっさに実践で

きる現実味のある魂の入った教育が必要かと思えます。ご当局のお考えを伺います。

次に、 の2点目ですが、新しい先生方の実習についてお伺いいたします。学校を卒業、教員試験に合格、すぐに教壇に立つことは大変困難な仕事です。まだ結婚もしていない、子供も育てたこともない、このような先生方が子供の気持ちがよくわかるでしょうか。いろいろの実習を受けてくるとは思いますが、塩竈独自の実習方法ができないでしょうか。ご当局の考えを伺います。

次に、 の市町村合併について、このご質問も何度かお伺いしておりますが、今回2点ほどお尋ねいたします。

市町村合併は99年、平成11年4月に始まり、平成の大合併は旧合併特例法に基づく支援のもと全国の市町村は99年3月末で3,232だったのが2006年、平成18年3月末では1,822に再編されることになっております。宮城県では99年には10市59町2村であった市町村が、来年3月には13市22町1村となるようであります。政府では新たにさらなる市町村合併を進める考えがありますが、合併後によるメリット、デメリットを申し上げますと、各市町村住民に対するサービス、福祉、環境整備などいろいろと異なっておりますが、欲を言えば切りがありませんが、合併後のデメリットはほとんど苦情がありません。また、メリットについては実際に市町村住民にかかる財政、わかりやすく申し上げますと一人当たりの行政コスト人口5,000人以下の場合一人当たり104万円、人口1万人の場合一人当たり43万円、人口三、四万の場合36万円と、このように合併後の効果が報告されております。このようによい結果が出ておるのに、二市三町の合併はよいにつけ悪いにつけ話が出ておりません。政府では新特例法のもとさらに合併を進める考えですが、そこでお尋ねします。第1点目は新特例法の得点について。さらに第2点目は二市三町内において本市よりアタック、合意があれば塩竈市は1カ所でも前進する考えがあるのかをお尋ねいたします。

次に、海岸通の顧客利便施設についてお尋ねいたします。

この件については平成四、五年より何度か質問をさせていただいております。平成5年の私の質問には、当局は、すぐ新しいトイレを建設してもよい。しかし、地元の自助努力がないということから延び延びになってまいりました。今回あのようにトイレ、駐車場が整備されヤミ市場の自慢の一つともなりました。そこでお尋ねをいたします。長年平行線でありました地元の自助努力と壱番館に用事で来た方の車の駐車料金の取り扱いについてお伺いいたし、第1回目の質問といたします。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） 4番伊藤議員のご質問にお答えいたします。

初めに塩釜港の活用方策についてのご質問をいただきました。私自身もこの港町塩竈に暮らして、この塩竈の町はまさに海から港から元気をもたらしているということを実感いたしております。例えば、大みそかには港に停泊しております船の霧笛を聞きながらお正月を迎えるという素晴らしい文化を享受できるのは、まさにこの港町に暮らす冥利だろうなというふうなことを感じておりますし、かつてのにぎわい、活気が港を活用する皆様方によって支えられてきたということについては私も大変感謝をいたしておるところであります。

そういった中、残念ながら天然の良港という名前に甘え切ってまいりました我が塩釜港、昨今大変厳しい環境に置かれているということにつきましては議員ご指摘のとおりかと思っております。理由は幾つかあると思っております。一つは近隣に新しい人工の港が作り上げられ大型船の出入港が比較的容易にでき、さらには背後地との物流の動脈線等も我が塩竈よりも利便性の向上が図られているといったようなこともあるのかと思っておりますが、やはり最大の理由は港に入ります玄関口といいますが、どこの中でもまず玄関を開けてその港の様子がわかるのだと思っておりますが、我が塩釜港の場合は残念ながら水深マイナス9メートルの航路が今埋没いたしておりまして、7メートルの水深も満足に確保されておらないという状況にあります。一方、同じ仙台塩釜港、特定事業港湾の仙台塩釜港を見ますと、400メートル、500メートルを超える航路幅があり、水深が17メートルということで大型船が大変容易に出入港できるという環境の違いであります。例えて言えば、仙台港には20メートル、30メートルの大きな道路が整備されており、塩釜港の場合は4メートル、5メートルの砂利道があるというふうに理解いただければ1番わかりいただきやすいのかなと思っておりますが、こういったことが我が塩釜港の発展を大きく妨げているということについては否定できない事実かと思っております。事実、昨今、マイナス9メートル前後の大型船の出入港は残念ながら1年に1隻という程度であります。そのほかについてはということになりますと、恐らく仙台港、石巻港にそういった船舶が出入港しているのではないかなと思っております。

この塩竈の活性化を考えますときに、まず率先して取り組むべき課題がこの入り口の問題であります航路水深の維持確保の問題かと思っております。県におきましては、このため約毎年1億円の費用を単独費で取り組みながら航路の維持しゅんせつに努めていただいておりますが、残念ながら1億円程度の費用投入では目立った目覚ましい進展が図られないというのが現状か

と思っております。このため塩竈市といたしましても議会の皆様方のご支援もいただきながら、一昨年から県事業から国直轄事業によるしゅんせつについて要望を重ねてまいったところであり、この結果、平成18年度予算の概算要求枠に本市の航路しゅんせつ事業がエントリーされたという話はお伺いいたしました。大変喜んでおります。しかしながら内容的には100点満点ではないかもしれません。60点、70点の成果かもしれませんが、まずそういったところから地道にこういったことに着手する。それも行政、議会ということだけではなくて市民の方々も挙げてこういったことに理解をいただき、取り組んでまいるべきかと考えておりますが、そういった中で幸い商工会議所の運輸港湾部会におきましては、この塩釜港を利用しておられます民間の企業の方々等のご意見もいただきながらこの塩釜港を抜本的に見直ししていこうというような動きが出てまいっております。大変感謝を申し上げているところでありますが、そういった動きと連動しながら、行政も一緒になりまして塩釜港のとりあえず航路のしゅんせつ工事の直轄事業化に今後とも全力を傾けてまいりたいと思っております。

そういった中で現企業が果たしてどれぐらいこの塩竈に残るのかというご質問でありました。塩釜港区を県の方におきましては仙台港区と一体的に位置づけ、互いの利用調整の中から塩釜港につきましても一定の利用を確保していこうということが進められているということはお伺いいたしております。そういった中で、旧来どおりのばら貨物 セメントとかそういった貨物と理解をいただければと思いますが だけではなかなか再生の道につなげていけないということで、今時代の脚光を浴びております海陸一環輸送システムに適合した船舶の受け入れにつきまして今後積極的な取り組みをしてまいりたいと思っております。今申し上げました海陸一環輸送船、例えて言えば自動車輸送船を描いていただければよろしいんですが、直接船の中に貨物が積み込め、また短時間で積みおろしができるということで、まさに時代の新たな輸送革新に対応したシステムということで全国的にも耳目を集めているところであります。ぜひこういったことにも民間の方々のお力もお借りしながら積極的に取り組みを始めたいと思っております。

そういった中、本市におきましては新たに塩釜港に立地しております企業訪問を始めさせていただいたところであります。我々、今までは港に立地した企業につきましては永続的にこの地で事業展開をしていただけるという錯覚をいたしてまいりました。ところが昨今は、先ほど来申し上げておりますように大型化、あるいは高度化ということが物すごいスピードで進んでいるわけでありますので、そういったことに対応できるような施設整備が進まないとなれば当然

企業として撤退ということもあり得るわけであります。先ほど議員の方からご質問いただきました家畜のえさをつくっておられます企業につきましても、そういった時代の要請に応えるために隣の仙台港区の方に移転する計画ということにつきましても我々も了知いたしております。こういったことを踏まえ、行政もそしてこの地域も、現在立地いただいております企業に引き続きこの塩釜港で経営していただけるための努力を今から本格的にしていかなければならないのではないかと。むしろ遅すぎるかもしれません。ただ、今からでもぜひこういったことに立ち上がり、企業がこういったことで苦しんでおられるのか、こういったことであれば引き続きこの塩竈の地でこの塩釜港を活用しながら企業展開をしていただけるのかといったようなことを地道に掘り起こしながら、新たな塩釜港の再生のスタートを切ってまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、学校教育に関するご質問をいただきました。

初めに道德教育の現状と推進に向けた取り組みについてお答えいたします。

学校における道德教育は年間35時間の道德の時間だけではなく、学校教育全体の中であらゆる機会をとらえて全教員によってなされるものであり、最終的にはみずから考え判断し、実践できる人間の育成を目指すものでございます。道德教育の実践例といたしまして、例えば玉川中学校では毎年各界で活躍する著名人の体験談や実技など本物に触れさせ、自分の生き方について深く考えさせる全校道德の時間を実施しております。今年は通勤途中でバス事故で下半身マヒになり、現在も車いすの生活を続けておられます会津若松市在住の大石邦子さんに「人は生きるために生まれてきたのだから」というテーマでご自身の体験に基づくお話をしていただきました。講師の壮絶とも言える生きざまに触れ、生徒たちは改めて命の大切さでありますとか自分の生き方について心を揺さぶられ感動を得たと聞いております。また道德教育を通して部活動ごとに担当を決めお世話になっております地域の清掃活動を実施するなど、郷土を愛し感謝の念を深める実践活動も行っているというふうに聞いております。その他の学校におきましても道德の時間と各教科、特別活動、総合的な学習の時間との密接な連携を図りながら計画的、発展的な指導をなお一層強めてまいります。さらに今年度からカメイこどもの夢づくり基金を活用し、例えば舞台鑑賞や後援会など本物の芸術や人物に触れ、夢と感動を与える感動支援プログラム事業を各学校ごとに推進しているところであり、今後とも心豊かな塩竈市の子供たちの育成を目指し、体験活動を生かすなど心に響きそれぞれの心に記憶されるような道德教育を推進してまいりたいと考えております。

新任の先生方の研修についてお答えをさせていただきます。

学校の教員は初任者でありましても、教壇に立つ場合は児童生徒やその保護者あるいは地域社会から他の教員と同等の指導力を期待されるわけであります。したがって、できるだけ早期に児童生徒の指導等の職務を遂行できるレベルまで教員としての知識や技量を高める必要がございます。本市といたしましては平成17年度は小学校4名、中学校1名の新任教員が配置されておりますが、県の初任者研修制度に基づき、採用直後から学校における授業や生徒指導などの実務やその実践的指導力や教員としての技量の向上を図るため研修を実施しております。その内容は勤務校での指導教員による授業の実践研修や学校教育の基本について認識を深めるなどの一般研修等や、さらには教員研修センター等での専門的な研修、あるいは社会体験、ボランティア活動等に関する研修を実施させていただいております。また、本市独自の研修といたしましては、塩竈の歴史や文化及び公務員の心構え等について市職員を講師に研修会を実施しているところでございます。さらに各学校におきましては、教員活動全般について校長及び全職員により日常的に指導を継続しているところでございます。教員は研修などを通じ常に自己研さんに努めることを求められており、今後とも各種研修会の充実を図り児童生徒やその保護者あるいは地域社会から本当に信頼される教員を育て、学校教育の充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。

市町村合併についてご質問いただきました。

初めに市町村合併の特例についてであります。市町村の合併の特例に関する法律、いわゆる合併新法は平成17年4月1日から平成22年3月31日までの5年間の時限立法となっており、これに基づき今年5月、国の基本方針が示され、引き続き都道府県主導で市町村の自主的な合併が全国的に推進されることとなりました。この基本方針では、まず都道府県が生活圏域を踏まえた行政区域の設定をすることとし、指定都市や中核市を目指す市町村やおおむね1万人未満の市町村を対象とした市町村の組み合わせなどの市町村合併に関する構想を定めることとなっております。財政支援といたしましては引き続き普通交付税における合併補正などは行うものの、合併特例債は廃止されるというものであります。宮城県では現在この構想策定のために住民アンケート調査を予定しているところでございます。

次に、本市から近隣市町に呼びかけて合意があれば1カ所とでも合併を進める考えがあるのかというご質問をいただきました。

私が考えます合併につきましては、まず本市の市民の皆様を初め生活や文化の面でつながり

の深いやはり近隣一市三町の皆様の意識が一体になることであり、地域においてより効率的な質の高い行政サービスを享受でき、さらに充実した社会生活を送る環境整備ができることが合併推進の最低条件ではないかなと考えております。ただ単に財政状況の好転、累積赤字の解消だけでは市町村合併の目的とはなり得ないのではないかなというふうに考えておりますし、やはり市民の皆様の意識の醸成というものも大切な要素ではないかなと考えております。これまで塩竈地区広域行政連絡協議会や未来都市づくり研究会におきまして、さまざまな広域行政に向けた取り組みを行ってまいりました。合併につきましては各市町間ではそれぞれの固有の事情からかなり温度差があるのかなというふうなことを感じているのも実感であります。そういった中で、例えば具体的な相手を見つけ出し、例えば1対1の合併を行うことから始めてはどうかという意味のご質問かと思えます。そういった方々にこの塩竈の歴史、文化、教育、さらには福祉、何よりも固有の産業活動等を共有できるパートナーがもしあるとすれば、それはそれで検討に大いに値するのではないかなというふうに考えております。ただし、そのためにはまず我々のこの町が、当然ではありますが、個性にあふれ、歴史、文化を醸し出すとともに本当に豊かな教育、福祉社会が構築され活気あふれた産業活動が展開され、潤いにあふれた地域環境を保有する都市でやはりなければならないというふうに考えております。そのための第一歩を今、我々はまさに踏み出そうとしているところでありますし、今後ともそういった意味合いから行財政改革に積極的な取り組みを行い、他市からぜひ塩竈市と望まれるまちにしていきたいと思います。

次に、海岸通顧客利便施設に関するご質問をいただきました。

前段の経緯につきましてはコメントを避けさせていただきますが、海岸通顧客利便施設——いわゆるトイレ、駐車場、あるいは駐輪場でございます——に当たりましては、地元で愛していただけの施設であるべきである。あるいは訪問客にも快適に利用される施設でなければならない。さらには駅に近接する海岸通の潜在能力を生かす施設として整備することが肝要ということで、トイレの形状から個数、デザイン、あるいは維持管理のあり方、さらには保安上の問題、役割分担などに踏み込んで地元の方々と10数回にわたる協議を重ねさせていただきました。顧客施設は施設への目配りあるいは不審者対策など常に行き届いた管理が必要であり、このためには地元と行政の相互協力が不可欠でございます。地元からは施設維持への協力として水道、下水道料金の負担の提案をいただきました。これは従前のトイレのくみ取り料を地元が支出していた経緯から、それに相当する部分を自分たちが負担いたしますというご提案をいた

いただきました。協議の結果といたしまして、施設の完成にあわせ海岸通クリーンコミュニティが地元で組織され、上下水道の経費負担、周辺エリアの清掃や各施設の日常点検等の維持管理協定を締結させていただいたところでございます。

壱番館利用者への対応についてご質問いただきました。――につきましては、これまでと同様に利用していただけるようにいたしております。あらかじめ図書館、福祉事務所が時間回数券を購入し利用者に交付する方法となっておりますが、この回数券はこのたび中央公共駐車場との共用化が図られておりますので、利用者にとってはより利便性が向上しているというふうに考えております。今回改めて海岸通に新しい風が吹き込んだわけでありまして、これはあくまでもスタートでございまして、名実ともに本市商業の中核としての役割を果たすこの地区が、このような動機を契機とし、かつてのにぎわいをぜひ取り戻していただくことができますような商店街づくりを我々行政とともに目指す第一歩であります。なお一層頑張ってもらいたいと考えております。よろしくお願いを申し上げます。私からは以上でございまして。

議長（菊地 進君） 4番伊藤栄一君。

4番（伊藤栄一君） 私の質問に対して懇切丁寧にご回答いただきましたことを感謝申し上げます。

港湾についてはある程度述べさせていただいたんですが、これは私、市におるとき、桜井市長さんにお仕えしたんですが、桜井市長さんは仙台港を計画される前に塩釜港の改修ということには相当意欲を燃やしておったようでございます。しかし、今、私が思えば戦後の食料不足、自給自足時代でございましたので、塩釜港、松島湾は海のたんぱく資源の畑として大きな役割を担っておりました。また、大物政治家がいなかったためかもしれませんが、矛先が仙台港の方に向いたという経緯もあろうかと思えます。しかし、その桜井市長さんの構想は思いを捨て切れずかと思えますが、当時運輸省から渡辺さんという方を招聘して土木課に勤務してもらったと。それで港湾のことをいろいろと相談に乗っておったというのが私の記憶にございます。町の発展は道路から、そして港の発展は航路からということがございますが、現在仙台港も入港船でいっぱいになっております。塩釜港は口癖のようにサブ港と言われておりまして、塩釜港に回るようにいろいろのご指示があるかもしれませんが、航路が狭い、浅いということから塩釜港に回るなら仙台港で半日や1日待ってもよいという船長さんの声も聞かれます。そのほか塩釜港の背後地ではなかなか処理ができないのではないかとということもあるんですが、まず航路の整備と船が入ることが、私は先決ではなからうかなと思えます。一本松地区においても

整備すればまだまだ使える土地がいっぱいあるのではなからうかと思いますが、昔のことばかり話すんですが、昔はあそこの一本松に中川航空といまして飛行機の部品をつくっていたところもあるんです。それから日東肥料とか、ご承知の専売公社もあんな大きな土地がございます。それから県有地で、今、一本松の公園と。あの公園は石油基地が来たために、防災の一つということで公園もつくったというのが私が聞いておるんですが、実際石油が出ていくなれば塩竈には伊保石公園という大きなのがあります。そしてもし塩釜港が生きるのであれば、今そういう県有地も利用できるのではなからうかなと、そういうふうにも私はっております。船が入ってくればいろんな企業の方々が努力して陸上ではどんな荷さばきもできるのではないかと、私は確信を持っています。そういう点でやはり航路の整備には一丸となって力を入れることが先決ではなからうかと私は思っております。今、塩竈は生きるか死ぬかのまちです。瀬戸際です。国や県任せではなく、市長さんが先頭になって一丸となって、市民一丸となって請願することが私は塩釜港の生きる道ではなからうかなとかように思っております。現在の企業の生き残りは当然ですが、その企業の生き残りを考えながら一概には全部できないんでしょうが、この50年の 30年代からの50年のブランクですが、これがやはり航路に燃やして来た桜井市長さんの心がよくわかるような気もします。私はやはり塩釜港が、塩竈の市民があそこで港運送に働いている方が相当の数の方が我々年配でおるわけです。それもやはり船が入って運送の荷役がいっぱいあったからこそだと私は思っております。そういう面でひとつぜひ市長さんは浅野学校を卒業したんだし、一塩竈市民でございますので、塩竈のよりよい港づくりのために今度は反対の立場でひとつ市民の片棒を担いで塩釜港の方に力を入れていただきたいとかように思う次第でございます。言い方が酷かもしれませんが、その辺は市長さんの力は大変なものです。今の小泉さんも佐藤市長なら任せると言ってくれるかもしれませんが、ひとつその辺はよろしくお願いをしたいと思います。

次に道徳ですが、今いろいろと今の塩竈市教育委員会のご説明を聞いていただき本当に感銘を受けております。この道徳とはと、皆さんご承知のように辞書に書いてあるのは「人が守るべき行いの標準」とこういうふうに書いてあります。大人の人も道徳は何やと聞かれると、意味はみんな大体わかっているんですが、いかに言葉に出てこないのではないかなとそういうふう思う次第でございます。やはり私も小さいころから先生方に教わって、怒られた先生は一番イメージがあると。そういう面で、先ほどいろんな面で道徳を教えているということですが、やはり口が酸っぱくなるほど道徳については子供たちに教育することではなからうかなと、私

は思っております。よく「地震、雷、火事、おやじ」ということがございますが、これは「地震、雷、火事」なんていうのは、そのとき1日、2日でもう次に去っていきます。やはり「おやじ」というのは大事だと私は思う。朝と晩と毎日おやじと顔を合わす。きょう悪いことをすればおやじに怒られるのではないかなと思うように、やはり道徳、道徳、朝から言っていれば、あの先生のところでは悪いことをしなくても隠れて歩いたり、そんな行動が出てくるのではないかなというふうに思いますので、しつこいようですがその道徳については本当に今テレビ、新聞で、小中学生がいろんな事件を起こしています。それはやはり道徳の徹底が足りないのではなからうかと思えます。おかげさまでこの塩竈市では余りそういう非行が目立たないようでございますが、そういう面も踏まえて学校でひとつ口の酸っぱくなるほど道徳教育をよろしくお願いしたいと、かように思っております。

次に二市三町の合併でございますが、旧の合併の場合は二市三町では特例債、本当は600億の金が使えたということは皆さんご承知のとおりだと思いますが、来年3月でこれも切れます。それで、その7割も返すことがないというのはもう市民がその辺はよくわかっていないのではないかと。やはり市議会と首長さんたちがこそこそと言いますが、その辺がわかっていて表に出なかったというのが現実ではなからうかなと私は思っています。それと同時に一つでも一緒になれないかということは、ほかの首長さんの講演でちょっと聞いたんですが、塩竈は今、赤字だ赤字だと言っているながら環境整備でもう半分も使っているんだと。特に水道関係では塩竈は1番最初に力を入れたんですが、今まで10億もの金を出しております。ここ二市三町の市町村ではあと1億、それから四、五千万というようなことで、水源についても塩竈は断トツでございます。それはやはり先人の方々の力があつたからこそと私は本当に自慢にしておるところでございますが、そういう環境整備を整えておる塩竈が力がないのではなく、そういうことをわかっていただける市町村があればぜひ一緒になって、先ほど市町村合併のメリットで私が話したんですが、やはり行政コストがぐんと下がってくるということも目に見えております。ただ、いろんな今の福祉関係とかそれから給料問題、問題点は相当あるかと思えますが、やはり一日でも早くそういうもののメリットが出るのであれば、その合併するところとは手を握ってもいいんじゃないかと。それと同時に首長さんのをこの間ちょっと聞いたのでございますが、塩竈が本当にやろうと言えれば私らはなってもいいんですよと、その講演会の方々にお話をしているんですよ。そういう点も私らは耳にしておるので、市長さんはまだ一期ということでちょっとその辺もおこがましいと言いますが、自分から手を差し伸べるのをちょっと控えてい

るのか知りませんが、やはり時と場合によってはそういうことを口に出して一緒の方向に部課長さんたちで協議しようかということやってもいいのではないかと。よいことはもう先にとんどん進んでいいのではないかと。これがその給料問題とかいろんな福祉の手当問題、いろんなことでこれが全部均衡を保つまであと10年、20年、いつまでかかるか知らないということだと私は思います。そういう面である程度の差があっても、そういうものは合併してそういう中で異なっている面をすり合わせしていくということもできるのではないかなと思いますので、もう少しその辺の積極性をひとつご当局の方をお願いするものであります。

5番目のトイレ、駐車場ですが、あんなに立派なもので私は反対とかどうのこうのではないんですが、前はいろんな地元との掛け合い、私も何度かやったんですが、観光客に対して掃除料まで我々が払うのかとかいろんなことがございましてちょっと延び延びになりましたが、先ほどの市長さんのご答弁で本当にあんなに立派なすばらしいものを建てていただき、このクリーンということでは地元も積極的に自助努力で参加するということは大変結構なことだと思います。これ以上私から申し上げることはございません。

さらに駐車場ですが、前は駐車場に止めて壱番館に用事がある方はサインをもらえば無料で駐車してあったと。しかし、この間駐車場等の開業式に私が参加したときのあの資料にはそういうただのお話は一つも載っていないということで、もう少しその辺の説明といたしますか、やはり役所に用事があるて来れば30分間無料だとか何かそういうものを、前と同じようにもう少し皆さん市民の方にわかるようにパンフレットなり何なりを出していいんじゃないかと思いますが、その辺を踏まえて第2回目の質問とさせていただきます。

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 塩釜港の活性化につきましては先ほどの答弁でも触れさせていただきましたし、今、議員からの再質問に再度お答えをさせていただきますが、もともと仙台港区がスタートする際の当初の港の性格としては臨海型の工業港ということでありました。これは新産都市仙台湾地区の中核的な役割を果たす工業港としての機能を仙台港区に特化し、塩釜港につきましては流通拠点港湾という役割をとということで、それぞれ住み分けがされたわけですが、しかしながらその後やはり港に対する需要の高まりとともに結果的に、仙台港区につきましても工業港としての機能に加え流通拠点港としての役割もどんどん高まっていったということであるかと思っております。そういうことによりましてストロー式に塩釜港の方から仙台港の方に、特に大型船の貨物がシフトしているということでありましたが、さらに――さらにで

ありますが、最近では日本の港全体から臨海型工業の撤退というものが進んでいるわけであり、これはもう既に議員もご案内かと思いますが、コスト競争に勝ち残っていくためにはということで、例えば中国でありますとかその他の外国で新たに工場を立ち上げるという事例がどんどんふえてきております。結果的に仙台港区につきましても工場の撤退が進んでいるというのが実態であります。こういった実態を見ましたときに、やはりもう各港間の熾烈な競争であります。どういふことをそれぞれの港で提案できるかというところに尽きるのかなと思っております。地元がどれだけ汗をかくかということでもあります。でありますから、先ほど申し上げましたように、我が塩竈市の職員もそれぞれの企業を1個1個訪問させていただきながら新たな貨物の発掘につなげていきますとともに、輸送革新に対応した貨物の発掘といったようなことも喫緊の課題ではないかなと考えております。こういったことにつきましては、単に行政というだけではなくて港湾関係者の方々の多大なるご協力もいただきながら進めていく必要があるのかなと思っております。いずれ衰退が繁栄につながるような努力をなお一層してまいりたいと考えております。

それから市町村合併。決して私、消極的だという意味でお話ししたつもりはございませんで、ただ、ただ大前提は市民の方々の合意形成というのが非常に大切ではないかなと思っております。単に首長が決断するというのではなくて、塩竈市全体としてどういった方向に向かうべきかということが実は大変重要であると思っておりますし、過去の議会におきましても市民の方々の十分なお理解をいただきながらということをご答弁させていただいておりますので、今後につきましてもそういったことに十分配慮しながら、なお一層この地域の発展のために取り組んでまいりたいと思っております。

それから駐車場につきましては説明の中でもちょっと触れさせていただきましたが、旧来どおり——たしか30分間無料ですかね——30分間無料という制度はそのまま維持しながら、今までと違ってきておりますのが、公共駐車場でも駐車できるように両方使えるようになりましたということをお先ほどご説明させていただいたかと思いますが、なおこういった趣旨を今後とも積極的にPRさせていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（菊地 進君） 小倉教育長。

教育長（小倉和憲君） 私の方から道徳教育について。

私も伊藤議員のお話のとおり、人間が生きる道として道徳の重要性は同じように認識しております。今後とも市内の小中学校において道徳教育のさらなる充実に努めるよう、今後とも指

導してまいりたいと思います。以上です。

議長（菊地 進君） 4番伊藤栄一君。

4番（伊藤栄一君） 大変ありがとうございました。

3点目に一つだけお伺いしておきますが、港湾のことで18年度の概算要求で航路しゅんせつの推進、これに対してご答弁だけいただいて終わりにしたいと思います。以上です。

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） もし専門的な話になりましたらご容赦いただきたいと思いますが、塩釜港の本航路マイナス9メートルであります。我々も昨年度までマイナス9メートルでぜひという要望活動を議会とともに行ってまいりました。それで、先ほど申し上げましたように県の単独事業では限界があるということで、直轄事業でということに考え方を切りかえて、直轄事業としてぜひ取り組んでいただけないかということをお年度の中盤からお願いしてまいりました。ただ港湾事業の中身に踏み込む話になりますが、県と直轄事業の区切りがマイナス12メートルでございます。今、新しく法律が改正されて直轄事業については12メートル以上の岸壁、航路、泊地については国がやると。12メートル未満のものについて、例えば11メートルとか10メートルについては県が実施するというように大きく整理がされました。そういった中で塩釜港の航路はマイナス9メートルであります。まともに要求をしていけばこれは当然国の事業ではなく県の事業ですからという整理をされて、今までの域を一步も出ないわけであります。しかしながら直轄事業の中で特例がございまして、先ほど申し上げました輸送革新船 例えば自動車輸送船でありますとかロールオン・ロールオフ船というような船であります それは直接貨物を積んだトラックのシャーシーを船の中に積み込める。車が直接入る。こういうものは全国的な海陸一環輸送システムの中で輸送革新船と呼んでおりますが、こういった輸送体系を促進する手伝いをするということで、こういった分野につきましては直轄事業でもできるという整理がされているわけであります。しからば輸送革新船というのがどれぐらいの水深かということですが、大宗、大体平均として7半ぐらいであります。7メートル50であります。もちろんそういうやつよりも大きいやつもございますし小さいやつもありますが、国の整理の仕方としては輸送革新船の最大は7メートル50だという整理をされております。先ほど私が、60点か70点かもしれませんが、と申し上げたのはそういう理由であります。本来は9メートルにももちろん掘らなければならぬわけあります。ですから、まずは7メートル50を直轄事業でクリアしていただければ、その下をさらに今までどおり県の事業としてさらに9メータ

一までの部分を取り組んでいただくことはできるわけでありますので、ぜひそういった制度を最大限に活用したいということで、今年度につきましては 100点はいただけないかもしれませんが、直轄事業として目を振り向けていただけるということではぜひぜひご理解をいただければと思っております。以上でございます。（「はい。ありがとうございました」の声あり）

議長（菊地 進君） 以上をもって本定例会の全日程は終了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、本定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 4 時 13 分 閉会

---

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 17 年 9 月 30 日

塩竈市議会議長 菊 地 進

塩竈市議会議員 志子田 吉 晃

塩竈市議会議員 鈴 木 昭 一